

平成三十年六月十四日開会  
平成三十年六月二十九日閉会

# 平成三十年第二回定例会会議録

西之表市議会

# 平成三十年第二回西之表市議会定例会会議録目次

第一号 六月十四日(木)

一、開 会	．．．．．	五
一、開 議	．．．．．	五
一、会議録署名議員の指名	．．．．．	六
一、会期の決定	．．．．．	六
一、提出議案の一括上程	．．．．．	七
一、市長の所信表明並びに提案理由説明	．．．．．	七
八板市長	．．．．．	七
一、議案審議	．．．．．	一
報告第一号 専決処分の承認を求めることについて(西之表市税条例等の一部を改正する条例)	．．．．．	一
長吉税務課長説明	．．．．．	二
長野広美さん質疑	．．．．．	一
長吉税務課長	．．．．．	一
橋口美幸さん質疑	．．．．．	五
報告第二号 専決処分の承認を求めることについて(西之表市都市計画税条例の一部を改正する条例)	．．．．．	一
長吉税務課長説明	．．．．．	六
長野広美さん質疑	．．．．．	一
長吉税務課長	．．．．．	七
報告第三号 専決処分の承認を求めることについて(西之表市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	．．．．．	一
長吉税務課長説明	．．．．．	八
橋口美幸さん質疑	．．．．．	九

長吉税務課長	．．．．．	一九
長野広美さん質疑	．．．．．	一九
報告第四号 専決処分の承認を求めることについて（平成二十九年西之表市一般会計補正予算（第八号））	．．．．．	二〇
奥村財産監理課長説明	．．．．．	二〇
長野広美さん質疑	．．．．．	二四
神村企画課長	．．．．．	二四
松下社会教育課長	．．．．．	二五
橋口美幸さん質疑	．．．．．	二五
下川福祉事務所長	．．．．．	二五
一、休憩	．．．．．	二六
一、再開	．．．．．	二六
一、議案審議	．．．．．	二六
報告第五号 専決処分の承認を求めることについて（平成二十九年西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第六号））	．．．．．	二六
長野健康保険課長説明	．．．．．	二六
報告第六号 専決処分の承認を求めることについて（平成二十九年西之表市交通災害共済事業特別会計補正予算（第二号））	．．．．．	二七
吉田市民生活課長説明	．．．．．	二七
報告第七号 専決処分の承認を求めることについて（平成二十九年西之表市介護保険特別会計補正予算（第六号））	．．．．．	二九
森高齢者支援課長説明	．．．．．	二九
長野広美さん質疑	．．．．．	三〇
森高齢者支援課長	．．．．．	三〇
報告第八号 専決処分の承認を求めることについて（平成二十九年西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第六号））	．．．．．	三一
長野健康保険課長説明	．．．．．	三一
報告第九号 平成二十九年西之表市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	．．．．．	三二

奥村財産監理課長説明	．．．．．	三二
報告第一〇号 平成二十九年度西之表市水道事業会計予算繰越計算書の報告について	．．．．．	三四
奥村財産監理課長説明	．．．．．	三四
一、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	．．．．．	三五
一、休 憩	．．．．．	三七
一、再 開	．．．．．	三七
一、議案審議	．．．．．	三七
議案第三六号 西之表市税条例の一部を改正する条例の制定について	．．．．．	三七
長吉税務課長説明	．．．．．	三七
議案第三七号 西之表市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	．．．．．	三七
下川福祉事務所長説明	．．．．．	三八
橋口美幸さん質疑	．．．．．	三八
下川福祉事務所長	．．．．．	三八
議案第三八号 西之表市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について	．．．．．	三九
下川福祉事務所長説明	．．．．．	三九
議案第三九号 平成三十年西之表市一般会計補正予算（第一号）	．．．．．	四〇
奥村財産監理課長説明	．．．．．	四〇
議案第四〇号 平成三十年西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）	．．．．．	四二
長野健康保険課長説明	．．．．．	四二
議案第四一号 平成三十年西之表市介護保険特別会計補正予算（第一号）	．．．．．	四三
森高齢者支援課長説明	．．．．．	四三
議案第四二号 平成三十年西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第一号）	．．．．．	四四

長野健康保険課長説明	四四
議案第四三号 平成三十年度西之表市水道事業会計補正予算(第一号)	四四
上妻水道課長説明	四四
一、請願・陳情の委員会付託	四六
一、日程報告	四六
一、散会	四六

第二号 六月十五日(金)

一、開議	五一
一、一般質問	五一
木原幸四君	五一
園田農林水産課長	五一
八板市長	五三
戸川建設課長	五四
大瀬総務課長	五六
小山田教委総務課長	五七
岩下経済観光課長	五八
一、休憩	五八
一、再開	五八
一、一般質問	五八
生田直弘君	五八
小山田教委総務課長	五九
大平教育長	六三

八板市長	六四
岩下經濟観光課長	六八
上妻水道課長	七〇
内学校教育課長	七一
松下社会教育課長	七三
一、休 憩	七四
一、再 開	七四
一、一般質問	七四
橋口好文君	七五
八板市長	七五
園田農林水産課長	七五
小山田教委総務課長	八一
戸川建設課長	八四
奥村財産監理課長	八七
大瀬総務課長	八八
一、休 憩	九〇
一、再 開	九一
一、一般質問	九一
鮫島市憲君	九一
神村企画課長	九一
八板市長	九三
岩下經濟観光課長	九四
一、休 憩	九八

第三号 六月十八日(月)

一、再 開	九八
一、一般質問	九八
河本幸男君	九八
日笠山農委事務局長	九八
園田農林水産課長	九九
八板市長	一〇一
一、日程報告	一〇八
一、散 会	一〇八
一、開 議	一一三
一、一般質問	一一三
竹下秀樹君	一一三
大瀬総務課長	一一四
八板市長	一一七
神村企画課長	一一八
一、休 憩	一一九
一、再 開	一一九
一、休 憩	一一九
一、再 開	一一九
一、一般質問	一一九
和田香穂里さん	一一九
八板市長	一二〇

神村企画課長	．．．．．	一三三
大瀬総務課長	．．．．．	一二八
下川福祉事務所長	．．．．．	一二九
松元地域支援課長	．．．．．	一三三
内学校教育課長	．．．．．	一三七
森高齢者支援課長	．．．．．	一三八
一、休憩	．．．．．	一三八
一、再開	．．．．．	一三八
一、一般質問	．．．．．	一三八
渡辺道大君	．．．．．	一三八
岩下経済観光課長	．．．．．	一三九
園田農林水産課長	．．．．．	一四〇
八板市長	．．．．．	一四三
奥村財産監理課長	．．．．．	一四五
大瀬総務課長	．．．．．	一四六
神村企画課長	．．．．．	一四七
戸川建設課長	．．．．．	一五〇
一、休憩	．．．．．	一五三
一、再開	．．．．．	一五四
一、一般質問	．．．．．	一五四
橋口美幸さん	．．．．．	一五四
八板市長	．．．．．	一五四
長野健康保険課長	．．．．．	一五四



岩下経済観光課長	一六三
戸川建設課長	一六四
吉田市民生活課長	一六七
下川福祉事務所長	一六八
一、日程報告	一七一
一、散会	一七一

第四号 六月十九日(火)

一、開議	一七七
一、一般質問	一七七
川村孝則君	一七七
岩下経済観光課長	一七八
八板市長	一七八
神村企画課長	一八三
松下社会教育課長	一九二
一、休憩	一九五
一、再開	一九五
一、一般質問	一九五
田添辰郎君	一九五
奥村財産監理課長	一九六
長吉税務課長	一九九
下川福祉事務所長	二〇二
八板市長	二〇四

内学校教育課長	．．．．．	二〇五
一、休憩	．．．．．	二〇五
一、再開	．．．．．	二〇五
一、一般質問	．．．．．	二〇六
神村企画課長	．．．．．	二一二
一、休憩	．．．．．	二一四
一、再開	．．．．．	二一四
一、一般質問	．．．．．	二一四
一、日程報告	．．．．．	二一五
一、散会	．．．．．	二一五
第五号 六月二十九日(金)		
一、開議	．．．．．	二二一
一、議案審議	．．．．．	二二一
議案第三六号 西之表市税条例の一部を改正する条例の制定について	．．．．．	二二一
鮫島総務文教委員長報告	．．．．．	二二二
議案第三七号 西之表市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	．．．．．	二二二
木原産業厚生委員長報告	．．．．．	二二三
一、休憩	．．．．．	二二三
一、再開	．．．．．	二二四
一、議案審議	．．．．．	二二四
議案第三八号 西之表市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について	．．．．．	二二四

木原産業厚生委員長報告	．．．．．	一二四
渡辺道大君賛成討論	．．．．．	一二五
議案第三九号 平成三十年度西之表市一般会計補正予算(第一号)	．．．．．	一二五
小倉予算特別委員長報告	．．．．．	一二五
議案第四〇号 平成三十年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算(第一号)	．．．．．	一二七
小倉予算特別委員長報告	．．．．．	一二七
議案第四一号 平成三十年度西之表市介護保険特別会計補正予算(第一号)	．．．．．	一二八
小倉予算特別委員長報告	．．．．．	一二八
議案第四二号 平成三十年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第一号)	．．．．．	一二九
小倉予算特別委員長報告	．．．．．	一二九
議案第四三号 平成三十年度西之表市水道事業会計補正予算(第一号)	．．．．．	一二九
小倉予算特別委員長報告	．．．．．	一三〇
請願第七号 教職員定数削減と義務教育費国庫負担制度二分の一復元、複式学級解消をはかるための、二〇一九年度政府予算に係る意見書採択の要請について	．．．．．	一三〇
鮫島総務文教委員長報告	．．．．．	一三一
和田香穂里さん質疑	．．．．．	一三一
鮫島総務文教委員長	．．．．．	一三一
和田香穂里さん賛成討論	．．．．．	一三一
請願第八号 国民健康保険制度に関する請願書	．．．．．	一三二
木原産業厚生委員長報告	．．．．．	一三二
橋口美幸さん原案に賛成討論	．．．．．	一三三
川村孝則君原案に反対討論	．．．．．	一三四
和田香穂里さん原案に賛成討論	．．．．．	一三六

田添辰郎君原案に反対討論	．．．．．	二三七
一、議案追加上程・議案審議	．．．．．	二四一
議案第四四号 教職員定数削減と義務教育費国庫負担制度二分の一復元、複式学級解消をはかるための、二〇一九年度政府予算に係る意見書の提出について	．．．．．	二四一
鮫島総務文教委員長説明	．．．．．	二四二
一、議員派遣の件	．．．．．	二四三
一、閉会中の継続審査	．．．．．	二四四
一、市長挨拶	．．．．．	二四四
八板市長	．．．．．	二四四
一、議長閉会挨拶	．．．．．	二四五
永田議長	．．．．．	二四五
一、閉会	．．．．．	二四六

# 平成三十年第二回西之表市議会定例会

## 一、会期日程

月	日	曜	種	別	内	容
六・十四	木	本会議	開会、会議録署名議員の指名、会期の決定、提出議案の一括上程、市長の所信表明並びに提案理由説明、議案審議（質疑・委員会付託省略・討論・表決）、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙、議案審議（質疑・委員会付託）、請願・陳情の委員会付託			
十五	金	本会議	一般質問			
十六	土	休	休			
十七	日	休	休			
十八	月	本会議	一般質問			
十九	火	本会議	一般質問			
二十	水	委員会	付託案件審査 予算特別委員会			
二十一	木	委員会	付託案件審査 予算特別委員会			
二十二	金	委員会	付託案件審査 産業厚生委員会			

二十九	二十八	二十七	二十六	二十五	二十四	二十三
金	木	水	火	月	日	土
本 会 議	休 会	委 員 会	委 員 会	委 員 会	休 会	休 会
<p>議案審議（各常任委員会及び予算特別委員会委員長報告、質疑・討論・表決）、請願・陳情審 議（各常任委員会委員長報告、質疑・討論・表決）、議案一件追加上程、議案審議（質疑・委 員会付託省略・討論・表決）、議員派遣の件、閉会中の継続審査、閉会</p>						
		各特別委員会・議会運営委員会	付託案件審査 各常任委員会	付託案件審査 総務文教委員会		

一、付議事件		審議方法	結 果
番号	事 件 名		
報告第 一号	専決処分の承認を求めることについて（西之表市税条例等の一部を改正する条例）	即 決	六月十四日承認
報告第 二号	専決処分の承認を求めることについて（西之表市都市計画税条例の一部を改正する条例）	即 決	六月十四日承認
報告第 三号	専決処分の承認を求めることについて（西之表市国民健康保険条例の一部を改正する条例）	即 決	六月十四日承認
報告第 四号	専決処分の承認を求めることについて（平成二十九年西之表市一般会計補正予算（第八号））	即 決	六月十四日承認
報告第 五号	専決処分の承認を求めることについて（平成二十九年西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第六号））	即 決	六月十四日承認
報告第 六号	専決処分の承認を求めることについて（平成二十九年西之表市交通災害共済事業特別会計補正予算（第二号））	即 決	六月十四日承認
報告第 七号	専決処分の承認を求めることについて（平成二十九年西之表市介護保険特別会計補正予算（第六号））	即 決	六月十四日承認
報告第 八号	専決処分の承認を求めることについて（平成二十九年西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第六号））	即 決	六月十四日承認
報告第 九号	平成二十九年西之表市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について		六月十四日報告
報告第 一〇号	平成二十九年西之表市水道事業会計予算繰越計算書の報告について		六月十四日報告
議案第 三六号	西之表市税条例の一部を改正する条例の制定について	委員会付託	六月二十九日原案可決
議案第 三七号	西之表市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の	委員会付託	六月二十九日原案可決

一部を改正する条例の制定について

議案第 三八号	西之表市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について	委員会付託	六月二十九日原案可決
議案第 三九号	平成三十年度西之表市一般会計補正予算（第一号）	委員会付託	六月二十九日原案可決
議案第 四〇号	平成三十年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）	委員会付託	六月二十九日原案可決
議案第 四一号	平成三十年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第一号）	委員会付託	六月二十九日原案可決
議案第 四二号	平成三十年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第一号）	委員会付託	六月二十九日原案可決
議案第 四三号	平成三十年度西之表市水道事業会計補正予算（第一号）	委員会付託	六月二十九日原案可決

一、付議事件（追加分）

番号	事件名	審議方法	結果
議案第 四四号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度二分の一復元、複式学級解消をはかるための、二〇一九年度政府予算に係る意見書の提出について	即決	六月二十九日原案可決



一、請願書・陳情書（新規分）

番号	事 件	名	提出者	結 果
請願第 七号	教職員定数削減と義務教育費国庫負担制度二分の一復元、複式学級解消をはかるための、二〇一九年度政府予算に係る意見書採択の要請について		西之表市安納九七六番地 鹿児島県教職員組合 熊毛地区支部西之表地区協議会 議長 榎園 智香子	六月二十九日採 択
請願第 八号	国民健康保険制度に関する請願書		西之表市安納三六一三番地 西之表市生活と健康を守る会 会長 沖田 一元	六月二十九日不採 択

本會議第一号（六月十四日）

# 本会議第一号（六月十四日）（木）

## ◎出席議員（十六名）

一番 下川和博君  
二番 小倉初男君  
三番 竹下秀樹君  
四番 永田章君  
五番 木原幸四君  
六番 川村孝則君  
七番 和田香穂里さん  
八番 河本幸男君  
九番 鮫島市憲君  
一〇番 中野周君  
一一番 田添辰郎君  
一二番 生田直弘君  
一三番 橋口好文君  
一四番 長野広美さん  
一五番 渡辺道大君  
一六番 橋口美幸さん

## ◎欠席議員（〇名）

## ◎地方自治法第二百一十一条による出席者

市長	八板俊輔君
副市長	中野哲男君
教育長	大平和男君
会計管理者兼 会計課長	毛井文子さん
総務課長兼 選管書記長	大瀬浩一郎君
企画課長	神村弘二君
市民生活課長	吉田孝一君
財産監理課長	奥村裕昭君
地域支援課長	松元明和君
税務課長	長吉輝久君
健康保険課長	長野望君
高齢者支援課長	森真樹君
経済観光課長	岩下栄一君
農林水産課長	園田博己君

◎議会議務局職員出席者

建設課長	戸川信正君
水道課長	上妻敏男君
福祉事務所長	下川法男君
農委事務局長	日笠山昭代さん
監査事務局長	河内時久君
教委総務課長兼	小山田八重子さん
学校給食センター所長	
学校教育課長	内健史君
社会教育課長	松下成悟君
局長	濱尾実君
次長	古市善哉君
書記	中島恵さん
書記	小園啓太君

平成三十年六月十四日午前十時開会

△開 会

○議長（永田 章君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより平成三十年第二回西之表市議会定例会を開会いたします。

初めに、四月の異動で五名の新課長の方々が本会議場に出席をしていますので、御紹介をしておきたいと思えます。

高齢者支援課長、森真樹君。

○高齢者支援課長（森 真樹君） よろしくお願いたします。

○議長（永田 章君） 経済観光課長、岩下栄一君。

○経済観光課長（岩下栄一君） よろしくお願いたします。

○議長（永田 章君） 福祉事務所長、下川法男君。

○福祉事務所長（下川法男君） よろしくお願いたします。

○議長（永田 章君） 教育委員会学校教育課長、内健史君。

○学校教育課長（内 健史君） よろしくお願いたします。

○議長（永田 章君） 監査委員事務局長、河内時久君。

○監査事務局長（河内時久君） よろしくお願いたします。

○議長（永田 章君） 以上でございます。よろしくお願いたします。

△開 議

○議長（永田 章君） これより本日の会議を開きます。

ただいままでの出席議員は十六名であります。

本日の日程は、配付しております議事日程第一号のとおりであります。

議事日程（第一号）

日程第一 会議録署名議員の指名

日程第二 会期の決定

日程第三 提出議案の一括上程

日程第四 市長の所信表明並びに提案理由説明

日程第五 報告第一号 専決処分承認を求めることについて  
（西之表市税条例等の一部を改正する条例）

日程第六 報告第二号 専決処分承認を求めることについて  
（西之表市都市計画税条例の一部を改正する条例）

日程第七 報告第三号 専決処分承認を求めることについて  
（西之表市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

例）

日程第八 報告第四号 専決処分承認を求めることについて  
（平成二十九年西之表市一般会計補正予算（第八号））

号）

日程第九 報告第五号 専決処分の承認を求めることについて

- （平成二十九年西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第六号））
- 日程第一〇 報告第 六号 専決処分の承認を求めることについて  
（平成二十九年西之表市交通災害共済事業特別会計補正予算（第二号））
- 日程第一一 報告第 七号 専決処分の承認を求めることについて  
（平成二十九年西之表市介護保険特別会計補正予算（第六号））
- 日程第一二 報告第 八号 専決処分の承認を求めることについて  
（平成二十九年西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第六号））
- 日程第一三 報告第 九号 平成二十九年西之表市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第一四 報告第一〇号 平成二十九年西之表市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第一五 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議員の選挙
- 日程第一六 議案第三六号 西之表市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第一七 議案第三七号 西之表市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第一八 議案第三八号 西之表市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

日程第一九 議案第三九号 平成三十年西之表市一般会計補正予算（第一号）

日程第二〇 議案第四〇号 平成三十年西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）

日程第二一 議案第四一号 平成三十年西之表市介護保険特別会計補正予算（第一号）

日程第二二 議案第四二号 平成三十年西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第一号）

日程第二三 議案第四三号 平成三十年西之表市水道事業会計補正予算（第一号）

日程第二四 請願・陳情の委員会付託

#### △会議録署名議員の指名

○議長（永田 章君） それでは、日程第一、会議録署名議員の指名をいたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第八十八条の規定により、二番議員小倉初男君、三番議員竹下秀樹君を指名いたします。

#### △会期の決定

○議長（永田 章君） 次は、日程第二、会期の決定を議題といた

します。

お諮りいたします。

去る六月十一日開催の議会運営委員会の決定のとおり、今定例会の会期は本日から六月二十九日までの十六日間とし、配付してある日程表のとおりしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から六月二十九日までの十六日間とし、配付してある日程表のとおり決定いたしました。

#### △提出議案の一括上程

○議長（永田 章君） 次は、日程第三、提出議案の一括上程であります。

報告第一号から報告第一〇号及び議案第三六号から議案第四三号までを一括して上程をいたします。

#### △市長の所信表明並びに提案理由説明

○議長（永田 章君） 次は、日程第四、市長に所信表明並びに提案理由の説明を求めます。

「市長 八板俊輔君登壇」

○市長（八板俊輔君） おはようございます。

本日、ここに平成三十年第二回西之表市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては御出席をくださいます、まことにありがとうございます。

一昨日、六月十二日には、世界中が注目する中で、史上初となる米朝首脳会談が開催されました。北朝鮮の非核化そして平和の構築が中心的な課題であり、本市の馬毛島問題も、背景は国際問題に関連していることを意識しながら、今後とも世界の政治の流れを注視していきたいと考えます。

それでは、議案説明に先立ちまして、本年四月以降の各種行事や事業の状況、各種施策の取組みについて御報告いたします。

まず、市主催事業や地域行事、市民の皆様の活動などについて触れたいと思います。

観光、交流の取組みとしまして、四月二十九日に種子島カップヨットレースが開催されました。当日はあいにくの無風状態となり、結果として、全艇リタイアのノーレースとなりましたが、前日の種子島ヨットまつりには中国からおよそ二十人の皆様が来島され、交流を深めることができました。今後は、海外艇が参加できる環境づくりも検討していきたいと考えております。

五月六日には商店街で子供まつりが開かれました。主催した商工会青年部では、霧島連山硫黄山噴火に伴い、水稻栽培に影響が出た伊佐市の稲作農家に少しでも元気づけたいと義援金を募り、アトラクション参加料の一部とあわせ、長年交流のある伊佐市商工会青年

部を通じて市へ届ける活動が行われました。

五月十三日には第十六回生涯スポーツ大会を市内四つの会場で、ソフトボール、グランドゴルフ、ミニバレーボールの競技を九十五チーム九百六十六名参加のもと開催しました。若者から壮年、婦人、高齢者が相互の親睦と融和を図り、楽しい汗を流しました。

五月十五日から十七日にかけて伊佐市から本城小学校、田中小学校、山野小学校の児童らが訪れ、学童疎開を縁とする市内小学校との交流事業が実施されました。この取組みも四年目を迎え、ますます姉妹都市としてのきずなが深まっていると考えております。

五月二十日日曜日には市民一斉の海岸清掃を実施いたしました。天候が不安定であったにもかかわらず、およそ千八百人の参加をいただきました。おかげをもちまして、これからの観光シーズンに向けて、来島される方々に気持ちよく過ごしていただけるようになりました。

参加された市民の皆さん、ごみの回収に当たられた建設業、建築業の皆さん、また見回りなどの御協力をくださった消防団など関係団体の皆さんに心から感謝を申し上げます。

六月三日には西之表市消防操法大会が市民体育館駐車場を会場として開催されました。小型ポンプの部とポンプ自動車の部に分かれて、日ごろ鍛えた各校区消防分団のわざが披露され、両部門とも榕城分団が優勝する結果となりました。

七月十五日に開催されます熊毛支部消防操法大会には西之表市の

代表として参加していただきます。消防操法に関しては熊毛のレベルはとても高いです。優勝を目指して頑張っていただきたいと思えます。

五月二十八日から六月十日にかけて映画「ライフ・オン・ザ・ロングボード・セカンド・ウェーブ」の撮影が島内各地にて行われました。喜多監督を初め豪華キャストが来島され、多くの市民がエキストラとして参加し、無事に撮影を終了することができました。来年の春には全国公開が予定されておりますので、観光振興に結びつけていきたいと考えております。

続きまして各種施策等の状況について御報告をいたします。まず、産業の分野、農林水産業の状況についてであります。

農業分野の平成二十九年産農産物生産実績については、概算値ではありますけれども、粗生産額が六十一億三千百万円となっております。平成二十八年度と比較いたしますと、各品目とも相次ぐ台風の影響を受けて十億円の減少となり、非常に厳しい結果となりました。主要品目の生産概要につきましては、基幹作物のさとうきびが五億三千七百万円で、平均反収四トン八百二十六キログラム、生産量は二万九千九百九十九トンと、対前年度比三億五千万円の減収となりました。

種子島のブランド品目である安納いもは十二億四千四百万円で、二億七千万円の減収となりました。

バレイショは一億九千六百万円で、台風の影響による植えつけ遅



れや曇天続きの天候により、対前年度比一億六千万円の減収となりました。

畜産は二十五億四千三百万円で、子牛出荷頭数の減少、それから平均価格の下落によりまして三億八千万円の減収となりました。

次に、鳥獣被害であります。被害金額は、前年対比で六七・六%、四千四百万円でありました。シカの有害駆除期間での捕獲頭数は二千頭で、平成三十年度は捕獲目標二千五百頭としております。守りの対策である侵入被害防止さくの設定とあわせて、猟友会の皆さんの協力による狩猟捕獲活動を支援し、効果的な被害防止対策に努めているところです。今後さらに関係機関との連携を深めていきたいと思っております。

林業につきましては、各関係機関と連携して施業の集約化と生産性の向上を図りながら、島外需要拡大に向けた輸送費の支援をした結果、林業総生産額で前年対比一一・二%、八千四百五十三万円、木材島外出荷量は一万七百万立米となっております。

水産業の状況ですが、資源状況の悪化や魚価の低迷、漁業就業者の減少及び高齢化、燃油価格の高騰など厳しい状況が続いております。

種子島漁協における平成二十九年度の水揚げ総額はおよそ三億六千万円、うち島外出荷は七千五百万円で、全体の二〇%の見込みであり、平成二十八年度との比較といたしましては、水揚げ総額においておよそ一千万円の減、島外出荷量においても減少をしております。

す。

平成三十年四月五日から二十七日まで予定しておりましたモジャコ漁につきましては、予定数量に達したということで十九日に操業が終了し、五千二百四十四キログラム、七千三百六十二万五千七百六十円の水揚げ金額でありました。水揚げ数量では対前年度比一・四四倍の伸びとなりました。

次に、観光、交流、まちづくりの方向と今後の予定についてであります。

本年度、平成三十年度からスタートしました第六次長期振興計画に基づき、歴史と国際色豊かな港町の再生を図り、中心市街地、商店街の活性化を目指すための港町再生に取り組んでいきます。これまでの議論を踏まえまして、さらに本市の歴史や文化、自然、空き店舗や周辺の観光資源も有効に活用し、港町としての魅力を生かしながら、さまざまな団体、地域と連携した組織づくりを図り、広く議論を深めていきたいと考えております。

本年度は、また、より効率的な組織を目指して機構改革を実施いたしました。改変、新設しました企画課の中に創設した歴史文化活用係においては、喜志鹿崎の北に沈む日本軍の九七式艦上攻撃機について、遺骨の確認作業を慎重に進めつつ、その歴史的価値に着目しながら、民間の団体とも連携して注意深く調査を進めているところであります。今後、状況によって厚生労働省とともに情報交換や協力体制を構築しながら適宜対応をしてまいりたいと考えております。

す。

今後の予定について申し述べます。

七月十八日には「飛鳥Ⅱ」が寄港を予定しています。大型客船が寄港するようになり、これまで延べおよそ二十隻が寄港しております。今後も、国、県に対して要望を重ね、西之表港のさらなる施設整備を図ります。本年度は、明けて三月にも「飛鳥Ⅱ」の二回目の寄港が予定されております。

八月十九日には第四十九回種子島鉄砲まつりが開催されます。今回は市制施行六十周年記念ということもありまして、花火大会の充実などを目玉に準備を進めております。

次に、健康保健についてであります。

平成二十九年国民健康保険特別会計においては、国・県特別調整交付金が当初の見込みより多かったことと保険給付費が予想より低く抑えられたことなどが相まって、一般会計からの法定外繰入れは不要となりました。今期定例会に報告しております専決予算で減額することができました。

また、国民健康保険事業につきましては、本年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、国民健康保険運営に中心的な役割を担う、いわゆる国民健康保険事業の都道府県単位化が開始されております。この制度改革のために、国は国民健康保険への公費拡充政策をとっていますが、高齢化や医療の高度化による医療費の増加や公費による税負担緩和措置の将来的な縮小も予想され、今後の国民健

康保険運営は決して楽観できるものではありません。

保険税収入の確保、保険給付の適正化、医療費の適正化、これらを図りながら、国民健康保険事業の安定的、持続的な運営のため、なお一層の健全財政に努めます。

高齢者対策として、今年度より新しく高齢者支援課を設置しております。高齢者支援課では、五月三十一日から、大学や企業と連携し、認知症予防のため、いわゆる介入試験に取り組んでおります。

これまで二年間にわたり市民の認知症リスクを測定してきましたが、その中で、将来的に認知症になる可能性のある方々を対象に、具体的な予防対策を講じて効果を測定する取組みであります。今後、測定結果を踏まえ、認知症予防のための具体的対策の検討につなぐたいと考えております。

地域づくりについて触れておきたいと思っております。

去る五月三十日から下西校区を皮切りに市長と語る会を開催しています。今後二カ月ほどで全ての地域を回り、市民の皆様方と有意義な意見交換ができればと考えております。

人口減少と過疎化が進む中で、いかに地域力を維持していくか、市民とともに考え、対応していくことが求められております。

本市でも、長期振興計画を初め各種計画において、その対策を最重要課題として位置付けており、この課題に各課横断的に取り組むことにより、地域の多様な主体の連携、協力を図り、必要なサービスを提供するための地域コミュニティの基盤づくりへの取組みを促

進してまいります。

馬毛島についても触れておきたいと思います。

国の動きにつきましては、大きな変化の情報が入っておりませんが、本年当初にお示しいたしました利活用の一環として、今年の夏に、市内の小学校五・六年生十名程度を募集し、馬毛島の自然に触れる体験活動を実施したいと考えております。この件につきましては地主からも協力をいただいております。この件につきましては地主からも協力をいただいております。一步一步着実に進めていきたいと考えます。

それでは、本日提案いたしました議案について御説明いたします。

本定例会に提案いたしました議案は、西之表市税条例等の一部を改正する条例などの条例の一部を改正する専決処分報告三件、平成二十九年西之表市一般会計補正予算など補正予算の専決処分報告五件、平成二十九年西之表市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告など繰越関連の報告二件、西之表市税条例の一部を改正する条例の制定など条例の一部改正が三件、平成三十年西之表市一般会計補正予算など予算議案五件の合計十八件であります。

主な議案について御説明いたします。

議案第三六号は、地方税法及び生産性向上特別措置法の規定により固定資産税の軽減を図るため、条例の一部を改正しようとするものです。

議案第三七号は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の制定に伴い、条例の一部を改正しよ

うとするものです。

議案第三八号は、鹿児島県乳幼児医療費助成事業補助金交付要綱の一部改正に伴い、条例を改正しようとするものです。

議案第三九号から議案第四三号は、平成三十年西之表市一般会計及び特別会計等の補正予算であります。

一般会計補正予算の主なものは、喜志鹿崎灯台周辺の観光施設整備事業である北部観光整備事業に五千三十七万五千円、道路新設改良費に社会資本整備総合交付金の決定により二千四百四十三万七千円を追加、そのほか各費目に四月一日付け人事異動に伴う人件費を計上しております。

この結果、歳入歳出予算の総額に千四百四十五万三千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ百二億一千六百四十五万三千円とするものであります。

市民の皆様並びに議員各位には一層の御理解と御支援を賜りますよう衷心よりお願い申し上げますとともに、議員各位に御審議をお願い申し上げます。私の市政に対する所信表明及び提案理由の説明といたします。

ありがとうございました。

○議長（永田 章君） 市長の所信表明並びに提案理由の説明は終わりました。

#### △議案審議

○議長（永田 章君） これより議案審議を行います。

△報告第一号 専決処分の承認を求めることについて（西之表

市税条例等の一部を改正する条例）

○議長（永田 章君） 初めに、日程第五、報告第一号、専決処分の承認を求めることについて（西之表市税条例等の一部を改正する条例）を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔税務課長 長吉輝久君〕

○税務課長（長吉輝久君） 御説明いたします。

議案書の一ページをお開きください。

報告第一号、本案は、専決処分の承認を求めることについてであります。

西之表市税条例等の一部を改正する条例を地方自治法第七十九条第一項の規定により、平成三十年三月三十一日、専決処分としましたので、同条第三項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求めらるるものであります。

今回の条例改正は、平成三十年度税制改正において、地方創生の推進の基盤となる地方の税財源を確保するため、個人住民税の基礎控除等の見直しや平成三十年度の評価替えに伴い、現行の土地に係る固定資産税等の負担調整措置等の継続、たばこ税の税率引上げなどについて地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことを受

けて、本市税条例に所要の改正を加えたものであります。

例年、市税条例については、国の税制改正による地方税法等の関連法律の改正案が国会で可決、公布されるのが毎年三月末となる上、法律の施行日が四月一日となっていることから、議会を招集して審議していただくことが難しいことから、地方自治法に定める専決処分以外に条例改正の手段がないものでございます。

確かに条例中には市民の皆様には負担を強いる改正を含んでいることは事実であります。地方税に関しては、国が定める地方税法に明確に規定され、上位法である地方税法等が改正されると税条例も必然的に改正する必要があり、これまで各市町村の判断で改正できる部分がない限り専決処分としてきたところであり、御理解いただきますようしくお願いいたします。

それでは、新旧対照表で御説明いたしますので、新旧対照表の一ページをお開きください。

第一条は、「西之表市税条例（昭和四十七年西之表市条例第六号）の一部を改正するものである」です。

字句及び条項の整理に伴う改正部分につきましては説明を省略させていただきます。

第二十条は、延滞金の計算の基礎となる日数について、三百六十五日当たりの割合とすることを定めるものです。

次に、第二十三条第三項は市民税の納税義務者等を定めています。が、人格のない社団等については、電子申告義務化に係る規定を適

用しないこととするものです。

二ページをお開きください。

第二十四条は個人の住民税の非課税範囲を定めています。第二号は、障害者、未成年者、寡婦又は寡夫に対する非課税措置の所得要件を百二十五万円から百三十五万円に改めるものです。

同条第二項は控除対象配偶者の定義の変更に伴う規定の整備で、控除対象配偶者は同一生計配偶者となり、また均等割の非課税限度額を従前の計算方式に十万円を加算するものです。

三ページをお開きください。

第三十四条の二は所得控除を定めています。給与所得控除から基礎控除への振替えが行われ、その上限額も引き上げられたことにより、基礎控除額が適用される要件として「前年の合計所得金額二千五百万円以下である」を追加するものです。

次に、同条の六においても所得の調整控除の適用について定めています。第三十四条の二と同様に、適用される要件として「前年の合計所得金額二千五百万円以下である」を追加するものです。

四ページをお開きください。

第三十六条の二は、公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者が源泉控除対象配偶者に係る配偶者特別控除を受けようとする場合の申告書の提出を不要とするものです。

七ページをお開きください。

第四十七条の三及び第四十七条の五は、法の改正に合わせて規定

の整備を行うものです。

九ページをお開きください。

第四十八条は、法人の市民税の申告、納税に関して、内国法人の外国関係会社等に係る所得の課税の特例について、国税における取扱いと同様に、申告、納付すべき法人税額より控除するものです。

また、資本金が一億円を超える法人に対しては、納税申告書及び添付書類の地方税関係手続用電子情報処理組織、いわゆる e L T A X を使用して行う方法により提出を義務づけるものです。

一三ページをお開きください。

第五十二条は、法人市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金について定めるものです。

一六ページをお開きください。

第九十二条は、多様化している製造たばこの区分を新たに規定するものです。

一七ページをお開きください。

第九十三条の二は、加熱式たばこの喫煙用具について、法規定の新設に伴う規定の整備で、加熱式たばこを製造たばこみなすものです。

一八ページをお開きください。

第九十四条はたばこ税の課税標準を定めています。加熱式たばこの課税標準とする紙巻きたばこの本数への加算方法について、重量と価格により換算する方法とするものです。

二二ページをお開きください。

第九十五条は、たばこ税の税率は千本につき五千六百九十二円とするものです。

二二ページをお開きください。

第九十八条は、第九十四条において定義語を定めたことによる規定の整備です。

二三ページから二四ページまでの附則第三条の二及び附則第四条は、第四十八条及び第五十二条の改正に伴う規定の整備です。

二五ページをお開きください。

附則第五条は、個人の市民税の所得割の非課税限度額が十万円引き上げられたことにより規定を整備するものです。

次に、二五ページから二七ページにかけてまして、附則第十条の二は、課税標準の特例により固定資産税が軽減される、いわゆるわがまち特例に関しての法の規定が大きく改正され、法附則第十五条において、市町村の条例に定める特例の割合について第一項から第二十六項まで定めるものです。

次に、二七ページの附則第十条の三第三項から三一ページの第十一項までは、法改正に伴う条ずれの規定の整備です。

三一ページの第十二項は、高齢者、障害者等の利便性及び安全性の向上を目的としたバリアフリー改修が行われた実演芸術の公演の用に供する施設について、固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告書に記載する内容及び添付する書類について

て定めるものです。

三二ページから三六ページにかけてまして、附則第十一条は土地の価格の特例、三三ページの附則第十二条は宅地等に対して課する各年度分の固定資産税の特例、三六ページの附則第十三条は農地に対して課する各年度分の固定資産税の特例を定めています。法の改正に伴い、特例措置が平成三十年度から平成三十二年まで適用されることから規定の整備をするものです。現行の仕組みを三年間延長するものです。

三七ページをお開きください。

附則第十五条は特別土地保有税の課税の特例を定めています。法の改正に伴い、平成三十年度から平成三十二年まで延長するものです。

ただし、平成十五年度から課税の停止措置がとられているところ。です。

三九ページから四六ページにかけてまして、第二条改正から第五条改正につきましては、平成三十年十月一日から実施される加熱式たばこの課税方式の見直しについて、五年間で段階的に引き上げていくための改正です。

四七ページをお開きください。

第六条による改正は、平成二十七年税制改正において講じられた紙巻きたばこ三級品の特例税率の廃止に伴う経過措置について、今回のたばこ税率の引上げに伴い、平成三十一年四月一日に行うこ

ととされている税率の引上げを同年十月一日に延期することとし、平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間の税率を平成三十一年九月三十日まで適用することとしたものです。

次に、議案書に戻りまして一一ページをお開きください。

附則として、第一条に施行期日を、第二条に市民税に関する経過措置を、第三条に固定資産税に関する経過措置を、第四条から第十条は市たばこ税に関する経過措置及び手持品課税に係る市たばこ税の規定を定めております。

第四条から第十条は、平成三十年から平成三十三年にかけて、消費税率一〇%となる平成三十一年度を除いた年度に三回に分けて増税を行う激変緩和措置についての規定でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「一四番 長野広美さん」

○一四番（長野広美さん） えっと、非常に多岐にわたる税制改正で、市民の生活に直結するようですね、控除ですとかさまざまな条例改正がこのように議会に対して報告というふうな形のこの国のそもそもの提案については大変憤りを感じているところなんです。私たち議会に対して、議会がですね、もう最終的にはほとんどしっかりと審議する時間も与えられていないということが残念だと思っております。

質問、お伺いしたい点は、今回の改正によって私たちの市税がど

のように変わるのか、対象となる、大半は経過措置も含めてますので一言では難しいとは思いますが、わかる範囲でわかりやすく説明していただければ助かります。

○税務課長（長吉輝久君） 一般の方は、今回の個人所得課税の見直しについては、給与所得控除や公的年金等控除から基礎控除へ十萬円の振替えを行うことにより税負担は増加しないが、総所得金額等や合計所得金額等が増加する場合があります。

それと、前年度合計所得金額が二千五百万円を超える方については基礎控除がなくなってきましたので、その方については増税になってくるんじゃないかと思われれます。

以上です。

○一四番（長野広美さん） 今回答していただいた部分で、今、現実に西之表市の税金が、税収入がですね、試算された部分がありますでしょうか。今回の改正によって。

○税務課長（長吉輝久君） 今のところまだ試算はされていないような状況でございます。七月にですね、国民健康保険税が課税をしますと、その段階ではつきりわかってくると思いますので、後日、また御連絡をしたいと思っております。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

「一六番 橋口美幸さん」

○一六番（橋口美幸さん） 今の同僚議員の発言につけ加えまして、先ほどの説明の中で、消費税率一〇%の部分の説明が少しありました

けれども、ここをもうちょっと詳しく説明をいただけたらと思います。

○**税務課長（長吉輝久君）** 先ほどの一〇%の部分につきましてはですね、たばこ税の引上げに伴う関係ですね、その引上げの部分については除いた分で改正をするということでございます。

以上です。

○**議長（永田 章君）** ほかに質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○**議長（永田 章君）** 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○**議長（永田 章君）** 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○**議長（永田 章君）** 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○**議長（永田 章君）** 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○**議長（永田 章君）** 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

△**報告第二号 専決処分の承認を求めることについて（西之表**

**市都市計画税条例の一部を改正する条例）**

○**議長（永田 章君）** 次は、日程第六、報告第二号、専決処分の承認を求めることについて（西之表市都市計画税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

議案説明を求めます。

「税務課長 長吉輝久君」

○**税務課長（長吉輝久君）** 御説明いたします。

議案書の二〇ページをお開きください。新旧対照表については五

〇ページからとなります。

報告第二号、本案は専決処分の承認を求めることについてであり

ます。

西之表市都市計画税条例の一部を改正する条例を地方自治法第七十九条第一項の規定により、平成三十年三月三十一日、専決処分としましたので、同条第三項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求めるものであります。

今回の条例改正は、平成三十年度税制改正に伴い、地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことを受けて、本市都市計画税条



例に所要の改正を加えたものであります。

議案書、二二ページをお開きください。

第一条の upper から中段の附則につきましては、宅地等に対して課する各年度分の都市計画税の特例、商業地等に係る各年度分の宅地等調整都市計画税、農地に対して各年度分の都市計画税の特例を定めています。条項の繰り上げ、繰り下げ等の整理と対象期間を「平成二十七年から平成二十九年まで」を「平成三十年から平成三十二年まで」に改めるものです。現行の仕組みを三年間延長するものです。

次に、第六項、法附則第十五条の一一第一項は、西之表市税条例の一部改正と同様に、法律改正に合わせて改正するものです。バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂に係る実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額を追加するもので、減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告書に記載する内容及び添付する書類について定めるものです。

二三ページをお開きください。

第二条は、条項の項ずれによる改正です。

附則として、第一条に施行期日を平成三十年四月一日に、第二条に経過措置を定めております。

以上でございます。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「一四番 長野広美さん」

○一四番（長野広美さん） 今回、西之表市のこの都市計画税の条例になりますが、これがこの専決処分での提案といったことに至る理由を説明してください。

○税務課長（長吉輝久君） 先ほど説明したのと同じようにですね、市税条例が改正される部分で、関連して都市計画税も一緒になりますので、そういった形で改正になるということです。

○一四番（長野広美さん） 今の説明でわかりましたけど、もう一点わからないのがですね、平成二十七年から平成二十九年度の部分をそのまま三年間延長するという説明でしたが、その判断についてももう少し説明いただけますか。

○税務課長（長吉輝久君） 現在あるその特例、今の現在説明した特例ですね、三年間延長するというものでございますので、特例措置が継続するというところでございます。

以上です。

○一四番（長野広美さん） 今課長の説明はですね、国の上部条項改正に伴う本市の市税の変更という部分の前提に立って、今回、都市計画税がそれに伴う条例改正の提案になっているんですけども、それがその前年のものをそのまま三年間分を延長するという部分は本市独自の判断ではないんですか。それとも、これも国からの法律改正に伴う改正ということで理解してよろしいんですか。

○税務課長（長吉輝久君） 先ほど説明したようにですね、国からの改正に伴い、市の条例も改正するというところでございます。

以上です。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案についても委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

△報告第三号 専決処分の承認を求めることについて（西之表

市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○議長（永田 章君） 次は、日程第七、報告第三号、専決処分の承認を求めることについて（西之表市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

議案説明を求めます。

「税務課長 長吉輝久君」

○税務課長（長吉輝久君） 御説明いたします。

議案書の二四ページをお開きください。新旧対照表は五七ページになります。

報告第三号、本案は専決処分の承認を求めることについてであります。

西之表市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法第七十九条第一項の規定により、平成三十年三月三十一日、専決処分としましたので、同条第三項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求めるものであります。

今回の条例改正は、平成三十年度税制改正に伴い、地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことを受けて、本市国民健康保険税条例に所要の改正を加えたものであります。

議案書の二六ページをお開きください。

第二条第二項は、平成三十年度税制改正において、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額「五十四万円」を「五十八万円」に改めるものです。

次に、第二十三条は国民健康保険税の減額を定めていますが、経済動向等を踏まえ、五割軽減、二割軽減基準の軽減基準判定所得を改正するもので、軽減の対象となる所得の基準について、五割軽減基準の対象となる世帯の軽減判定所得の算定においては、被保険者の数に乘すべき金額を「二十七万円」を「二十七万五千元」に、二割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定においては、被保険者の数に乘すべき金額を「四十九万円」を「五十万円」に改めるものです。このことにより、低所得者に対する軽減措置の拡充が図られることとなります。

附則として、第一条に施行期日を平成三十年四月一日に定めております。

以上でございます。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「一六番 橋口美幸さん」

○一六番（橋口美幸さん） 限度額が五十四万円から五十八万円に上がるということについての世帯数の影響、世帯数を教えてください。

○税務課長（長吉輝久君） 軽減を拡充したことによりまして、世帯数で二十一人、被保険者数で四十人増加する予定です。

以上です。

「一四番 長野広美さん」

○一四番（長野広美さん） えっとですね、国民健康保険税の税額

については、基本的にはそれぞれの自治体で、議会等でですね、議論されて、その最終的に決定がなされるというふうに理解しているところですよ。

で、今回の改正につきましては、基礎控除額という枠組みの改正というふうに理解はするんですが、今課長からの御説明で、提案理由の中に、地方税の改正に伴うという御説明をいただきました。地方税が改正されることによって、このような専決処分という形で議会に提案されるその経緯というのをちよつと余りこれまで見てなかったもので、それはいわゆるそういった法律による、基づく手続ということになるんでしょうか。

○税務課長（長吉輝久君） お答えいたします。

限度額とかですね、軽減判定については、国の条例改正に基づきまして市も条例改正するような、条例改正というんですかね、徴税法の改正によりまして市の条例改正も行いますけど、所得割とか資産割とか均等割とか平等割については各自治体で税率を改正するという形になります。

以上でございます。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会付託を省略したいと思いますが、御異議あ

りませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決

いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

△報告第四号 専決処分の承認を求めるとして（平成二

十九年度西之表市一般会計補正予算（第八号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第八、報告第四号、専決処分の

承認を求めるとして（平成二十九年度西之表市一般会計補正

予算（第八号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

「財産監理課長 奥村裕昭君」

○財産監理課長（奥村裕昭君） 報告第四号、専決処分の承認を求めるとしてでございます。

議案書、二七ページをお開きください。

平成二十九年度西之表市一般会計補正予算（第八号）について、地方自治法第七十九条第一項の規定により平成三十年三月三十一日に専決したもので、同条第三項の規定により議会に報告し、承認を求めるとでございます。

別添の専決処分書をごらんください。めくっていただきまして、条文をごらんいただきたいと思っております。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ三千三百九十九万三千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ百一億四千五百七十九万九千円と定めたものでございます。これは前年度と比較し、専決額で六一・七%の減額となっております。

七ページをお開きください。

第二表、繰越明許費補正は一件で、十款教育費、三項中学校費の種子島中学校トイレ改修事業によるものです。金額が五千百七十六万円の追加です。

八ページをお開きください。

第二表、地方債補正は変更六件で、それぞれの事業費の確定に伴うもので、補正後の限度額を総額二千六百七十万円減額し、十五億五千四百五十二万一千円とするものでございます。

次に、歳入の主なものについて御説明いたします。

事項別明細書の一二ページをお開きください。

一款市税は総体で五十一万五千円増額し、市税の平成二十九年度収入見込み額を十四億二千六百八十四万八千円といたしました。これは前年度比で三千八万二千元、率で二・一％増となったところでございます。

最下段になります。二款地方譲与税から一四ページに行きまして十款交通安全対策特別交付金までの国からの交付税等につきましては、一部を除き増額補正となっています。その大半を占める地方交付税については、一四ページ上段にございますように、六千三百二万九千円増額補正でありまして、対前年度比では六千二百四十万円、率にいたしました一・四％の増額となりました。

一五ページをお開きください。

十二款使用料及び手数料、一項使用料、七目教育使用料は百四十九万五千円の増額となりました。主なものは、三節鉄砲館展示室使用料で百五万五千円、五節体育施設使用料で五十八万三千円の増額でございます。

一五ページ最下段から一六ページにかけては手数料でございますが、総額七百七万円の増額となりました。主には、一六ページ、二段目でございます二目衛生手数料七百四十一万九千円の増額が大きいものとなっております。

一六ページ中段から二〇ページにかけては、十三款国庫支出金及び十四款県支出金でございますが、これは補助金等交付額が確定

したことによるもので、主なものは歳出の事業の中で御説明いたします。

二一ページをお開きください。

下段になります。一六款、一項、一目寄附金は六百八万九千円の減額で、内容は西之表市ふるさと応援寄附金の額の確定等によるものでございます。

なお、平成二十九年度のふるさと応援寄附金の額は、最終的に六千八百九十一万一千円となっております。

二三ページから二四ページにかけてですが、二十款市債は二千六百七十万円を減額し、発行総額を十五億五千四百五十二万一千円とするもので、それぞれ事業費の確定に伴うものでございます。

続いて歳出について御説明いたします。目の補正が一千万円以上のもので、それから特別説明が必要と思われるものを中心に御説明させていただきます。

二五ページをお開きください。

二款総務費、一項総務管理費は、一目一般管理費において全ての節で減額し、総額で一千五百六十二万三千円、めぐっていただきます。二六ページ、二目人事管理費でも全節合計で一千八万六千円をそれぞれ減額となっております。主な要因は、執行額確定によるものでございます。

二目人事管理費は一千八万六千円減額しておるところでございますが、主な要因といたしまして、四節共済費二百六十四万五千円及

び七節賃金、付記説明欄の臨時雇用者賃金六百三十六万八千円は、産休並びに育休等に対応する臨時職員の実質減によるものでございます。

続いて二七ページをお開きください。

十目財産管理費は二億八万七千円の増額でございます。二十五節積立金、付記説明欄の財政調整基金には二億八百七十五万九千円を増額し、二八ページ上段の西之表市ふるさと応援寄附基金では、寄附金額及び基金利子確定により六百八万四千円を減額、他の基金は利子分等の予算を減額してございます。

十二目企画費は一千三百三十一万円を減額しています。主な要因は、十九節負担金補助及び交付金、付記説明欄の県協議会が事業主体となる有人国境離島法航路・空港路運賃低廉化事業の実質確定に伴う一千八十一万七千円の減額等でございます。

二九ページをお開きください。

二十二目情報政策費は一千三百六十六万五千円を減額してございます。主な要因は、十三節委託料、付記説明欄の光ファイバー網設備補修及び地域イントラネット関連機器保守一千三百二十五万四千円の減額が主なもので、市管理の光ファイバー網及びライブカメラに対する台風等災害時用の特別保守費用として計上してございましたが、昨年度は台風等の被害がなかったため減額となったものでございます。

二十三目地域振興費は一千四百五十一万四千円を減額してござい

ます。

三〇ページをお開きください。

十三節委託料七百五十八万九千円は、ふるさと納税の寄附金額減少に伴い、返礼品発送業務が減少したことによる七百十五万円の減額が主なものでございます。十九節負担金補助及び交付金二百二十九万五千円の減額は、それぞれ事業確定に伴う補助金の確定でございます。

三三ページ、最下段をごらんください。

三款民生費、一項社会福祉費、一目社会福祉総務費は九千七百六万九千円を減額してございます。

三四ページになります。

二十八節繰出金、付記説明欄の国民健康保険特別会計の繰出金八千八百三十五万六千円の減額が主な原因でございます。詳細として、平成二十九年度においては法定外操出しがなくなりました。今後とも、国を含め、健康保険の運営のあり方には注視をしていきたいというふうを考えております。

続いて三六ページをお開きください。

九目障害者福祉費を千七百五十万五千円減額しております。主な要因として、二十節扶助費の一千六百一十一万四千円の減額で、付記説明欄に記載の更生医療給付費及び施設入所支援の増額以外の給付等は、それぞれ対象者又は利用者の減及び一人当たりの給付額の減

に伴うものでございます。

三八ページをお開きください。

続いて三目児童措置費を一千四百二十五万四千円減額してございます。九節旅費及び十九節負担金補助及び交付金を執行額確定により減額する一方、二十節扶助費の教育・保育給付費一千五百八十九千円の増額は、処遇改善に伴う加算額の年度末精算などを含め三月末までの実績によるものでございます。

続いて六目子ども医療費を二百九十万二千円減額してございます。主なものは、二十節扶助費、付記説明欄の子ども医療費助成金二百六十五万九千円の減額でございます。

三九ページをあらんくください。

同款、三項生活保護費、二目扶助費は四千二百三十七万六千円を減額してございます。二十節扶助費、付記説明欄の生活扶助費一千三百二十六万五千円、医療扶助費一千五百五十三万三千円、介護扶助費一千二百九十万七千円が減額の主なものでございます。ほとんどが当初計画に比べ給付対象者が減じたことによる減額が主な要因でございます。支給実績を昨年度と比較しますと、生活扶助費が六・二%減、医療費扶助が七・九%減、介護扶助は三二%減少してございます。

続いて同款の四項災害救助費、一目災害救助費は一千百万円を減額しております。二十節扶助費の災害弔慰金や災害障害見舞金及び二十一節貸付金の災害援助資金については、該当する災害が発生し

なかったことによる皆減でございます。

四〇ページをお開きください。

四款衛生費、一項保健衛生費、三目予防接種費は五百四十二万円の減額ですが、主なものは、十三節委託料、予防接種の委託五百二十四万九千円の減額で、実績に伴う減額となっております。

四三ページをお開きください。

六款農林水産業費、一項農業費、三目農業振興費は三千五百七十一千円を減額しております。主な要因は、十九節負担金補助及び交付金中、付記説明欄の補助金、主なものとして、四四ページになりますが、生産力向上支援二百七十七千円は国の基金事業発動による減額、戦略産品輸送費支援二千二百四十三万三千円の減額等は実績に伴うものでございます。

同款、同項、四目農業経営合理化対策事業費は一千四百五十四万六千円の減額となっております。主な要因は、十九節負担金補助及び交付金のうち、付記説明欄の補助金、機構集積協力金一千三百九十二万六千円の減額で、県の財源不足により事業の調整を行ったことが主な要因でございます。

同款、同項、五目畜産業費は九百八十一万三千円の減額となっております。主な要因は、十九節負担金補助及び交付金二百七十三万九千円と二十一節の貸付金六百九十九万八千円の減額で、執行額決定によるものでございます。

五〇ページをお開きください。

八款土木費、二項道路橋梁費、三目道路新設改良費は一千六百七十一万八千円を減額しております。主な要因は、十五節工事請負費一千七十三万二千円の減額で、道路二路線分の工事発注の執行額確定による減額と、十七節公有財産購入費二百五十五万二千円及び十二節の補償補填及び賠償金三百五万八千円は事業用地取得に時間を要した分を減額したものでございます。

五一ページをお開きください。

同款、五項港湾費、二目港湾建設費は二千六百四十四万円を減額してございます。主な要因といたしましては、十九節負担金補助及び交付金で、県の事業実施時期が未確定であったため、それについて年度末に確定したことから減額をしたものでございます。

五六ページをお開きください。

十款教育費、三項中学校費、一目学校管理費は五千三十六万九千円を増額しております。主な要因は、十五節工事請負費五千三十一万円の増額で、付記説明欄にございますように、中学校トイレ改修工事でございます。平成二十九年度に事業前倒しとなりましたが、県からの事業決定通知が年度末ぎりぎりとなったため、増額したものでございます。

以上、経常的なものを除き、目の補正が一千万円以上のものを中心に御説明いたしました。平成二十九年度の最終専決予算ですので、総体的には事業の執行残の調整となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「一四番 長野広美さん」

○一四番（長野広美さん） すみません、専決で委員会審査が省略されるということで、二点ほどちょっと詳細な説明をお願いいたします。

二八ページの企画費の有人国境離島法に絡む減額補正ですが、ちよつとまあ、今年度の新しい事業ということもありますけれども、この減額のもう少し具体的な説明があればお願いしたいと思います。二点目は、五七ページになります。図書費の中に図書館システム導入業務が三百万円の減額となっております。この内容について説明をお願いいたします。

「企画課長 神村弘二君」

○企画課長（神村弘二君） 企画費の分からお答えをいたします。

企画費の負担金補助及び交付金、有人国境離島関連の一千八十一万七千円の減額ということですが、最終的な事業費が三千四百十二万円ということになっております。で、初年度、今議員からも御案内ありましたように、初年度ということ、なかなかどれぐらいいなくなっていくのが見込めないというようなところがあって、割と多目に県のほうが予算の負担ということをつくっていたというようなどころがあるんですけども、決定が来たのが四月の十二日になってからその確定がされたというようなことがあったので、どうしても専決でないに対応ができなかったというようなことでございます。



す。

ちなみに、これによる効果として、高速船については、昨年から大体一五〇%ほど住民の利用等については増えています。

以上です。

〔社会教育課長 松下成悟君〕

○社会教育課長（松下成悟君） お答えいたします。

図書館のシステムの借上げにつきましては、契約の締結が三月補正後となったことにより、導入業務委託料という部分を使用料、賃借料に流用いたしまして、残りの分を減額した分でございます。

以上です。

〔一六番 橋口美幸さん〕

○一六番（橋口美幸さん） 三九ページなんですけれども、二目扶助費のことをお聞きしたいと思います。医療扶助費、介護扶助費、それぞれ対象者の減ということだったんですけれども、もともと何人の人数で、どういう具体的な人数の減があったのかということがわかれば教えていただきたいと思えます。

〔福祉事務所長 下川法男君〕

○福祉事務所長（下川法男君） お答えをいたします。

世帯数と人員数でまずお答えをいたしますが、平成二十九年四月現在で、世帯数が二百三十七世帯、人員が二百八十三名でございます。平成三十年の四月現在で、世帯数が二百六世帯、人員が二百三十七名というふうになっております。

各扶助ごとの人数については、ちよつと手元に資料がありませんけれども、必要であれば、また後で提供させていただきたいと思えます。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会付託を省略したいと思えますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よつて、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よつて、本案は原案のとおり承認することに決しました。

ここでしばらく休憩いたします。おおむね十一時二十分ごろより再開いたします。

午前十一時九分休憩

午前十一時二十分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続行いたします。

△報告第五号 専決処分承認を求めることについて（平成二

十九年度西之表市国民健康保険特別会計補正予

算（第六号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第九、報告第五号、専決処分の

承認を求めることについて（平成二十九年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第六号））を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔健康保険課長 長野 望君〕

○健康保険課長（長野 望君） 御説明いたします。

議案書、二八ページをお開きください。

本案は、平成二十九年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第六号）を地方自治法第七十九条第一項の規定により平成三十年三月三十一日に専決処分したことについて、同条第三項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求めるところでございます。

別冊の専決処分書、条文をごらんください。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ八千八百四十七万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十九億九千二百三十三万六千円とするものであります。

補正の主なものにつきまして歳出から御説明いたします。

一二ページをお開きください。

二款保険給付費、一項療養諸費一千五百二十万一千円の減額及び一三ページにかけての同款、二項高額療養諸費五百五十四千円の減額は決算見込みに基づくもので、医療費が当初予算策定時の推計を下回ったことによる補正でございます。

一四ページをお開きください。

七款、一項共同事業拠出金、一目高額医療費拠出金二千四百三万六千円の減額及び二目保険財政共同安定化事業拠出金四千五十七万円の減額は、国民健康保険団体連合会からの拠出金決定に基づき補正するものでございます。

次に、歳入について御説明いたします。

七ページをお開きください。

七ページから八ページにかけての三款国庫支出金から六款県支出金につきましては、国、県からの交付決定通知に基づき、それぞれ補正するものでございます。

三款、二項国庫補助金の付記説明欄、普通調整交付金につきましては、医療費が減額されたことに伴い二千二百四十四千円を減額して

おります。付記説明欄、特別調整交付金につきましては、経営努力支援分、いわゆる特特でございますが、その二千九百万円、それと保険者努力支援制度の前倒し金四百八十五万七千円が含まれているところでございます。

七款、一項共同事業交付金九百九十二万六千円の減額は、国民健康保険団体連合会からの交付決定通知に基づき補正するものでございます。

九款繰入金、一項他会計繰入金八千八百三十五万六千円の減額は、九ページ、付記説明欄、財政補填分八千五百三十六万四千円の減額がその主なものでございます。国の特別調整交付金、県の特別調整交付金が当初予算時よりも多かつたことや保険給付費が減額になったこと等により減額をするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

#### △報告第六号 専決処分の承認を求めるとについて（平成二

十九年度西之表市交通災害共済事業特別会計補

正予算（第二号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第一〇、報告第六号、専決処分

の承認を求めるとについて（平成二十九年度西之表市交通災害共済事業特別会計補正予算（第二号））を議題といたします。

議案説明を求めます。

「市民生活課長 吉田孝一君」

○市民生活課長（吉田孝一君） 御説明いたします。

議案書、二九ページをお開きください。

本案は、平成二十九年度西之表市交通災害共済事業特別会計補正

予算（第二号）について、地方自治法第七十九条第一項の規定により平成三十年三月三十一日に専決処分したもので、同条第三項の規定により議会に報告し、承認を得るものでございます。

別冊の交通災害共済事業特別会計専決処分書、条文をごらんください。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ十七万七千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二百八十五万一千円とするものでございます。

補正の主なものについて歳出から御説明をいたします。

六ページをお開きください。

一款、一項、一目事業費を百三十四万八千円減額し、百五十四万七千円としております。内訳といたしまして、一節報酬及び九節旅費は西之表市交通災害共済審査会に係るもので、審査会が開催されませんでしたので全額を減額しております。七節賃金は、共済加入事業のため臨時職員を三月間雇用いたしました。その実績に基づき減額をするものでございます。八節報償費は、共済会費の取りまとめに係るもので、実績により減額をしております。十九節負担金補助及び交付金は、共済見舞い金を当初見込みから実績に合わせて百二十八万二千円減額しております。

二款、一項、一目基金積立金については、歳入における財産収入が六千円の減額となったため、歳出財源内訳のうち、特定財源から一般財源に組み替え、執行残から九十八万円を増額し、百万円を基

金に積んでおります。これにより、平成二十九年度末における交通災害共済基金の残高は三千二百二十一万円となります。

続いて四款、一項、一目予備費については、歳出実績に合わせ十九万五千円追加をしております。

次に、歳入についてでございます。

五ページをお開きください。

一款、一項、一目共済会費収入十七万一千円の減額は、加入実績により減額をしております。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

△報告第七号 専決処分承認を求めることについて（平成二十九年西之表市介護保険特別会計補正予算（第六号））

○議長（永田 章君） 次は、日程第一一、報告第七号、専決処分の承認を求めることについて（平成二十九年西之表市介護保険特別会計補正予算（第六号））を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔高齢者支援課長 森 真樹君〕

○高齢者支援課長（森 真樹君） 御説明いたします。

議案書、三〇ページをお開きください。

本案は、平成二十九年西之表市介護保険特別会計補正予算（第六号）について、地方自治法第七十九条第一項の規定により平成三十年三月三十一日に専決処分したもので、同条第三項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求めるところでございます。別冊、専決処分書、条文をごらんください。

今回の第六号補正予算は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ一千三十万一千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十二億三百七十六万九千円とするものでございます。

補正の主なものにつきまして歳出から御説明いたします。

九ページをお開きください。

一〇ページにかかまして、二款保険給付費、一項介護サービス等諸費五千四百二十三万三千円の減額は、要介護者に係る介護サービス給付費等の決算見込みに基づくものでございます。前年度と比較いたしますと七百七十五万三千円、〇・五%の増となっております。

一一ページをごらんください。

同款、二項介護予防サービス等諸費四百四十三万八千円の減額は、要支援者に係る介護予防サービス給付費等の決算見込みに基づくものでございます。前年度と比較いたしますと三百四万二千元、一六・五%の減となっております。

一二ページから一六ページにかかまして、三款地域支援事業費につきましては、決算見込みにより全体で一千六百六十一万円減額しております。前年度と比較いたしますと一千七十九万五千円、九・八%の増となっております。

一六ページでございます。

四款、一項基金積立金につきましては、最終的に二千六百二十万八千円を積み立て、平成二十九年度末残高が五千六百二十五万四千円になる見込みでございます。

次に、歳入について御説明いたします。

六ページをお開きください。

一款、一項介護保険料百五十六万円の追加は、決算見込みによるものでございます。

三款国庫支出金から五款県支出金につきましては、保険給付費等の事業の確定による交付決定通知に基づくものでございます。

七ページをごらんください。

七款繰入金、一項一般会計繰入金三百四十三万七千円の減額は、職員給与費等の決算見込みによるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「一四番 長野広美さん」

○一四番（長野広美さん） 一点だけ御説明をお願いいたします。

支出の部分の保険給付費がですね、五千万円強減額されておりまして、前年対比ではおよそ前年並みという御説明をいただきました。

ただですね、金額が当初の予算よりも大幅な減額というふうな中身について、特にそれぞれ項目別に分かれておりますが、例えば、施設介護サービス給付費等、その減額になった原因と思われるところがあれば、もう少し細かな説明をお願いいたします。

○高齢者支援課長（森 真樹君） 御説明いたします。

補正における減額の要因につきましては、ありましたとおり、当初予想どおり利用が伸びなかったことが挙げられます。

ただし、対前年度比におきまして、介護サービス費は増加してございますし、予防サービスは減少している、で、なおかつ地域支援事業費が伸びておりますので、予防につきましては総合事業への移行がなされつつあると考えております。

で、その中身についてでございますけれども、特に施設介護の減額が大きくなってございます。で、要因といたしましては、介護老人保健施設でございますけれども、在宅復帰のほうに力を入れていく、そういう関係で入所者数が減少しているというのを伺ってございます。で、一方で、ショートステイの利用が増えている、そういう傾向にあるというのを確認をしております。

以上でございます。

○議長（永田 章君） よろしいですか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

△報告第八号 専決処分承認の承認を求めるとについて（平成二

十九年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計

補正予算（第六号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第一二、報告第八号、専決処分の承認を求めるとについて（平成二十九年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第六号））を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔健康保険課長 長野 望君〕

○健康保険課長（長野 望君） 御説明いたします。

議案書、三一ページをお開きください。

本案は、平成二十九年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第六号）を地方自治法第七十九条第一項の規定により平成三十年三月三十一日に専決処分したことについて、同条第三項の

規定によりこれを議会に報告し、承認を求めるものでございます。

別冊、専決処分書、条文をごらんください。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ七十万三千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二億二千四百八十四万五千円とするものであります。

補正の主なものにつきまして歳出から御説明いたします。

七ページをお開きください。

一款総務費、一項総務管理費八十四万三千円の減額及び同款、二項徴収費四十六万九千円の減額は、決算見込みにより補正をするものでございます。

八ページをお開きください。

三款保健事業費、一項健康保持増進事業費、一目健康審査費十六万六千円の追加は、長寿健診の実績見込みによる十三節委託料二十一万円の追加がその主なものでございます。

四款諸支出金、二項、一目繰出金四十九万八千円の追加は、広域連合からの特別調整交付金決定に伴い一般会計に繰り出すものでございます。

次に、歳入について御説明いたします。

五ページをお開きください。

一款、一項後期高齢者医療保険料、一目特別徴収保険料二百六万二千円の減額及び同項、二目普通徴収保険料二百五十三万二千円の追加は、決算見込みによる補正でございます。

三款繰入金、一項一般会計繰入金二百八十二万七千円の減額は、決算見込みにより事務費繰入金の減額をするものでございます。

五款諸収入、二項償還金及び還付加算金三十九万八千円の追加は、二目保険料還付金三十四万円の追加がその主なもので、決算見込みによるものでございます。

六ページをお開きください。

同款、四項雑入百二十四千円の追加は、健康診査補助金及び特別調整交付金等の交付決定に基づく増額でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

△報告第九号 平成二十九年西之表市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（永田 章君） 次は、日程第一三、報告第九号、平成二十九年西之表市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

〔財産監理課長 奥村裕昭君〕

○財産監理課長（奥村裕昭君） 報告第九号、平成二十九年西之表市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。

議案書、三二ページをお開きください。

地方自治法第二百十三条に規定する翌年度に繰り越して使用する繰越明許費について、同施行令第四百六条第二項の規定により、別紙のとおり議会に報告するものでございます。

三三ページをお開きください。

平成二十九年西之表市一般会計繰越明許費繰越計算書で御説明



をいたします。

今回の繰越明許は五件、九事業でございます。三月議会において補正予算により繰越明許費として補正された事業及び先ほどの専決処分にて追加させていただきました事業でございます。

金額は事業ごとの総事業費を示しており、総額十億三千七百七十二万五千円、そのうち翌年度繰越額の合計九億五千八百七十四万四千円を繰り越すものでございます。

なお、翌年度繰越額において三月補正時より減額となっている分につきましては、先ほどの専決処分、平成二十九年度補正予算（第八号）の中で減額調整や年度内に執行した部分によるものでございます。

それでは、繰越しを行う事業ごとに主な要因について御説明いたします。

表中、上から一番目、漁港維持補修事業四百万円は、海上工事であり、海象条件により施工不能期間が相当な日数あったことから年度内の完成が困難となり、繰り越すものでございます。

次に、表中の二番目、社会資本整備総合交付金事業一千八百三十七万一千円は、橋梁の補修工事には通行どめが必要となりますが、地元との調整に時間を要したことと一部工事が遅れてしまったことから年度内の完成が困難となり、繰り越すものでございます。

次に、表中の三番目、社会資本整備総合交付金事業の西町上之原線八百三十六万円は、工事の施工上、支障となる店舗の駐車場の移

転に不測の日数を要したことと工事の一部に遅延が生じてしまったことから年度内の完成が不可能となり、繰り越すものでございます。

次に、表中の四番目、浦田線道路舗装事業一千二百三十六万円は、工事の施工に伴い発生した水道の工事に不測の日数を要したことから工事が遅れ、年度内の完成が困難となり、繰り越すものでございます。

次に、表中の五番目、上洲之崎線道路改良事業四百二十四万円は、用地交渉並びに登記申請の資料収集に不測の日数を要し、年度内の業務完成は困難となり、繰り越すものでございます。

次に、表中、六番目、上之原東町線舗装事業二千八百七十九万七千円は、工事に使用する材料が受注生産で特殊であったことから納品に時間を要し、年度内完成が不可能となり、繰り越すものでございます。

次に、表中の七番目、防災行政無線（デジタル化）設置事業八億二千四百四十四万円は、現在設置の機器の老朽化により早急な整備が必要となって、業者選定や契約を年度内に行い、設置工事を次年度に実施するため繰り越すものでございます。

次に、表中の八番目、中学校トイレ改修事業五千七百七十六万円は、補助金の決定通知が年度末ぎりぎりが出されたことから、平成二十九年度で予算化をし、事業を次年度に実施することとしたため繰り越すものでございます。

次に、表中の九番目、現年発生公共土木補助災害復旧事業九百八

十一万二千円は、海上の工事であり、海象条件により施工不能期間が不測の日数を要し、年度内の完成が不可能となり、繰り越すものでございます。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 報告は終わりました。

報告第九号は、地方自治法施行令第四百四十六条第二項の規定により報告されるものであります。

質疑を省略いたします。

△報告第一〇号 平成二十九年西之表市水道事業会計予算繰

越計算書の報告について

○議長（永田 章君） 次は、日程第一四、報告第一〇号、平成二十九年西之表市水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

〔財産監理課長 奥村裕昭君〕

○財産監理課長（奥村裕昭君） 議案書の三四ページをお開きください。

報告第一〇号、平成二十九年西之表市水道事業会計予算繰越計算書の報告についてでございます。

地方公営企業法第二十六条第一項に規定する翌年度に繰り越して使用すると決定した経費について、同条第三項の規定によりその内

容を議会に報告をするものでございます。

三五ページをお開きください。

一款資本的支出、一項建設改良費、内容について、簡単にございますが、事業ごとに説明をいたします。

一段目、武部地区生活基盤施設耐震化等交付金事業一億一千八百五十七万円並びに二段目の能野地区簡易水道統合整備事業一億七百五十万八千円は、事業用地の取得に時間を要したため繰り越すものでございます。

三段目、西之表地区簡易水道統合整備事業二億九千七百万円は、監視システムの仕様や機器の選定に時間を要したためでございます。

四段目、県営総合流域防災満徳川橋仮設管布設工事三百七万八千円並びに五段目の県営総合流域防災満徳川橋送配水管布設替工事五百二十七万一千円は、県による橋梁の改修工事に伴うものでございますが、この工期の延長により繰り越すものでございます。

三六ページをお開きください。

一段目の上之原東町線道路舗装工事に伴う配水管布設替工事五百七十二万四千円、それから二段目の県営中山間地域総合整備事業配水管布設替工事九十六万七千円、並びに三段目、浦田線舗装工事に伴う配水管布設替工事四百四十七万七千円は、それぞれ工期の延長によるものでございます。

総額五億四千二百五十二万五千円を翌年度に繰り越すものでございます。

以上です。

○議長（永田 章君） 報告は終わりました。

報告第一〇号は、地方公営企業法第二十六条第三項の規定により報告されるものであります。

質疑を省略いたします。

#### △鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（永田 章君） 次は、日程第一五、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員は、県内市町村の長及び議員のうちから市長区分六人、市議会議員区分六人、町村長区分四人、町村議会議員区分四人から構成されています。

現在の広域連合議会議員のうち市議会議員から選出する議員について三人の欠員が生じているため、広域連合議会の議員の選挙に関する規則の規定に基づき選挙の告示を行い、候補者の届け出を締め切ったところ、市議会議員から選出すべき人数を超える四人の候補者がありましたので、広域連合規約第八条第二項の規定により選挙を行います。

この選挙は、同条第四項の規定により全ての市議会の選挙における得票総数の多い順に当選人を決定することになりますので、会議規則第三十二条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人の告知は行いません。

そこで、お諮りいたします。

選挙結果の報告については、会議規則第三十二条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することとしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

したがって、選挙結果の報告については、会議規則第三十二条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決しました。

それでは、選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（永田 章君） ただいままでの出席議員数は十六名であります。

それでは、投票用紙を配付いたします。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（永田 章君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

〔議会事務局長氏名点呼・各員投票〕

- 一番 下川 和博 議員
- 二番 小倉 初男 議員
- 三番 竹下 秀樹 議員
- 四番 永田 章 議員
- 五番 木原 幸四 議員
- 六番 川村 孝則 議員
- 七番 和田 香穂里 議員
- 八番 河本 幸男 議員
- 九番 鮫島 市憲 議員
- 一〇番 中野 周 議員
- 一一番 田添 辰郎 議員
- 一二番 生田 直弘 議員
- 一三番 橋口 好文 議員
- 一四番 長野 広美 議員
- 一五番 渡辺 道大 議員
- 一六番 橋口 美幸 議員

○議長（永田 章君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いた

します。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（永田 章君） これより開票を行います。

会議規則第三十一条第二項の規定により、立会人に下川和博君、小倉初男君を指名いたします。

よって、両名の立ち会いをお願いいたします。

〔開票・点検〕

○議長（永田 章君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数十六票。これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち

有効投票十六票

無効投票ゼロ票

有効投票中

新屋敷幸隆君ゼロ票

西江園明君一票

伊瀬知正人君十票

たてやま清隆君五票

以上のとおりであります。

なお、本選挙結果は議長から鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙選挙長に報告するものとし、当選人は県下十九市議会の選挙終了後に決定することになります。

ここでしばらく休憩をいたします。おおむね十三時ごろより再開をいたします。

午前十一時五十七分休憩

午後一時開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。  
議案審議を続行いたします。

△議案第三六号 西之表市税条例の一部を改正する条例の制定  
について

○議長（永田 章君） 次は、日程第一六、議案第三六号、西之表市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。  
議案説明を求めます。

〔税務課長 長吉輝久君〕

○税務課長（長吉輝久君） 御説明いたします。

議案書の三七ページをお開きください。新旧対照表は五九ページになります。

議案第三六号、本案は、西之表市税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の条例改正は、地方税法の改正により、生産性革命集中投資期間中における臨時、異例の措置として、地域の中小企業における設備投資の促進に向けて、生産性向上特別措置法の規定により固定

資産税の軽減を図るため、条例の一部を改正するものです。

第一条の第二十六項、法附則第十五条第四十七項は、中小企業の設備投資を促進するための税制措置として、生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として、導入促進基本計画に定める業種で、市町村の認定を受けた中小企業の設備投資を支援するものです。

この特例措置は、中小企業等が取得した一定の機械、装置等の設備投資について、固定資産税を二分の一からゼロまで軽減すること  
を可能とする三年間の限定的な措置であります。

本市におきましては、生産性向上特別措置法の目的である労働生産性の向上を目指すために、認定を受けた中小企業の設備投資の軽減割合をゼロとする特例率を定めたところです。

次に、第二条は、条例の項ずれによる改正です。

附則として、第一条に施行期日を定めております。

以上でございます。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は総務文教委員会に付託いたします。

△議案第三七号

西之表市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第一七、議案第三七号、西之表市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔福祉事務所長 下川法男君〕

○福祉事務所長（下川法男君） それでは、議案第三七号、西之表市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明をいたします。

議案書、三八ページをごらんください。あわせて新旧対照表は六ページを参考にござらんください。

この条例は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の制定に伴い、放課後児童支援員の資格要件について、条例の一部を改正しようとするものです。

第十条第三項は放課後児童支援員を規定するものですが、第四号の改正は、「教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七十七号）第四条に規定する免許状を有する者」と全部改正するものです。これは、教員免許状の更新を受けていない場合の取扱いを明確にし、有効な教職員免許状を取得した者を対象とするため、改正するものでございます。

次に、同項第十号を加える改正は、「五年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めた者」を加えるものでございます。これは、放課後児童支援員の資格要件を拡大するた

め改正するものでございます。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものと規定をしております。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

〔一六番 橋口美幸さん〕

○一六番（橋口美幸さん） えっと、放課後児童健全育成事業を五年以上勤務ということがあるんですけども、今、状況によっては二千時間というのもあるんじゃないかなと思うんですけども、そういうものとはまた同じなのか、それともそれが新たに五年以上というふうになったのか、その五年以上の内訳、時間には関係ないのかということも含めて、一点は、市長が適当と認めるということは、そういう申請書類か何かあるのかという手続についてもお聞かせください。

○福祉事務所長（下川法男君） お答えいたします。

この規定の改正については、先ほど申したとおり、基準の一部を改正する省令の制定に伴って規定をするものでございますが、この改正の内容が、五年以上の放課後児童健全育成事業に従事した者という規定に基づいて、文言どおり改正をするものでございます。特に時間の決まりというものは今のところ連絡を受けていないところで

です。また、市長が適当と認める者については、申請様式等、まだ規則

のほうで改正を途中でございまして、その様式に基づいて判断をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（永田 章君） よろしいですか。

○一六番（橋口美幸さん） はい。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は産業厚生委員会に付託いたします。

△議案第三八号 西之表市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第一八、議案第三八号、西之表市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔福祉事務所長 下川法男君〕

○福祉事務所長（下川法男君） それでは、議案第三八号、西之表市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について御説明をいたします。

議案書、三九ページをごらんください。あわせて新旧対照表、六二ページからを参考にござらんください。

この条例は、鹿児島県乳幼児医療費助成事業費補助金交付要綱の

一部改正に伴い、平成三十年十月一日から市町村民税非課税世帯の乳幼児を対象に、医療機関等における自己負担金の支払いを求めない給付方式が導入されることにより、子ども医療費助成の対象者の見直し及び字句の整理のため、条例を改正しようとするものでございます。

第二条は、用語の定義を規定しています。第二項の助成対象の子供の定義中、西之表市重度心身障害者医療費助成条例及び西之表市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の対象者である子供のうち、市町村民税非課税世帯の乳幼児以外の子供及び生活保護法による保護を受けている子供を助成対象の子供から除くために改正をすることです。

同条第六項を加える改正は、市町村民税非課税世帯を定義するために改正をするものです。

同条第七項を加える改正は、乳幼児を定義するために改正をするものです。

第四条は、助成を規定しています。第一項にただし書きを加える改正は、市町村民税非課税世帯の助成対象の子供のうち、乳幼児が受けた保険給付に係る一部負担金については病院、診療所、薬局その他の療養機関に助成金を支給することによって行うことを規定するため改正をするものです。

第七条は、助成金の支給申請を規定しています。第二項中、保健医療機関等から提供される情報に基づき、市長に助成金の算定に必

要な事項が通知されたことをもって助成金の申請があったものとみなす機関として鹿児島県国民健康保険団体連合会に社会保険診療報酬支払基金鹿児島支部を加えるため、改正をするものです。

附則第一項として、この条例は、平成三十年十月一日から施行するものと規定しています。

四〇ページをごらんください。

附則第二項として、経過措置を規定しています。

附則第三項として、子ども医療費助成事務で個人番号を用いて地方税の賦課徴収に関する情報を取り扱うこととするため、西之表市個人番号の利用等に関する条例の一部改正を規定しています。

なお、附則第一項のただし書きにより、附則第三項の改正は平成三十年七月一日から施行することとしています。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は産業厚生委員会に付託いたします。

△議案第三十九号 平成三十年度西之表市一般会計補正予算（第

一号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第一九、議案第三十九号、平成三十年度西之表市一般会計補正予算（第一号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

「財産監理課長 奥村裕昭君」

○財産監理課長（奥村裕昭君） それでは、議案第三十九号、平成三十年度西之表市一般会計補正予算（第一号）について御説明いたします。

別冊、予算書、条文をごらんください。

第一条は、歳入歳出予算の総額について歳入歳出それぞれ一千四百四十五万三千円を追加し、歳入歳出それぞれ百二億一千六百四十五万三千円とするものでございます。

四ページをお開きください。地方債補正でございます。

第二表、上から辺地対策事業は、社会資本整備総合交付金交付率の変更及び交付決定による財源組替えにより変更を七件、地域振興推進事業（北部観光整備事業）の決定による追加一件で、辺地対策事業の対応枠を五千二百五十万円増額、該当二十三事業で限度額を二億七千三百十万円といたしました。

次に、過疎対策事業は、中学校トイレ改修事業を平成二十九年度繰越しとしたことが主な要因で、三千七百二十万円を減額、限度額を一億六千四百四十万円としております。

次に、緊急防災・減災事業は、当初予算計上の庁舎防災用電源設備機能強化事業に対する離島活性化交付金決定による減額分と地方特定道路整備事業負担金充当増額分との差額で三百八十万円を増額いたしました。限度額を四千五百二十万円としております。



次に、公営住宅建設事業は、社会資本整備総合交付金の交付決定により一千万円を増額、限度額を三千四百万円いたしました。

それでは、今回の歳入歳出予算の歳出について、金額の大きいもの、また特徴的なものについて御説明いたします。

なお、冒頭にお願いを申し上げますが、人件費等の予算については人事異動並びに機構改革が主な要因でございますので、説明を省略させていただきます、御了承いただきたいと思っております。

それでは、事項別明細書、六ページをお開きください。

款項目の款別に補正額をごらんいただきますと、最も大きいのが七款商工費五千三百三十四万七千円です。内容は、新規事業で、港町再生検討推進事業と北部観光整備事業でございます。

十款教育費五千六百七十七万二千円の減額は、中学校トイレ改修事業を平成二十九年度で予算化したことが主な要因となっております。続いて目の金額の大きいもの及び特徴的なものについて御説明させていただきます。

一〇ページをお開きください。歳出から御説明いたします。

二款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費は、このたびの機構改革に伴う経費など六百六十二万五千円を追加計上してございます。

一二ページをお開きください。

二款総務費、五項統計調査費、三目地籍調査費は、国、県の補助金の減額により事業費及び財源の調整をしております。

一六ページをお開きください。

六款農林水産業費、一項農業費、三目農業振興費では、十九節負担金補助及び交付金、付記説明欄の下から三つ目ですが、鳥獣被害防止総合対策整備を九百八十四万八千円追加してございます。これは、鳥獣被害防止さくすくの資材に対する交付金で、農家の要望が多いことから追加して対応しようとするものでございます。

一八ページをごらんください。

七款商工費、一項商工費、二目商工振興費では、新規事業といまして港町再生検討事業の予算を追加しております。歴史と国際色豊かな港町の再生、これにより中心市街地の活性化を図ることを目的としております。本年度は基本構想を策定するため、予算を追加して計上しております。

その下、四目観光費は、新規事業として北部観光整備事業に五千三十七万五千円を追加しております。これまで多くの要望が寄せられておりました喜志鹿崎灯台にトイレ等を設置しようとするものでございます。

一九ページをお開きください。

八款土木費、二項道路橋梁費、三目道路新設改良費二千四百三十三万七千円の追加は、国の社会資本整備総合交付金の決定によるものでございます。

二二ページをお開きください。

十款教育費、三項中学校費、一目学校管理費は四千六百二十万三

千円を減額しております。主なものは、二三ページです。十三節委託料及び十五節工事請負費で、付記説明欄の中学校トイレ改修の施工管理業務百四十五万円と工事五千三十一万円を平成二十九年度で予算化したことが要因でございます。

続きまして歳入について御説明いたします。

七ページをお開きください。

十三款国庫支出金、二項国庫補助金、三目教育費国庫補助金は一千四百五十九万二千円減額でございます。先ほど歳出でも御説明いたしました、中学校トイレ改修工事を平成二十九年度で予算化したことによる七節公立学校施設整備費交付金一千三百六十三万二千円の減額が主なものでございます。

次に、同款、同項、六目土木費国庫補助金二千三百九十九万二千円並びに八ページの十四款県支出金、二項県補助金、一目総務費県補助金、第一節の地籍調査事業費補助金二千二百九十七万五千円は、交付決定による補助金の減額でございます。

その三つ下、六目商工費県補助金二千四百万円の追加は、先ほど支出で説明いたしました北部観光整備事業により喜志鹿崎灯台にトイレ等を設置するための予算のうち、交付決定された県補助金分の追加でございます。

九ページには二十款市債、一項市債について記載をしております。冒頭に第二表、地方債補正で御説明した内容のとおりでございますが、三目辺地債五千二百五十万円の追加、四目過疎債三千七百

二十万円の減額、五目土木債二千五百五十万円の追加、八目消防費一千七十万円の減額などについて、それぞれ付記説明欄に記載しております事業への追加や減額を予定してございます。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は予算特別委員会に付託いたします。

△議案第四〇号 平成三十年度西之表市国民健康保険特別会計

補正予算（第一号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第二〇、議案第四〇号、平成三十年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

「健康保険課長 長野 望君」

○健康保険課長（長野 望君） 御説明いたします。

本案は、平成三十年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）であります。

予算書、条文をごらんください。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ六百八十一万二千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十二億八千六百

十八万八千円とするものでございます。

補正の主なものにつきまして歳出から御説明いたします。

予算書、六ページをお開きください。

一款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費六百八十一万四千円の減額は、人事異動に伴う人件費の補正でございます。

次に、歳入について御説明いたします。

五ページをお開きください。

六款繰入金、一項他会計繰入金、一目一般会計繰入金六百八十一万四千円の減額は、歳出の人件費補正に伴い繰入金を減額するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は予算特別委員会に付託いたします。

△議案第四一号 平成三十年度西之表市介護保険特別会計補正

予算（第一号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第二一、議案第四一号、平成三十年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第一号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

「高齢者支援課長 森 真樹君」

○高齢者支援課長（森 真樹君） 御説明いたします。

本案は、平成三十年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第一号）であります。

議案書、条文をごらんください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ一千三百二十四千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十一億二千五百十二万四千円とするものであります。

補正の主なものにつきまして歳出から御説明いたします。

予算書、六ページをお開きください。

一款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費七百三十七万七千円の追加は、職員の人事異動に伴うものでございます。

七ページをお開きください。

三款地域支援事業費、三項包括的支援事業・任意事業費、一目地域包括支援センター運営事業費五百三十七万五千円の追加は、主に職員の人事異動に伴うものでございます。

同款、同項、二目任意事業費七十万円の追加は、成年後見制度の利用のためのものでございます。

次に、歳入について御説明いたします。

五ページをお開きください。

三款国庫支出金から七款繰入金につきましては、歳出予算の補正に伴いまして、地域支援事業交付金等の再算定を行ったものでござ

います。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は予算特別委員会に付託いたします。

△議案第四二号 平成三十九年度西之表市後期高齢者医療保険特

別会計補正予算（第一号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第二二、議案第四二号、平成三十九年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第一号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

「健康保険課長 長野 望君」

○健康保険課長（長野 望君） 御説明いたします。

本案は、平成三十九年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第一号）であります。

予算書、条文をごらんください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ二百十五万四千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二億二千六百十五万四千円とするものでございます。

補正の主なものにつきまして歳出から御説明いたします。

予算書、六ページをお開きください。

一款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費二百十五万四千円の追加は、人事異動に伴う人件費の補正でございます。

次に、歳入について御説明いたします。

五ページをお開きください。

四款繰入金、一項一般会計繰入金、一目事務費繰入金二百十五万四千円の追加は、歳出の人件費補正に伴い繰入金を増額するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は予算特別委員会に付託いたします。

△議案第四三号 平成三十九年度西之表市水道事業会計補正予算

（第一号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第二三、議案第四三号、平成三十九年度西之表市水道事業会計補正予算（第一号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

「水道課長 上妻敏男君」

○水道課長（上妻敏男君） 平成三十九年度西之表市水道事業会計補

正予算（第一号）について御説明いたします。

予算書、一ページをお開きください。

第二条は、収益的収入及び支出の補正です。収入の事業収益を三十九万四千円増額して四億五千三百七万二千円に、支出の事業費を四百三十万四千円減額して四億四千二百八十一万一千円に改めるものです。

内容につきましては一三ページをお開きください。収益的収入及び支出の執行計画書です。

収入の一款事業収益、一項営業収益、三目その他の営業収益三十七万五千円の増は、喜志鹿崎灯台給水管の設計・施工管理料です。

二項営業外収益、二目他会計補助金一万九千円の増は、一般会計からの補助金増額によるものです。

支出の一款事業費、一項営業費用の四百三十万四千円の減は、人事異動に伴う人件費の減が主なものです。一目原水及び浄水費では、職員一名分の減とそれに対応するため、四節賃金で施設巡視員一名分の賃金を計上しております。

一四ページをお開きください。

十六節委託料の増は、浄水処理の過程で発生する濃縮汚泥の廃棄処分を行うものです。

二目配水及び給水費、四目業務費、五目総係費では、人件費の補正しております。

一ページにお戻りください。

第三条は、資本的支出です。資本的支出を三百四十四万二千円増額し三億三千五百三万二千円とするもので、不足額について、本文の括弧書きを「不足する額一億九千六百三十八万三千円は、過年度分損益勘定留保資金一億八千七百五十八万五千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額八百七十九万八千円で補填するものとする」に改めます。

内容につきましては一六ページをお開きください。資本的支出の執行計画書です。

支出の一款資本的支出、一項建設改良費、一目施設改良費三百四十四万二千円の増は、能野地区の減圧槽用地、武部地区の浄水場用地、深川地区の取水口用地に係る取得費等を計上しております。

二ページをお開きください。

第四条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費で、職員給与費を七百三十九万二千円減額して七千二十八万五千円に改めるものです。

第五条は、他会計からの補助金で、一般会計から補助を受ける金額一千二百三万四千円を一千二百五万三千円に改めるものです。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「なし」と呼ぶ者あり

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は予算特別委員会に付託いたします。

△請願・陳情の委員会付託

○議長（永田 章君） 次は、日程第二四、請願・陳情の委員会付託を行います。

今定例会において本日まで受理した請願・陳情書は、お手元に配付してあります文書表のとおりであります。

付託委員会欄のとおり、各常任委員会に付託いたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

△日程報告

○議長（永田 章君） あす十五日、午前十時から本会議を開きます。

日程は市政に対する一般質問です。

△散 会

○議長（永田 章君） 本日はこれにて散会いたします。  
御苦労さまでした。

午後一時二十七分散会

本会議第二号（六月十五日）

本会議第二号（六月十五日）（金）

◎出席議員（十六名）

一番 下川和博君  
 二番 小倉初男君  
 三番 竹下秀樹君  
 四番 永田章君  
 五番 木原幸四君  
 六番 川村孝則君  
 七番 和田香穂里さん  
 八番 河本幸男君  
 九番 鮫島市憲君  
 一〇番 中野周君  
 一一番 田添辰郎君  
 一二番 生田直弘君  
 一三番 橋口好文君  
 一四番 長野広美さん  
 一五番 渡辺道大君  
 一六番 橋口美幸さん

◎欠席議員（〇名）

◎地方自治法第二百二十一条による出席者

市長	八板俊輔君
副市長	中野哲男君
教育長	大平和男君
会計管理者兼 会計課長	毛井文子さん
総務課長兼 選管書記長	大瀬浩一郎君
企画課長	神村弘二君
市民生活課長	吉田孝一君
財産監理課長	奥村裕昭君
地域支援課長	松元明和君
税務課長	長吉輝久君
健康保険課長	長野望君
高齢者支援課長	森真樹君
経済観光課長	岩下栄一君
農林水産課長	園田博己君



◎議会議務局職員出席者

建設課長	戸川信正君
水道課長	上妻敏男君
福祉事務所長	下川法男君
農委事務局長	日笠山昭代さん
監査事務局長	河内時久君
教委総務課長兼	小山田八重子さん
学校給食センター所長	
学校教育課長	内健史君
社会教育課長	松下成悟君
局長	濱尾実君
次長	古市善哉君
書記	中島恵さん
書記	小園啓太君

平成三十年六月十五日午前十時開議

△開議

○議長（永田 章君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付いたしております議事日程第二号のとおりであります。

議事日程（第二号）

日程第一 一般質問

五番	木原 幸四	議員
一二番	生田 直弘	議員
一三番	橋口 好文	議員
九番	鮫島 市憲	議員
八番	河本 幸男	議員

△一般質問

○議長（永田 章君） それでは、日程第一、一般質問を行います。

発言は、別紙一般質問通告書の発言順により行います。

なお、質問は簡潔にしてルールを遵守し、また、当局の答弁につきましても簡潔に要点を絞って行われるよう、議会運営に対する御

協力をあらかじめお願いを申し上げておきます。

順次、質問を許可いたします。

初めに、木原幸四君の発言を許可いたします。

〔五番 木原幸四君登壇〕

○五番（木原幸四君） 改めまして、おはようございます。

一般質問通告書に従い質問をいたします。

施設園芸の取組みについてであります。

補助事業を利用して施設園芸に取り組む若い後継者が周りに増えつつあることは頼もしい限りです。今まで施設園芸に取り組めない理由は、導入経費が高いことです。利益が上がり生活に余裕ができたときは、どうしても施設園芸を導入してみたいと強い気持ちで取り組んでいる露地園芸生産者です。露地園芸作りに取り組み続けるのです。

特に最近では鳥の被害、あられの対策で、ネット張りに手間と経費がかかります。現在の状態では、島外で高品質・高価格、安定した量の取引をするためにも、市内居住の四十五歳以上で園芸耕作者に対して施設補助を行う考えはないかお聞きします。

あとの質問は質問者席より行います。

〔農林水産課長 園田博己君〕

○農林水産課長（園田博己君） 御説明をいたします。

現在、市単独補助の市場流通拡大促進事業の中で、ハウス等資材費及び種苗費の助成を行っております。補助率につきましては、三

分の一内で三十万円の上限としております。補助対象者につきましては、市内に居住する三戸以上の農家で共同で島外の市場に販売することを目的に、同一の品目、栽培基準、出荷規格で生産販売に取り組む者としておりますので、年齢制限等は設けておりません。

また、大規模なタイプになりますと国の補助事業等の活用を考えないとなりませんので、実施予定の前年度までに相談いただければなど、ありがたいところでございます。

以上でございます。

○五番（木原幸四君） 先ほども言いましたように、どうしても島内だけでなく島外に出さないことには、島の生産者に見れば、経済的にもなかなか恵まれた状態ができないということで、私、今回、パッションフルーツとかいろいろ施設園芸をしている方もいらつしやいます。

そうした中で、今、梅雨時期で、雨の影響が非常に多いというか、ハウス施設があればというようなことで、私も試験的に露地栽培してるんですけども、もう既に病気でほとんどが商品にならないような感じになっております。

そうした中で、今回はスナップエンドウの耕作者についてということで、今年は、例年になく冬の寒さの影響が知りませんが、平年からすると、スナップエンドウの平均単価が千三百円ほど、キロ単価千三百円したそうです。高い値段としては千五百円の値がついた市場もあります。

そうした中で、農家にとっては大変喜ばしい、口座振込みで千円以上高値が続いております。それも、十二月から二月までが大体高値なんですけれども、冬場の鍋料理とかそういうのに利用されるんだと思います。そして、三月になると量もとれる反面、単価が暴落というか、一・五倍の量がとれた関係で、金額にしてみればもう半額近くになってしまいう状態が続いております。

そうした中で、十二月の中旬ごろには早霜が来て、まず農家の人にとつてみれば、せっかく花芽がついて、出荷まで一カ月ぐらいかかると思うんですけども、楽しみにしていたときに霜にやられると。花芽の状態が霜にやられると全てが商品化できないというか、そういうなことで、いろいろと悪条件が続いております。

そうした、やつと一カ月過ぎて、霜の害から一カ月過ぎて、また二回目のような感じで、出荷が見込まれる時期になると二回目の霜、三回目の霜というようなことで、なかなか露地で栽培する生産者にとつては生産意欲を欠く状態が続きます。その上に、機械代や肥料、農薬については、生活費も生み出さない状態が続く、厳しい現状をどうにかわかってほしいとの、農家というか生産者の、耕作者の皆さんの声です。

行政は本当、例えば、鳥の害とか害が出たときに対処療法とか治療薬っていうような感じで補助を出しますけれども、これとしては、私が考えるには、やっぱり島外の鹿児島、宮崎、熊本、大分、本場の耕作者に対抗できるには、それだけの国への要望というか、

そこをやらぬことには、いつまでたつても種子島の産業といふのは育たぬと思ひます。

そうした中で、例へば、和牛農家にしてみれば、あかおぎ牛の導入つてどうか、十年、二十年続けて政策的な、そのおかげで今日があると申ひます。そうした例えの中でもわかるように、今後はそうした取組みを、島外の人に負けないだけの補助つてどうか、そういうような形でどうかならないかと、私は常日ごろから思つてゐるその気持ちを今日伝えることができました。

そのことについて、課長、答弁よろしくお願ひいたします。あ、市長でいいです。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

島内の園芸作物の、まあ販路の問題という、島内の生産者の販路を開拓するということが非常に大きな課題であるかなというふうに感じております。それは島外の本土ということもありますけれども、種子島の位置関係を見ますと、海外の、例へば東南アジアにも近いということがありますので、そういうことも将来は考へていろいろ方策を手当てをしたいと思ひます。

施設の補助につきましては、今、課長が答弁したとおりでありませぬけれども、そういう意欲のある農家がどんどん相談に来ていただければと思ひます。

○五番（木原幸四君） 海上輸送費についてはそういうような、今、

離島法のあれで補助が出ていますけれども、そういうあれじゃなくて、やっぱり国の政策というか、西之表市の市長の政策として、先ほど言ひましたように和牛の何千万円かのお金を農協に委託して、そこであかおぎ牛の継続的な導入を図ると。それとまた、酪農組合にしても、そういうふうな形で乳牛の導入を図るためにそういうふうな補助を出しているわけです。

そこを思い切つてやれば、これだけの商品が高く市場で売れてる現状で、露地栽培との格差がキロ当たり三百円からある状態です。で、そこを一回導入することによつて十五年の、大体ハウスの骨というかハウスのパイプ、ハウスにしては十五年以上は管理次第でもつと思ひます。二十年もつかもしれませんが、そこを一回導入することがまず大事ではないかなと私自身思ひますが、そのことについて市長の答弁お願ひします。

○市長（八板俊輔君） 一次産業、特に農林水産業、農業がこの本市の基幹産業でありまして、その農業振興につきましては、これまでも国等には振興策についての要望を続けているところでありませぬ。議員御指摘の方面につきましても、今後、努力をしてまいりたいと考へております。

○五番（木原幸四君） 市長ならではの政策を一つ、二つ打つてみてください。ぜひお願ひいたします。

それでは、次の生産者の声、アンケートをとる考へはないかというふうな質問でございますけれども、今、農林水産課、農協等で農

政座談会等開いているわけですから、生産意欲を高めるための政策提言の説明だと思えます。施設園芸についての生産者、耕作者の声は上がっていないかお尋ねいたします。

○農林水産課長（園田博己君） 生産者の声、アンケートをとる考えはないかとお尋ねでございました。随時、補助事業につきましては相談を受け付けている状況でございまして、アンケート等を実施する予定はございません。

なお、議員御指摘のとおりで、毎年、農林水産業関係の事業説明会、通称農政座談会を開催しております。補助事業の周知及び生産農家の意見交換等を行っている状況でございます。本年につきましては、六月二十五日から二十七日で計画をしているところでございます。

また、先ほどの答弁で若干議員から提案を受けたスナツプエンドウの霜よけの施設につきましては、今、鹿児島県の園芸振興協議会種子島支部について試験実証圃を設置して、コスト面なり効果等について今、実証を行っているところです。その結果を踏まえまして、今後また御指摘がありましたように、事業化できるものについては実施をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○五番（木原幸四君） 今の答弁についてはですね、あられ対策としてもネットをかけて南種子町がやっていると、それも現地調査をしたり、生産者に見ればそういうようなこととしてお

ります。また、霜についても、今、課長が答弁されましたように、そういうことも確かに収入を上げるためには大事なこともかもしれませんが、まずは何だかんだいろいろ条件がありますけれども、そこを解消するのはやっぱり本元というか、ハウスの施設じゃないと解消できないじゃないかと思えます。

そうした中で、全面の畑をハウスするんじゃないかと、半分ハウスをして半分は露地でやると、そういうような形ですね、やることによって、露地栽培が全滅になった場合でもハウスでどうにかカバーができるんじゃないかと、そういうようなことを生産者の方も言っておりますので、そこに行きつけるような、将来そういうような夢を持って生産者も頑張ることと思います。

それでは、次の公共施設用地の契約等についてということですが、これについては、ほかの市内の全てのことかどうかわかりません。ただ、私は今回は現和の大字地区ということで質問をさせていただきます。

今回は確認の意味で質問をしますが、大字地区の公営住宅用地の契約条件というか内容について、契約書があるかないか、その契約書がある場合は内容についてお答えをお願いいたします。

〔建設課長 戸川信正君〕

○建設課長（戸川信正君） お答えいたします。

大字地区の市営住宅用地の契約条件と内容についての質問でございますが、現和団地につきましては契約書は交わされておられません。

で、大字地区への市営住宅建設の経緯について説明しますと、公営住宅の本来の目的は、住宅に困窮する低所得者の居住の安定と居住水準の向上のための役割を果たすものですが、平成十二年度からの大字地区への公営住宅建設事業は、大字地区からの要望があり、市として過疎が進行している大字地区の活性化を目的として進められたものでございます。

年度ごとの建設計画については、基本的に、校区内に木造住宅二戸建設の計画でございました。この計画を実施するに当たり、建設地を検討するため、各校区に建設する場合の土地の確保、建設した場合の入居者の確保等を調査をして、その結果を踏まえ、校区や集落の用地を提供する、入居希望者がいるなどの条件が整った校区から年次的に建設したものです。ちなみに国上の湊と古田の住宅用地につきましては、寄附により市の名義となっております。

以上でございます。

○五番（木原幸四君） 現和についてはどうなんでしょうか。

○建設課長（戸川信正君） 現和については、名義は現和校区のままでございます。

○五番（木原幸四君） 実は、下之町地域にあります下之町地域の自治会としては、校区と契約書を交わしてやっているわけですが、借地をしているわけですから、そこに、現在、市営住宅というか住宅が建っております。

そうした中で、行政として、提供されたものだからというような、

深い意味があるかどうかわかりませんが、そこら辺が、今からでも何かやる価値っていうか、やるべきではないかと私個人は思いま

すけども、そのことについてお聞きいたします。

○議長（永田 章君） 幸四議員、それは校区名義にといい意味合

いの質問ですか。

○五番（木原幸四君） もともと。

○議長（永田 章君） いやいや、市名義に変更するという意味合

いですか。

○五番（木原幸四君） いや、そうじゃないと思います。提供です

から寄贈じゃなくて提供、ただ場所を提供してるだけですから、そ

こは校区の方と相談っていうか。

○建設課長（戸川信正君） 先にも申しましたように、この建設に、各校区に二戸ずつ建設する計画でありまして、この計画に際してアンケートをとったところ、校区や集落の用地を提供するという約束の上に建設したものでございまして、そういう契約を締結するにしても、無償である土地を貸していただく契約にはしたいと考えております。

○五番（木原幸四君） 無償についても、また今後いろいろと勉強させていただきたいと思えます。

そうした中で、今言われた、提供されたものをやっぱり良心的というか、行政としては何か、最低でも期限をいつまで借るとか、そういうふうな形でやっぱり書類に残さないと、今の現在の校区長さ

んに聞いても、そういうまずお金も入ってないし契約書もないし、校区である土地すらも、それはそれで引き継ぎがうまくされてないからだといえはそれかもしれませんが、そういうようなことに金額が、例えば家賃が、家賃というか土地代が一円でも入ってれば、そこは区長にしても、ああ、ここは下之町にある遊休地の土地に市営住宅が二棟建つてからわかるんですけれども、それもない状態で、今のままでうやむやにしていることが最良というか、いいのであればそれはそれでいいと思いますけど。

私の考えとしては、やっぱり校区にお世話になってる以上は、それは良心的に契約書なり交わす。そうしないと、今後そういうことが出てきた場合は、校区住民はやっぱそれだけの負担っていうか、いろいろなことて厳しい時代ですから、そういうようなことで少しでもというような気持ちが多分あると思います。

それはそれで終わりますけれども、次の消防詰所についても同じ問題です。そういうことで、多分、契約書もないと思います。そうした中で答弁をお願いいたします。

〔総務課長 大瀬浩一郎君〕

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明申し上げます。

消防団の詰所なんですけども、市内に十二カ所あるわけなんですけども、そのうちの五カ所が市の土地です。で、残りの七個が校区から無償で貸付けを受けてございまして、平成五年の、すみません、失礼しました、平成七年の五月十日で土地無償貸付契約書を各校区

と交わしてございます。

中身でございすけども、貸付期間が三十年間ということになってございまして、平成七年ですから平成三十七年までの無償の貸付けの契約ということになってます。

あと、用途の指定がございまして、市は必ずそこはもう消防詰所として使わなければならないというふうな決まりごと等ですとか、あと、転貸の禁止ですね。貸付けをほかのところに貸してはいけませんとか、あと、解除のときの契約の解除のときには履行、契約事項を守らなければ解除することができずとか、原状回復の規定とか、そういったものがそろってございます。

以上です。

○五番（木原幸四君） 大変失礼をいたしました。契約書が交わされているというか、中身についても十分あれです。

でも、今回は質問されてないんですけど、そのほかに小型ポンプの車庫というか、一式、ホースとか持つてるところの、庄司浦自治会のほうにもそういうふうな場所があります。資材等、倉庫等の破損、いろいろあった場合は資材等してると思います。

そうしたこと一点と、もう一つは、小型ポンプが二台あるんですけども、運搬するには個人の車を使わないと定期訓練等、また、火災等に運べないと、そういうふうなこともあります。このことについてはまた次回に述べたいと思います。

次に、教職員住宅の活用についてなんですけども、現在、現和小

学校の校長住宅がいております。多分二年近くなると思いますけれども、今後どのような活用をされるかお伺いいたしたいと思っております。

「教委総務課長 小山田八重子さん」

○教委総務課長（小山田八重子さん） 御説明いたします。

現和小学校に隣接する教職員用住宅ですが、現在一戸があいている状況でございますが、昭和三十九年の建築ということで老朽化も進んでいる状況でございます。この住宅につきましても、平成二十八年の四月からあいている状況で、入居には一定の補修が必要と思われますが、もし地域からの利活用の御要望がございましたら、そういった活用方法も含めて地域支援課等関係課も含めて協議をさせていただきたいというふうに思っております。

また、現和小教職員住宅以外にも市内にはあいている教職員住宅が十四戸ございます。教職員住宅につきましては、これまでも市営住宅への移管を進めてきたところでございますが、教職員の活用の余地を一定戸数残しながら、引き続き利活用について検討してまいりたいと考えております。

また、今後の空き教職員住宅の活用方法の一つとして、教育委員会としては、種子島しおさい留学の親子留学で本市に居住される家族の住宅として活用することを検討しているところでございます。

以上でございます。

○五番（木原幸四君） 現和小学校の校長住宅については、そのま

ま住めるというか、改装したら住める状態にしてということなんですかね。そうしてもらえれば、校区としても、いろいろな空き家を探している方が校区の三役の方にもよく来てるみたいです。そうしたことで今後活用させていただければ幸いです。

それでは、最後になりましたけれども、観光振興についてお伺いいたします。

旧古田中学校正門前から旧道沿いにある桜並木をPRして観光地とする計画はないかということなんですけれども、最近、桜の花見客があちこちで行われております。市のあつぼくらんどの公園とか、また、鴨女町の、鴨女町というか甲女川沿いの桜とか、個人では、桃園小牧野線の桜、あと、武部岳之田線の個人の桜、そういうようなことで、よく写真撮影とか親子でおさめられております。

そうした中で、新聞、雑誌等で、飛行場線の県道沿いの右側に、古田校区のほうに川桜が、よく家族連れと、盛んにPRのおかげで観光客が来ております。そうしたことを踏まえて、旧道沿いに古田校区で長年、山桜っていうか里山にしております。

そうした距離にして三キロほどの市道なんですけれども、その両脇に山桜はすごくきれいに咲いております。道路としてもすごく整備されておる。もったいないなあと、私いつも、ここ最近見に行くんですけども、そうしたことももったいないなと思うことですので、古田校区でいろいろイベントと兼ね合いでPRして、観光地として振興してはどうですかということ提案を申し上げます。



時間がなくなりましたけれども、よろしく願います。

〔経済観光課長 岩下栄一君〕

○経済観光課長（岩下栄一君） お答えいたします。

地元校区に伺いますと、旧古田中学校正門前から中割校区方面に向かう旧道沿いには山桜の大木が点在しており、時期をずらしながら色とりどりの桜が楽しめるようです。最近では、議員御質問の桜並木ではございませんが、同校区の中之町の川脇川沿いに植栽された河津桜の開花に合わせて桜祭りが過去二回開催され、延べ六百人の参加があったようです。また、祭り以外でも多くの市民、島民が訪れているとお聞きしております。

現在のところ、旧道沿いにつきましては、通行の安全面もあり山桜を観光地化する計画はございませんが、地元古田校区も桜の名所として地域活性化のために取り組んでいただいておりますので、インターネットを通じたSNS等、桜の開花情報を観光客にお知らせすることのほか、さまざまな体験と組み合わせた里山の観光オプションの可能性も含め、魅力ある地域づくりに協力していきたいと考えております。

○五番（木原幸四君） 時間がなくなりましたが、花見とお茶摘み体験とか、かるかんづくりとか、また陶芸とか、いろいろ地域に根差した観光資源があると思いますので、そこを十分今後とも生かして観光の振興に尽くしてもらいたいと思います。

あと一つ残しましたけれども、これについては次回一般質問した

いと思います。どうもありがとうございました。

○議長（永田 章君） 以上で木原幸四君の質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十時四十分ごろより再開いたします。

午前十時三十分休憩

午前十時四十分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

次は、生田直弘君の発言を許可いたします。

〔一二番 生田直弘君登壇〕

○一二番（生田直弘君） おはようございます。生田直弘です。よろしく願います。

それでは、通告に従いまして質問を始めさせていただきます。

一つ目は、種子島中学校プール改修予算の執行遅延に伴う人命の危険性と授業への影響についてですが、昨年九月議会定例会で私の一般質問の際に、現在の種子島中学校のプールは旧種子島高校の跡地にあり、高校生仕様のプール設備は小学生から中学生になったばかりの生徒の体格にとって水深に危険性があり、リスク管理上、問題がある旨を指摘しました。

同九月議会における市行政当局の答弁では、学校にヒアリングし

たところ、プールの最も深い箇所が一・五メートルあることが確認され、また、授業に支障を来していることが確認された、教育委員会として、平成三十年度のプール授業開始までに早急に〇・三メートル程度かさ上げ工事ができるよう対応するという旨の回答でした。今年三月の当初予算でも、中学生の体格に適した水深にするための中学校プール底かさ上げ改修工事が事業化され、議会の承認を得て予算は通過しました。

本件は、昨年の九月の一般質問だけでなく、昨年十月、十一月に市内二校区を議員が二班に分かれて市民の意見を集約し、行政に届けた際の回答でも、市当局の回答は三月当初予算に計上している、でした。

ところが、市民から、工事をやってる気配はない、実は中学校のプールで私の子供は溺れたのだが今年度は大丈夫なんですよね、などの声があり、確認してみると執行されていない。

私は人命にかかわること、特に子供の命をこれまで危険にさらしてきた環境を改善することは、周りの大人が当然しなければならぬということと考えています。実際に生徒が溺れていて教育現場では支障が出ている本件は、事の重要性和緊急性において、あらゆる行政事業の執行の中で最も優先されるものと私は強く考えるのですが、現在この事業が執行されていない背景と理由について市行政当局からの答弁を求めます。

以下は質問席からお尋ねします。

「教委総務課長 小山田八重子さん」

○教委総務課長（小山田八重子さん） それでは、御説明をさせていただきます。

種子島中学校プールの底のかさ上げ改修事業につきましては、プールの水深が中学生の基準に適合しておらず、かさ上げのために当初予算で三百万円を計上しているところでございます。

昨年の九月の一般質問で生田議員がプールの水深の危険性を取り上げていただいたことをきっかけに、早急に対処する必要があると判断し予算化したもので、六月からのプールの授業に間に合うように四月には契約等の手続を終え、着工を予定していたところでございます。

工事が執行されていない理由についてでございますが、工事のための学校との事前打ち合わせの段階で、学校側より、かさ上げだけではなく、シャワー、更衣室、トイレ、日よけや、道路から丸見え状態なので道路から見えないような配慮など、プール全体の環境整備を求める要望が出され、また、思春期の生徒たちの人権や生命の危険を配慮すると、全体の環境が整わない今のプールでは授業を実施するのが難しく、今年度の授業は市営プールで行いたいという御提案をいただきました。

この事業が議会での議決事項であることは学校側も十分承知しており、それ以上に、老朽化した施設の改善をお願いしたいとの強い思いから、事業の見直しの意見が出されたものと理解しております。

昨年九月の一般質問に対して教育委員会からの答弁は先ほど生田議員からも御紹介がありました。三十年度の予算に計上し、新年度の授業に間に合うようにかさ上げ工事を行うと御説明していることや、その後の予算特別委員会での説明等の経緯を含め、事業に着手できない現状について心よりおわびを申し上げます。

中学校のプールですが、建設から四十年以上が経過している施設で、御承知のとおり、高校の施設であったものを平成二十一年四月から統合中学校の施設として使用しており、水深も中学生の体格には適さないものとなっております。更衣室やシャワー、トイレも使用できない状況で、生徒たちは武道館で着がえ、シャワーは二つある水道のホースで軽く流すだけ、トイレも離れたところにある体育館のトイレを使用しているとのこと、これまでも学校から改修の要望は出されていたようですが、限られた財源の中で優先順位をつけながらの学校施設の整備では、中学校プールの全体的な改修、新設等の計画は具体化されてきませんでした。

主管課としては今回の学校側の意見を重く受けとめ、附帯設備を含めたプール全体の改修、環境整備について、再度、庁内での議論が必要と判断をし、かさ上げ工事に向けた準備を中断したところでございます。現在、中学校プール全体の環境整備について全庁的な議論を展開しているところでございます。

以上でございます。

〇一二番（生田直弘君） 答弁ありがとうございます。

この学校自体はですね、十年間はもう継続されているわけですし、この話っていうのはもう突然起きたことではないというふうに思いますし、実際予算を通過するに当たってはいろんな形でヒアリングを、まず庁内で話をした上で予算というのは計上されているというプロセスがあるわけですから、今回の事案に関しましては自治体運営のあり方に疑問を生じさせる内容かと思われまます。

つきましては、本質的な考え方や業務の進め方に問題なかったのか、次の二番目のア、イ、ウの質問で詳細を聞きたいと思えます。

まず、ア、一般質問の校区市民からの質問に対するこれまでの行政当局の答弁について、そして、イの庁内での予算編成とその決定について、最後に、ウの予算の議会承認について、当局の見解を求めます。

○教委総務課長（小山田八重子さん） 御説明いたします。

御質問の内容につきましては、プール底のかさ上げ事業に関して、一般質問から予算編成、予算の議会承認までそのプロセスを振り返り御説明させていただきたいと思っております。

一般質問に対して答弁した内容につきましては、御指摘を受け、現場の確認、学校からの聞き取り等を踏まえ、早急に対処が必要と判断をし、そのようにお答えをしているところでございます。

予算編成につきましては、ヒアリングの段階において、主管課のほうから、現地調査を踏まえて、生命の危険があり緊急性が高い事業であるとの説明を行い、庁内での合意形成を経て予算措置を行っ

たものでございます。

その後の予算特別委員会においても同様の説明を行い、本会議において御承認をいただいているところでございますが、今回議会で御承認をいただいている事業を見直すことについて大変重く受けとめております。事業実施に向けた学校現場の実態把握や意見調整不足、施設の現状認識の甘さなどが事業見直しという結果となり、主管課としては大いに反省をしております。

その反省を踏まえて、教育環境のさらなる改善に向け取り組んでまいりますので、御理解を賜りますようによろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○一二番（生田直弘君） 説明はわかりました。

まず、今の御説明ですけれども、何よりも、こういったことが起きたときに逃げずに非をしっかりと認める勇気とですね、自制機能や信頼回復に向けた行動力というのが市行政当局の経営陣や職員の方々にまだ存在するようですので少し安心いたしました。

それでは具体的に、目の前の課題はどういうふうにしていくのか、次の三つ目の質問に移ります。

プールが改修されていないことに伴う授業中の生命に対する危険性や水難事故防止への具体的な対応について、市当局の考えをお聞かせください。

○教委総務課長（小山田八重子さん） 御説明いたします。

平成二十一年四月に種子島中学校に統合されてからこれまで現在のプールを使用してきたわけですが、議員御指摘のとおり、中学生の体格に適さない水深のプールを使用することは人命の危険性があり、学校が今年度は市営プールを使うと判断した理由の一つでございます。

水難事故防止への具体的な対応についてでございますが、文部科学省中学校施設整備指針では、屋外プールについて、水深については急激な変化のない適切な深さとするとともに、見やすい位置に水深表示を設けることが重要であると記載されているのみで明確な水深の規定はありませんが、学校からの説明によりますと、中学生に適した水深は百センチメートルから百二十センチメートルということで説明を受けております。

市営プールでは水深が百三センチメートルの中プールを使用して授業を行うということであり、また、体育教諭二名とプール監視人三名も生徒の安全面の監視に当たることになりますので、安全面については確保されていると判断しているところでございます。

以上でございます。

○一二番（生田直弘君） 説明はわかりました。ありがとうございます。

目先の短期的な対応はよくわかりました。くれぐれも人命を守ることや事故防止を行動基準や判断基準の中心に据えた対応をお願いしたいと思います。

それでは、次の四つ目の質問です。

ほかの授業への影響や生徒の負担はどうなるでしょうか。当然、市営プールのほうに移動するのであれば、前の授業、後ろの授業あるわけですよね。そういったこともろもろですね、考えまして、その負担はどうなるかということである点と、もし何かあった場合の責任というのは誰にあるのかといった市民からの不安の声があります。その点についてはいかがでしょうか。

○教委総務課長（小山田八重子さん） 御説明いたします。

市営プールを使うことでのほか授業への影響、生徒の負担という御質問だと思いますが、中学校への聞き取りの結果をもとに御説明をさせていただきます。

移動については、二学級約六十人をスクールバス二台を使って送迎する予定で、移動にかかる時間はおおむね往復三十分と想定をしているようにございまして、学校側としては身体的な負担はないと判断をしているようにございます。この移動にかかる時間については予備時間数から捻出をするため、ほかの授業への影響はないと判断していることとでございます。

また、学校からは、水深による安全面の問題だけではなくて、シャワー、トイレがないという衛生面での問題、更衣室もなく外部からの視線を遮断されないという思春期の生徒へのプライバシーへの配慮という面からも、市営プールを利用したいと説明を受けております。新たなプール環境が整うまでの間、中学校の授業で市営プー

ルを使用することについて、保護者の皆様、そして市民の皆様の御理解をいただきたいと思っております。

また、もし何かあった場合の責任者についてですが、事故の原因や状況によって判断されることになるかと思えますけれども、学校長、教育長、状況によっては市長ということも出てくるものと思っております。

以上でございます。

○一二番（生田直弘君） 説明わかりました。ありがとうございます。

責任はですね、状況によるということなんですけれども、市長、教育長、学校長もろもろ、役所も含め、個人に付随する役職名ですけれども、業務上の責任はとれてもですね、基本的に負担というのは生徒にかかります。そして今、学校側は身体的負担になるとしても、やはり実際その守らなければならない生徒についてはその負担がやっぱり来てるわけなんです、そういうことについてはですね、よく考えていただきたいと思います。できることをですね、やるしかないわけなんですけれども、そしてですね、これはその状況にはよるんですけれども、その負担という点についてです。

過去ですとね、公立学校プール授業で水難事故が発生した場合の裁判では、教育委員会の賠償命令となっている事例があります。その賠償金の支払いというのは市が負担している。つまり市民の血税で負担するということなんです。また、お金というのは何とかでき

たととしても、人の命を取り戻すことはできない。その責任は誰もとれないんです。実際に生徒がこの施設で溺れた実績がある以上、自分の子供が溺れた、自分の親戚が水難事故に遭ったというくらいのは気持ちで事に当たってほしいと私は思います。

については、負担を誰が負うのか。そのことをしっかり受けとめずね、それぞれの立場で責任ある行動をとっていただきますよう、いま一度、お願いいたします。

さて、本件について、最後の五番目の質問ですけれども、私は人の命や安全を守るために財源をやりくりして、前回早急に予算計上したことは評価されることであると思います。また、議会もそれに応じて、反対者もありましたが、賛成議員が多く、今回の事業が計上された当初予算は承認され通過しています。

仮に、その目的の予算を執行しないという具体的な選択を行政当局がするのであれば、その選択による生徒たちへの影響をどうするのか、今、課長御説明いただきましたけれども、これまで市当局が行ってきた説明やさまざまな過程を踏まえて成立してきたものを覆す以上、子供たちや保護者、そして市民にわかるように、いつまでどこで何をどうするのか、今後の対応について、今年度、来年度以降の区分で具体的に説明してください。

「教育長 大平和男君」

○教育長（大平和男君） 種子島中学校プールのかさ上げ事業に関しましては、一般質問での私どもの説明や予算特別委員会での審査

など、これまで御説明してきた内容を見直す結果となってしまうなど、改めて心からおわびを申し上げます。現地確認あるいは背景の聞き取りの不十分さ、あるいは大局的見地から問題を解決していこうという視点が欠けていた、そういったことなど反省をするところがございます。いただきました御指摘がさらによりよい形で生かされますように努めてまいりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

また、当面の処置の中での生徒の安全面の確保でありますけれども、これにつきましては、当然ながら万全を期してまいりたいというふうにご考えております。今後の対応につきましては、総務課長のほうから説明をさせていただきます。

○教委総務課長（小山田八重子さん） 御説明いたします。

今週でございますが、六月十一日に開催されました庁内の会議でございますが、市長をトップとする経営会議において、種子島中学校のプールについては新設に向けて議論をするということを決定させていただいております。主管課としては、一日でも早く種子島中学校のプール環境を改善すべく、プールの新設計画を平成三十一年度から平成三十三年度までの長期振興計画の実設計画に盛り込んで取り組んでいきたいと考えております。

しかしながら、プールの新設には多額の事業費が必要となり、市が予定しているほかの事業計画との関連性もあることから、現時点で、議員の御質問は今年度、来年度、その次と具体的に説明をして

くださいということですが、現時点で実施年度を確定できないところでございます。

七月以降、全庁的に実施計画の見直し作業を行うことになっておりますので、事業費の算定を含め、おおむね十月ごろには新設に向けた年次計画が策定できるように引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

〇一二番（生田直弘君） 説明わかりました。教育長ありがとうございます。

本件に計上されました当初予算三百万円ございますね。この部分についてはどうされるのでしょうか。

〇教委総務課長（小山田八重子さん） その経費も含め、今後、今年プール関連の費用に回せるのかどうか、そういったことも含めて十月ごろまでには結論を出したいと考えております。

以上でございます。

〇一二番（生田直弘君） わかりました。ありがとうございます。

その財源調整の中には、当初予算同様にですね、費用の大部分が翌年以降ですね、国の交付金で財政補填される過疎債であるとか、そういった当市にとって有利な起債をですね、充当して、当市単独の財源への影響を極力小さくするというようなことも考えて、経営会議で決定したものを十月ぐらいまでに調整されていくという理解でよろしいのでしょうか。

〇教委総務課長（小山田八重子さん） 今、議員が御説明いただいたとおり、財源も含めて、活用できる補助事業があるかどうかということも含めて、何年度に乗せていけるのかということこれから検討してまいります。

以上でございます。

〇一二番（生田直弘君） ありがとうございます。

市長、これ、経営会議で決めていただいてこれが結構大きなことになっている中で、やはり人命ということをすごくこう大事にしたいだいて、現地を見にいつてくださって判断していただいたことについては、非常にありがたいと思うことなんですけれども、これ、財源つかなかったらやらないとかっていうようなことってというのはまずないわけですよ。そのあたり、市長のお考えお聞かせいただけますか。

長期振興計画を改訂もしていくというようなお話ですよ。そのあたりについての見通しといいますか、その確実性といえますか、市長の思いというのをいま一度、この場で市民の方にもお聞かせいただけますか。

〔市長 八板俊輔君〕

〇市長（八板俊輔君） この種子島中学校のプールの件に関しましては、現場を私と教育長、関係する課長が見まして、非常に重要な問題であるということを確認いたしましたので、先ほど総務課長がお答えしたようなことになったわけですが、新設という方向

でやらなければならないだろうということで今のところ一致したということ。それから、御心配の財源につきましては、探してですね、まずやるということを決めた上で、それを有利な補助金ですとか起債ですとか、そういうものを見つければ、その目的を達成するというところで考えているところであります。

○一二番（生田直弘君） ありがとうございます。力強いお言葉だったと思います。

中学校をですね、一つに統合したということと、そして、場所が長年使用した元高校施設を使用するということはですね、老朽化に対する改修設備っていうのはもう必然になってくると思います。

また今日ですね、御説明いただいた内容はですね、市民も多少納得感であるとか、ちよつとはつきりしない部分はあると思うんですけど、今、市長も御説明追加でいただきましたし、安心感が得られたんではないかというふうに思われますし、全庁的な取組みの改善として深く重く受けとめられているようですので、今後、間違いないように速やかな行政執行をお願いできればと思います。

また、本件につきましては十月というような流れも、今、具体的に見えてきましたので、次回以降のですね、議会定例会で引き続きしっかりとフォローしていきながらですね、市民の方々にも安心感を、納得感を伝えていけたらと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、次のテーマの質問に移ります。

次の質問のテーマは、産業振興に資する港町再生についてです。

一つ目ですが、平成三十年の施政方針の中で、市長が港町再生の部分で、地域の景観や機能回復について歴史文化などを活用と述べられました。何をどう活用して回復させるのか、現在、具体的な活用方法と検討状況及び課題についてお聞かせください。

○市長（八板俊輔君） 議員の御質問にお答えをいたします。

施政方針の中で述べました港町再生についてでございますけれども、この西之表、赤尾木という名称で昔から言われておりました。古くからこの港町は、交易の中継地として港町が形成されてまいりました。

この本市の歴史において、商工業のなりわいとして、市民の生活に密着する形で成り立っていた商店街、現在の中心市街地でありまして、すけれども、この商店街一帯が、規模拡充された新たな港湾施設等の整備、それから周辺部の大型商業施設等の進出、人口減少等により、人の流れが変化をしております。その中で、かつての港町の機能を少し弱めているという現実があると思います。

こういう状況を認識いたしまして、これまでの議論を発展的に取り込んで、例えば、旧西之表港の入り口にあります岸岐など、これは江戸時代末期の建造でありますけれども、この歴史と文化の要素を有効に活用しながら、未来に向けた港湾都市として、歴史や国際色豊かな、これは鉄砲伝来の折にポルトガル人が来訪したりあるいは中国人等も来ておりますけれども、そういう国際色も織り込んだ



中で活気ある港町への再生を図ることを目指しているところであり  
ます。

昨年度のにぎわい創出実行委員会においては、県内外の方を対象  
にアンケートを実施いたしました。港町再生のコンセプトを取り込  
むアンケートでございましたけれども、来島経験のない方には、西  
之表港について歴史的イメージを強く持つておられる。例えば、ポ  
ルトガルの交流や鉄砲を見たり試射を見たり感じたりすることに  
よって、種子島に來たと実感するという結果が出ております。

一方で、商店街には新たに温浴施設が誕生いたしました。さらに、  
周辺にカフェがオープンするなどして新たな人の流れができてつあ  
るようになっております。

こうしたことも踏まえながら、本年度はこれまでの取組みを踏ま  
えて、関係団体等による横断的な組織を設置して、まず商店街を含  
めた中心市街地の将来像として港町再生に係る大きな基本構想を策  
定したいと考えております。そのための予算を本定例会にも御提案  
しているところであります。こうした協議の中で、活用策等につい  
て御意見を議員の皆様からもいただきたいと考えております。

以上です。

○一二番（生田直弘君） 現状よくわかりました。ありがとうございます。  
います。

それでは、今の答弁を受けまして次の質問ですけれども、市長の  
公約では、産業振興と港町再生というのを柱を二つに分けておりま

す。

市長が言う港町再生というのは具体的にどういうイメージなのか、  
ゴールあるいは当市がどういう状態になっていることを市長はどう  
いうふうにご考えていらっしゃるのか、もしあればお聞かせください。

○市長（八板俊輔君） 港町再生、この港町というところの考え方  
というお尋ねかと思えますけれども、長期振興計画のことをまず申  
上げますと、この中では、第六次長期振興計画の中では仕事分野  
というところで位置づけております。歴史と国際色豊かな港町の再  
生を図り、中心市街地の活性化により商工業の振興を図るとい  
うこととあります。

商工業の振興を図るためには、島外からの交流人口拡大を推進す  
る中でより多くの人を島内に呼び込み、商店街を初め地域に経済的  
な効果を生み出していくためのハード面の整備をしていかなければ  
なりません。

この六次長期振興計画の策定に当たっては、先ほどもちよつ  
と御紹介しましたけれども、市民アンケートを実施いたしました。  
この商工業の振興は、現在も以前と比較しても振興が図られていな  
いというような、を感じているという市民が多かったです。こ  
れは以前の議会の中でもそういう御指摘があったように記憶して  
おります。

例えば、空き店舗の増加などが非常に心配な要素になっていると。  
また、担い手のいろんな産業、一次産業もですけども商工業にお

きましても担い手不足や、それから消費者の市民のニーズの変化、多様化というものを含めまして、さまざまな課題が関係しているというふうにご考えられています。その課題についてもしっかりと把握して、島内全域に波及効果を及ぼすような拠点づくりというのをその港町に求めて、新たな周辺環境も含めた西之表港を核とするまちづくりを進めていきたいということでありませう。

ちよつと長期振興計画の内容に沿って申し上げたのでお答えにちよつとなつてないかもしれませんが、また改めてお願いします。

○一二番(生田直弘君)　さまざまな点で触れられていたんですが、なかなか私、今お聞きしても具体的なイメージとか、どういう状態とかなかなか描けない状況ではあつたんですが、ここは一緒に、今、活用策であるとかいろいろ考えながらですね、また要望いただきましたんで、こちらもいろいろ考えながらですね、一緒に進めていけたらと思うんですけども、内容はわかりました。

今、にぎわいのところも少し触れられておりましたけれども、前回のですね、中心拠点ににぎわい創出の事案というのがうまくいかなかつた要因の一つというのは、人によって定義や捉え方が異なる「にぎわい」をテーマに中心市街地の活性化につなげようとしたことにあると私は思います。

今回、港町や再生という以前より具体的なテーマで物事を進められるので、推進する方々や市民にとつても多少理解しやすくなつていゝるのではないかと思われます。

そして、私はですね、改めて申し上げますけれども、港町再生と産業振興つていゝるのは一緒に進めるのがよいと考へております。理由は次のとおりです。

まず、港町の歴史や文化という切り口で全国の日本人や世界の観光客が関心を寄せ、興味が湧くような関係性のある情報を特定し、整備整理して、そして、その過程で生まれる景観や情報が種子島や西之表市の港町で栄えた歴史や形成された文化をほうふつさせ、人々を呼び込むきっかけとなつて、その結果、西之表市の財政や地域経済が再生し、産業振興が図られる姿のイメージが重要だと考へています。

そのためには、将来の展望やビジョンをもとに、今から進められる全体構想やランドデザインを描く際に、相手を意識したストーリーづくりが必要であるといふふうにご考へます。

つまり、西之表市や種子島に現在関心のない潜在顧客の注意が喚起されて、次に興味が湧いて、ここの、このまちの商品やサービスを購入したい、あるいはやつてみたい、行つてみたいといふ欲求が生まれるといふ、ストーリーのある流れを組み立てることがとても大切なんだらうと私は考へます。

具体的な関連性のあるストーリーのテーマを例えて挙げるならば、日本史の謎あるいは永遠のミステリーとされる本能寺の変、ございませうね。ほとんどの日本人が知つていゝる歴史上のこの大きな出来事の背景をよく調査してみると、鉄砲伝来とされる一五四三年からで

すね、一五八二年六月二十一日に京都で本能寺の変が起きているわけですけども、その少し前までに、西之表市の下西地区の日典寺、市役所のそばにある本源寺、そして、法華経寺院ネットワークを通じて種子島氏と織田信長との関係などが浮かび上がってきますね。中近世時代に種子島の、ここ、西之表市を舞台に展開された歴史を少しひもとくだけでも、とてもわくわくするようなストーリーが展開できる例だと私は思います。

本日時間の関係がありますので、ほかにもいろいろあるわけなんですけどここではちよっと紹介しませんが、ぜひですね、人々の興味や関心、ニーズに対する仮説を立て、わかりやすくストーリー性のあるものに組み立てて、集客を意識した情報発信をして、産業振興にも結びつくような歴史文化の活用を図られますようお願いいたします。

次の質問に移らせていただきます。

まず、市長も触れられましたけれども、先般の長期振興計画策定の市民アンケートでありましたとおり、雇用の創出、農林水産業の振興、商工業の振興が非常に悪い結果でした。これは市役所の取組みについて、物やサービスがよく売れ、お金が回るように改善を期待している。つまり、経済の立て直し、再生を市民は行政に期待しているんだと思います。

そこでお尋ねします。港町再生の公約と、もう一つ市長の公約の柱である産業振興、例えば、現在市が進めている大型クルーズ客船

の誘致や外国人旅行者誘致などといったものとの事業上の結びつきについて関連性はありますでしょうか。もしあればそれはどのようなかお聞かせください。

「経済観光課長 岩下栄一君」

○**経済観光課長（岩下栄一君）** 御説明いたします。

先ほどの市長の答弁と若干重複いたしますが、本市の有する西之表港はかつて赤尾木と呼ばれ、古くから交易の中継地として多くの交流があり、その背後地に本市の中心市街地が形成されてきたという歴史がございます。このような地域と港とのかかわりの中で生み出されてきた有形無形の文化財や営み、古い家屋が点在する商店街の町並みは、大型クルーズ客船や外国人観光客の誘致等に非常に有効な資源であり、結びつきがあるものと考えております。

このほかにも、安納いもを代表とする農産品や水産物、種子鈿や能野焼などの伝統工芸品、特産品とあわせ、効果的に情報発信することで産業振興に結びつく資源は数多くあるものと考えております。

港町再生においては、商店街の活性化を含め、歴史や文化、港湾、それから防災を含めた自然環境の視点から幅広い検討を進め、産業振興等、市全体に波及するようなまちづくりを進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○**一二番（生田直弘君）** 課長が今、御答弁いただきましたとおりですね、この市にはですね、たくさん資源があるというふうに私は

思います。温故知新とはですね、よく言ったもので、先ほど少し例に挙げましたとおり、テーマを決めて少し視点を増やすだけで、西之表市内だけでも先人が残してくれた全国区で勝負できるような宝のような資源がたくさんあると思います。繰り返しになりますけれども、港町再生と産業振興含めてですね、防災も含めてですね、そこにも関連しますけれども、セットで進めるべきだというふうにかえります。

以下、私からの提案を述べさせていただきます。

人が知覚する現実環境をコンピュータにより拡張する拡張現実、ARというものがございます。情報の効率的かつ効果的な発信については、最近、全世界でも社会的現象にもなったポケモンGOですね、こういったものに使われている技術なんですけれども、この英語の頭文字をとってARというふうに言ってるわけなんです。スマートフォンを市内のある場所でこうやってかざすとですね、昔の町並みの映像やストーリーに出てくるキャラクターがスマートフォン画面上にあらわれるなどのことができるこの技術が、ほかの自治体の地域活性化に使われ始めています。大阪の高槻市では昔の城の映像を使って映し出していますし、南種子町では、鹿児島県の補助金をうまく使って町内の伝説をキャラクターのストーリーにしてこのAR、拡張現実ですね、の散策マップを作成しているようです。この技術を使えば、主に次の三つのメリットについて、少ない予算で多くの事業効果が得られると考えます。

一つ目、実際に建物を新たに作ったり構造物を壊さなくてもスマートフォン画面上で映し出された映像をストーリーや情報の性質に合わせて追加、編集、更新、拡張していくだけでよい点。

二つ目、画像、音声は保存されているので、多言語化も容易になる点。

三つ目、昨年十二月議会で御提案、要望させていただきました、個人が持つスマートフォン位置情報ですね、ベースにしたビッグデータ解析等のICTを使った顧客動向の見える化。商店街をどういうふうにどんなふう動いているかというのも全部その上でわかってくるわけなんですけれども、また、その調査に基づいた観光戦略の正確性と確実性が上がってくるという点です。ぜひ御検討のほどお願いしたいと思います。

さて、この産業振興に資する港町再生について、最後の質問です。

市内の横断的連携についてお尋ねしますが、今、横断的連携と御答弁はいただきましたけれども、もう少し具体的に進めていきたいと思えます。

西之表港という港町に大型客船が寄港しているのは観光目的だけではなくありません。西之表市の水道事業に携わる職員の方々がこれまで頑張つて、大型船が不足する水に対して船舶給水ができる体制を整えていることが大型客船にとってもメリットがあり、「飛鳥II」等が寄港しているわけです。

港町再生に関する推進の所管課は、このことも認識してPR活動

の際に庁内の連携を図っていらっしゃいますでしょうか。

○経済観光課長（岩下栄一君） 御説明いたします。

港町再生については先ほどより説明しておりますけれども、議員のおっしゃるように、幅広い視点に立って検討を進めていく必要があると認識しております。

まずは庁内の関係課において検討組織を設置いたしまして、連携を図りながら進めることとしておりますので、その中で、今おっしゃられたような船舶給水、そういった業務にかかわるような部署とも連携をしてみたいというふうに思っております。

そういった意味で、港町再生を実現するためには、横断的連携とあわせまして、それぞれの部署が主体的に取り組めるように努めてまいりたいというふうに考えております。

以上で説明を終わります。

○一二番（生田直弘君） わかりました。連携を図っていききたいということなんで、されているのかどうかちょっとわからなかったんですけど、では、ちょっと関連質問としまして、おおよそで構いません。大型船のクルーズ船が来た場合、このクルーズ船の船舶給水に係る一隻当たりの給水時間、単価、水量、もし御存じであれば教えていただけますか。

「水道課長 上妻敏男君」

○水道課長（上妻敏男君） 昨年四月に「飛鳥Ⅱ」が寄港した際の例で申し上げますと、午前十時ごろから午後四時ごろまで六時間ほ

ど二カ所から同時に給水しております。総給水量が三百立方メートルを超えまして、料金にしますと十万円以上となります。

以上でございます。

○一二番（生田直弘君） まあちょっと突然のといいますがどうございませう。質問でしたが、すぐにお答えいただきましてありがとうございます。

大型クルーズ船の客船、大型クルーズ客船の誘致と庁内連携ということですのでちょっと聞かせていただいたんですけども、つまり、大型客船が寄港すればするほど西之表市の水が売れて、市の水道事業の財政はよくなるということですね。そういうことだと思います。そして、寄港時間が長ければ長いほど、富裕層に向けて市内の事業所がサービスや物を販売するチャンスが生まれます。

そこで、関連する質問ですけども、市の補助金も投入して推進している大型客船寄港受入協議会というのがございますね。ここにおいて、協議会の事務局である所管課は、こうした情報も共有連携して事業推進されていらっしゃいますでしょうか。

○経済観光課長（岩下栄一君） 大型客船につきましては、受入れの協議会が組織されまして、毎年その取組みについて検討しているとございますが、水道の船舶給水のところの情報までは共有されておりましたので、今後その協議会の中で情報等は共有させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○一二番（生田直弘君） ぜひよろしくお願いします。

国土交通省のですね、今年一月の発表によりますと、九州管内港湾のクルーズ船寄港回数は二〇一五年で五百七十六回、二〇一六年で八百十四回、二〇一七年で千七十回と年々増加しています。そして今年、「飛鳥Ⅱ」の三倍、四倍の十六万トン、二十二万トン級の大型客船が訪日外国人一隻当たり四千人から五千人の旅行者を乗せ鹿児島港に寄港することになりました。

この客船の運営会社は二〇二二年には五十回、二〇三二年には百三十回の寄港を目指しておりまして、鹿児島港の新ターミナル優先利用は年間百五十回と発表しています。さらに、運営会社は全体の旅行日程で、鹿児島に寄港した際には船の乗りかえプラン等も検討して、鹿児島の離島クルーズも視野に入れられているようです。

すぐそこまで、種子島西之表市に大きなチャンスが来ると、本当にわくわくすると思いませんか。さらに、経済観光事業をうまく進めることができれば、船舶給水のおかげで西之表市の水道料金を安くすることもできる可能性がある。そんなふうに横断的に考えられると思います。滞在時間にどんな事業展開をすれば乗客のほとんどが下船し、このまちを楽しみ、このまちの物やサービスが売れていくか、ニーズに対する仮説と検証をしながら私も今後一緒に考えていきたいと思えます。

ついては、市当局におかれましてはこれまでの提案内容を御検討いただき、庁内全体であらゆる手を尽くして産業振興に資する港町体制を推進してくださいますようお願いいたします。

続きまして三つ目のテーマ、島の教育と地域づくりについてお聞きしていきます。

一つ目の山村留学制度の種子島しおさい留学についてですが、まず、当該事業推進における現状の課題をお聞かせください。

〔学校教育課長 内 健史君〕

○学校教育課長（内 健史君） お答えします。

本年度の種子島しおさい留学の受入状況は六人、里親は四世帯であります。そのうち一人が孫戻し留学の児童であります。

課題ということではありますが、現在、孫戻し留学や里親留学などの受入態勢の工夫、ポスターの配布先の拡充などの広報活動の充実など留学生の増加に努めておりますが、中でも受入家庭の確保については苦慮している現状がございます。

以上です。

○一二番（生田直弘君） よくわかりました。ありがとうございます。

私も各校区を回りました。いろいろな意見をいただいております。ですが、しおさい留学の受入家庭の確保が本当に難しいということでした。一方、南種子町では受入家庭数が多いようです。全国的な数字と比べても多いようです。

同じ島の中ですね、なぜ異なる結果になるのか、実態をよく見て実践的な粘り強い推進をお願いしたいと思います。島留学制度について視点を少し広げて、次の質問をお尋ねします。

全国のほかの離島自治体では、西之表市が採用する里親型のほか、親子型、合宿型が採用されているようです。そして、私もお会いしたんですけれども、南種子町では、今年の四月に親子留学、親子型の留学で、子供を三人東京から連れて家族が来られておりました。については、親子型、合宿型、これら二つの検討状況と今後の取組みについてお聞かせください。

○学校教育課長（内 健史君） お答えします。

本市の留学制度は平成二十六年度から里親型として受け入れておられます。本年度は孫戻し留学が加わり、来年度からは親子留学を新たに募集することとしております。親子留学については、小学校一年生からの受入れとしており、提供する住宅の確保と準備を進めているところ です。

合宿型については、瀬戸内町、徳之島町、三島村で実施されておりますが、まだ歴史も浅いことから、現在、資料を取り寄せるなどして研究しているところです。当面は里親留学、孫戻し留学、そして、新しく始まる親子留学において受入児童数を増やしていくことに努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○一二番（生田直弘君） 説明わかりました。ありがとうございます。

現在の里親の確保が難しい中で、それ以外です、親子型のよくなものですね、既に検討されて実施段階に入られているという

ことは、子供を大事にする西之表市の市民の優しく温かい気質というものは、子供の成長や保護者の気づきに間違いなくプラスに寄与するものと体験しております。

実は先日、実際に上の子を里親型で島留学させた私の知人にいろいろ聞いてみたんですけれども、親子留学があるのであれば、下のときは一緒に行けたらという話もございました。そういうニーズが実際ございます。その中で聞いた話がですね、今後の取組みのヒントになるのではないかと思いますので、ここで御紹介させていただきます。

その知人が言うには、都会ではない島の暮らしに興味があり、また、農業や漁業に対しても仕事として興味があるものの、身近に職業として体験できるような場所もつてもなかなかないので、親子で島に滞在している最中に、自分に向いているか、どれだけ大変なものか、実体験をもとに検討できればとのことでした。

そこで提案ですが、親子留学で来られる保護者に、本人の希望があれば農業や漁業に従事する経験を提供し、移住・定住や就農・就漁を推進するチャンスとして捉えることができるのではないかと考えます。また、一時的には農業労働力の不足を補完することになるかもしれません。島の人と島の外から来た人が何かを一緒にやる経験というのが本当の意味での交流で、種子島の人たちの魅力を知ってもらおうといういい機会になるのではないかと私は思うわけです。

ぜひ教育委員会の島留学事業とあわせてですね、関連するいろいろ

ろな方面の施策の充実を連携して図りながら、地域活性化につなげていかれますようお願いいたします。

それでは、本日最後の質問項目です。

情報通信技術を使った人材育成について。

学校教育及び社会教育面における人材育成については、地域内の講師等の確保が難しい現状を打破するために、これまでの議会内での一般質問や質疑を通じて、ほかの先進自治体の視察状況等を共有しながら、情報通信技術を使うことによる島内外の幅広い教育資源の利用を提案してきました。

人材育成を柱の一つに掲げる市長公約を踏まえて、これまでの検討状況と今後の取組みについてお聞かせください。

〔社会教育課長 松下成悟君〕

○社会教育課長（松下成悟君） お答えいたします。

社会教育における人材育成ということではありますが、人づくりはまちづくり、地域づくりを行う上で非常に重要であると考えております。

社会教育課では、市民講座において市民の生活、生涯各時期に対応した学習の場を提供するとともに、受講生が自身の学びの後、新たな指導者として移行できるように支援を行っています。また、青年団やPTA、子供会、女性団体といった社会教育団体の核となる方やジュニアリーダーを育成するため、各種研修会へ派遣を行っています。

さらに、ふるさとまなびく隊活動や鉄砲館、キッズコンシェルジュ講座など、将来リーダーになり得る子供たちの育成にも力を入れているところでございます。

現在は、地元での人材や資源を活用した形で育成を行っているということでございます。議員おっしゃる情報通信技術回線での人材育成というのは、現在のところはまだ行っていない状況でございます。

以上です。

○一二番（生田直弘君） 昨年六月、もう一年たっておりますけれども、この情報通信技術について進んでないということですね。全く進んでない状況なんですか。

○社会教育課長（松下成悟君） 社会教育課といたしましても、我々は子供から青年、壮年、高齢者までということでの幅広い人材もあり、また社会教育課の分野でも、社会教育、スポーツ、文化の幅広い分野がございますので、そのあたりですね、土台をしっかりとしながらそこを検討していき、また市民ニーズも高くなってる部分も考えられますので、その土台部分をしっかりとしてから議員のおっしゃる先進地の研究とかですね、そういうのも今後考えていきたいと思います。

以上です。

○一二番（生田直弘君） わかりました。学校教育面ではいかがでしょうか。



○学校教育課長（内 健史君） 学校教育における情報通信技術の活用については、市内二つの小学校をつないだ遠隔授業のテストや、鹿児島大学から講師を招いてのICT活用のあり方に関する合同教員研修を実施するなどして研究を始めたところです。

これからも本市の教育課題解決に向けて、情報通信技術の活用のある方について研究を進めてまいります。

以上です。

○一二番（生田直弘君） 地域に講師がいない地域外に実際の人がいて、そこをこう、呼んでこなくてもここからアクセス並びに接続することによるメリットということで通信技術の御提案をいろいろさせていただいているわけなので、そのあたりにつきましてもですね、社会教育面、学校教育面両方ですね、いま一度、御検討のほうをぜひお願いしたいと思います。

改めてですね、この部分どうしてこういうことを強く申し上げているかといいますと、現状人口が減少する傾向にある中、経済活動だけでなく、あらゆる活動を支える島にいる人の技術や能力を社会教育面、学校教育面両方からですね、引き上げる必要があるというふうに思うからなんです。人は出ていくわけですから、島の中にいる人の能力、知識、いろんなものを上げていって、このまちをしっかりと発展させていく必要があると思うんです。

そのために市長も人材育成というふうにおっしゃっているんだと私は思ってるわけなんですけれども、また、本市に掲げる教育基調

のもとで教育を受ける児童・生徒の育成というのは、書かれていますね、全国どこに行ってもたくましく生き抜くことができる力を備え、郷土振興の原動力に足り得る人間育成を目指しているということですね。西之表市の子供たちには、将来、島の内外で郷土を支える力を発揮してもらう可能性があるわけです。激しく変化する環境に適応し、このまちが未来に向かって発展していくためには、論評する人ではなく実際に行動する人、実行する人を育てていかなければならないと私は強く思います。

については、市長公約をしっかりと実現し、形のわかるような人材育成を図られますことを最後に要望しまして、私からの質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（永田 章君） 以上で生田直弘君の質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十三時ごろより再開いたします。

午前十一時四十二分休憩

午後一時開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

次は、橋口好文君の質問を許可いたします。

「一三番 橋口好文君登壇」

○一三番（橋口好文君） 一般質問をいたします。

私は三月議会で、さとうきび栽培が直近の四年間で三回も天候不順等で低単収になり、さとうきび栽培の将来が危機的状況になっていることを紹介し質問させていただきました。その中で、さとうきび畑の地力が低下していることを紹介し、地力回復のために堆肥投入を補助事業等を使ってやるべきじゃないかということ提案いたしました。

一月には、自民党の森山国会対策委員長を初めとして、農林部会関係者がさとうきび被害状況視察のため来島いたしました。視察の結果、森山国会対策委員長は、不作の原因を台風に逃げるのではなく、生産現場にもう少し基本的な問題があるとして対応することが大事だと指摘、また、野村哲郎農林部会長は、ものづくりは土づくりからという視点から、甘味資源作物生産性向上緊急対策事業から緊急的に二億円を充てることを決定いたしました。

その事業の中身は、内容というのは、何といっても堆肥の購入や散布作業の委託に係る費用を助成するということであります。私が三月議会で提案したことがこの国会でも農林部会でも審議され、早速、国においても私と全く同じ意見を持って事業を緊急的にやるということを決定しておるわけでございます。

この緊急対策事業について、まず本市の取組みを具体的に聞きたいと思えます。また、その事業において、土づくりをどう進めていくか、このこともお答え願いたいと思えます。

あとの質問は質問者席より質問いたします。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） 橋口議員の御質問にお答えをいたします。農業振興について、このさとうきび緊急対策甘味資源作物生産性向上緊急対策事業における本市の取組みと、それから、土づくりをどう進めていくかという御質問であろうかと思えます。

平成二十九、三十年度産のさとうきびの本市の状況は、議員御指摘のように、相次ぐ台風被害や地力の低下による単収や糖度が非常に低く、平均単収は四トン八百二十六キロ、十アール当たりですけれども、それから糖度も一・〇八度と非常に低いという結果に終わっております。このため、生産者の手取り額は交付金、原料代の低下により大きく減少して、生産農家の経営は極めて厳しい状況にあると痛感しているところであります。

引き続き単収向上の取組みと、それから作業受託組織の育成など、持続可能な生産体制整備を推進しなければなりません。今回の国の二十九年補正予算の甘味資源作物生産性向上緊急対策事業やさとうきび増産基金を活用いたしまして、さとうきびの早期生産回復を目指したいと考えております。

詳細につきましては担当課のほうよりお答えをいたします。

〔農林水産課長 園田博己君〕

○農林水産課長（園田博己君） 御説明いたします。まず、さとうきび増産基金では、夏植え、秋植え二十四ヘクター

ル分の種苗確保のため、種苗用きびの買上げ、採苗調整作業について基金から三分の二、市四分の一、新光糖業十二分の一を助成し、生産者の実質負担をなしを計画しております。総額につきましては四百二十四万八千円でございます。

また、甘味資源作物生産性向上緊急対策事業では、これも同様に、夏、秋植えを対象に、地力増進対策として土壤改良事業二十四ヘクタール、農作業の受委託の推進として植えつけ作業二十四ヘクタール、肥培管理対策として新植マルチの購入助成二十ヘクタール、殺虫剤等々の購入助成二十四ヘクタールなどについて三分の二の助成を計画しております。総額につきましては一千八百七十七万七千円でございます。

また、土づくりにつきましては、まずは土壤診断に基づく適切な土壤改良が必要であると考えております。今回の事業を実施するに当たり、土壤診断の実施を条件としております。事業を通じて土壤診断の重要性を農家の皆様へ啓発することで地力の増進・回復を図り、持続的なさとうきびの生産体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○一三番（橋口好文君） ただ今、土壤診断の件が出ましたが、私は十二月議会でも、昨年六月議会で土壤診断室を設置するよう求め、十二月議会の答弁では、鹿児島に送って、検体を送って土壤検査をやってもらうという方向にしていこうということございました

が、鹿児島は経済連に送って検査をしてもらうことでよろしいでしょうか。

○農林水産課長（園田博己君） 土壤分析につきましては、JAを通じて鹿児島県経済連で検査を行った場合に送料、検査料もかわらず実施できることから、また、先ほどの事業等での診断も含めて経済連にお願いすることは効率的でないかと考えております。

以上です。

○一三番（橋口好文君） それで、先ほどの交付金の、この事業の交付金の総額は幾らでしょうか。西之表に来る交付金は幾らでしょうか。

○農林水産課長（園田博己君） 基金事業のほうが国費ベースではございますが三百万三千元でございます。四百四十一万九千元に對しまして国庫補助が三百万三千元でございます。また、品質向上性の事業でございますが、一千八百七十七万七千元に對しまして国庫補助がですね、一千二百九十九万七千円の助成でございます。

以上でございます。

○一三番（橋口好文君） それではですね、この国の今度の緊急対策で堆肥散布、この件についてであります。この堆肥散布の方法は本市はどうやるんでしょうか。

中種子町は受託組織が十カ所ございます。その受託組織に依頼して、堆肥散布を十カ所当たり農家負担九千七百円でやるということでございます。本市の場合はどういうふうな方法を用いるので

ございましたでしょうか。

○農林水産課長（園田博己君） 本市の考え方ではございますけれども、土壌改良事業につきましては、先ほど申し上げましたさとうきびの事業につきましては、土壌改良というところで、堆肥プラス資材散布プラスプラウ耕プラスロータリーというところで、この単価がですね、五万一千五百八十一円でございます。その三分の二を助成をしたいと考えております。

また、堆肥散布なしでの検討も今、計画をしているところでございます。金額的にはですね、先ほどの五万一千円よりは、少々お待ちください。失礼しました。二万一千円ほどでございます。という助成を行う予定でございます。

以上でございます。

○一三番（橋口好文君） わかりました。

それで、先ほど八板市長の答弁の中で、受託組織の育成もしてまわらないといけないという答弁がございましたが、この受託組織の育成について具体的にどういうふうな考えを持っておられるか。どういうふうなやり方でやるのか、そういうビジョンが現在あるんでしょうか。お願いします。

○農林水産課長（園田博己君） その受託組織の運営につきましては、市の単独ですね、農業支援システム定着促進事業というところで、今、御承知のとおりで、さとうきびについては収穫作業については機械化が進んでおります。で、収穫班で管理作業も行っている

現実がございまして、なかなか管理作業とか植えつけ作業まで手が回らないという現実がございしますので、公社が事業主体となって機械を購入しまして、管理作業とか植えつけ機を購入しまして、その機械を受託する個人さんなりグループに貸付けをするという事業でございます。それを二十九年度から実施をしているところでございます。

以上でございます。

○一三番（橋口好文君） 二番目のこの、先ほども述べましたが、この土壌検査委託についてでございますが、経済連に送った場合、期間はどれぐらいでその答えが返ってくるんでしょうか。その時期によっても違うとは思いますが、どうでしょうか。

○農林水産課長（園田博己君） 先般、基金事業の説明があった中で経済連の担当者の方が答えたところによりますと、こちらから運んで一月以内で結果が出るという報告を受けております。一月以内です。

○一三番（橋口好文君） 私もハウスを六棟持っておりますが、私、共済組合に、ハウス共済に加入しております。それで、共済組合から毎年八月ですが、土壌検査検体をとり参ります。その結果が出てくるのが共済組合の場合は二カ月ぐらいかかるんです。そうしたらもう、既にもう次の作物は植えつけた後なんです。さとうきびの場合も一カ月弱といいますますが、でん粉用甘しょとかそういうのを早目に収穫して秋植えのさとうきびを栽培する場合、それが間に合

うかということが、私は一つ問題になってくるんじゃないかと思いますが、どうでしょうか。

○農林水産課長（園田博己君） 御指摘のことも想定されますけれども、基本的に土づくりについては三カ月とか四カ月ぐらい前から準備が必要でございますので、農家の方にはそういう御理解をいただきたいと考えております。

以上でございます。

○一三番（橋口好文君） まあ、ぜひひとつよろしくお願いいたします。

それから、さとうきび栽培の市単独事業ということでございますが、先ほど何か言ったみたいですが、中種子町は総額九千七百四十万円この事業に投入するようで、それで五つの町単独事業を中種子町は行います。さとうきび採苗用原種苗供給事業、これも町単独、さとうきび増産推進事業、町単独、さとうきび作地力増進対策事業、これが四百六十万円、さとうきび増産強化対策事業が二百九十万円、それから、ここにもう一つ、さとうきび増産支援緊急対策事業が四千八百万円、それから、三十年産収穫コスト支援事業が町単独で三千四百万円、それからここには国の事業も入りますが、さとうきび次年度新植推進助成事業、平成二十九年さとうきび増産基金上乘せ、平成二十九年繰越しとなっておりますが、これが五百九十万円、締めまして九千七百四十万円であります。

西之表市も面積が、西之表の場合は中種子町からしたらはるかに

少ない状況にありますので、その金額というのは課長さんが先ほど言われたあれでよろしいんでしょうか。

○農林水産課長（園田博己君） 本市の当初予算でさとうきび関連で単独事業計上させていただきませんが、まず、さとうきび単収向上対策事業では株出し、土壌改良、新植マルチの委託作業に係る経費の助成を三分の一の助成を行っております。また、先ほど説明申し上げました農業支援システム定着化促進事業では、労働力不足を補う管理機を整備しまして、地域で受託作業を行う農家への機械の貸出しを行っております。これも三分の一の補助でございます。最後に、さとうきび経営緊急支援資金利子助成金として、ここ数年不作になり経営的に厳しい農家向けの、JAが貸し付ける資金の利子助成を行っている。その総額につきましては、一千六百二十万円を計上してるところでございます。

以上でございます。

○一三番（橋口好文君） はい、わかりました。

次の質問に入らせていただきます。

次は、これも十二月議会で私、質問させていただきましたが、上西地区西京ダム水田かえ地の水量確保についてでございます。

園田課長さんは、十二月の私の質問に対しての答弁では、小規模の補助事業を使って井堰の改良等を行うと答弁しております。

私は今年三月、ちょうど代明けから田植えに入る前でした。現地にて二回足を運びました。今年はずいぶん田植え前も雨が少なく、

現地に行ったんですが、代かきできていない田んぼがもう下流のほうはずっとありまして、上流三カ所ぐらいは代明けも終わっておりましたが、それからまた後もって行ったんですが、上流の三枚ぐらいは田植えが終わっておりました。そのともうのほうは全然もう田植えができない状態。それで、農家さんはエンジンポンプを小さな川に設置して、水路ですけども川というより、そこに揚水を図ったんですが、ポンプで揚げる水がないんだと。ですから、課長の言う井堰の改良とかそういう問題ではなく、絶対水量が足りないんだと。だから、この問題は水量確保をどうするのかということには私はなると思います。

私、熊毛支庁の農村整備課の課長さんとも二回にわたってお話をさせていただきましたが、やっぱりあの、私が提案したのは、すぐ下には西京ダムの水が満々であるわけですよ。ですから、その水をポンプアップして揚げるか、それともボーリングして水を揚水するか、この二つに一つしかないんだと、課長さん。どうでしょうかと。言ったら、課長さんが、そのランニングコストを考えたとき、稲作単作では一年間に、米が今安いから、農家の採算がとれないんじゃないかということを課長さんは申されました。

しかしですね、よく考えてください。ここにある田んぼの地権者は、地主さんは、ダムを建設するために、市が建設するために、そのダム建設に協力して先祖代々つくってきた水田を手放し、そして、かえ地をもらったところでございます。ですから、ダムができません

れば何の水の心配もなくて水稲耕作が現在も続けられていたと私は考えます。

ですから、水がなくなってきた行政がちゃんと対応してくれなかったら、もう農家も高齢化が進んでおります。もうそういうことで、今度は耕作放棄地が、もうつくらんと、水がないからもう田んぼ、水稲はやめると、水稲作はやめると、そういう事態が発生しかねません。

農業委員会は耕作放棄地の解消に邁進しておるわけでございますが、そういう観点からしても、園田課長、この水の確保をどう考えるかお答えください。

○農林水産課長（園田博己君） ダム代替地の水田用水路は整備約三十六年が経過しておりますので、水源水量が乏しく、降雨に左右されるなど用水確保に苦労していることから、地元の要望もありましたので、先般、田植え時期に合わせて用水路の目地補修、また、一部区間の側溝の布設替えを行いました。

現在、田植えをして揚水をしている状況でございますので、井堰の漏水等もあり、施設の不具合にしましては稲刈り後の収穫後に補修等を行っていききたいと考えております。堰や用水路の機能が果たせなくなり、必要性が生じた場合には、県の協力もいただきながら改修なり用水路の整備の補助事業を行っていく必要があるかと考えております。

また、ダムからの揚水につきましては、いろいろと水利権の問題

等がございますので、また国庫事業で導入しておりますので国との協議も必要かと思っております。かなりの時間を要するのじやなかろうかと考えております。

また、水源の確保というところで、農用水源開発調査という事業が県の五〇%の補助がありますので、どうしても水の確保があるとなれば、その事業をして水源の確保を検討を進めるべきかなと考えておりますが、課題として、そのポンプ施設の維持管理がどうかかあるのか等々がありますので、地元が負担にならない、負担になつて使われないという可能性もございますので、その辺は慎重な協議が必要かなと、検討が必要かなと考えております。

以上でございます。

○一三番（橋口好文君） 課長さん、あれなんですよ、この問題は水の確保なんですよ。ですから、西京ダムの、熊毛支庁の農村整備課の課長さんも言われましたが、このダムの水を揚水することになれば、その前に水量調査からせんといかんちゆうことです。

現在、あの水は上水道と東海地区の畑地灌漑整備事業の畑に使う以外は使われないわけですから、それをこの水田に引くとなつたら水量調査からせんといかんちゆうことで、この水量調査というのが五年間かかるそうです。しっかりと五年間かかるそうです。

それで私は、そういうことじや全然間に合わない。課長さんどうか暫定的にこう、ダムからパイプラインとつて揚水はできないかと、ポンプアップはできないものかと質問したんですが、そしたら、

暫定的だったらできる可能性はあるでしょうという課長さんの答弁もいただいておりますので、どうでしょうか。市としてやっぱりそこから辺に持つていくしかないんじゃないですか。その井堰の問題とかその水路の目地の水漏れ防止とか漏水防止とか、そういう小手先のあれでなくて、やっぱりもう、抜本的に水の確保を市は考えるべきだと。

そしてまた、ポンプアップした場合、当然電気代が発生します。私に言わせれば、いや私ばかりではございません。多くの農家がそれは当然市が負担すべきだと、農家に負担させちゃならないということとを多くの農家さんが申しております。どうでしょうか。市はそこまで覚悟を決めてこの水量確保に努めていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○農林水産課長（園田博己君） 御意見は御意見として賜りたいと考えております。必要性があるならば事業化も検討が必要でございますが、三・五ヘクタールでの高額な投資は費用対効果、建設効果等々も検討しながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○一三番（橋口好文君） 今の答弁おかしんじゃないですか。費用対効果ちゆうのはどういうことですか。

農家は水がなくて今年も予定した日にちに田植えできてなかったんですよ。できなかったんですよ。最終的にできたのは五月に入ってからですよ。もうその間苗は大きくなってしまってますね、その

五月に植えたのは飼料米でございましたが、もうそういう状況なんですよ。

ですから、来年三月、二月、三月からまた代明け、田植えに入るわけですが、向こうの地元の農家さんは、来年からこういうことがあつてはならないと、こういうことをなくしてくださいという切実な願いが私のところに届いておるんです。農家のことを考えてもう少し市はしっかりと対応すべきじゃないでしょうか。どうでしょうか。

○農林水産課長（園田博己君） 先ほども申し上げましたが、収穫後にまた目地埋め等も一部区間の目地埋めと、それから井堰の不具合等につきましては現状の予算で対応したいと考えておりますので、その後の、また議員おっしゃるとおりの結果になりますと、また再検討が必要かなというところでございます。

以上です。

○一三番（橋口好文君） ぜひ農家のためによく願ひしときます。

続きまして、学校給食センター運営についてでございます。

まず第一番に、食材納入業者の参入条件についてですが、これは市の仕事をする業者さんは市税の完納証明書、市税の滞納がないことを証明する完納証明書を提出することになっておりますが、現在、納入業者で西之表市外の業者さんが参入しております。この市外の業者さんは、この納税証明書は提出されてるんでしょうか。

西之表市の。どうでしょうか。

「教委総務課長 小山田八重子さん」

○教委総務課長（小山田八重子さん） 御説明いたします。

参入条件の中に、おっしゃるように市税を完納していることというのがございます。昨日確認したところ、そのように証明書が提出されているということで、条件を満たしているということで参入しているというふうに判断しております。

以上です。

○一三番（橋口好文君） 完納証明書が提出されていると答弁がございました。ということは、中種子町の業者さんは中種子町の町民税の完納証明書を提出されているということで理解してよろしいですか。

○教委総務課長（小山田八重子さん） 食材の納入のことになりますけれども、一回に千五百人分の食材を納入していただく必要がありますので、島内の業者ということで島内の業者を参入に入らせていただいておりますので、中種子町の完納証明書を提出している方も参入していただいているということでございます。

以上でございます。

○一三番（橋口好文君） 市外の業者を使うのは私はいかなものかと思ひます。その量を確保するためにその中種子町の業者さんを参入させているということですが、西之表市の小中学校のPTA会員の払った給食費、また、本年度から給食費一部無料化によ



る予算千六百四十三万九千円だったですか、これは市民の税金で賄われておるわけです。そうした税金が市外の業者さんに流れていっていると、西之表市に残らないと、お金が。これじゃ西之表市はなかなか豊かにならないんじゃないかという、私は懸念を持っておるわけですが、次の質問でございませう。

野菜の納入価格、購入価格ですね。これについて、四月、榕城小学校の入学式の折、給食センターの栄養士の先生から「橋口さん、もう食材がもう高くて高くて、もうとても困っている」と、どうにかできないんですかという訴えがございました。

この食材が高いということで、今、子供たちにデザートを食べさせられないということだそうです。カロリーを落とすわけにはいかんし、最低でも必要なカロリーを保つためにメニューをつくるわけですが、そうしたら、月に一回は必ず今までもデザートを出せてたそうです。しかしながら、それができないんです。こういうことではないんですか。子供は西之表市の宝ですよ。そういう宝である子供たちにデザートの一つも食べさせられないような状況が続いていることはないと思います。

この価格が高い原因は何だとお考えでしょうか。お答えください。

○教委総務課長（小山田八重子さん） 野菜が高い原因ということの御質問でございませうが、昨年はやはり一般的に、世間一般的に、台風等の影響で野菜が不足して高値が続いたということがあるんだと思います。

毎月入札を実施しておりますが、じゃがいもとかニガダケとか安納いも、そういった地場産のものですね、そういったものの野菜以外は、議員がおっしゃるようにならぬ方に納入をしていただいております。一般的な市場価格というもので納入していただいているというふうに思っております。

また、先ほども申し上げましたが、一回に最大千五百人分の量を確保する必要がありますので、また、それに加えて返品とか追加、そういったことに即対応していただく必要があるために、その条件をクリアできる業者が今のところ一社しかないというふうなことで参加がいただけないというふうなところは思っております。

また、野菜の価格を今後どうしたら安くなるか、抑えるかということになってくるんだと思いますけれども、参入者につきましては随時申請が可能となっております。地元で季節ごとに生産される、例えば、新タマネギとかコマツナ、トマト、ブロッコリーなど時期とか品目に応じてすね、地元生産者の皆さんが参入していただければ価格も競争原理が働いて安くなるのではないかなというふうな、私たちとしても期待をしているところでございます。

以上です。

○一三番（橋口好文君） 今、競争原理を申されましたが、やはり何ですか、納入業者も慈善事業をやっているわけじゃないですか、ビジネスですから、やっぱり競争相手がいなければ当然高くなるわけですよ。それはもう当たり前のことです。ですから、西之表市が

今まで過去において現在に至るまで、西之表市の業者を育ててこなかったというところにも私は問題があるんじゃないかとそう感じているところがございます。

続きまして、次の質問に入ります。

今国会に卸売市場法改正案が提案され、もう衆議院は通過し、参議院に今送られておりますが、参議院農林部会で今月十二日にこの議案が審議されました。その中で、この卸売市場法改正案の中で、第三者販売の禁止についてという項目がございます。

これはわかりやすく言ったら、例えば種子島中央青果株式会社は卸売会社でございます。ですから、この卸売会社が競りを通さずに第三者に販売してはならないという条項をうたっておるわけですが、過去二年間、学校給食センターに種子島中央青果は納めた経緯がございます。でも、この第三者販売の禁止という条項があつて現在は納めてないわけです。

ですから今、非常にこの改正案は波紋を呼んでると。新聞見てもですね、この間十二日に、何ですか、三人の参考人を招致して意見を聞いている記事が載っておりますが、非常にまずいと。この法案は。要するに卸売会社が、例えばですよ、中央卸売市場で卸売会社が、例えば大手のスーパー、イトーヨーカ堂とかあいうところにもう直接、競りを通さずに卸売会社が直接納めたら、仲卸業者の経営が危うくなるという、もう非常にまずい法案だということをご参考人の大学の先生も述べられて、広島大学の名誉教授だったですか、

その方も述べられております。

ですが、そういうまずい法案であっても、先ほど言われましたように、その競争原理を働かせるためには、何かですね、この市場開設者とその仲卸業者とかそういう卸売会社が話し合いをして、第三者販売の禁止が緩和できるような法案になつていくような感じだと思います。これが国会に通らんことには話にならんわけですが、もうすぐ終わると思いますが国会も、それで決着がつくと思いますが、これももしその話し合いによつて、種子島中央青果卸売会社である種子島中央青果も、話し合いによつて給食センターに参入ができるということになれば、当然、競争原理が働いて食材も安くなつてくることはもう明々白々でございます。当局はどうお考えでしょうか。

○農林水産課長（園田博己君） 今回の卸売市場法の一部を改正する法案につきましては議員御承知のとおりでございます。改正内容は、まず、売買取引法の公表、差別的取扱いの禁止、受託拒否の禁止など、基本ルールを維持しながら第三者への販売禁止、それから直引きへの禁止、商物の一致などについては、卸売市場ごとに関係者の意見を聞くなど公正な手続を踏み、共通の取引ルールに反しない範囲において定めることができるとあります。

つまり、卸売業者は仲卸以外の第三者への販売について、ある程度、卸売市場開設者、いわゆる市の判断でできるようになるというものでございます。

本市においては、種子島中央青果株式会社が直接給食センター等

への販売が市の判断で可能になると考えますけれども、生産者、仲卸業者との理解を得る必要もあるのかなと考えております。

以上でございます。

○一三番（橋口好文君） ぜひですね、この法案がもう速やかに国会終わって、その第三者販売の禁止が緩和されることを私は望んでおります。

続きまして、給食センターに対する地産地消の推進についてでございます。

この地産地消は、行政としてどう考えておられるでしょうか。

○教委総務課長（小山田八重子さん） 給食センターとして、また教育委員会としてのことになりますが、平成三十年三月策定しました西之表市教育振興基本計画というのがございますが、今後四年間の主な取組みの中で、給食を通して地元食材の紹介や地産地消の推進を図ることをうたっております。

野菜については、天候に左右されるために一定量の確保が難しいということもありますが、今後は農林水産課、それから関係機関と連携して、引き続き地元食材の活用に努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○一三番（橋口好文君） 中種子町はもう早くからJA婦人部が中心になって地産地消を進めております。また、枕崎市でも、また始良市でも、JAとそれから行政がタイアップしながら地産地消を進

めております。

西之表市は、本市はこの地産地消が現在ないわけです。ですから、ないといっても行政が主導してやることがないというわけです。ですからやっぱり、この地元産を使うということが大事でございます。学校給食の基本は地産地消でございます。やっぱりこれをぜひ進めていただきたいと思えます。よろしくお願いします。

それでは、次の質問、市道の改良工事についてでございます。

浅川城線の市道改良工事は第何次の長期振興計画に記載されているのでございましょうか。地元沿線住民はもう大分前に陳情書を出したんだと。それがもう先送り先送り、もう予算がない予算がないというような理由で、いつになったら着工がされるのかと、もう首を長くして待ち望んでいるわけですが、どうでしょうか。

〔建設課長 戸川信正君〕

○建設課長（戸川信正君） お答えいたします。

過去の長期振興計画を調査しましたところ、市道浅川城線の改良工事につきましては、平成二十一年度に第五次長期振興計画の上期、平成二十二年から平成二十五年の四カ年の実施計画において、二十五年度に事業開始、四百万円が計上されております。

以上です。

○一三番（橋口好文君） 建設課に伺ったら、毎年ローリングを行い計画の見直しを行っていると思えますが、じゃあ、浅川城線は今から何番目ぐらいに着工はできるんでしょうか。

○建設課長（戸川信正君） お答えいたします。

御存じのとおり、本市の事業は長期振興計画に基づき事業を実施いたしております。浅川城線改良工事につきましては、第六次長期振興計画の実施計画において平成三十二年度に一千万円、平成三十三年度に五千万円の事業費が計上されており、国の予算がつけば計画どおり執行される予定でございます。

以上です。

○一三番（橋口好文君） はい、わかりました。

次の質問です。公共施設の管理状況についてでございます。

その中で、都市公園と庁舎周辺の景観についてお尋ねしますが、まず、都市公園に花がないということをも市民から苦情が寄せられております。

私もわかさ公園、嘉永山公園、墓地公園等をずっと確認しましたが、嘉永山公園はちゃんと花を植えるように、こう、花壇ができていますよ。もう去年から全然花なんか一輪も植えてないんです。もう雑草が生えている状態です。それで、墓地公園についても、墓地公園の入り口に中央墓苑という名称碑がありますが、その名称碑の前も、今、通ってきたんですが、いつも通るんですが、カヤで覆われております。

市が指定管理者と契約書を結んでおりますが、この契約書の中にも、花も植栽することをうたわれております。ぜひですね、市民が公園に行つて、ああ、きれいな花が咲いてる、花を見れば心も和

むというような公園づくりをしなくちゃならないと思いますが、この指定管理者に指導をちゃんとするべきじゃないかと、私は昨年の議会でも、九月議会であつたですか、指摘をしておりました。課長は添付書類として写真も提出させておるといふ答弁がございましたが、その写真というのは、管理して草払いしたとかそういう管理した場所だけを撮つて提出している写真です。職員が現地に行つてちゃんとほかのとも確認してないわけですよ。ですから市民からこういう苦情が出てくるんです。

何回も言わせないでください、課長。ちゃんと業者を指導して、それがもうできないのであればもう指定管理者から外すと、そういう業者は。そういうことまでやるべきじゃないですか。どうでしょうか。

○建設課長（戸川信正君） お答えいたします。

都市公園の管理につきましては、平成十八年から指定管理者の導入によりまして八カ所の公園を委託しております。各植栽の管理に当たつては、来園者の公園利用の安全性を確保しつつ、清掃、病害虫防除、施肥、剪定刈込み、草刈り、花壇管理等、植物の生育や育成に必要な作業を適切な時期や方法を選び実施することになっております。

景観については、今、指摘もございましたけれども、夏場につきましては草木の成長が早く、樹木や草木が伸びている状況がございました。この対策のために、夏場等においては草払いや剪定の回数

を増やすなど指示をしたところでございます。

今後、御指摘がございましたけれども、来園者に快適な状況で公園を利用していただけるようですね、指定管理者と協議の上ですね、球根や種、花苗の植えつけなど都市公園の景観形成を図ってまいりますと考えています。

以上です。

○一三番（橋口好文君） この契約書の中には、その花の苗とか、そういうのは市がフラワーセンターでつくって、その苗を、提供された苗を定植するようなこともうたわれておりますが、実際、フラワーセンターに今現在そういう花の苗があるんですか。どうですか。

○建設課長（戸川信正君） 現在フラワーセンターにはマリーゴールド等があります。特に、夏の市民体育祭ですか、市民体育祭には、去年もでしたけれども、そのフラワーポットのやつを持っていった作業をしております。

担当とも話をしてるんですけども、そういうフラワーセンターの花についても増やす、あと、種子島高校とちばな園様とですね、管理契約を結んでおりますので、そちらから購入ということも考えておりますので、そういう方向で少しでもそういう美化の形成に努めてまいりますと考えております。

○一三番（橋口好文君） 庁舎周辺ですけど、庁舎もさておきながら、鉄砲館ですよ。鉄砲館に、今、プランターにマリーゴールドの花が満開でございます。たくさん置いて満開でございます。きれいです。

あのマリーゴールドは、農林水産課管轄の多面的機能交付事業、小牧野共同活動組合が小牧野の花園に植えた残りを、鉄砲館に働かしている御婦人がお持ちして、その御婦人が、もう鉄砲館には何も花がないんだと。苗が余ってりましたから、これもらえんのですかということでしたから、どうせ余ってる分だから、どうぞどうぞ持って行って植えてくださいと。ほいで、肥料もくださいと。ことで、私とこの共同活動組合の肥料も持たせて植えてもらったんですが、今現在もうきれいに、きれいな花が咲いております。

観光客が来ても、ああいうやっぱり花があるなしでは全然違うと思うんですよ。ぜひこの花づくりは徹底してやっていただきたいと考えております。

それで、この市役所庁舎、今年の三月議会のときも花壇に草が生えて、中野副市長が私に、今、あの草は除草剤をかけて枯らしているんだそうですというあれがありました。

あれからもう六月です。その除草剤の効果は、確かに草はきれいに枯れておりましたが、また草が生えてまた除草剤をかけて枯らして、今、何もないんですよ。もう去年の夏場から西之表市のあそこ花壇には花がないんです。市民が市役所に行っても、西之表市役所は花がないと。どうしたことかと。あるのは草ばかりだと。現在、庁舎正面にソテツの木がありますが、そのソテツの木の周りには何ちゅう名前か知らんが花を植えとります。しかしながら、その花の中にはもうイネ科のホトクリが、もう密生しております。もう

花が見えないような状態になってきております。

私は、十一日に中種子町役場に所用があつて参りましたが、ちょうどですね、役場に行つたらですね、公社の従業員が、あのトリマ―というんですか、あの剪定する機械ですよ、あれを使つてですね、庁舎正面の植栽されている樹木をきれいに剪定してらんですよ。それで、その手前にはプランターに色鮮やかな花が幾らも植えられて飾られておるんです。ああ、やっぱり役所というのはこういうのがやっぱり役所だよなあと、私はほんとに心なむ思いで見えてまいりました。

ある昔、小学校の教員が、学校の先生が、こういうことをおっしゃいました。農家で物をつくつて手入れをせんで草山なすのは貧農だと。篤農家というのはしっかりと作物を手入れをして草を取り抜き、それで立派な作物をつくり出していく、これは篤農家だと。そういうことをおっしゃつた学校の先生がおります。

私はその言葉を思い出すとき、中種子町は篤農家だと。西之表市は貧農だと。そういうことになるんじゃないかなと、私はそう考へて中種子町から帰つてくるところでございましたので、財産監理課長、どうでしょうか。

〔財産監理課長 奥村裕昭君〕

○財産監理課長（奥村裕昭君） お答えをさせていただきます。

御質問の庁舎周辺の景観についてでございますが、議員先ほど述べられましたとおり、第三回の議会定例会においても、議員よりま

た全く同じ質問をされておりまして答弁したところでございますが、その後、財産監理課で対応には限界があるということで、まちづくり公社に協力をいただき、主に庁舎周辺の草払い、ビロウの葉や生垣の剪定などを行うとともに、花壇周辺や正面玄関へ通路沿いにプランターを設置して美化に努めるといふようなところで対応してきたくところでございます。

議員御承知のとおり、現在の状況は、どちらかといえば草払い、それから剪定等、清掃作業が中心のような環境となつて申しわけなく思つているところでございますが、花壇に季節の花々を植えるなど景観づくりにまで至つてないところが現状でございます。

当初は年二回程度まちづくり公社にお願ひをして花壇に花を植えてもらうよう依頼をしておりましたが、特に掲示板付近の花壇では植込み前の土づくり後、それから苗を植え込んだ後にもう花壇に入つてしまひまして踏み荒らされてしまうことが多かつたため、昨年は花壇に花を植えるのではなく、花壇周辺にプランターを置いて代替できないか試してみたところでございます。

しかしながら、全般といたしまして環境美化につながつているとは言いがたい状況となつていふことから、今後も工夫をして、来庁者の皆様、議員がおっしゃりますように気持ちよく来ていただけるような環境づくりに努力してまいりたいといふふうに思つております。

以上でございます。

○一三番（橋口好文君） 今、花壇に人が入って踏み荒らされていると言われましたが、その花壇に人が入るちゆうこと自体が私は納得できません。立派に花を植えて立派な花が管理されて花が咲いていけば、人はそんな花壇に踏み込んで踏み荒らすことはないんじゃないですか。花が草かわからんような状態だから人も入るんじゃないですか。違いますか。

市民は、西之表市役所というのは市の顔だと、ちゃんときれいに花もつくって市民を、来庁者を迎えることが必要だということを、私にすごい苦情を寄せている複数の市民がおります。ぜひよろしくお願ひしたいと思います、このまちづくり公社がやってるちゆうことでそのスタッフが足りないというんであれば、八板市長、そのスタッフも増やすとか、そういうことは考えるべきじゃないでしょうか。どうでしょうか。

○議長（永田 章君） ちよつと待ってください。

橋口議員、今回の質問内容については、都市公園と庁舎関係の景観についてということですね。まちづくり公社まで踏み込むべきかどうか、ちよつと私としてはいささか難しいのではないかと。景観について。

○一三番（橋口好文君） まちづくり公社に任せているんじゃないですか、財産監理課が。

○議長（永田 章君） それはわかるんです。だけど、橋口議員が、今、定員が足らなければ市長に対して定員増をとということをお願い

したということ、そこは難しいんじゃないかということですよ。

○一三番（橋口好文君） わかりました。まあひとつ、市民が気持ちよく来庁できるような景観をつくっていただきたいということをお願いしときます。

それで、最後の質問になります。市職員の労働条件について。

私、職員の健康管理と業務量についてということをやテーマとして質問通告書に出させていただいておりますが、市の職員の家族から、仕事量が多くて定刻の退庁時間に退庁できなく夜遅くまで残って仕事をしていると。そういう状況の中にあつて、その職員は体調を壊し病院通いを余儀なくされたということでございます。そして、そのほかの職員についてもそういう職員がおられるようなことを伺いました。

これは全庁的ではなくてもその部署部署で、やっぱりその仕事量が多くて夜遅くまで残ってやらなければならないというような状況が発生してるようでございますが、その辺の改善はどうされるんでしょうか。

〔総務課長 大瀬浩一郎君〕

○総務課長（大瀬浩一郎君） お答えしたいと思うんですけども、その前の榕城分団の跡地はよろしかったかなというのが。

○一三番（橋口好文君） 後でいいです。後でいいです。

○総務課長（大瀬浩一郎君） わかりました。お答えをいたします。職員の中でですね、時間外勤務が増えているのも確かでございます

して、もう確かに、病んでるといいますか傷ついてきてる職員がたくさんいるのも事実でございます。

昨年の時間外勤務を調べてみたんですけども、大変伸びてまして、二万時間を超えてるようなので非常に心配をしております。昨年の場合は、実は台風の目を通ったのがあって、それが三日間ぐらい続いたんで実は多かったというのがあるんですけども、そういった体調管理をちよつと心配なので、通常健康診断は年一回やるんですけども、それ以外に心の相談といえますか、そういうのを年五回やっております。

それ以外にストレスチェックというのを実はやってまして、職員の中でもストレスを大感じてる職員がいるようでして、その把握などをしております。そういった者が年間十人以上お持ちして、ここで人数を言うのはちよつと控えておきたいと思うんですけども、やはり相当数の人数がおります。議場にいる課長職も、ストレスを抱えている職員がいるかもしれせん。

以上です。

○一三番（橋口好文君） 私はですね、やっぱりこの職員が過労で病気になるって病院に行くと、そういうことと自体が、その市にとって、体を病むということは、市にとって非常にマイナスだということをおし上げたいのであります。

ですから、私は職員を増やせというわけじゃないんです。その部署部署でそういう仕事をたくさん抱えている職員がおれば、その部

署の上司なり課長さんなりやっぱり手伝ってですね、その負担を軽くしてやると。そういうやっぱり思いやりを持った、そういうことも職場では大事じゃないかと私はそう考えます。どうでしょうか。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明いたします。

個々の職場の上司がしっかりそういう優しい思いやりの気持ちをもって工夫をしてもらうというのも非常に大事なことだと思います。

ただ、職種的にですね、季節季節がありまして、実は、一人当たりの残業時間が月で一番多いのは税務課です。確定申告の時期には詰めてやりますので大変多くなります。夏場については少なくなるんですけども、今度は夏場は経済観光課が忙しくなります。イベントごとが多くて土日が休めないからです。実は、年休の取得率というのも経済観光課が一番悪いです。それは、週休日に振り替えをして休みをとりますので、その分どうしても年休は消化できないというふうな状況がございます。

そういった状況がございますので、議員おっしゃるような課長さんへの教育とあわせて、全体の中でどうか調整できないかというのを今、職員組合のほうと労働安全衛生委員会というのを年五回ぐらい開催してますんで、そういったところで話し合ってみたいと思います。

以上です。

○一三番（橋口好文君） ぜひ、もう健康が一番でございますので、ぜひよろしくお願い申し上げます。



これで私の一般質問を終わります。

○議長（永田 章君） せっかくですけれども、旧消防分団の跡地利用については、時間もありませんがいいですか。飛ばしていますが、もうよろしいですか。

○一三番（橋口好文君） ああ、ありました。すいません。

消防署の旧榕城分団の跡地利用でございしますが、西町のあの商店街を通るとき、もうただでさえ、もう町が寂れております。その中であつてあの分団は、更地になってハエを敷いて今ああいう状態です。ありますが、これ、どうされるんでしょうか。

○財産監理課長（奥村裕昭君） お答えします。

御質問の旧榕城分団の跡地利用についてでございますが、昨年第四回市議会定例会でも他の議員から御質問がございました。この続きの答弁という形にさせていただきましたが、本年二月十六日までを期限として、公用・公共用での活用はないか、あるいはまちづくり的な提案はないかなどについて庁内に周知をいたしました。各課においては、各関係団体との意見交換や意見聴取も行っていただいた上で、庁内各課並びに職員個人からも広く意見の募集を行ったところですので。

その結果、一件だけですが、経済観光課から、商工会や商店街振興協同組合などに情報提供を行い、活用案や方向性を検討をしたいとの報告があったところです。

旧榕城分団の跡地については、昨年の六月議会一般質問の折、本

市のにぎわいづくりや活性化に資する重要な位置にあると市長もお答えをしております。また、公約であります港町再生や市としての土地利用のあり方にも密接に関係してくる問題であることから、提案される利活用案も含め全庁的に庁内で具体的な活用案の検討を進めていくこととなります。

以上でございます。

○一三番（橋口好文君） わかりました。

具体的にどう何を向こうをどう使うということはまだ未定だということ、わかりました。

私の提案でございますが、個人的な提案でございますが、やっぱり、先ほども申し上げましたとおり寂れておりますから、商店街も。先ほど来から述べさせていただいておりますが、向こうにベンチの二つや三つ置いて、やっぱり花も植えて、それで商店街を通る市民がその花を鑑賞する、そういうのもいいんじゃないかと、個人の個人的な提案でございます。どうかよろしく願います。

これにて質問を終わります。

○議長（永田 章君） 以上で橋口好文君の質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十四時十五分ごろより再開いたします。

午後二時一分休憩

午後二時十五分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、鮫島市憲君の発言を許可いたします。

〔九番 鮫島市憲君登壇〕

○九番（鮫島市憲君） 皆さん、お疲れさまでございます。

梅雨に入り、本市の水田では稲作が出そろい、夏至を間近に控える季節となりましたが、一般質問をする前に、市長の所信表明でも述べられましたように、霧島連山の硫黄山の噴火によって、環境基準をはるかに超えるヒ素が川内川に流れ込み、本県のブランド米の大産地である姉妹都市の伊佐市及び湧水町の四百九十七戸の生産農家の水田、四百六十七ヘクタールが被害を受け、他の作物への転作や休耕が余儀なくされております。

規模的には、種子島の水稲栽培面積八百七ヘクタールの半数以上の水田が転換を強いられることとなります。

衷心よりお見舞いを申し上げます。

本市でも、五月六日に開催された種子島鉄砲村こどもまつりで商工会青年部の方々による早々の募金活動が行われるなど、新聞報道等もあり、心温まる支援活動に心を強くするところでありました。

伊佐平野の水田が、耕作環境を整備され、次年度産の伊佐米が黄金色に輝き、緑豊かな秋を迎えられることを祈願し、一般質問に入ります。

まず、高等教育機関の建設についてであります。

高等教育機関について、建設の要望は早くから検討されてきておりますが、中でも看護、介護等については、本土での資格取得が余儀なくされています。看護師等を希望している生徒や関係機関の期待も大きいと考えます。

現状について、現在の程度進んでいるのか、その取り組みについて見解を求めます。

以下の質問は質問席よりさせていただきます。

〔企画課長 神村弘二君〕

○企画課長（神村弘二君） 御説明をいたします。

御承知のように、平成二十七年年度に人口減少や年齢構造の不均衡の解決策といたしまして、高等教育機関の設置可能性について調査検討を行い、看護学校を有する公立短期大学の設置が望ましいという方向性が示されたところでございます。

これを受けまして、平成二十八年度は学生確保に向けたニーズ調査や国立短期大学の状況調査、看護師養成制度等の調査、名桜大学から事務局長を招きまして、公立大学の運営等についての勉強会を開催をさせていただきます。

高等教育機関の設置において、最も懸念される学生の確保に向けた進学ニーズ調査では、県内の普通科を有する高等学校二年生の男女を対象に実施したところ、四十五校から回答を受けまして、六千五百二十四名中、三百六十九名が、種子島に公立短期大学ができ

た場合に進学について希望や検討をしたいという意向が示されたところでございます。

さらに引き続きまして、昨年度、平成二十九年度は、また学生確保に向けた進学ニーズ調査を、看護学科に加えまして、宇宙工学科への高専レベルの設置も検討するために、同分野での進学意向調査を九州県内の高等学校にまで広げ、実施をしてきたところでございます。

調査結果は、四十七校から回答を受けまして、看護学校について八千四百九十一名中、四百七十一名が、進学について希望を検討したいと答え、本市が検討している一学年八十人の定員を県内外から確保ができる可能性があることが示されてきたところでございます。

また、宇宙工学科につきましては、八百八十五名の生徒が進学希望の検討の意向を持っておりまして、種子島という立地特性から宇宙に関する学科は魅力があることがうかがわれ、JAXAとの連携を期待する意見も寄せられているところでございます。

本年度に入ってから、引き続き、設置可能性の調査を進めておりまして、先日は、種子島とほぼ同じ人口規模の名寄市の市立名寄大学のほうに視察に行つてまいりましたが、大学は、地域の活性化に大いに貢献しております。

ただ、実習先の確保と市外への協力体制も構築していかなければならないという状況で苦労をされている部分もあるようでございました。

また、今年度は、有識者機関への意見聴取や医師会、医師会長への協力依頼などを実施しまして、今後、これらを踏まえて検討会を開催するほか、県及び県医師会、学校関係者への意見聴取、種子島地区における広域的協議会の検討なども行い、さらに課題の精査を行つてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○九番（鮫島市憲君） 非常に当局としては、それなりにやっぱり努力をされながら模索し、取り組んでいうことを伺いますが、ここで実現に当たつてですね、非常にネックとなる、すなわち課題となっている点があれば、お示しく下さい。

○企画課長（神村弘二君） 御説明をいたします。

設立に向けての課題についてのお尋ねでございますが、残念ながら、さまざまございます。

一つには、先ほど来御説明をしております継続的な学生確保の見通しでありますし、また、一つには、広域連携による設立運営体制の構築、また、キャンパスの立地場所の確保や、また看護学科の場合には実習先の確保、それから、寄宿舎等の住まいの確保等も課題になってくるというふうに思つてございます。

以上です。

○九番（鮫島市憲君） 非常に多くの問題を抱えながらの推進ということになっていくわけでございますが、今後ですね、先ほどもちよつと述べられたと思いますが、今後の取り組みということについて

てですが、今後どのように進めていくかですね、そのことをちょっと、もう一度お聞かせいただきたいと思えます。

○企画課長（神村弘二君） 御説明をいたします。

先ほど申し上げましたさまざまな課題に対しまして、一つ一つ解決の緒が見出せるかを判断していく材料をそろえる必要があるというふうにご考えてございます。

引き続き、県、県医師会、学校関係者への意見聴取、協力体制の確認、スタッフ確保の可能性や運営主体としての広域的な意見の可能性等について、外部も含めた検討会による検討や調査を進めてまいりたいというふうにご考えております。

以上です。

○九番（鮫島市憲君） 実は、この問題等については、平成二十七年からですね、提案されてきたわけでご覧いただけますけれども、その際、やはり、この問題をただ単に西之表の問題ではなく、これは熊毛地区の問題でもあると。特に種子島一市二町の大きな問題でもあると思えます。

これはちよつと道を外れますけれども、中種子町にあります県立養護学校に五年前に高等部が新設をされたわけですね。今まで串木野に、島の人たちが、保護者が、経済的負担、精神的負担を抱えながら、生徒、お子さんを学校に入学させていたわけです。

現在、やはり私たちも縁あって運動会や学習発表会等にも参加させていただくわけですが、非常に、高等部ができたことで、その喜

びちゅうのは大きい。ましてや、この四月からは、屋久島にも、屋久島高校にも、一名の専門の先生を置いて、やはり籍はこの中種子養護学校の籍として、そういった体制づくりは進んでいくわけでございます。

そういうことからして、私はここに自分の所見ということ、こういうことも含めてですね、どうしてもこの問題が先に行かない、そういった場合、この高齢者を抱えるこの種子島にあつては、看護師並びに介護福祉士とか、これに携わる人たちが必要になってきますし、今でさえも、こういう資格者は少なく、苦慮しているところが現状であるわけです。

こういう観点から、現在の県立の種子島高校に学科を新設する、そのような要望も一つの方策じゃないかと思えます。

でも、今は宇宙開発、そういったものも含めながらの全体的構想の中で、この高等教育機関の問題を検討しておるやさきではございますけれども、やっぱりなかなかそれが先に行かないとなりますと、容易でないといきますと、やはりできるものから先に、できる体制の中で、できる環境の中で、時代を追っていくのであるならば、当然、この現在の高等学校に科を新設する、そういった要望等もやっぱり一市三町を挙げて、やっぱり取り組むべきじゃないかと思えますが、市長の見解をちよつとお尋ねしたいと思います。

「市長 八板俊輔君」

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

議員御指摘のように、この問題は、看護師不足という点、それからまた若者の定着を図るという、そういう点からも、重要な課題だと、達成すべき課題だと捉えております。その上で、広域的な取り組みが必要ではないかという御指摘であります。

おっしゃるように、そのような認識を持ちまして、昨年度から、本地区の広域的協議会であります種子島屋久島振興協議会というのがございますけれども、そういった場などにおいてですね、広域的な取り組みができないかという議論を始め、協議を少しずつ始めているようなところであります。

種子島地域をその広域的なエリアとするのか、あるいは、屋久島を含めた熊毛地域にするのか、その辺のところは、また、今後の皆さんの御意見を伺いながら求めていきたいと思っております。具体的な詰めはこれから徐々に進めようと思っております。

それから、既設の高等学校において学科を新設するというお考えでありますけれども、それも一つの方法であると思います。ただ、養成するレベルというのが、やはり准看護師ではなくて正看護師を養成する組織ということになりますと、高校では不十分であるのかなというところがございます。

今後、その点につきまして、高校でもありますので、県ですとか、そのほか関係機関と協議をしながら、その辺を詰めていきたいと考えております。

○九番（鮫島市憲君） 非常に私もこの問題に関心が非常に高いわ

けでございまして、どうか、やっぱりこれが実現できるよう、こういった関係機関との詰めもしながらですね、今後、一層、やはり強力に進めていただきたいと、このように願うところであります。

次の質問に移ります。中心拠点施設の建設計画の取り組みについてであります。

平成二十八年度に内容等の具体性が不十分であるという意見等もあつて、見直しを求められた中心拠点施設建設計画についてであります。

市長は、このたび、先ほどの同僚議員の質問でも同じようなことがありましたが、港町再生を旗印とした構想をもって取り組まれております。これには大きな期待を私も寄せております。

これまでの経緯を踏まえ、種子島全島を展望した建設を望むところでありますが、先ほど同僚議員の質問にもお答えしておりますが、ここであえて、重複いたしますけれども、今後ですね、拠点施設建設の策定の現在の進捗状況というものについて、この港町再生の、現在の、今どの点まで進んできているかということについてお尋ねするところがあります。

〔経済観光課長 岩下栄一君〕

○経済観光課長（岩下栄一君） 御説明いたします。

平成二十八年度に提案された中心拠点施設の建設は実施できませんでしたが、人口減少や少子高齢化に伴う地域の衰退、地域経済の縮小に歯どめをかけるため、多くの観光客や市民が交流できる核と

なる場をつくることでにぎわいを創出し、そこから町なか、そして大字などへ波及させていくことを目的に計画されたところでございます。

施設の機能としましては、文化・歴史・観光等の情報発信、港、町なかを通る交通的役割、駐車場やトイレなどの休憩、物産や喫茶等のある施設、イベント広場・多目的ルームなど、地域交流の機能を有する施設として計画された経緯がございます。

同様の施設を持つ施設は、観光・交流の面からはもちろん、地域経済の活性化や産業振興に大きく寄与するものであります。

また、種子島への入り込み客の八五％は西之表港を利用する船舶利用者であることから、これまでの議論をさらに発展する形で、港町再生としても重要な施設として位置づけてまいりたいと考えております。

つきましては、本年度以降の議論の中で、皆様の御意見をお聞きして進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○九番（**鮫島市憲君**） 今年度中に提案されるのかということも質問の中に入れておきましたけれども、提案できるような感じで今、進めているわけでしょうか。

お答えいただきます。

○議長（**永田 章君**） ここは、八板市長が答えたほうがいいと思いますが、八板市長。八板市長。

○市長（**八板俊輔君**） 計画のタイムスケジュールというようにところになるかと思えますけれども、昨年度になりますか、一昨年ですね、実施できなかったものを参考にしながらやるということをやっておりますけれども、今年度中にやるかどうかということも含めましてですね、今、その検討する組織という、集まり、協議というものを立ち上げつつあるところであります。

ですので、できれば、できるだけ早くということでありませけれども、今年度中にスタートさせるといふようなところは、まだ断言できるようなところには至っておりません。

港町再生のところは、先ほどの、タイムスケジュールについては、そういうようなところでございます。

○九番（**鮫島市憲君**） 今年度中の計画ということは、できないというよりも、決定がなされない。検討を重ねていくということでもあります。

いわゆるこの拠点施設というのはですね、今後の市街地化の活性化、再生の本命とも言うべきもんじやなかるうかと、このように考えます。

市の発展というのは、市街地の発展というのは、大字の活性化にも連動しております。また、種子島全島の発展にも大きく寄与することになります。

そういうことから、今までの平成二十八年度見直しをなされた、その過程までのことも踏まえながら、そのことを、そういったもの

を踏まえながら、今後、貴重な港町再生の構想を加えて持つていくことよって、さらに磨きがかかってくるんじゃないかと、実現可能な状態に持つていけるんじゃないかと、このように期待するところでもあります。

よって関係機関、団体等の連携を密にして、その携わる方々の英知を傾注されまして、実効性のある中長期的な展望、そうした運動を築いていってほしいなど、このように期待するところでもあります。では、次の質問に移ります。三番目の質問になりますが、東海岸の県道安納南種子線のほか、市道も含めてですね、公衆用トイレの建設の要望についてということになります。

東海岸線の公衆用トイレ等の要望については、さきにも質問を私自身したことがあります。その一部をもう一度振り返ってみますが、県道安納南種子線及び他の県道や市道の東海岸には、公衆用のトイレがありません。

海岸線は随所が砂浜になっており、年間を通して四季折々に野菊、スイセン、テッポウユリなどが咲き誇り、海と丘との景観も楽しめます。ドライブはもとより、集落や家族の磯遊び、サーフィン、ウオークラリー等、以前からは、熊毛地区中学校駅伝県予選や種子島高校生によるカシミア号遠行のコースとしても、学校から田之脇、浅川を経由しての遠行も行われてきました。

現在では、市内一周駅伝大会のコース、また、去る三月十八日には現和、風本海岸で開催されたサーフィン大会がありました。

この大会前後の一週間で、延べ三千五百人から三千七百人ほどの関係者の参加をもつて盛大に行われたと、サーフィン連盟の方々のお話も聞くところでした。

このように、年ごとに利用者の往来が盛んになってきております。しかし、沿道には公衆用のトイレがないことから、不便を感じております。

この問題については、過去に質問した際は、当局としましては、道路の新設や改良事業にはトイレの設置等は附帯されていないとのことでした。

そこで、その後、このような要望も各地からあったものと思われる。しかるに、今回、喜志鹿崎灯台に公衆トイレを設けていくということは出てきましたが、そのほかにも各地から出されているんじゃないかと思っています。

これに対して、建設課当局では、道路改良・新設には、そうした公衆トイレはつくれないと。じゃあ、そのほかの方法ではつくれないものか。これだけの方々が無自由を感じているんですよという要望等も、市長と語る会等にも出てくると思います。

そういうことに対して、当局は、どのような今、努力を、要望等、やっているものか、その辺をお聞きしたいと思います。

○経済観光課長（岩下栄一君） 御説明いたします。

道路関係を含めましての説明でございますけれども、これまで熊毛支庁建設課に対しまして、県道沿いに公衆トイレ建設のお願いを

した経緯がございますが、県としましては、平成元年ごろまでは、道路の残地を利用して公衆トイレの整備を行っていましたが、現在は、道路事業としての整備はできない旨の回答をいただいているところでございます。

一方、観光の視点からお答えいたしますと、これまで、市民の皆様からも、東海岸に公衆トイレが少ないのではないかとの御意見をいただいております。

昨年度は熊毛支庁との意見交換を行いました。その際、県道沿いに限定したわけでございますが、東海岸には沖ケ浜田、天女ヶ倉、鉄浜に公衆トイレがありまして、特に不足しているのは、現和から立山区間との認識を持ったところでございます。

現在、サーフィンのオリンピックの事前合宿誘致に向けまして、行政を初め各関係団体とも連携を図っているところであり、その中で市内のトイレ改修整備について検討していく予定でございます。

今後、県道沿いも考慮しながら、引き続き、取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○九番（**鮫島市憲君**） 実は、私も、地域の村づくりの研修会というところで長島町を昨年訪れました。

この長島町では、公衆トイレがすごくきれいなんですね。そこで、伊唐島とか獅子島、そして長島本島と合わせますと二十カ所の公園や漁港、並びに沿道に公衆トイレが設置してあります。

しかもそのトイレがですね、チラシをちよっと見ましたところ、おもてなしはいつも、どこでも、こんなことにも、トイレも日本一を目指しますというふうに銘打って取り組んでいるわけですね。しかも、そのトイレの中には、バリアフリーに対応したトイレにもなっております。

さらには、やはりこのトイレの近くで休憩しておりますと、蛍光ランプが、警報灯つちいますかね、緊急に使っている方が具合が悪くなったときはボタンを押す。そうすると、外の回転灯が出ることによつて、道行く人たちがトイレに入っている人たちのそれを知ることでもできるという、なるほど考えたもんだなということもつくづく考えたわけでございますけれども、今、この段階で、そういったぜいたくなことまで言えませんが、しかし、そういった時代が来ているんだということです。

ですから、補助事業にそういったものは該当しないとかいうことではなくてですね、自らどうか当局でも、こういった有利な補助事業等がないもんか、そして、県や国に対してもう少し強く要望していただきたい。

もし、この要望等が、どうしても探し当てられないちゆうたときには、市当局は、可能な場合は、市が事業主体となつて単独でもやつていくんだという、そういった考えがないのか、市長にお尋ねします。

○市長（**八板俊輔君**） お答えをいたします。



トイレは、非常に重要な課題だと感じております。そのきっかけとしては、二年後に参ります東京オリンピック、これに向けて、競技の開催地だけでなく、日本国全体でその基盤整備を高めようという動きが、国、国土交通省とか、そのほか、ございます。

また、鹿児島県も、それに向けて多角的な観点から、その地域の振興、創生に向けて、いろいろ目を向けているところであります。

本市といたしましても、そういう流れの中で、今トイレの不備が言われているところにきちんと整備をして、人が、今はサーファーの皆さんが多く来られておりますけれども、それ以外の観光客を迎えるに当たっても、トイレの整備というのは非常に重要だと思っておりますので、国、県、そしてまた市単独ということでもという叱咤でございますので、そういう要望をしっかりと受けとめて取り組んでまいりたいと思います。

○九番（鮫島市憲君） 大変力強いお言葉をいただきました。

観光客や来島される方々、並びに小学校や保育園等の遠足、憩いの場、癒やしの場にもなるかと思えます。やはり人にも環境にも優しい公共の施設として、公衆トイレが設置されますよう、こういったことを多くの人々が期待しております。

どうか市長には英断をもってですね、取り組まれていただきたいと思えます。

以上で私の質問を終わります。

○議長（永田 章君） 以上で鮫島市憲君の質問は終了いたしましたし

た。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十五時ごろより再開いたします。

午後二時四十四分休憩

午後三時開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

次は、河本幸男君の発言を許可いたします。

「八番 河本幸男君登壇」

○八番（河本幸男君） 皆さん、こんにちは。

本日、最後の質問となりました。よろしく願いしたいと思います。

それでは、一般質問、通告書に沿って質問をさせていただきます。

私は、議員になってから最初の一般質問である昨年の六月のですね、第二回の定例会において、耕作放棄地の増大を懸念してですね、その解消について質問をさせていただきました。

その取り組みや、高齢者でも作付できる作物の選定等をですね、質問をさせていただきましたが、ここ一年が経過いたしましたので、この一年間に農業委員会、あるいは農林水産課ですね、どのような活動、事業を行ってきたのかお聞きしたいと思います。

以下の質問は質問者席で行います。

「農委事務局長 日笠山昭代さん」

○農委事務局長（日笠山昭代さん） 農業委員会会長にかわりましてお答えをいたします。

昨年の六月以降、一年間の活動内容はどうかということですが、まず、農業委員会では、七月二十日、新体制に移行をし、農業委員十四名と農地利用最適化推進委員十三名が誕生しております。

移行後、すぐに平成二十九年度の農地利用状況調査を実施し、その結果、再生可能と判断した農地面積は六十五・一ヘクタールで昨年の三十七・七ヘクタールより二十七・四ヘクタール増えることとなりました。

さらに、再生不可能と判断した農地面積は二十八・四ヘクタールで、非農地通知を所有者に送付したところでございます。

遊休農地が増加した理由につきましては、推進員というマンパワーが増えたことで現状把握が徹底はされましたが、所有者不明農地や、場所と形状が悪く解消が難しい農地が多く、借り手へのマッチングにつなげられなかったことによるものと考えております。

このような状況を踏まえ、農業委員会法第三十八条に基づき、市当局に対し、農業委員会では意見書を提出し、特にこの耕作放棄地の解消のための対策につきましては、新たな取り組みとして、新規事業の創設について要望したところでございます。

また、新聞報道にもありましたように、農業委員会自ら再生が見

込まれる遊休農地の整備を試験的に始めており、耕作放棄地に手を入れることで貸し出しを促すことが狙いでございます。

現在、青年団の協力等もあり、六十アールほどを解消し、貸し借りにつなげたところでございます。

農地利用の最適化を推進する上で、遊休農地の解消率は、本市耕地面積三千百七十ヘクタールの一％という高い目標がでございます。

その目標を達成するためには、耕作放棄地の解消対策とあわせて、新たな遊休農地を出さないということも重要であるかと考えております。

今年度、農業委員会では、貸したい、借りたい、総点検活動として訪問活動等を行うことになっております。

今後とも、地域等と耕作放棄地の情報を共有しながら、地域の実情に合った土地利用が実現するよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○八番（河本幸男君） 農林水産課については、この耕作放棄地については、解消に向けたですね、いろんな取り組みを行わなかったのでしょうか。

「農林水産課長 園田博己君」

○農林水産課長（園田博己君） 御説明申し上げます。

耕作放棄地の再生作業における経費の負担軽減のために荒廃農地等利用活用促進交付金がございます。

その条件としましては、一ヘクタールの集積要件、また、交付決定まで再生作業ができないことから、作物の作付時期から逆算しますと、半年以上前にしつかりとした計画申請をしないと交付の対象にならないこともありまして、平成二十九年においては、国庫補助金を活用した再生実績につきましてはゼロ件でございます。

また、新たな発生防止につきましては、多面的機能支払交付金等を活用しまして、農地の保全管理などの取り組みを促進するとともに、農地中間管理事業を活用しながら、認定農業者、新規就農者などの担い手等に農地を集約し、その有効活用に努めてまいったところでございます。

以上でございます。

○八番（河本幸男君） 農林水産課長にちょっとお伺いしたいと思えますけれども、昨年の答弁でですね、アボカドについて、県の園芸振興協議会種子島支部において実施圃場をつくりたいなという、そんな答弁をされておりましたが、これはまだ実施はされていないのでしょうか。

○農林水産課長（園田博己君） 昨年度、そういう答弁をいたしました。

実績につきましては、県の園芸振興協議会種子島支部において、中種子町に実施圃場を設置して、アボカドの着果試験を行っております。

品種によって開花量にばらつきがあるため、引き続き、本年度も、

種子島の気候に合うか、品種の検討を行うという結果を得ております。

以上でございます。

○八番（河本幸男君） アボカドについては、やはり複数のもので交配しないと着果をしないとかですね、いろんな課題があるようで、種子島の気候に合う種類をですね、選定するというのが大事だろうと思います。

そうでないと、やっぱり農家もですね、それに手をつけられないというのが実情ではないかなと、そのように考えております。

先ほど、農業委員会のほうですね、青年団等の協力を得て、六十アールほどのですね、耕作放棄地を解消にしたということですけども、この作業を恐らく青年団等の協力を得てやったと思うんですけども、その中で一番、何の作業というのが一番、苦労したものなんでしょうか。

○農委事務局長（日笠山昭代さん） 今年の一月にですね、再生作業というものを始めて、農業委員十一名と事務局で作業をいたしました。

皆さん、農業委員の方々は草払いには、なれていらっしやるものですから、二反ちよつとの畑だったんですけれども、一応草刈り自体はですね、一時間半ほどでスムーズに終わることができたんですが、問題はその後の処理についてですね、竹とそれから草、それから低木もございましたので、それを分けて捨てるようにということ

で市民生活課のほうから指導を受けておりましたので、その処理に  
ですね、時間がかかりました。

幸いその日はですね、天気がよかったものですから、草についてはその場で、消防に連絡をして、焼却をして、したところですが、やはり最後まで見ていなければいけませんので、時間的にはかかったところでございます。

○八番（河本幸男君） 草払いの後の処理、後の焼却とかですね、そういった部分が大変だったということで、恐らく牧之峯のほうにですね、持ち込む際は分別をですね、木と竹と分別をして持ち込んだのだらうと思いますけども、そういった部分が大変だったというふうなことであります。

市長にお伺いしたいんですけども、この質問のときにですね、市長はこう述べておられます。

耕作放棄地の再利用が、本市の農業の発展に欠かせない。新しい作物の選定とか試験圃場の整備とかを視野に入れて、農家の気運を、この荒廃農地を減らすための機運を高めていきたいとおっしゃっておりますけれども、その機運は上がってきていると感じられておりますか。

「市長 八板俊輔君」

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

耕作放棄地の解消に向けて、生産者の気運は、農家の気運は盛り上がっているかということでありますけれども、そのように感じて

おります。

新しい作物の選定ですとか、試験圃場の整備とか、そういうことも視野に入れなければなりませんけれども、例えば、さとうきびの面ではですね、新光糖業とTOPS三〇〇〇という組織が出ております、できております。

さとうきびの若手の後継者のグループが連携いたしましたして、さとうきび栽培面積の減少に歯止めをかける目的で、遊休農地、耕作放棄地の解消に向けた活動をしております。

今あります耕作放棄地の解消されたところにつきましても、そういうところがあれば、進んで自分たちが耕作をしたいという、そういう意向もございまして、こうしたグループの動きについては、非常に心強く感じているところであります。

また、TOPS三〇〇〇の皆さんのために、そうした栽培面積を確保しようとする狙いというか計画もあるようなわけです。

また、農業委員会におきましては、採択要件により活用しづらい国庫交付金にかわる制度として、市独自で遊休農地解消対策事業を創設したところであります。

先ほど、局長のほうからも御説明があったとおりであります。

新しい制度も含めまして、こうした機運がさらに盛り上がることを私どもとしても期待しているところであります。

○八番（河本幸男君） 市長も気運は上がってきているとおっしゃいましたけれども、私も、実を言いますと、気運は上がってきてい

ると思っております。

農業の多面的機能支払交付金ですか、これを活用する団体が地区それぞれあるわけですけども、この団体もこのような活動をですね、行っております、私のところも実際そのようなことをやっております。

また、安城のほうですね、このトラクターにつける草払い、荒れた農地用ですね、草払い機を購入しようという動きがあります。これらを総合的に勘案しますとですね、市内全体で気運は上がってきているのではないかなと思っておりますけども、やはり先ほど農業委員会の局長が言いましたように、新たな部分を出さないということもですね、大きな、今後の大きな課題かなと思っておりますわけです。

その、実を言うと、その新しい機械をですね、導入しようとする方がですね、デモンストレーションをやるから見に来てよというようなことですね、連絡を受けまして、今年の三月でしたか、安城の田浦近くですね、荒れ地に行っていました。

安城校区の方とかですね、同僚議員も来ておりましたけども、その状況についてはですね、三月二十六日の南日本新聞にも掲載されておりましたけども、このアタッチメントについてはですね、荒廃農地の解消には、大変、私は感じたのは、役立つすぐれた機械だと、そのように感じたところがあります。

新聞にも載っておりますけども、イタリア製の機械でありまし

た。

百五十万くらい、百三十万から百五十万くらいするそうですけども、六十馬力以上のトラクターでないとですね、それが装着できないと。我々が持っているような小さなものではだめだというようなことですね。大型の機械を持った方ができるといようなことでもあります。

草だけではなくてですね、太さ三センチぐらいの竹まではどんなかんていきますし、また小さな木材、木もですね、立ったまま、そのままかんでいきます。

そして、その出たですね、草というのが、細かく粉碎しておりますから、大げさに言えば綿のような感じで出てまいります。

そうしますと、今、農業委員会の局長が、何が大変かといえば、その後を片づけるのが大変だということでしたけども、これはよく考えてみればですね、畑にすき込めば、緑肥と同じような成分ではないかなと考えます。

そうしますと一石二鳥かなと思ったりもしたところがあります。

また、これは法面もですね、平らなとこだけでなくてですね、法面も、斜めのところもですね、土手が小さければ反対側もできるような仕組みになっていまして、非常にいいなと感じたところがあります。

また、ちょうど三月ということで、まだ蛇は冬眠の時期でした。蛇も一匹切り出しております、この作業中ですね、途中での蛇

にかまれるとかですね、そういった心配もないのかなと思ったところであります。

残念ながら、このデモにはですね、農林水産課の方もですね、案内をしたんですけども、来ておられませんでした。

農業委員会の事務局長が来ておりましたので、どのように感じられたのか、局長、いかがでしょうか。

○農委事務局長（日笠山昭代さん） お答えいたします。

荒廃農地解消のためのこのアタツチメントをどう思うかというところでございますが、今ありましたように、私もその日、デモに参加をさせていただき、その性能については本当に目をみはるものがございます。大変興味深く見させていただいたところでございます。

耕作放棄地の再生作業には、大変この機械はですね、有効であり効率的だなというふうに感じまして、効果が期待されるものと私も思ったところでございます。

今後、遊休農地の解消活動を強化していく上で、先ほど市長からもありましたように、遊休農地解消の対策の新しい、新規事業を今議会に提出しておりますので、このような機械の活用を検討しながらですね、導入に向けた仕組みづくりについては、農林水産課と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○八番（河本幸男君） 局長は本当にすぐれた機械だったという感じであられたということですか。

この部分ですね、ちよつとその方がですね、ちよつと農林水産課のほうに行つて、補助事業の導入はできないかなというような御相談もされたようでございます。

しかしながら、そのときは新たな事業ということですね、なかなか、はいという返事はもらえなかったということでありましたけれども、実を言うと、その方がですね、また中種子町のほうに行つたそうです。

そうしたらですね、六、七年前に中種子町のほうは、このホイールトラクター込みですね、そのアタツチメント、西之表で見たよりも四十センチぐらいバーが長い、幅がとれるんだそうです。その幅の広いやつをですね、六、七年前に畜産関係の事業で取り入れて、同じ地域にですね、二、三台あるというようなことを聞いてきたということですね、連絡を受けたところでもあります。

そういう意味で、同じ熊毛、種子島内にあつて、隣の町はして、うちはこういうのが導入されていませんが、そのとき、何も市は検討しなかったのか、それとも、こういう情報が熊毛支庁から、県から来なかったのかということをちよつとお伺いしたいんですが。

○農林水産課長（園田博己君） 中種子町での導入事業につきまして、中種子町の農林水産課に問い合わせをしたところ、その事業につきましては、補助事業ではなくて、受託組合が独自で、そのアタツチメントを導入したと聞いております。

また、二年前に畜産クラスター事業にて畜産農家が牧草地の導入

を行ったというところがございます。

こちらにも、畜産関係でありましたら、畜産の方から要望があれば、その都度対応させていただいたと考えております。

以上でございます。

○八番（河本幸男君） 隣の町はそういった事業をですね、取り入れて、こっちはできない、できないというか、しなかったと。農家から申請がなかったのではないかというようなことですが、やはりこういった事業というのはですね、行政がまず情報を知り得ることだと思っております、やっぱりそれを農家の方にですね、やっぱり伝えて、こういうことができますが、今、座談会が各地で行われておりますけれども、やっぱりそういうときにしっかりと伝えていないのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○農林水産課長（園田博己君） 補助事業等全般に言えることだと思っております。そういう、農家からですね、いろいろと市の情報が伝わらないというところではございましたので、三年前ぐらいから、農政座談会というところで農林水産関係の市、県単、国庫事業等の説明会を校区を回っているところでございます。

その中でも、やっぱり生産者、農家にとりましては、ためになる情報というところで、かなりの厚目の資料で説明を行っているところでございます。

できるだけ、我々も、やっぱり周知徹底を図るということで防災無線等で開催の周知を図っているところではございますけれども、な

かなか忙しい時期なのか、参加者を集めるのに苦慮をしているというところがございます。

また、補助事業等につきましては、全体的では、市としてはそういう活動を行っておりますが、各生産組織等につきましても、畜産部門での補助事業、それから認定農業者の連絡協議会等々でも補助事業の説明等を行っているところでございます。

以上でございます。

○八番（河本幸男君） 隣の町ではですね、今この機械を使っていますね、農道の草払いまで、土手ですね、草払いまで実施を、市道はしてませんけれども、農道はしているというようなことですね、そういった部分にも使えるすぐれた部分ではないかなと思っております。

ぜひ農家の皆さんにですね、そういった部分での事業を、今もあるのであればですね、やっぱりこう伝えて、しっかりした農業運営をですね、していただきたいものだと思います。

そういった部分で今後こういった事業にですね、こういった機械をのせていくという考えはございませんか。

○農林水産課長（園田博己君） 耕作放棄地の再生作業につきましては、そのアタッチメントにつきましては、有効だという考えを持っております。

農業委員会、また、大型機械となりますので、農業公社など、関係機関と導入後の管理や利用方法などを含めまして、検討させてい

ただきたいと思えます。

あと、議員のほうから、若干フレールモアで農道の草刈りを行っているという事例がございましたが、集落はちよつと忘れたんですけど、多面的機能支払関係の集落で、それをデモ的に行つたと、私は聞いております。

しかし、そのときはなかなか農道に合わなくてですね、そこはなかなか対応できなかったという情報は仕入れております。

以上でございます。

○八番（河本幸男君） 農道の形状にもよるでしょうけども、やはり利用できる場所はですね、やはり利用できるわけでありまして、ぜひですね、このような事業を取り入れてほしいと思っておりますが、市長、この件についてはどう思えますかね。

○市長（八板俊輔君） アタツチメントにつきましては、現物は私、見ておりませんが、報道ですとか、農業委員会等の情報で聞いたところで非常に効果があるということで、ただ、その、トラクターにこうくつつけるわけですよ。トラクターともどもということになると大変高価になります。アタツチメントだけであれば、多少、百万前後でしたでしょうか。それぐらいでしたら、課長も申し上げましたけれども、例えば、農業振興公社で導入を検討するとか、そういうこともあり得るのかなど。

そこで、また、その農家と協議しながら使い方を考えると、そういうことも出てこようかと思えます。

そういう意味で、そういう方向で前向きに検討してまいりたいと思えます。

○八番（河本幸男君） そうですね、やっぱり機械が大きくなりますので、普通の農家の方の機械には合いませんので。

しかしながら、核となるところでですね、例えば東海岸に二台とかですね、西海岸に二台とか、公社とか、そういった部分ですね、そんなに多くの台数は要らないと思いますけども、やっぱりそういった形であれば、本当にこのすぐれた機械だと私は思いましたので、そういった部分ですね、ぜひ今後ですね、前向きに検討してほしいと思っております。

よろしくお願いしたいと思います。

それじゃあ、次に移りたいと思います。

さとうきびですね、収穫の際の持ち出し料についてであります。市長も昨日ですね、所信表明の中でも、対前年度比三億五千万円の減収だったと、きびがですね、そういう話をされておりましたけれども、やっぱり農家の収益もですね、大変落ち込んだ年で大変厳しい状況であるということは言うまでもありません。

その中であつてですね、収穫を刈り取りに委託しますと、大きな道路沿いはいいんですけども、圃場整備がされていないのが西之表です。まあ東海岸はですね、されておりますけども、ほかのところはですね、されていないわけで、やっぱり狭い道路の奥にある畑から、その刈り取りに委託しますとですね、六トン車が通れる道までです



ね、持ち出し料が必要になって、これがですね、農家の大きな負担になっていないかと思えます。

実際になっているわけでありませうけども、この内容についてですね、農林水産課長、もう少し詳しく教えていただきたいと思えますが。

○農林水産課長（園田博己君） さとうきびの中出し料について御説明をいたします。

中出し料につきましては、収穫したさとうきびを圃場から、先ほど、議員、御指摘のとおりでありまして、大型トラック等が進入できる集荷箇所までの、運ぶための料金でございます。

平成二十九年、平成三十年のさとうきびの中出し料金につきましては、工場搬入時の原料でトン当たり消費税込みで八百六十円となっております。

なお、実績につきましては、百六十六件、二千二百二十七トン、全体の四・二％になります。金額で百九十二万四千円の実績でございます。

以上でございます。

○八番（河本幸男君） 一トン当たり八百六十円で、大体西之表市中で持ち出し料が百九十万円ということでありませうけども、この料金設定とかですね、これに対する、市はどのようににかかわったり、どのように感じられて、まあ高いとか安いとかですね、どうしても必要だとか、何かいろいろ、ないでしょうか。

○農林水産課長（園田博己君） この数年の低単収の影響を鑑みまして、二年前に本市では千八十円、トン当たりから、二百円下げてまして、現状の八百六十円、トン当たりとなっております。

また、隣町の中種子町・南種子町につきましては、収穫時のあの収納袋でございますが、その袋当たり千八十円となっております、比較しましても、低料金には設定されていると感じておりますが、収入が減少している中で、生産者には負担が厳しいと考えております。

市としては、まず、農家手取りの増額のための収量確保なり単収アップを優先して、現在、各種補助事業を活用して、その対策を講じているところでございます。

以上でございます。

○八番（河本幸男君） 二年前からすると安くなっているというようになことでございますけども、やはりこの農家の中にはですね、その持ち出し量が負担のために、これまで自分で一生懸命きびを切ってきたんですけども、高齢のため、どうしても委託業者に頼まなければならぬというようなことですね、そうしたら、持ち出し料がかかりますよと言われて、ああ、もうそれなら、きびはもうつくらんというふうなですね、そういう方も出てまいります。うちの集落にもそういう方がいらっしゃる。

そういった部分からも、このきびの振興を図る上からですね、この持ち出し料に対するですね、補助制度を創設する必要があるん

ではないかなと思われ、これ全額という部分ではありませんけれども、一部でもですね、創設する必要があるんじゃないかなと思われんですが、いかがでしょうか。

○農林水産課長（園田博己君） 御質問のとおり、圃場の形状、圃場整備がされていない地区を中心ですね、中出し料が多く発生しております、負担が大きいとの声はございます。

先般、四月の二十五日でしたが、さとうきびの農作業受委託組織の会議において、運搬車の違い、また距離等によりまして、平等性を保つための基準設定が必要でないかというところ、また、中出し料金の見直し、助成措置等の要望等の対応について、本年度、協議を行っていくとなりました。

農家の負担の軽減はもとより、面積、生産量減少による地域経済の衰退に歯止めをかけるためにも、関係機関と連携をしまして対策を講じてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○八番（河本幸男君） 圃場整備がですね、西之表の場合は非常に整備率が悪い、中種子町・南種子町に比べるとですね、悪いわけでありまして、その中でも、また八百六十円ですね、負担が来ると。

安く、結局、原料をですね、新光糖業に出しているというようなことで、また今年のようなですね、今期のような、非常に厳しい収量のとときにですね、どうしてもこの負担を少しでも減らしたいという農家の方ですね、どうしても多くなってまいります。

このきびのですね、振興を図る上でもですね、ぜひこの補助制度というのをですね、つくっていただきたいと思っております。

市長、どうでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えします。

さとうきび農家のその収入を考えますと、この中出し料というのも非常に大きな負担になっていることでありまして、それについては、先ほど課長がお答えしましたように、全島でのバランスといいますか、同じようなところで価格を下げるような努力と、それからまた短期的にはそういうことでもあると思うんですけれども、長期的に見ますと、やはりそういうその中出しという作業が必要な状況をなくすという視点も必要だろうと思います。

圃場の基盤整備とか、そういうことも含めてですね、国等に要望しながら、そういう方向でも取り組んでいきたいと考えております。

○八番（河本幸男君） 精脱のですね、事業者が増えてまいりました、やっぱり運搬にも経費がかかるということですね。大型に運搬車になりました。その関係もあつてですね、小さな道路から、こう、今までは新光糖業まで直接持つていったのがですね、どうしても、大型になった関係で持ち出しが必要になってくるといったことで、そういう部分もあつてですね、この持ち出し量が、こう、する面積がこう増えてきているような感じもしております。

また、今、市長がおっしゃるようになりますね、やっぱり圃場整備とどうか、農道網の整備とかですね、そういった部分も、西之表の場

合は大分遅れているのかなと思ったりもしています。

ぜひ、それも含めてですね、今後の農業施策といいますが、このきびというのは、やはり西之表、もちろん種子島全体ですね、基幹作物で、この新光糖業がなくなりますと、そこに働く人、運搬している人、そのつくっている農家も、全てに影響がありますので、ぜひこのきび振興がですね、図られるようなですね、施策を今後も続けてほしいと思います。

よろしく願ひして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（永田 章君） 自席に願ひします。

ただいまの河本幸男君の質問をもって、本日の日程は全て終了いたしました。以上で本日の日程は全て終了いたします。

#### △日程報告

○議長（永田 章君） あす十六日から十七日まで休会です。

十八日は午前十時から本会議を開きます。日程は市政に対する一般質問であります。

#### △散 会

○議長（永田 章君） 本日はこれにて散会いたします。  
御苦労さまでした。

午後三時三十四分散会

本会議第三号（六月十八日）

# 本会議第三号（六月十八日）（月）

## ◎出席議員（十六名）

一番 下川和博君  
二番 小倉初男君  
三番 竹下秀樹君  
四番 永田章君  
五番 木原幸四君  
六番 川村孝則君  
七番 和田香穂里さん  
八番 河本幸男君  
九番 鮫島市憲君  
一〇番 中野周君  
一一番 田添辰郎君  
一二番 生田直弘君  
一三番 橋口好文君  
一四番 長野広美さん  
一五番 渡辺道大君  
一六番 橋口美幸さん

## ◎欠席議員（〇名）

## ◎地方自治法第二百二十一条による出席者

市長	八板俊輔君
副市長	中野哲男君
教育長	大平和男君
会計管理者兼 会計課長	毛井文子さん
総務課長兼 選管書記長	大瀬浩一郎君
企画課長	神村弘二君
市民生活課長	吉田孝一君
財産監理課長	奥村裕昭君
地域支援課長	松元明和君
税務課長	長吉輝久君
健康保険課長	長野望君
高齢者支援課長	森真樹君
経済観光課長	岩下栄一君
農林水産課長	園田博己君

◎議会議務局職員出席者

建設課長	戸川信正君
水道課長	上妻敏男君
福祉事務所長	下川法男君
農委事務局長	日笠山昭代さん
監査事務局長	河内時久君
教委総務課長兼	小山田八重子さん
学校給食センター所長	
学校教育課長	内健史君
社会教育課長	松下成悟君
局長	濱尾実君
次長	古市善哉君
書記	中島恵さん
書記	小園啓太君

平成三十年六月十八日午前十時開議

△開議

○議長（永田 章君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付いたしております議事日程第三号のとおりであります。

議事日程（第三号）

日程第一 一般質問

三番 竹下 秀樹 議員

七番 和田香穂里 議員

一五番 渡辺 道大 議員

一六番 橋口 美幸 議員

△一般質問

○議長（永田 章君） それでは、日程第一、一般質問を行います。

発言は、別紙一般質問通告書の発言順により行います。

なお、質問は簡潔にしてルールを遵守し、また、当局の答弁につきましても簡潔に要点を絞って行われるよう、議会運営に対する御協力をあらかじめお願いを申し上げます。

順次、質問を許可いたします。

初めに、竹下秀樹君の発言を許可いたします。

〔三番 竹下秀樹君登壇〕

○三番（竹下秀樹君） おはようございます。

それでは、通告書に従いまして質問をいたします。

最初に、消防団の活動支援及び地域防災と救命救急に係る件であります。

消防団は常備消防とともに地域社会での消防防災の中核という役割を担っていますけれども、地区によっては、そもそも消防団員が少なかったり、仕事の関係で日中には団員が不足することもある現状の中で、その対応策として各市町村でも導入され始めています消防団員OBや消防職員OBなどで構成される消防団活動協力員制度導入について、さきの議会で質問をさせていただきました。

成功事例を見ましても、基本的にはボランティアで報酬などはなく、活動時のけがに関して、団員同様、公務災害を適用するということで、大きな予算を必要とするわけではありません。前回、訓練を積み経験豊富な人材の活用は、消防団活動を補完し、地域防災力向上に寄与するものとして市長にも御認識をいただいたところであります。この協力員制度の導入につきまして、その後の検討状況を御説明ください。

以下は質問者席より行います。

〔総務課長 大瀬浩一郎君〕

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明いたします。

さきの議会で消防団活動協力員制度について御質問いただきました。その検討状況はということでございますけれども、消防団員の確保というのは非常に難しい状況が続いているということは認識してございます。で、検討の状況の中では、やっぱり身分とですね、それと保険のことが、事故があつた場合の保険のを中心に検討を進めてまいりました。

その中で、完全なボランティアであれば、市民活動賠償補償保険というのが、もう既に入っているのがありますので、そういったところでも活用できるかと思えます。ただ、一部災害時で適用されない部分もございますので、そういった場合には新しい保険への加入とというのが必要になりますので、そういった検討をしてございました。で、ちよつと悩ましいのが、その途中でですね、総務省のほうで大規模災害団員という制度ができて、そちらのほうは非常勤特別職で報酬が出る。で、公務災害補償保険が使えるというやつなんですけれども、そこらでの比較検討をしてございました。

団のほうからいただきました、資料、西之表市消防団エキスパート団、隊ですね、の資料もいただきましたので、どういった手順でこう導入していったらいいか、その段取りといいますか手順について、消防団のほうとこれから、先ほど申しました身分と保険の件について詰めの作業を行っていききたいと考えてございます。

以上でございます。

○三番（竹下秀樹君） はい、ありがとうございます。

平成三十年一月に、消防庁から消防団員の確保方策等に關する検討報告書が公表されたところであります。その中でも、多様な人材の活用に向けた工夫ということで、消防職員OBや消防団員OBなどの参加を促すことが必要と報告されたところでもあります。今御案内いただきました大規模災害対応団員の導入を各自治体において促進する動きもありますけれども、大規模災害時のみに出動する災害対応団員より、団員の不足に対応する協力員のほうを団本部は要望しているということでもございます。関係条例、要綱の整備等必要かと思えますけれども、引き続き御検討いただき、早目の導入をお願いしたいと思います。

次に、消防団で所有する消防自動車に係る準中型免許の新設に伴う対応について質問をいたします。

道路交通法の改正に伴い、平成二十九年三月十二日から、車両総重量三・五トン以上七・五トン未満の自動車新たに準中型自動車として新設され、これに対応する免許として準中型免許が新設されたわけでありませうけれども、この道路交通法の改正に伴い生ずる消防団運営上の課題について御説明をお願いいたします。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明いたします。

今議員御説明のとおり、道路交通法の改正によりまして、普通免許では対応できないものが発生するということなんですけれども、やはりその免許を持ってないことによつて、これから消防自動車を柔



軟に運用するといいますが、動かせる人の数が少なくなっていくってしまうという可能性がございますので、そういったところで支障が出るおそれがあるなというふうに考えてございます。

○三番（竹下秀樹君） 改正に伴い対象となる市消防団の所有する車両の台数についてはいかがでしょうか。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明いたします。

車両台数は十六台ありまして、そのうち準中型免許が必要な車両台数が六台ございます。

以上です。

○三番（竹下秀樹君） 普通免許を有している団員は特例措置があり運転が可能で、この改正に伴い運転できなくなる団員は現在いますけれども、今後、確実に団運営上支障を来す事案でございまして、市としてどういう対応をされるか御説明をお願いいたします。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明いたします。

対応の方法は二種類ありまして、一つは、企業のほうでも準中型に対応できるような車を考えているようですので、そういったものの検討をするというのも一つ手段がございます。

あと、準中型免許の取得を団員が取りやすくするための助成制度を設けるという方法がございまして、平成二十九年三月十二日以降に免許を取る団員ですから、実際のところはまだ発生してないといえますか、ほとんどないと思いますけれども、先々の課題としては、免許取得に関しまして助成制度というのを検討してございます。手

元では、鳥取県のほうにもう既に準中型自動車運転免許取得補助金交付要綱というのをつくってまして、そういったところを研究しながら対応を進めていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○三番（竹下秀樹君） はい、ありがとうございます。

いずれにしろ緊急車両の運転は免許取得後二年間はできませんので、急を要する案件ではありませんけれども、必ず支障を来すことでございますので、要綱の整備等々、対応のほうをよろしくお願いしたいと思います。

続きまして、西之表市自主防災組織協議会についてであります。

昨年十一月に協議会設置要綱が定められ、発足されております。協議会の代表と現在までの活動状況及び今年度の具体的な活動内容について伺いいたします。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明いたします。

大規模な災害に備え、自主防災組織間の連携を高め、相互の連絡調整を図ることにより、地域の防災体制の充実強化に寄与することを目的としまして、主に防災に関する知識の普及啓発や防災訓練の実施、自主防災活動の充実強化、相互の連絡調整などを行うこととしてございます。

実際、今各校区で設置されてます自主防災組織の長の方については区長さんでございしますが、その連絡協議会ということで、現在のところでは啓発に努めておるところでございまして、実際に

では、その構成員たる各自主防災組織のほうですね、三・一一の災害の訓練のときに協力をいただいたり、その中の一つ、連絡協議会の中の一つではございますけれども、現和地区で地域の防災計画をつくったり、そういった活動を行っていただいております。

で、今後の具体的な活動ということでございますけれども、やはりなかなか校区のところまでなかなか浸透してないというのがやっぱり現実だと思うんです。そういうこともありまして、中心的なものはやっぱり区長会ということになりますので、区長会のメンバーがイコール自主防災組織のメンバーというのが実態でございますけれども、そういったところできっかり協議をしていってですね、防災のための各組織の力をつけていただくということを考えてございます。また引き続き、防災訓練のときとか、そういったときの協力はお願したいと考えてございます。

以上でございます。

○三番（竹下秀樹君）　ここ数日も含め、日本各地地震が相次いでおります。被災された皆様には心よりお見舞いを申し上げます。でありますけれども、やはり防災組織の強化、減災に向けての取組みというのは必須だと思います。各自主防災組織においては、今御案内ありましたように、区長さんが会長で、ただでさえ忙しい区長さんにより負担がかかるわけですが、消防団OBも多数いらっしゃると思いますので、自主防災活動の強化に向けて実践的な取組みをいただけるものではないかというふうに思っております。

震災訓練、先ほど三・一一のお話もありましたけれども、数年参加者が余り増えず、千三百人強で推移してるところでもあります。ぜひ協議会の活動体制を支援していただき、震災訓練のあり方も御提案いただきながら、次回の訓練参加者の増加に結びつけていただければと思うところであります。よろしくお願いをします。

次に、市が設置しましたAEDの配置状況と管理についてであります。

現在の配置状況と今後の配置計画について、そして電極パッドなど使用期限のある備品の更新管理はどうなっているのか、あわせてお伺いいたします。

○総務課長（大瀬浩一郎君）　御説明いたします。

市が設置したAEDでございますけれども、市民会館など二十二台を設置しております。それぞれ更新等も行われてございますけれども、今年度は青少年ホームへの新設が計画されてございまして、そちらのほうは新設でございますけれども、あと教育委員会や浦田海水浴場のほうで機械の本体のほうの更新が予定されるようになってございます。それぞれ電極パッド、バッテリー、AEDの本体、パッドが二年、バッテリーが四年、AED本体が七年という期間でございまして、現状ではそれぞれのところで管理をいただいている状況でございます。

で、更新等についてはそうなんですけれども、消防分団のところでも一部消防署より無償貸与で貸していただいているという状態のものも

ございました、そういったところの管理をまたしっかりと努めていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○三番（竹下秀樹君） ありがとうございます。

民間が設置したAEDも含め、市内のどこにAEDが配置されるかがわかるマップがあります。それを見ますと、安城校区においては小学校一カ所のみですが、その利用可能時間は学校が開いている、あいている時間となっております。また、ほかの小学校においては、利用可能は二十四時間となっておりますけれども、夜間は学校を施錠しますので、迅速な対応ができるか疑問に思うところであります。もとより学校に配置しているAEDは、基本的には在校時の児童に対応するためです、管理上、校区内で発生した対象症例を特に、特に夜間には対応するのは難しいのではないかと思うところであります。

平成二十六年に消防団装備の基準などの一部改正があり、その中で、救急用具の充実を図り、AEDを分団ごとに配備するようにとあります。小学校がない中割、立山においては分団に配備されてますけれども、まだ未配備の分団もあり、少なくとも救急車の到達に時間を要する校区に関しては、AEDによってそこに助かる命があるわけですから、救急時に対応すべく、分団詰所の配備も改めて検討をお願いしたいと思います。

ちなみに、AEDマップですけれども、熊毛地区消防組合のホームページにはリンクされておりますけれども、本市のホームページで

はリンクされておられません。必要な情報だというふうに認識しておりますので、関係者が見る消防組合だけではなく、広く市民の目に触れる市のホームページからでも配置状況がわかるようにしていただけというふうにお願いをするところであります。よろしくお願いをいたします。

○議長（永田 章君） 竹下議員、確認はいいですか。大丈夫ですか。

○三番（竹下秀樹君） ああ、じゃ、すみません、確認を一言お願いします。

「市長 八板俊輔君」

○市長（八板俊輔君） AEDの設置についてでありますけれども、事人命にかかわることでもありますので、配備されていないところにつきましては、各分団に配備できるように設置する方向で検討をしてみたいと考えております。

○三番（竹下秀樹君） ありがとうございます。よろしくお願いをします。

次に、次のくくりである本市における情報システム関連についてお伺いいたします。

平成三十年三月に、総務省地域情報政策室による市区町村における情報システム経費の調査結果が公表されました。調査対象団体としては全市区町村千七百四十一団体、調査の対象とする情報システムの範囲として、住民情報、税務、国民健康保険、年金、福祉など

の基幹システム及び人事、給与、財務会計、文書管理などの内部管理システムに係る整備経費及び運用経費であります。

本市においては、一団体当たり経費として一億五千五百五十七万七千円、一人当たり経費として九千七百七十円となっております。県下の人口類似団体と比較しますと、ほぼ同人口の垂水市においては、一団体経費として一億一千七百八十五万八千円、一人当たり経費として七千五百四十五円、人口二万一千五百三十三人の阿久根市におきましては、一団体当たり五千五百八十一万五千円、一人当たり経費は三千円切りまして二千五百九十二円であります。いずれも自治体クラウドには加入していませんので、同一環境下での比較となっておりますというふうに認識しております。

もとより切る年度によって経費の変動幅が大きい性質のものとは思いますが、情報システムに係る行政サービスにさほど差はないとも思われますので、本市が一見高コストに見える理由の説明をお願いいたします。

〔企画課長 神村弘二君〕

○企画課長（神村弘二君） 御説明をいたします。

議員御案内をいただきました調査結果につきましては、総務省が平成二十九年八月に実施をした調査に基づくものでございまして、平成二十九年の当初予算に計上された経費を対象としているところでありませぬ。

対象となつてゐる部分については、今御案内いただきましたように、

基幹系のシステムであるとか内部管理系のシステム、情報提供システム等ございますけれども、そのほかにも通信ネットワークシステムであるとか、地図情報、積算システムなんかのその他のシステム、あるいはセキュリティ対策システム等についても調査が行われてございます。

結果については、御指摘のように、西之表市の情報システム経費は一億五千五百五十七万七千円、二万人未満の人口規模区分における一団体当たりの経費を大きく超えているところがございます。一方で、住民一人当たりの経費については、御案内のとおり、九千七百七十円ということで、県内、全国的にも高いといえれば高い数字になりますけれども、二万人規模の全国区類似団体の比較でいきますと、一万一千七百二十四円という経費が平均でございますので、その団体だとかそれぞれ抱えてる面積、人口規模等により、やっぱり大きく条件が変わるのかなというふうに考えてございます。

本市が経費が大きいというようなところで、主なものについては、通信ネットワークシステムが最も大きくて八千七百九十九万八千円、基幹系システムが六千九百九十九万八千円、内部管理系のシステムが六百三十八万一千円の順というふうになってございます。

通信ネットワークシステムが経費の多くを占めている理由といたしましては、市町村の事業として光を導入しましたけれども、地域情報通信事業において、その後の安定運営のために、NTT西日本とIRU契約を結んでございます。それに伴って施設の管理、施設

は当然市町村が管理をするというような形になりますので、電柱の強化だとかいろんな経費がかかっているということで、その分が六千八百五十一万一千円となっているところでございます。

本調査につきましては、国が業務処理のクラウド化の導入について推進していくための調査でございます。このため総務省のホームページに公開をされ、今議員から御案内のあった経費につきましては、先ほど言いました全ての経費を網羅するというわけではなくて、クラウド化が可能な基幹系のシステム、内部管理系システム、通信ネットワーク系システムサービスだけを合計した経費となっております。でございますので、単純に経費が高いというふうには言えないところもあるわけですが、ただ、御指摘のとおり、クラウド化のコスト的な優位性については明確と。

○議長（永田 章君） 課長、ちよつと休憩します。ちよつと。

○三番（竹下秀樹君） すみません、失礼します。

○議長（永田 章君） 議員、理事者、そのままお願いします。

ちよつとしばらくそのままお願いします。

午前十時十九分休憩

午前十時二十三分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで休憩をとります。しばらく休憩をとります。庁内放送で連絡をいたしますので、それまで休憩をお願いします。

午前十時二十三分休憩

午後一時開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き、一般質問を続行いたします。

次は、和田香穂里さんの発言を許可いたします。

〔七番 和田香穂里さん登壇〕

○七番（和田香穂里さん） 皆様お疲れさまです。和田香穂里でございます。

けさの大阪の地震に加え、同僚議員の急病ということで心配事が続いているわけですが、大阪の皆様には心よりお見舞いを申し上げます。また同僚議員の容態の安定を心より願うものであります。私はここにおいて自分の責務をしっかりと果たしていこうと考えています。

それでは、通告書に従って質問を行います。

まず、利活用案提示後の馬毛島に関して、現状や情報の整理、今後の取組みなどを問うていきます。

馬毛島の利活用案で市長は一定の方向性を示されましたが、それを施策として進めていくには課題が多過ぎて、実現への道は相当に厳しいものと言わざるを得ません。前回も述べたとおり、夢物語や絵に描いた餅に市民の血税を使うわけにはまいりません。施策として財源の確保や具体的な計画が必要です。

また、市長は繰り返し、住民に正確で十分な情報をタイムリーに提供していくと述べられていますが、市民は決して正確で十分な情報がタイムリーに提供されているとは感じていません。そこで、私も同じような質問を繰り返しているわけですが、どうか市民がなるほどそういうことかと納得できるお答えをお願いいたします。

初めに、前回の一般質問の中で、市長御自身の立場、市政に関して重大な答弁がありましたので、確認をさせていただきます。

さきの第一回定例会の一般質問で、私が「市長としてニュートラルな立場で国や防衛省から得られた情報はないか」と伺ったところ、市長は「市長としてニュートラルな立場でというふうに申し上げたことはございません」と答弁されました。しかし、昨年第三回九月の定例会では、「市長としてもニュートラルな立場をとっている」と答えられています。

ここに議事録の写しがあります。「馬毛島対策協議会が組織としてニュートラルなのか、協議会の会長として協議会の中でニュートラルな立場なのか、あるいは西之表市長としての立場がニュートラルということなのか、はっきりとお答えいただきたいと思えます」という私の質問に対して、市長は「協議会の総会で方向づけをしたことでもありますので、当然に協議会の組織として、かつ協議会の会長としての立場でもございます」と述べられ、その後、タイムリーで正確な情報の説明が行われた後で、「そしてまた、どちらにも偏らない立場での収集が情報としての中立的な価値を確保すると考えられ

るところであります。市長としても、その観点からニュートラルな立場をとっているということでもあります」というふうにお答えになりました。全く相反することなので、これがどういうことなのかの説明を求めたいと思います。

以下は質問者席にて行います。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） 和田議員の御質問にお答えをいたします。

第一回定例会の一般質問に際しまして、私の発言が「市長としてニュートラルな立場でというふうに申し上げたことはございません」と述べた点についての御質問であります。

昨年の第三回定例会では、市長としてもニュートラルな立場をとっていると答えているのではないかと、そういう御指摘であります。正確を期するために、この点につきまして議事録を確認いたしました。今和田議員も朗読されておりましたが、繰り返しになります。今和田議員も朗読されておりましたけれども、繰り返しますが、議事録によりますと、「市長としても、その観点からニュートラルな立場をとっている」と答えております。ここでいう「その観点」と申しますのは、米軍基地等馬毛島移設問題対策協議会の会長を務める立場で、そういう観点からの西之表市長という意味合いであります。この部分の前段におきましては、和田議員も朗読されましたけれども、協議会の長としてのあり方、考え方をるる説明しております。議員の御指摘は、その文脈を離れ、「その観点から」という限定的な文言を省略し、発言を部分的に抜き取った御指摘か

と考えております。

○七番（和田香穂里さん） それでは、今の指摘が私の部分的なところを理解してのことということであれば、逆に、九月議会での市長の御答弁が私の質問の趣旨を御理解されていない答弁だったというふうに考えます。私は市長としての立場がニュートラルということなのかというふうにそのとき問いましたので、協議会の会長として、また協議会の中でニュートラルな立場というところはお答えいただいているわけですが、その時点で市長としての立場がニュートラルかということを知ったことに関して、若干私の質問の意図と違う答弁をされたというふうに私は理解すればよろしいでしょうか。

○市長（八板俊輔君） 私もちよつと理解できてないところがあるかもしれませんが、市長としてのこの問題についての立場と申しますのは、繰り返し、これまで繰り返しお答えしてきたとおりであります。私の発言が誤解を生じるようなところがあれば、言葉足らずであったかと思えます。その辺は私の不徳のいたすところかもしれません。その点で御迷惑をかけたとすれば、おわびを申し上げたいと思えます。

○七番（和田香穂里さん） それでは、改めてさかのぼって伺えば、その時点での八板市長の立場はニュートラルではなかったというふうに御理解してよろしいわけですか。

○市長（八板俊輔君） 繰り返し申し上げてるとおり、協議会の長としての立場をニュートラルと申し上げておりました。西之表市の

単独の市長としての立場というふうなことでは発言を慎重にいたしております。

この点は、FCLPの訓練の導入といいますが、その施設を建設するということについての考え方ということでございますので、この点につきましては、ほかにふさわしい利活用の方法があるのでなかろうかということをお国にも繰り返し、また議会でも申し上げているところでございます。その点を御理解いただきたいと思えます。

○七番（和田香穂里さん） わかるようなわからないようなお答えなんですけれども、多くの市民は、反対を掲げて当選した市長がニュートラルになったというふうな理解をしています。ですが、今の答えによれば、ニュートラルでもなく、反対、賛成でもない。一体どういう立場なのか私にはちよつと正直理解が追いつかないんですけれども、ふさわしい形があると考えているというのがお立場だということでしょうか。

「すみません、やじ飛ばして退場します。議長はちゃんと市長に明確な答えを要求してください。時間の無駄。ただ時間もつたいない」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 退場お願いします。

「退場します。ばかばかしい、こんなの。市長もちゃんと答えていただくよう」と呼ぶ者あり」

○市長（八板俊輔君） 繰り返しお答えしてるとおりであります。

○七番（和田香穂里さん） これについては堂々めぐりになります

ので、次の質問に移らせていただきます。

四月十四日に、自民党国会対策委員長の森山胤氏が西之表市で国政報告会を開かれ、FCLP移転計画について発言をされました。南日本新聞の記事にわかりやすくまとめられているので、ちょっと読みたいと思います。

自民党の森山胤国対委員長は、十四日夜、西之表市で国政報告会を開き、用地交渉が難航している馬毛島への米軍空母艦載機陸上離着陸訓練（FCLP）移転計画をめぐり、どこかで見切りをつけることも大事ではないかと述べた。森山氏は計画について、民主党政権時代の合意だが、外交上、国と国との約束としてしっかり対応しなければならぬと説明。国と地権者との用地売買交渉は期限を決めていないとした上で、売らないと言われればどうしようもない、いつまでもこのことにかかわっていられないと話したということです。

この言葉はとても重要な意味をにじませていながら、具体的なことには何一つ触れていないわけですが、森山氏の立場、政権政党の国対委員長というところを考えたときには、決して軽い発言ではなくて、情報として重みがあるものだと考えます。

そこで伺いますが、ア、市長は森山氏の発言のその真意を確認されたでしょうか。そしてイ、それをどのように受けとめておられるでしょうか。

○市長（八板俊輔君） 四月の森山胤議員の国政報告会に私も出席

をいたしました。今議員発言のような趣旨で森山さんがお話しされたことは私も聞いております。その真意という意味がどういう意味かはわかりかねますけれども、現状の馬毛島の土地の買収交渉等について、議員の立場から収集した情報を我々に披瀝されたというふうに考えております。その真意というのは、私の感じ取ったところでは、この問題がはかばかしく進展していないということを森山さんの表現で伝えられたのだと思います。

どう捉えているかという御質問ですけれども、やはりそうかなというふうに感じたところであります。

○七番（和田香穂里さん） 今のお答えを縮めれば、発言の真意は確認されていない。はかばかしくない。やはりそうかなということでもよろしいですね。

次に行きます。

五月十六日、インターネットのニュースで馬毛島に核ごみ処分場誘致の動きがあると報じられました。地権者側がNUMOに対して核ごみ処分場の建設用地として検討するよう持ちかけたと複数の関係者が誘致話を認めているということですが、当然市長もこのニュースについては御存じのことと思います。これについて詳細を独自に調査したかどうかと、またそれをどう受けとめているかをお答えください。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

議員御指摘のインターネットサイトでの記事については確認をい



たしております。それについての対応ということでありますけれども、特段のことはいたしておりませんが、詳細は担当課のほうからお答えをいたします。

〔企画課長 神村弘二君〕

○企画課長（神村弘二君） 御説明をいたします。

今御紹介のあったインターネットニュースの件でございますけれども、当サイトにおいては、本年の二月にも肝付町でそういった動きがあるといったような報道もなされておりました、全体として国の動きがどうなのかというのがなかなか見えづらいという感じがいたします。

現在のところは情報の一つとして捉えておりました、具体的調査までは考えておりませんが、注意すべき事項であるというふうには思っておりますので、今後とも県と関係機関との情報交換を行いながら、必要に応じて対応をしてみたいというふうにご考えております。

以上です。

○七番（和田香穂里さん） 市長がどう受けとめているかという点についてお答えをお願いします。

○市長（八板俊輔君） 報道の中身が正しいものなのかどうかという点で疑問を持っております。そのことについて確認できる手段がございましたら、確認をしたいと考えているところです。

○七番（和田香穂里さん） 二番も三番も非常に重要な情報である

にもかかわらず、独自にそれを突き詰めて一つの方向性を見い出さうという努力がなされていないように私は感じました。

次に、以前から私は、馬毛島に関係する個人や省庁との接触については、交わされた会話の内容はもちろん面会したこと自体も、馬毛島問題に関心のある市民にとっては重要な情報であるから報告していただきたいというふうにご述べてまいりました。

また、いっどこで誰と会ってどんな話をしたかは、その時点では状況に大きな変化はなくても、後々何らかの状況が変わったときには、それまでの経緯として検証されるべき場面があるかもしれません。そういった関係者とのやりとりや経緯を追う情報が、記録として残されていないと隠されたり、あるいは決裁後に改ざんされたりという犯罪的な対応が国会で大問題になっています。

この問題の重大さは地方行政においても同様で、行政の施策に係る人物との会合や会話の内容は、正確に記録し、管理し、しかるべき形で市民に伝えられるべきと考えます。

そこで伺いますが、利活用案提示以前も含め、地権者、防衛省等、関係者や関係組織との面談記録はどうなっているかお答えください。

○企画課長（神村弘二君） 御説明をいたします。

議員の御質問の地権者とか防衛省関係者の面談記録についてでございますが、随員職員が必要に応じて内容を記録しているところがございます。

また、これまで会談された中身につきましては、極力議会の御質

問等において市長の答弁という形でお知らせをしているというふう  
に考えてございますが、記録の公開につきましては、職員が聞き取  
った部分というのは、全て一言一句を記載したというわけではない  
ので、部分だけを切り取って公開すると、前後の話の流れとかニ  
ュアンスが正確に伝わらないおそれもございます。このために、馬  
毛島に関する部分の話し合いの骨子という形で、必要に応じてお知  
らせをしていくということについて検討してまいりたいというふう  
に考えています。

以上です。

○七番（和田香穂里さん） よくわかりました。

それでは、これ利活用案の提示後に関係者と会って話したことが  
あれば御報告いただきたいんですけども。

○企画課長（神村弘二君） お答えをいたします。

以後ですつて。

○七番（和田香穂里さん） 提案以後。

○企画課長（神村弘二君） ですよ。

今年の四月の十日にですね、地権者のほうと面談をしてございま  
す。こちら側からは馬毛島の活用案について資料をお渡しをして、  
今回子どもを対象にした体験学習を予定しているというようなこと  
に関して理解と協力を求め、地権者からは前向きに考えたいという  
旨のお返事をいただいたところでございます。その後、会社のほう  
から協力をしたいとお返事をいただき、今現在準備を進めている

というような状況でございます。

以上です。

○七番（和田香穂里さん） はい、わかりました。そうですね。今  
体験活動のお話も出てきたんですが、利活用案の実現に向けた取組  
みということで、第一回の定例会でも、また今回の所信表明でも、  
この子どもたちの体験活動について触れられています。この活動の  
具体的な計画内容も既にできているというふう聞いています。この  
が、これも含めて、今年度の馬毛島に関する活動や調査等の具体的  
な計画をお示しいただきたいと思えます。

○企画課長（神村弘二君） 御説明をいたします。

御質問の活動の具体的な計画についてでございますが、今お話を  
した子どもたちの体験学習については、馬毛島活用事業の一つとし  
て、七月の二十三日に小学校の五、六年生を対象に実施をするとい  
う計画にございます。募集は十名程度で、時間帯は朝の七時か  
ら夕方の十六時に西之表市の旧港に帰ってくるというような形です。  
馬毛島での行程としては、葉山港から高坊、洲之崎小屋になりま  
すけれども、そこまで遠足、自然観察をして、小学校跡地で昼食、そ  
れから葉山港で海水浴、釣り等の体験をし、漁船での馬毛島周遊な  
どを予定して帰ってくるというような形です。応募の状況につい  
ては、本日が一応締め切りという形にございましたけれども、現  
在二十名ほどが応募をされてきております。

先日、事前調査で五月二十五日に現地調査を行ってきました。高

坊ではオオヤドカリも多数発見することもできましたし、また、当時の仮住まいの跡もしっかり残っておりまして、大変興味深い体験が期待をされるところでございます。

その他の馬毛島の活用に関する事業につきましては、現時点では地権者との対話を重ねながら理解を求めていくということがまず第一歩かなということ、そこを進めていくということにしてございませぬ。なかなか一朝一夕に形になるものではございませぬけれども、一つずつ課題を解決しながら利活用の実現を図ってまいりたいというふうにご考えてございます。

以上です。

○七番（和田香穂里さん） ちよつとこの質問通告書とかからは多分少ずれるんですが、昨日、プールのかさ上げについての同僚議員の質問の中で、やはり命が何よりも大事であるというお話がありました。で、この体験活動について、安全対策、離島の離島ですので、何かあってもすぐに救急車が駆けつけるとか消防車が駆けつけるといふわけにはまいりませんので、そこをちよつと伺ってもよろしいでしょうか。

○企画課長（神村弘二君） 実施に向けては、消防署、それから医療センター等とも連絡をして、御協力をいただくというような形で一応話を進めてございます。で、あと消防の職員も一名一緒に行くという形になってございます。言われるように離島の離島ということでございますので、また夏場の非常に暑い時期でもございますの

で、そういった部分には十分留意をしながら進めさせていただきたいと思っております。

以上です。

○七番（和田香穂里さん） その点については、とにかくしっかりとやっていただきたいというふうに思います。

そして、六番ですね。前回、利活用案の実現に一億円の事業費というお答えがありました。当然これは土地取得、あるいは土地の賃借料は含まれない金額だと思えますが、それでも我が市の財政規模からいえば非常に大きな事業です。財政確保についてトラストを一つの案として提示されましたが、その後のトラストに関する取組みの進捗はいかがでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

本市の財政基盤は非常に脆弱な面がございますので、馬毛島活用に係る事業を全て一般財源を用いて展開していくことは非常に困難なことであろうと考えております。

馬毛島トラストの構想でありますけれども、馬毛島の自然環境や歴史文化的なことを後世に残すべき貴重な財産として世界中に発信し、あわせて馬毛島に係る問題も伝えていくためには、トラストが有効な手段であると思われまます。

御質問の進捗状況ですけれども、四月に日本ナショナル・トラスト協会の事務局長ほかの方々に来庁をし、情報交換をいたしました。ただ、国と地権者との関係もあり、現段階では具体的にどんな利活

用が可能となるか検討中でもあり、トラスト協会としても、今後さらに意見交換を重ねていく必要があると考えております。

それから、先ほどちょっと発言の機会がありませんでしたので、ニュートラル云々のところのこととちよつと補足させていただきたいんですけれども、この子どもたちを馬毛島に連れていくことなど教育的な利活用を含む活用案につきましては、今年議会にもお示しをしたところでありますが、この点について市民の皆さんから、私の立場に対して理解が広がっているのではないかとという反応をたくさんいただきました。例えば、この利活用案が我々の武器になるのではないかと、そういうふうにおっしゃられた方もございます。そういうことで、私のこの問題に対する姿勢、考え方というのは徐々に市民に御理解をいただけるようになってきていると、そう考えております。

○七番（和田香穂里さん） 徐々に理解が広がっているのではないかと市長は感じられているとのことですけれども、私のところに届いてくる声には、やはりこの利活用案がとんでもなく夢物語ではないか、実現の可能性があるものとは思えないという声も多々聞かれます。また、トラストについては、この一億円というのが、トラストで扱われた金額としては余り過去に例がない高額なものです。普通は何千万単位ということは、私もこのトラスト協会の方から伺いました。

そこで、現時点でのトラスト実現の可能性を市長はどのように考

えておられますか。

○市長（八板俊輔君） 先ほども申し上げましたとおり、利活用対策というものが固まった段階で、それに必要な事業の額というものが決まってくるものと思います。その時点でトラスト案ということが実現できるのであれば、そういうふうにしたいと。その検討を進めてまいりたいと、そう考えております。

○七番（和田香穂里さん） この利活用案の中身について、そしてトラストについても、やはり多くの市民はこのタイムリーで正確な情報を十分に提供されたいと思っております。市民が知りたいのは馬毛島のゴンゴジヨウのことではありません。フェイスブックに載ってましたが。

そこで、一つだけ質問の順番を変えさせていただいて、八番、すみません、今年度の市長の取組みも含め、タイムリーで正確な情報の収集や市民との情報の共有や議論の現状と、それについての認識をお示しく下さい。

○市長（八板俊輔君） 事態が変化があれば、国の動きがあったり、我々のところにそういう具体的な情報があればいいわけですけれども、先ほどから議員も御存じのように、この問題について、国と地権者の交渉は難渋して進んでおりません。そういう事態の進展が少ないところでタイムリーな情報として出せるものがないというところが、非常に私ども困っているところでございます。

○七番（和田香穂里さん） それでは、七番のほうに移ります。

馬毛島問題は、そもそも馬毛島を利用・活用すべきであるとか、馬毛島の自然を守ろうとか、そういうことから始まったのではありません。FCLPの候補地としてツー・プラス・ツーに明記されたことがそもその発端です。そして、前回市長は、利活用案とFCLP訓練施設等は相反すると。トラストの趣旨からも大きく乖離しているとの見解を示されました。また、同僚議員や私の質問に対して、ツー・プラス・ツーにおける馬毛島明記の白紙撤回を求めるという文言を含んだ議会の決議を議会という意味として尊重するというふうにも答えられています。

そこで、七番の利活用案の実現のためにも、ツー・プラス・ツー明記の白紙撤回を求めていくという方向性はないのでしょうか。お答えください。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

二〇一一年のいわゆるツー・プラス・ツー、日米安全保障委員会の共同声明における馬毛島に係る記述についての御提言と思えます。米軍のFCLPの恒久的な訓練施設の設置場所の候補として馬毛島が示されていることは十分に認識しております。西之表市長としましての私の考えは、これまでも述べてまいりましたことですが、けれども、馬毛島へのFCLP施設建設がふさわしいかどうか大きな疑問を感じております。このことから、住民の福祉向上に資するためにも、馬毛島活用に係る計画を策定し、その実施に向けた取組みを進めてきているところでございます。夢物語とおっしゃいました

けれども、市長が夢を語ることも時には必要ではないかと考えております。

○七番（和田香穂里さん） 確かに自治体のリーダーが夢を語るのは大変大事なことだとは思いますが、今ふさわしいかどうか疑問を感じているとまたおっしゃったんですが、利活用案を提示された後もまだ疑問を感じておられるのかどうか、ちょっと伺ってもよろしいですか。

あ、もう結構です。はい。

FCLPに使用する施設イコール米軍の軍事施設であるという定義については、昨年九月の第三回定例会で市長に御確認いただいたと思います。軍事施設とは、つまるところ基地です。ツー・プラス・ツーに明記されているということは、日米安保や地位協定に係る在日米軍基地問題だというふうに私は考えます。

また、専門家の分析によれば、日米安保、地位協定の本質は、一つ、日本の全土基地化、二つ、在日米軍基地の自由使用であり、つまり米国は望む兵力を望むところに望む期間だけ駐留させる権利を有するということです。確かに安全保障や国防は国の専権事項かもしれませんが、けれど、国と地方自治体とは原則としては対等であって、政府の方針や施策に対して意見を具申するのは当然のことであり、地方自治法九十九条にも定められて、市議会はこれまでもさまざまな意見書を堂々と国に提出しています。そして、西之表市民の平和を守りつつっていくのは、国よりもずっとずっと市民に近い市

長や私たち市議会だと思えます。それを肝に銘じて、馬毛島問題に市長とともに私は取り組んでいきたいと常々思っています。

また、四年の任期も既に二年目を迎えています。何らかの答えを出すために、夢を語るのも大事ですが、時間的な余裕は余りないと思います。市長におかれては、利活用案に関してもスピード感を持って取り組んでいただきたいと思います。

次に、市民総合相談係について伺ってまいります。

前回、同僚議員の質問とも重複する点があるかと思いますが、あしからず御了承ください。

市民総合相談係は福祉事務所の一つの係として今年度設置されましたが、市役所の中に市民総合相談係という目立つ看板、案内等は見当たりません。どこにどのように設置されたのか教えてください。

〔総務課長 大瀬浩一郎君〕

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明申し上げます。

平成三十年の四月一日の機構改革で、市民生活課の市民相談係が福祉事務所に移管されまして、市民総合相談係を新設してございます。場所的には市役所の正面玄関の入り口の旧市民相談係の場所なのでございますけども、明確な看板の設置の部分につきましては、議員御指摘のようなことがあるのかなと思います。私どものほうとしましては、市民総合相談室は旧市民相談係のほうに設置してあるという認識でございます。

以上です。

○七番（和田香穂里さん） 確かに暮らしサポートセンターと消費生活センターの大きな看板は並んでいるんですけども、市民総合相談係というような名前、あるいは誰にでもそこで相談できるのだなとわかりやすいようなものはなくて、そこが市民総合相談係の窓口だと理解されている市民は少ないのではないかと思います。

また、新年度になってからの「市政の窓」やその他の配布物にも、市民総合相談係について書かれたものを私は見つけることができなかつたんですが、市民への周知はいつどのように行われたのかお答えください。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明申し上げます。

その前に、なぜ私が答弁するのかというのを多少説明申し上げますけども、今、機構改革等は企画課に移っておりますが、当時総務課で扱っておりましたので、私のほうから答えさせていただきます。

市民総合相談係につきましては、三月の議会です、部課設置条例の改正案の提案の中で提案いたしましたので、それで設置されたものでございます。で、平成三十年の三月の二日に部課設置条例案の改正が議会で議決されましたので、それ以降の周知というのを急いで行いました。で、平成三十年の三月十二日にですね、「市政の窓」のお知らせ版という号外を発行してるわけなんですけども、この機構改革の件につきましては、議決後ではないとちよっと表には出せないこともあるんですけども、やっぱりお知らせは大事だろうとい

うことで、これに關しましては全戸配布ですね、別にこう、今手元に持ってますけども、カラー刷りの大きなやつをもって全戸配布でお知らせをいたしました。

以上でございます。

○七番（和田香穂里さん） それでは、私がそれを見落としていたということだとは思いますが、また、立山校区で先日行われた市長と語る会において、福祉事務所から市民総合相談係についての御説明をいただいています。恐らくその他の地区の市長と語る会でも説明が行われるのではないかなと思いますが、いずれにしても、まだ周知は進んでないのかなと感じています。

そしてまた、その際に配られた資料なんですが、ごちゃごちゃして非常にわかりづらいんですね。どこがどう変わったのかが非常にわかりづらいので、この資料も工夫が必要だなというふうに感じています。

それでも、ともかく窓口は一つになったということですが、複合的な困り事に対する窓口が一元化されて、受付から具体的な支援を受けるまでの流れがどのようなものを御説明いただきたいと思えます。

〔福祉事務所長 下川法男君〕

○福祉事務所長（下川法男君） 御説明をいたします。

現在、総合相談窓口には、高齢者支援を担当する生活支援コーディネーター、生活困窮自立支援の主任相談員、子どもや親とその家

庭環境を支援する家庭児童相談員、消費者問題に関する消費生活相談員、保健師が配置され、機構改革に合わせ、本年四月一日から新体制で運営をしております。

相談の流れでございますが、係内のそれぞれのスタッフ間又は関係課、機関と連携しながら解決策を模索するという点においては、基本的にこれまでと変わらないというふうに考えております。

具体的なケースによつてさまざまな流れがあると思いますが、例えば、就労に関する相談については、生活困窮者自立支援相談員が中心となってハローワークや障害者就業生活支援センターとの連携、また法律問題であれば、消費生活相談員が中心となって市内の弁護士事務所や司法書士事務所の御紹介、無料法律相談への接続など、また子どもに係ることについては、家庭児童相談員が中心となって児童相談所に協力を求めるなどが想定がされます。

相談者が専門的、具体的な支援を受けることができるまで、相談員が寄り添って一緒に解決の道筋を探っていくということになるかと思います。

現在の社会問題として、高齢化や核家族化などが進行していく中、相談や支援の内容は複雑かつ多様化しております。本市で取り扱っているケースについても、その多くが複数の相談種別にわたるものが多く、一つのケースに複数の相談員がかかわっております。

このことから、先ほど申し上げたスタッフが係内に同席をしていることから、これまで以上に連携や情報共有がしやすくなり、相

談者を一つの窓口で包括的に対応できる体制の整備に加え、その具  
体的支援を総合的に行うことができ、他機関との連携も含め、より  
充実した相談支援体制の構築につながるというふうに考えておりま  
す。

以上です。

○七番（和田香穂里さん） 大変丁寧に御説明いただいて、ありが  
とうございます。

ちなみに、この資料には、日常生活上の不安、貧困、介護、仕事  
探し、生きがいづくり、ひきこもり、虐待、金銭トラブル、家庭内  
問題、いろいろ書いてあります。今のお話の中にもそれに沿ったお  
話があったと思うんですが、例えばですね、道路が陥没していると  
か、道を木や草が覆っているからどうにかしてほしいとか、家の前  
にごみを捨てられて困っているというようなことも、とりあえずは受  
け付けていただけるんでしょうか。

○福祉事務所長（下川法男君） 御説明いたします。

先ほど挙げていただいたような例に関してもですね、市民相談と  
いう観点から、とりあえず市民総合相談係のほうで受付をさせてい  
ただいて、道路のことに関しては建設課やまた熊毛支庁など、また、  
ごみのことに関しては市民生活課など、関係課につながらせていた  
だくということでも対応させてまいりたいと思います。

○七番（和田香穂里さん） はい、ありがとうございます。

安心して窓口に行っても相談してくださいということだと思

うんですが、これ私は市民総合相談係について市のホームページで  
も調べてみました。

まず、市民総合相談係にたどり着けませんでした、最初。トップ  
ページのどこにも市民総合相談係の文字は見当たらないんですね。  
そして、ページ内検索というところで市民総合相談係と入れてもな  
かなか出てこないもので、私は福祉事務所に変わったというのを知  
ってますので、各課の御案内というところから福祉事務所に行って、  
そうすると市民総合相談係と出てきます。その上で、そこをクリック  
すると市民相談と出てきて、さらにクリックして市民相談が出て  
きて、そこをクリックしてようやく出てくるんですが、画面が、そ  
こにはいろいろな相談の内容ごとに県や国の機関などのさまざまな  
相談先が示されています。市民総合相談係は確かに上のほうにこう  
出ているんですが、もちろんネットで検索する人というのはより多  
くの情報を求めますので、これはこれで必要なんでしょうが、係の  
役割として総合支援体制や窓口の一元化、いわゆるワンストップ、  
その役割とはこのホームページのあり方がかけ離れているのではな  
いかなというふうに感じたところです。

で、このホームページではワンストップ的な表示になってないこ  
とや検索に非常に手間がかかるのはなぜなのか、改善されるのかど  
うかお答えください。

○福祉事務所長（下川法男君） 御説明をいたします。

四月以降ホームページに記載されている情報については、そのほ



かの部分も含めて更新を行ってきたところではありましたが、御指摘の市民相談のページについては、市民生活課から移管されてから見直しが漏れていたということでした。現在、ホームページ上では所管の情報が更新をされております。

また、あわせてページの構成内容についても、また議員から御指摘があったアクセスのことにしてもですね、今後の更新の準備を進めているところでございます。情報の更新が遅れたことについては、おわびを申し上げたいと思います。また、今後は適切な情報発信に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○七番（和田香穂里さん） どうぞよろしく御対応ください。

誰でもなんですが、困り事があるときに、まず最初に市役所に相談してみようというふうに考える人はなかなかないと思います。普通は身近な人に相談をして、で、相談できる人がいなかったり、あるいは、その相談した人が市役所に聞いてみたらと言ってくれて初めて市役所で相談してみようというふうになります。

そうなったときに、まず、平日の日に市役所まで来なければなりません。高齢者なら交通手段の確保が必要かもしれません。働いている人は仕事の調整、場合によっては休む必要があるかもしれません。子育て中なら、相談のときに子どもはどうしたらいいのかしらというふうに考えると思います。また、相談に来た、その相談し

ているところはともかくとして、相談に来たときに誰かが何かあったとかって聞くんじゃないか、あるいは、自分が今困っていることが本場に市役所に相談するに値するものなのかという自信がない場合もあると思います。とにかく何か悩み事や困り事を抱えている人にとつて、わざわざ市役所に相談に訪れるということ自体が、精神的にも物理的にも非常にハードルが高いと思います。それを踏まえて、相談しやすい窓口のあり方をどのように考えてるかをお聞かせください。

○福祉事務所長（下川法男君） 御説明をいたします。

まず、今係が置かれている場所について若干補足をさせていただきます。今係が配置されている箇所については、係員の増員により仮設で執務スペースが拡充がされております。今後、個人情報保持に努めながらも、市民の皆様が声をかけやすい形になるよう、関係課と連携をしてみたいと思います。

また、今議員から御指摘があったように、さまざまな理由で来庁できない方や来庁しにくい方に対しては、教育や福祉など関係機関への訪問や、高齢者支援協議会など地域の各協議会等への参加を積極的に行うことに加え、高齢者支援課を初めとする庁内関係課との連携を強め、情報共有を図っていく中で、困り事を抱えた方の掘り起こしの機会を増やして、そのような方々の生活の場へ出向いていってお話を伺うということも積極的に行ってまいりたいというふうに考えております。

あわせて、困り事を抱えた方を地域ぐるみで支える仕組みやツールづくりについても、地域と一緒に考えて考える機会を設けていきたいと考えてるところです。

以上で説明を終わります。

○七番（和田香穂里さん） ぜひ誰かが困り事を持つてくるのを待っているのではなくて、今おっしゃったような課題の掘り起こしのためにも、地域に向向いていただいて掘り起こしをしていただきたいと思うところです。

で、よく、この相談係ということではないんですが、市民の方から市役所の職員の説明がわかりづらいという声も聞きます。そこで、丁寧に話を聞いて、丁寧に説明して、理解していただいた上で次のステップに進むということが非常に大事だと思うんですが、特に複合的な困り事を抱えている方の相談を適切な支援に結びつけるためには、相談業務にかかわる職員に、高いレベルの対人援助技術とともに、各種制度はもちろん、医療、福祉、教育、子育て、介護等々、幅広くかつ一定程度専門的な知識が求められると思います。これについてどのような研修を受けた職員を配置しているのかを伺いたかったんですが、一応先ほどコーディネーターであるとか支援員であるとか、そういった専門職が配置されているというふうには伺っています。が、やはり例えば、接遇について、対人援助についてという研修は必要だと思いますので、その辺をお聞かせいただけますでしょうか。

○福祉事務所長（下川法男君） 御説明をいたします。

若干それぞれの相談員についての資格の背景について説明をさせていただきますと思います。

まず、消費生活相談員についてですが、消費者安全法第十条の三第一項の規定に基づく消費生活相談員資格試験と同等以上の専門的な知識及び技術を有すると市長が認める者を配置しております。

また、家庭児童相談員については、西之表市家庭児童相談室設置要綱の資格に関する特段の規定はありませんけども、第四条第二項で家庭児童福祉に関する専門的技術を要する相談業務を行うと規定されていることから、現在は保育士の資格を持つ者を配置しているところです。

生活困窮者自立支援の主任相談員については、特別な資格を有することを条件としておりませんが、社会福祉士や精神保健福祉士、保健師などとして、医療、福祉、就労、教育等の業務や生活困窮者などの相談支援業務に一定年数以上従事していることが望ましいというふうにされております。このことから本市の相談員についても、これらの経験を有していることに加え、国が実施している当該相談員としての研修プログラムを受講しているところがございます。

生活支援コーディネーターについては、特別な資格を有することを条件としておりませんが、市民活動への理解があり、多様な地域サービスを提供する上での連絡調整ができる立場の者というふうな

されており。本市については、保健師や介護関係の資格と経験を有する方を配置をしており、県が実施する研修も修了しているところではあります。

また、保健師については、保健師助産師看護師法第七条第一項の規定により、保健師免許を持ったものを配置をしているところがございます。研修については、義務づけられている専門研修等に加え、県等が開催する研修会への積極的な参加等による研さんや町内外の関係者機関で開催する個別のケース検討会で具体的な事例に当たる中、貴重な経験を積み重ねているところです。

以上で説明を終わります。

○七番（和田香穂里さん） こういった相談業務というのは、非常に精神的に職員にとって負担の大きいものだと思いますので、そのあたりのストレスチェックであるとか、また職員の待遇そのものですね、についても十分に配慮をいただきたいと思えます。

三月に施政方針で示されました「分野横断的な視点で要支援者や地域の課題を掘り起こし、包括的に支援する体制の構築を目指す」という言葉をぜひ実現していただくとともに、市民の誰もが気軽に頼れる窓口としてきめ細やかな市民サービスを提供していただくように、市民総合相談係のさらなる整備充実に期待いたしました。また後日も何かしら質問をさせていただくことになるかと思えます。

次に、高齢化、少子化、過疎化が進む西之表市の活性化に資する男女共同参画及び関連する諸問題への取組みについて伺います。

人口減少による課題の解決が急務であることに異を唱える方はいないでしょう。中でも地域の課題に取り組む人材の確保の重要性は言うまでもありません。

そこで、「性別にかかわらず一人一人の人格が尊重され、その個性と能力を十分に発揮することができるまち」、そして「一人一人の意見や考え方が反映され、市民、地域、関係団体、事業者、行政が協働で進める社会となるまち」という基本理念を掲げた西之表市男女共同参画基本計画、これを十分に生かすことが問題解決の一つの糸口になるのではないかと期待します。

そこで、前回の質問で、市長はこれまでの取組みが少々弱かったというふうに答えられましたので、第二次西之表市男女共同参画基本計画について、現状での計画の反省点を含む評価をお聞かせください。

「地域支援課長 松元明和君」

○地域支援課長（松元明和君） お答えいたします。

本市の第二次男女共同参画基本計画は、平成二十六年度から平成二十九年度の四年間の計画として策定されましたが、国の第三次男女共同参画基本計画及び鹿児島県の第二次男女共同参画基本計画を踏まえまして、男女共同参画社会の形成に向け、各施策で男女共同参画の視点を踏まえた取組みを進めてまいりました。

本年第一回議会定例会でも説明しました第二次、三次計画策定前にとったアンケート調査の推移から、男女共同参画に対する意識の

変化、改善が見られてはおりますが、性別による固定的な役割分担意識や、これに基づく社会通念や慣行などが依然として残っており、さまざまな分野において女性の活躍は見られるものの、全体的には、女性の政策方針決定過程への参画は、まだ十分とは言えない現状にあります。このことから、第二次計画以上に積極的な広報・啓発を推進する必要性を感じております。

以上です。

○七番（和田香穂里さん） 私も議員になる前、男女共同参画懇話会の委員をさせていただいて、そこでもいろいろ話が出ていたので大体のところは理解をしているんですけども、それではですね、第三次計画、今の反省点を踏まえて計画も策定されると思いますが、重点目標ごとに施策の方向が示されて、その施策の方向ごとに施策の概要、内容、担当課が示されています。三月議会では、まだ具体的な事業展開実行計画はできていないとのことでしたが、おおよそ出そろったと伺っていますので、具体的な実行計画を重点目標と担当課ごとに全て伺いたいところではありますが、とんでもなく多くなると思いますので、それについては後ほど資料の御提供をいただくこととしまして、市の活性化に大きくかかわってくると思われる、また、今地域支援課長のほうからも反省点として挙げられていた男女共同参画社会の形成に必要な制度、慣行の見直し、意識の改革の重点目標一について、男女共同参画の視点を立った制度や慣行の見直しへの取組みと、家庭、職場、地域における教育、学

習の推進、同じく男女共同参画の推進に関する施策の総合的、計画的実施についてお示しいただければと思うんですが。

○地域支援課長（松元明和君） お答えいたします。

第三次男女共同参画基本計画では、基本理念を、先ほどおっしゃいました「性別にかかわらず一人一人の人権が尊重され、その個性と能力を十分に発揮することができるまち」「一人一人の意見や考え方が反映され、市民、地域、関係団体、事業者、行政が協働で進める社会となるまち」を基本理念としまして、本市の将来像である「人・自然・文化―島の宝が育つまちを目指します」としております。

この理念に基づき、計画の体系として基本目標と重点目標、施策の方向を定めておりますが、先ほどの重点目標一、二だけにかかわらず、今考えておりますことを申し上げます。

具体的な取組みに関しては、施策に基づき、まず各関係機関、関係課のほうでそれぞれ取り組むこととなりますが、国や県の動向を捉えまして、進捗管理を図りながら、各施策ごとに意識の醸成や普及啓発活動、情報提供に努めていきたいと考えております。

また、このことを推進するため、昨年は市の管理職を対象とした研修会を開催しました。本年度は専門家を招聘し、民生委員と、民生委員だけではなくですね、ほかの方も対象に研修会を開催できないか調整中でありまして、この方法としましては、国のアドバイザー派遣事業に申請してるところでございます。

先ほども議員申されたように、しっかりと説明をしまして、理解をしてもらった上で次のステップに進んでいくべきということをおっしゃっておりますが、このことを踏まえまして、我々のほうも取り組んでいきたいというふうに考えております。

○七番（和田香穂里さん） それでは、重点目標の一についての市長の見解をぜひお示してください。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

本市の計画にあります重点目標の一と申しますのは、男女共同参画社会の形成に必要な制度、慣行の見直し、意識の改革ということ掲げております。こうしたことを達成するために、やはり現在の社会制度ですとか慣行ですとか、この精神に見合わない、見直されるべき点について早く気づいて、その市民の中から主体的な行動が生まれるようにするというのが基本的な求めるべきあり方だと思っておりますので、そういう方向になりますように、市として、先ほど課長も申し述べておりますけれども、広報・啓発というかたい言葉ですけれども、そういう意識をみんなを持っていくという、そういう地域社会のために頑張ってまいりたいと思えます。

○七番（和田香穂里さん） ぜひともよろしくお願ひしたいと思えます。

で、今、性別にかかわりなく人がその人らしさをとということ、そのため、それを阻む要因というのは、今出てきた仕組みや慣行、意識以外にも多々ありますが、その一つがセクシャルハラスメント、

セクハラだと思えます。セクハラについて、これまで庁内で公的に処理した事例はあったか、庁内での防止対策はどのようになっていくかをあわせてお答えください。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明申し上げます。

セクハラの問題でございませうけれども、ハラスメント系の把握につきましては、実は、人事異動のときに自己申告書という調査をとりまして、その中にハラスメントに関する記述をする欄が設けてございます。それを使いまして、係長以上を対象に全職員、私と人事係長でヒアリングをいたします。やっぱり一定期間が必要なんですけれども、これまでやってきたものの中では、ハラスメント、セクシャルハラスメント、セクハラに関しての把握はできてございませうけれども、案件が非常にデリケートな問題だと思えますので、今後の把握の仕方もですね、そういったやり方でのいかどうかも含めて、ちょっと把握の仕方の研究をしてみたいと思えます。

あと、それに対しての防止対策ということなんですけれども、現出した事案がございませんので、実質こう何かの処分を科すとか、何か対応したことはございませうが、やっぱり啓発のところ、職員は課長とか課長補佐になりますときに、鹿児島島に行きまして研修センターで研修を受けるんですけども、その中の公務員倫理というものの中に、弁護士からハラスメントの關係の研修を受けておりまして、そういったものの研修活動というのは、これからはしっかりやっていきたいと思えます。

それと、より対策を受けるといふか、把握、対処する環境をつくるために労働安全衛生委員会というのがありまして、それを昨年より年五回ぐらい、それまではなかなかできてなかったんですけども、五回ぐらい開催するというふうな対策をとってございます。これは多分対策にはならないとは思いますが、一応懲戒処分というものがあって、その懲戒処分の基準の中にもハラスメント系の基準が入れられてございます。

以上です。

○七番（和田香穂里さん） それでは、次に、LGBT、今改めて説明するまでもなく皆様御存じだと思うんですけども、レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダーの頭文字をとってLGBT、いわゆる性的少数者のことですが、これ二〇一五年の電通ダイバーシティ・ラボの調査によれば、七・六％。統計的にはA型（血液型を持つ人や左ききの人とほぼ同じ割合で、十三人に一人。小学校なら三十人のクラスに二人はいるというぐらいの割合でいるというふうに言われています。そこで、LGBT等の性の多様性への理解と配慮についての具体的な取組みが検討されているかどうかをお尋ねします。

○福祉事務所長（下川法男君） 御説明いたします。

御指摘の問題については、市民の皆様とともに正しい知識と理解を深めることが求められると思います。市としては、人権擁護委員及び法務局と連携をし、今後も周知・広報に努めてまいりたいとい

うふうに思いますが、特に法務省と全国人権擁護委員連合会が主体となり、県からの依頼を受けて市が行っている人権週間の啓発活動の中でも、強調事項として、性的指向に関する少数派の方々への根強い偏見に対して関心と理解を深めていくことが重要だとの位置付けで進めているところです。

また、社会生活のさまざまな場面で発生した人権問題に対しては、人権擁護委員、法務局と連携をしながら、困り事を抱えた方々に寄り添い、問題解決の道を探ってまいりたいと考えております。その際、総合相談窓口として、ぜひ特設人権相談所や市民総合相談係を御活用いただければと思います。

以上で説明を終わります。

○七番（和田香穂里さん） 六番に関しては、先ほどのお答えの中に研修が入ってりましたので、割愛させていただきます。

市民アンケートの結果では、男女がともに活躍できる社会の実現に向けて西之表市が力を入れるべきことという点については、子どもころからの男女平等教育の推進というのが最も多い答えでした。

で、小さいときから男の子らしさとか女の子らしさを求められたり、性別によって対応を変えることや区別することが繰り返されることで、男はこうあるべき、女はこうあるべきという固定観念ができてきます。この固定観念がLGBTへの偏見や差別、セクハラ等の大きな要因の一つになってきます。

そこで、男女を必要以上に区別することなく、学校において一律に男子、女子ではなく児童生徒の個々の違いに対応していくために、また先ほど言ったように、クラスにLGBTの子どももいるかもしれないという視点も持って、小中学校において男女混合名簿の導入を進めていただきたいと思っています。実際、宮崎県では、昨年秋に県の教育委員会から県立学校や市町村に対して、学校で使用する名簿を原則性別で分けないようにと通知していますし、大分県では、県立学校の一〇〇%が性別を分けない名簿を導入していますので、西之表市の小中学校における男女混合名簿の導入状況と今後の計画や方向性をお示しく下さい。

〔学校教育課長 内 健史君〕

○学校教育課長（内 健史君） お答えいたします。

現在、本市において男女混合名簿を導入している学校は、小学校五校であります。学校における名簿をどのような形式で作成するかについては、児童生徒や学校の実態、使用目的等に応じて校長の判断で対応するものと考えていますが、名簿作成のあり方については、今後も各学校の実情を十分に聞きたいと考えております。

以上でございます。

○七番（和田香穂里さん） ぜひ進めていただきたいと思っております。

この項目の最後、市長として市の活性化に資する男女共同参画を推進するために必要なことを何だと考えておられるかをお聞かせく

ださい。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

男女共同参画社会を実現するためには何が必要かということですが、議員も御指摘のように、子どもたちからの教育現場での取り組み、それから市民が暮らす地域コミュニティでの取り組み、それから我々の政策、行政としての市政方針決定過程での女性の参画の拡大に向けて努力をしてみたい。何よりもやはりそうしたことによる市民の意識改革が一番基本になると考えて、それに向けて努力をしてみたい。

○七番（和田香穂里さん） 男女共同参画とは言いませうけれども、

男女ではなく、先ほども言っているように、全ての人がその人らしく活躍するという社会を目指す。西之表市のさまざまな計画の中にもそういった文言が含まれておりますので、ぜひ進めていただきたいと思えます。

最後に、認知症関係ですが、今般、県議会で、九月二十一日の世界アルツハイマーデー前後一週間を認知症を理解し一緒に歩む県民週間にするのと三反園知事が明らかにしたことに関して、まだこれも県のほうできちんと確定してはいないんですけども、これ県民週間ですから、市町村にも何かしら対応が求められると思います。ですので、これ九月議会ではちょっと間に合わないものですか、現時点での市としての対応の方向性をお聞かせいただいて、終わりにしたいと思います。

「高齢者支援課長 森 真樹君」

○高齢者支援課長（森 真樹君） お答えします。

県では、認知症の正しい理解のさらなる普及啓発と認知症高齢者等に優しい地域づくりに向けた機運の醸成のため、このような県民週間を設けたとの連絡を受けてございます。

今後の県からの情報等も踏まえまして、本市としましても認知症に対する正しい理解と知識の普及啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○七番（和田香穂里さん） それでは、その県民週間に合わせた何かするということと理解してよろしいでしょうか。

○高齢者支援課長（森 真樹君） なるべくそのような方向で考えていきたいと考えております。

○七番（和田香穂里さん） 以上で、ちょっと残ってしまったんですが、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（永田 章君） 和田香穂里議員に申し上げます。

一般質問通告せつかく出しておりますので、今後ですね、全てやるためには時間の割り振り、今後検討していただきたいと思えます。

○七番（和田香穂里さん） はい。

○議長（永田 章君） 以上で和田香穂里さんの質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十四時二十分ごろよ

り再開いたします。

午後二時十分休憩

午後二時二十分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き、一般質問を続行いたします。

次は、渡辺道大君の発言を許可いたします。

「一五番 渡辺道大君登壇」

○一五番（渡辺道大君） お疲れさまです。

一般質問をさせていただきます。

五月十八日、アメリカを除く環太平洋連携協定、TPP加盟十一カ国、カナダ、メキシコ、ペルー、チリ、ニュージーランド、オーストラリア、シンガポール、マレーシア、ベトナム、ブルネイによる貿易の新協定、TPPイレブンの承認案が衆議院で可決、また、六月十三日には参議院でも可決をされております。

かつて議論をされておりましたTPPは、ほかの国からの商品を入力する際に輸入する側の国が商品にかける税、いわゆる関税をなくす、あるいは段階的に減らしていくということが問題となっておりました。この関税ですけれども、最も大きな目的として、安く輸入できるほかの商品ばかり買うのを防ぎ、国内の商品や産業を守るために重要な目的を持った税であります。このことから、農業を初めとするさまざまな産業の強い反発があることは当然であることと



考えます。

最近では、アメリカの新政権によってTPP離脱。静かだったこの問題も、現在TPPイレブンとなって復活をいたしました。しかし、内容は関税、非関税障壁の撤廃など、一次産業だけでなく医療分野など国民生活に大きな影響を与えると、TPPと何ら変わりのない中身で批判をされています。

それでも国は、TPPは物の関税だけでなくサービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、電子商取引、国有企業の規律、環境など幅広い分野で二十一世紀型のルールをつくることや、成長著しいアジア太平洋地域に大きなバリュー・チェーンをつくることにより、その中の人、物、資本、情報の往来が活発化し、この地域を世界で最も豊かな地域にすることや、TPP協定によって大企業だけでなく中小企業や地域の産業が世界の成長センターであるアジア太平洋地域の市場につながり、活躍の場を広げることが可能となり、日本の経済成長が促される。また、人、物、資本、情報が自由に行き来することになることで国内に新たな投資を呼び込むことも見込め、都市だけではなく地域も世界の活力を取り組んでいくことが可能になると示しております。

また、自由民主主義、基本的人権、法の支配といった普遍的価値を共有する国々とともに貿易、投資の新たな基軸を打ち立てることにより、今後の世界貿易、投資ルールの新たなスタンダードを提供することや、アジア太平洋地域において普遍的価値を共有する国々

との間で経済的な相互依存関係を深めていくことは、地域の成長、繁栄、安定にもつながるとしております。

このことから、国はTPPイレブンに対して経済上の国益の確保、増進と位置付け、協定の早期発効を目指して十一カ国に協力も進めており、前のめりであります。

まず初めに、このような国の動きがある中で、TPPイレブンによる本市への影響について質問をいたします。

以下は質問者席より行います。

〔経済観光課長 岩下栄一君〕

○経済観光課長（岩下栄一君） 御説明いたします。

議員の御説明と若干重複いたしますが、TPPイレブン、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定につきましては、アジア太平洋地域において、物の関税だけではなくサービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、金融サービス、電子商取引、国有企業の規律など幅広い分野での経済連携協定となっております。

本年三月にはアメリカを除く十一カ国の閣僚が署名を行い、国内では五月十八日に衆議院で可決されており、今国会で成立が確定しております。

TPPが発効いたしますと、国内総生産（GDP）の合計で約千百兆円、世界全体のGDPの約一三％を占める自由貿易圏が誕生し、政府は域内の関税撤廃、引下げに加え、貿易や投資に関するルール

整備により経済活動が活性化すると予測しております。

また、GDPは一・四九%、二〇一六年GDP水準で換算しますと、約八兆円相当底上げされ、雇用が四十六万人拡大すると試算しております。

しかしながら、国が提供する地域経済分析システム（RESAS）をもとにしました二〇一三年、平成二十五年の本市の経済循環を見ますと、生産額の高い産業は農業や建設業となっているものの、基本的には生産性が低い構造となっております。

また、支出のうちの約四二%は対個人サービス、小売業などとして市外へ流出しており、本市の産業構造などを抜本的に変えなければ、政府の試算による経済の活性化は、本市に対しましては限定的であるのではないかと考えてるところでございます。

一方で、農業への影響につきましては、後ほど農林水産課のほうから農林水産省の考え方などで示されると思いますが、全体として本市に関係する作物等につきましては、アメリカの離脱により輸入の増大は見込みがたいが、価格の下落が懸念されることから、現行の農家の支援制度を守りながら生産性改善の政策を進めることで、影響は大きくならないのではないかとの見込みを出してるところでございます。

以上です。

○一五番（渡辺道大君） 今課長答弁ありましたけども、やはり種子島においてはですね、やはりみんな心配してることじゃないかな

というふうにして思う、やはり農業分野でのTPPへの影響というものをお答えいただきたいと思えます。

「農林水産課長 園田博己君」

○農林水産課長（園田博己君） TPPイレブンについて、農作物への影響からも対応すべきと考えるがどうかのお尋ねでございます。

先ほどの経済観光課長の答弁と重複するところもございますが、農林水産物の生産額への影響について、農林水産省が平成二十九年十二月に試算をしております。試算対象品目は、関税率一〇%以上かつ国内生産額十億円以上の品目で、農産物が十九品目、林水産物が十品目です。試算の結果は、農林水産物の生産額は約九百億円から一千五百億円の減少を見込むと公表をしております。全体といたしまして、関税削減等の影響で価格低下による生産額の減少は生じるものの、体質強化対策による生産コストの低減、品質向上や経営安定対策などの国内対策により、引き続き生産や農家所得が確保され、国内生産が維持されるものと見込まれるとでございます。

本市に関係する品目について御説明します。

甘味資源は、糖価調整制度が現行どおり維持される中で、経営所得安定対策等を適切に実施することにより、引き続き生産や農家所得が確保され国内生産量が維持されることから、砂糖においては、減少率〇%、生産減少額、約四十八億円、でん粉については、減少率〇%、生産減少額ゼロ円と見込んでおります。

牛肉は、長期の関税削減期間を確保するとともにセーフガードを措置し、国内産牛肉のうち和牛、交雑種牛肉は品質、価格面で輸入牛肉と差別化されていることなどから、当面輸入の急増は見込みがたく、体質強化対策や経営安定対策を適切に実施することにより、引き続き生産や農家所得が確保され国内生産が維持されることから、減少率〇%、生産減少額、約二百億円から三百九十九億円と見込んでおります。

市といたしましては、協定発効後の市場動向等も見通せない状況から、確たる数字として本市農林水産業への影響額を出すまでは至っておりません。今後は国の動向を注意するとともに、引き続き国県事業を活用しまして、コスト低減や収益性の向上の推進による競争力強化を図るため、生産基盤整備などの取組みを支援してまいりますと考えております。

以上でございます。

○一五番（渡辺道大君） 以前です、このTPPの問題で取り上げたときの議会ですけれども、五年ほど前の試算になりますかね、TPPによるその影響額というものが、鹿児島県で、たしか農林水産物ではなかったかなと思うんですけれども、およそ四千四百億円、そのうちの農業の影響額というのが一千三百四十億円と全体の三割を占めていると言われていて、そのうちのですね、本市においてですね、TPPの影響額は農業で三十億円、関連業者を加えると五十億円程度になるのではないかとというふうな答弁がありました。

この農業分野ではですね、やはり重要五品目とされております米、麦、牛肉・豚肉の肉類、乳製品、糖類ですが、関税の撤廃、あるいは段階的に減らしていくという合意内容方向であります。また、そのほかにもですね、輸入枠を増やすという合意の内容も含まれております。

全体的なんですけれども、主食である米については、現行の家貿易制度を維持して税率なども維持をしていくというふうですけれども、アメリカからの輸入枠がですね、五万トンから七万トンへ、そしてオーストラリアからの輸入枠も〇・六万トンから〇・八万トンとなっていて、この輸入枠の拡大ですね、アメリカ産やオーストラリア産の米が市場に出回って、国産米との価格競争があつて米価が暴落するのではないかとというふうにして懸念もされております。

麦についてもですね、政府が輸入の際に課している差額の利益が四五%削減されることから、国産麦の価格が落ちるといことが言われておりまして、それがアメリカ、カナダ、オーストラリアに対して合意の内容となっていると思っております。

牛肉・豚肉の肉類については、現行の関税率が三八・五%から、もともと七五%ほどあったそうですけれども、二〇一六年に最終税率として九%というふうにしております。輸入の牛肉の価格が低くなつてですね、輸入が増大することが見込まれていて、現在もオーストラリア産やアメリカ産、カナダ産のですね、牛肉や豚肉が国産と

同じぐらい店頭に並んでいて、価格も安く販売されております。特にカナダ産はですね、日本に対して豚肉の輸出が約二百四十六億円増えると見込んでいまして、日本政府が試算する影響額の二百四十八億円と同等の額になると、それに匹敵するというふうにして言われております。やっぱりこのようなことからですね、このような試算が、やはり相手国に丸ごと売り渡すようなものというふうにして批判が高いものがうかがえると思うんですね。

また、乳製品についてもですね、ニュージーランドが日本に対して輸出が約二倍になると試算も見込んでいます。

先ほど課長のほうからありましたけども、糖類についてはですね、さっきの担当の答弁でもありましたように、加糖調整品、コアやあんこの輸入品が増えて、調整金が大幅に減るのではないかと、いうふうにして予想しておりましたけども、政府が加糖調整金の対象とすることを示されていること、これによってですね、さとうきび生産農家への国の交付金が確保されて、影響はないのではないかと、いうふうにして言われておりましたけども、高い糖度、高糖度と原料糖についてはですね、現在輸入されているタイ産のですね、粗糖の一部が、T P P イレブン参加によってですね、国産のその高い高糖度ですね、原料糖に代替される可能性があるとして、安いものが入ってきて価格の競争が起こり得るのではないかと、いうふうにして言われております。

このほかについてもですね、お茶、タマネギなどがあってですね、

お茶についても、現行一七%の関税率が段階的に六年目で撤廃と、タマネギについても、六年目で関税撤廃。種子島でつくっているですね、作物にも影響を与えてくるのではないかと思われまます。また、水産物についてはですね、ほとんどの品目で六年から十一年で関税撤廃となっております。

こういった方向で、やはり国が示すですね、T P P 関連の政策大綱はですね、攻めの農林水産物の転換としてですね、関税削減による長期的な影響が懸念されると、農林漁業者への将来への不安を払拭して、経営マインドを持った農林漁業者の経営発展に向けた投資意欲を後押ししていくと。

で、また、米、牛肉、青果物、お茶、林産物、水産物など重要品目全てで輸出先の国の関税が撤廃される中、高品質な日本の農林水産物の一層の輸出の拡大、輸出阻害要因の解消で、六次産業化、地産地消による地域の収益力強化等によって攻めの農林水産業を推進すると。

あと、消費者のですね、国産農林水産物食品に対する認知度をより一層高めることによって、安全・安心な国産農林水産物食品に対する消費者の選択に資するというふうにしてですね、攻めの農林水産業への規制のあり方や税制のあり方というのにも検証して実行していくということ、すみません、またですね、関税削減等に対する農業者の懸念と不安を払拭して、T P P 協定発効後の経営安定に万全を期すために、生産コストの削減や収益性向上への意欲を持続さ

せることに配慮しつつ、協定発効に合わせて経営安定対策の充実の措置を講ずるとしております。

いろいろ今ちよつと長くなつて申しわけないんですけども、こういった政策大綱の攻めについてはですね、やはり根本的な問題、農家や漁師の所得向上、あるいは担い手不足などですね、農業を取り巻く環境の問題をやはり解消しなければ進められないというふうにして思うんですね。

また、輸入枠の拡大。輸入品が入ってくれば、先ほど申しましたように、国産品との価格競争が始まると。現在のやはり国内の状況からも、一次産業の担い手不足を初めですね、国民の所得ですよね。消費が落ち込んでいって、比較的価格の安い物を買って求めていると。そうなればですね、国産の物が残り残りがかねない。安いほうにやはり価格を下げていくというふうにしてなると思うんですね。

水産物のほうなんですけども、やはり北海道では、およそ百八億円ですね、水産物に影響を与えるということで、やはり市長もですね、農業と同様に漁業はですね、種子島の基幹産業として位置付けていると思いますけども、また、所信表明にもありましたけども、昨年の台風などの影響で、平成二十八年度比較でも十億円の減少、史上二番目に低い生産と言われております基幹産業のさとうきびはですね、五億三千七百万円の前年度比較でも三億五千万円が減少となっていると。

で、さとうきびきにおいてはですね、やはりたび重なる不作で耕

作面積の減少、生産額の減少ですね、やはり地元の業者もですね、撤退せざるを得ないというふうなことまでも言われております。そこですね、やはりTPPのこの関税撤廃、あるいは輸入枠の拡大で競争原理が働けば、やはり地元の雇用もますます厳しくなると思っています。

安納いもについても二億七千万円の減少、畜産についても三億八千万円の減少ということで、その他の農産物においても被害が出ております。

やはりこのような状況からですね、TPPイレブンに対してですね、何らかの対応をすべきではないかなというふうにして考えますけども、今現在どのような考えを持っておられるか、お答えをいただきたいと思います。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

答えになるかどうかわかりませんが、TPPの影響というのは、まだ確たるものがつかみ切れていないという状況ではありますけれども、農業、それから林業、水産業の、水産業ですね、生産者の皆さんが安定した仕事ができるように、我々としても支援することを考えていかなければならないと思います。

また、TPPということで言うんですね、ちよつとまだ今からこんなことを言うのはちよつと早いかもしれませんが、例えば、関税が撤廃することであれば、例えば、輸出するというよう

なこともですね、逆に有利になる場合もあり得るということもありますので、今までの考え方を広げながらですね、国際情勢には対応していきたいと考えております。

○一五番（渡辺道大君） 前回ですね、鹿児島県は北海道に次いで二番目に影響を受けるといふふうにして言われておりますし、長野前市長はですね、TPPについて、JAや関係団体等、これまで反対をしてきたと。今回、二〇一六年の十二月の答弁だったんですけども、やはり合意に至ったときに、やはり国会決議に基づく判断を求めると。さとうきびやでん粉は変わらないと説明があっただけども、世界の競争にさらされるので厳しくなるのではないかと思われる。やはり今後ですね、国に対しては地元の農林水産を守るところと、やはり個別的にですね、要望はしていくというような趣旨の答弁も行っております。

やはりですね、八項目からなるこの国会決議については、やはり聖域を守らなければTPP交渉脱退も辞さないことや、国民への情報提供を行い国民的議論をすべきなどが挙げられておりますけども、やはり本市もですね、議会でTPPの議論には慎重審議を求めるところと、ふうな議決もされているところがあります。

ここでですね、国連ですけども、昨年十二月二十日にですね、家族農業十年間の議案を可決して、二〇一九年から二〇二八年まで家族農業十年間ということを決定的しております。で、いろいろその中でも二〇一四年のですね、国際家族農業以来、国連食糧農業機関、

国際農業関係開発基金などがですね、家族農業十年間を求めて国際的なキャンペーンを展開して行って、世界の各国でこの動きを支援する組織が形成されて、各国地域で議論を盛り上げてきたことが、今回のこの国連決議につながったようだというふうにしても言われております。世界各国各地域で小規模家族農業をですね、関連政策の中心に位置付けようとする国際的な流れがですね、定着、拡大しているということを示しているのではないかと。このことについては、日本政府も共同の提案をしております。

国の方針ですね、やはり農地の集積、農業経営の法人化や大規模化を進めてきております。このことがですね、これまでのやはり農業を支えてきたということももう事実でありますし、大規模化を否定するものではありませんけども、例えば、農地集積によるスケールメリット、働いている農地での耕作に作業の効率が上がらず、赤字を出しているところがあると。そういったところはですね、やっぱりこう一定の限界を感じるというのも少しずつ見えてきているのではないかなというふうにして思われます。

もちろんこういったところへのいろんな転換を考えていた場合ですね、そういうところへの措置、そして担い手不足の解消もですね、国の責任で進めていくということが重要ではないかと考えますし、やはり以前にはですね、家族一貫経営で農業だけでなく一次産業は進めてきたという経緯があります。生活できていたことですけども、家族農業十年はですね、本来の姿ではないか、食料自給率の向上に

もつながるのではないかとこのように思っています。

やはりＴＰＰイレブンですね、こうした世界の流れに逆行しているというふうにして私は考えますけれども、やはりぜひですね、長野市長の考え方も酌んでいただき、世界地域の経済に大打撃を与えるこのＴＰＰの反対の姿勢を市長にはですね、強く示していただきたいというふうにして求めて、私の次の質問に入りたいと思います。

次にですね、市役所近辺の街灯設置についての質問をいたしたいと思えます。

夜間帰る際にですね、市役所の近辺、入り口の前を通ることがあります。中路行き、榕城小学校方面に行く信号機から種子島医療センターまでの道路のほうにはしっかりとした街灯が立ち並んでおりますけれども、市役所入り口近辺の駐車場は、夜間、私は暗いというふうにして感じますけれども、現状どのように感じているか、お答えをいただきたいと思います。

〔財産監理課長 奥村裕昭君〕

○財産監理課長（奥村裕昭君） 御説明申し上げます。

御質問の市役所入り口駐車場の夜間の暗さについてでございますが、駐車場敷地内の街灯につきましては、現在、時期によって点灯の開始時間を設定してございます。おおむねですが、午後五時半ごろに点灯し、午後八時ごろ消灯することを基本としてございます。また、通常時では、街灯の点灯させる数も制限しているところでござ

います。これは近隣住民からの御意見を取り入れたものでございます。

一方で、点灯本数が少ないと暗いということで御意見をいただいていることも事実でございます。財産監理課としましては、市役所で夜間に会議等がある場合や、お隣の市民会館で夜間に大きな行事がある場合などは、担当課から連絡をいただいた上で、警備員にこちらから連絡をいたしまして全数点灯させて、会議や行事が終了した後に、ある程度駐車場から車がなくなったことを確認して消灯するというような運用を行っております。

また、市役所の入り口付近の財産監理課の所管する駐車場ということで述べさせていただきますが、全灯を点灯させますと、明るさという点では十分確保されているというふうにご考えております。

以上でございます。

○一五番（渡辺道大君） 夜間のそういったライトによってですね、そういった住民の声というものは、やはりある意味ですね、一定の配慮というものは必要なのかなというふうにご思いますけれども、榕城分団下の駐車場はですね、公用車がずっとこうとまっておりますよね。そういったところで想定されるのは、やはり犯罪が起これたりとか、安全性の面でも街灯、あるいはですね、防犯灯などが必要ではないかなというふうにして思いますが、近隣住民への配慮、もちろんなんですけれども、そういったことではですね、やはり理解が一定得られるのではないかなというふうにして思うんですけ

ども、この榕城分団からも要望、その周りですね、夜間の暗いものの解消ということで、榕城分団などからも要望があったのではないかなというふうにして思われるんですけども、榕城分団の詰所などにですね、やはり緊急を要するような施設にはですね、夜間でもこう明るいようにしておくべきだというふうにして考えますけども、また、その場で作業ができやすいようにするべきではないかというふうにして考えておりますけども、そのようなことについてどのように思われておるか、お答えをいただきたいと思えます。

〔総務課長 大瀬浩一郎君〕

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明いたします。

榕城分団詰所など緊急を要する施設等への街路灯ということなんですけども、私も歩いてみました。で、街路灯がついてるときは、すぐく駐車場明るいでした。で、街路灯が、今あるやつですね、で、それがこう消える瞬間も見ましたし、暗くなってからも見てみんですけど、やっぱり暗いことは暗いです。

ただ、論点が二つあると思うんです。一つは、防犯灯としての役割の街路灯っていうのを考えるときに、そのところが全市を見たときに本当に緊急性があるのか、必要なかという論点と、もう一つは、非常用設備なので必要だという論点もあるだろうと思うんですけども、非常用設備の明示としてはですね、消防分団の詰所には赤色灯をつけてございます。で、その中でわかるということになっておるんですけども、消防分団、市内の各校区にございます

ので、実態をこう見ますと、各分団のあるところというのは、やっぱり暗いところもありますし、防犯的にはどうなんだろうということもあるんだろうと思います。施設に必要がないということは申し上げませんけども、やはり防犯上の観点からと、それと緊急時のときの明示という点では、赤色灯で足りてるのかなと思うんですけども、その作業のしやすさということを含めですね、研究のほうを防犯灯の所管課とはしてみたいと思えます。

以上でございます。

○一五番（渡辺道大君） やはりですね、緊急を要するというところで、暗いという判断のもとであればですね、やはりこの街灯については早期の設置を実現していただきたいと思えますし、やはり火事とかですね、そういった事態に、緊急事態っていうのは昼間だけに起こるといふふうにして限らないので、やはり到着した団員がですね、すぐこうオンオフ式のスイッチで点灯する街灯とか、あるいはですね、暗くなると点灯して明るくなると消えるライトというものがあると思うんですけども、そういう設置実現についてはですね、榕城分団との話し合いも持っていたいて進めていただいていますね、よりよい形での街灯設置を検討していただきたいなというふうにして思えます。

それでは、次の質問に入りたいと思います。

昨年の四月からですね、有人国境離島法のこの国の制度で航路・航空路運賃が安くなって、高速船も種子島、鹿児島間往復で一万一



千五百円から九千百円となって、現在そこから六百円下がりの八千五百円というふうになっております。またですね、割引を受ける際に必要な離島割引カードの発行も、約一カ月で一人を越える申請者もあつて、島民の要求が高いということもうかがえるのではないかとこのふうにして思います。

有人国境離島法についてはですね、輸送補助や雇用拡大など、さまざまな分野で事業への取組みが進んでいて、今後ですね、島民の苦難を軽減するのに期待がされるものだというふうにして感じておりますし、でも、それでもですね、一方で、まだこれまでも答弁あつたんですけども、高速船料金が安くなったことで島外への市場流出、島内消費が減少するという問題も抱えていると思います。

先日の本会議質疑の答弁でもあつたんですけども、利用者が一五〇%ですかね。具体的な数字というものがわかれば答弁いただきましたんですけども、高速船料金が引き下げられてですね、利用者数の動向がどのようになっているか、お答えをいただきたいと思ひます。

〔企画課長 神村弘二君〕

○企画課長（神村弘二君） お答えいたします。

今議員御案内いただきましたように、有人国境離島特別措置法が昨年の四月に施行されました。離島住民の条件不利性を緩和するために、航路・航空路運賃の低廉化事業を開始をされたところです。

特に航路の高速船については、市民生活に必要な移動手段として多くの離島住民が利用しておりますけれども、JR特急指定席

並みの運賃を基準ということで、約二〇%から三〇%引き下げられております。

利用者の動向についてでございますけれども、運賃低廉化事業の事業主体でございます県の協議会のまとめによりまして、平成二十九年度実績で、高速船の鹿児島、種子島間、種子島、屋久島間の航路全体で有人国境離島割引の利用者が十一万一千四百九十九人で、そのうち西之表、鹿児島間の往復が八万六千六百十六人の利用でございました。

割引実施以前の利用者の状況については、詳細に把握はできておりませんが、種子屋久観光連絡協議会が取りまとめております入り込み客数の統計で見ますと、高速船による入り込み客数のうち、鹿児島、種子島間の島発往復割引の利用者が、平成二十八年度実績で五万八千二百二十三人となっております。集計方法が異なりますので単純に比較ができるわけではございませんが、比較しますと、人数にして二万八千三百九十三人、率にして四八・七%と大幅に増加をしているところでございます。

以上です。

○一五番（渡辺道大君） 利用者が増えているということで、やはり単純にですね、会社の利益が出ているのではないかとこのふうにして考えるわけですね。

質問に入る前に断っておきたいんですけども、やはりここ三年ほどですね、同じ時期の十二月一日から三月中旬まで行われておりま

す曜日運航ですね、今年度まだわかりませんが、継続して行われていきますので、今年度も行われるのではないかと、いうふうにしてですね、想定をして質問をしていきたいと思えます。

以前ですね、私たち共産党としても、会社側と料金値下げや減便について交渉した際に、会社側の説明として、利用者がピーク時など比べてもかなり減少しているということで、やはりすなわち経営を維持をするということだと思えますね。たしか二割か三割ぐらい利用者が回復すればというような話もあつたのではないかなというふうにして思えますし、また、十二月からですね、三月の中旬までの冬の期間というのは、中種子町、南種子町の利用者が少なくなる。朝七時発だと六時受付で座席指定になりますよね。そうすると、五時半ごろ家を出てくると。朝が早いので利用者が減るといふようなですね、そういった説明をしたんですね。本市にはですね、ここ三年ほどですね、毎回減便をしているということについての説明を、会社側からですね、どのようなことで減便をしているかという説明を受けているか、お答えをいただきたいと思えます。

○企画課長（神村弘二君） 御説明をいたします。

毎年、今議員御指摘のように、減便が行われるという状況ですけれども、それについて会社側から特に説明を受けているということはないと思いますが、制度上、海運局の許認可事項でございますけれども、今や高速船の運航というのが島民郡民にとって生活上大きな影響を持つものと捉えてございますので、ダイヤ改正については事前にお

知らせ願えないかとさんざんお願いしてきた経過がございます。

ただ、昨年十月に、種子島屋久島振興協議会において、種子屋久高速船の株式会社要請活動を行っております。その折に、議員御質問の冬ダイヤにおける曜日の運航体制の解消についてもお願いをしてきた経緯がございます。このときの会社側からの説明によりますと、今議員が御説明いただいたところと余り変わりませんが、冬場になると搭乗率がぐっと落ちると。朝の二便のうち、七時発は大体七十名で、曜日によつては三〇%ぐらいしかない。八時発についても、これは屋久島始発になりますけれども、屋久島の人とあわせて何とか五〇%くらいであると。そこで、経費を抑えるために十二月から三月までを曜日運航として実施をしている。ただ、週末については、島民の利用に配慮をして朝から運航しているところだと。それから、民間企業としては六〇%の搭乗率がないと厳しく、採算がとれなければ運営はしていけないというふうな説明を受けてございます。

以上です。

○一五番（渡辺道大君） やはりこの時期の減便なんですけれども、

やはりこの朝一便と最終便を確保してほしいとの島民の声ですね。やはり病院に通う人が本当に切実で、やはり朝一便と最終便は、やはりですね、病院通いの利用者にとって確保することが必要だというふうにして思えます。朝七時の便がなければですね、八時の便を利用するわけですが、やはり屋久島からの乗客もあると

いうことで、満席で乗れないということもあるということも言われて、また、朝八時の便で行けば九時半ごろ着くと思うんですけども、病院の受付が遅くなって昼からの診察になると。その後、薬をもらって帰ろうとすれば、十五時発の便には間に合わない。日帰りができず宿泊をしなければならぬというような経済的な負担も抱えております。

やはり経営上ですね、減便というのはやむを得ないのかなというふうにして思いますけども、やはり減便をするならばですね、昼間の便を減便したりとか、病院の休診曜日、日曜日とかですね、そういうものを減便すると。あるいはですね、月曜日とか火曜日とかですね、病院に行く人が多い傾向があると私は見るんですけども、やはりそういった曜日をですね、特別にですね、朝一便と最終便を確保すべきだというような運航をですね、していただきたいというような内容を、やはり市としてですね、申し入れすべきではないかというふうにして思います。

生活航路として減便はですね、島内利用者への影響をなくすべきだというふうにして思いますけども、市長はこのことについてのどのようになっているか、お答えをいただきたいと思います。

○市長（八板俊輔君） 高速船の季節減便の問題につきましては、先ほどの課長の答弁からありましたけれども、機会をあるたびに、その減便をしないようにという要望は今後も続けていきたいと思っております。

高速船に関しましては、船体が老朽化しまして更新の問題も喫緊の課題として上っておりますので、そうした問題も全国的な規模でいろいろ国やら旅客船会社にも要望したりすることもございますので、この減便の問題についても、市民の生活の足であるということを引き続き訴えて、要望を続けてまいりたいと考えています。

○一五番（渡辺道大君） さきの全員協議会でもですね、示されたんですけども、四月一日から高速船料金の値上げということで、八千五百円から千円上がりの九千五百円。これは安くなった九千円よりも高い料金で、また島民への負担が増えるということでもあります。

減便についてもですね、やはり先ほども述べましたように、三年ほど続いていて、今年度もまた減便されるのではないかとというふうにして思いまして取り上げたいんですけども、それまでにまだですね、六カ月はあるというふうにして思いますし、改善できるものというふうにして私は考えております。

燃油価格についてもですね、やはり少しずつ下がってきているというような報道もありますし、料金改定についてもいろんな角度から改善できるものと。議会としてもですね、やはり特別委員会等も力を発揮していくのではないかなというふうにして思いますので、ぜひですね、市長にもこう力を発揮していただきたいというふうにして思っており、次の質問に入りたいと思います。

最後になりましたけども、馬毛島の市道についてであります。

昨年十二月に出されました馬毛島活用の四つの方向、一つ目に、宇宙に向けた宇宙往還機着陸場の建設、二番目に、自然や文化を調査する施設を設置すること、三つ目に、馬毛島の小中学校跡地を利用して子どもたちの体験学習の場所として活用と。これはさきの新聞報道でもありましたけども、夏休み等を利用して島内の子どもたちが十数名ほどですかね、日帰りで馬毛島に体験学習に行くという新聞報道ありました。

そして、この四つ目の施設整備などに活用する資金集めというふうな方向で取り組んでいくようですけども、やはりこの方向性ですね、市長構想を実現するにはですね、市民が馬毛島に自由に行けるようになる。認定市道馬毛島一号線から三号線をですね、文字どおり公道として広く人々に自由に利用ができるようになる。また、市有財産となつてます馬毛島小中学校跡地や市道の通行権確保というものが前提ではないかと思うんですね。やはりそれなしではですね、できないのではないかと三月議会においても質問をいたしました。その答弁の中でも、市長はですね、馬毛島の市道については登録の手続が行われていて、市道の廃止はされていないと。しかし、農道については廃止をされているけども、市道の有効性というものは主張をしているとありました。

まず初めにですね、馬毛島の市道は道路台帳に記載がされているか、お答えをいただきたいと思えます。

「建設課長 戸川信正君」

○建設課長（戸川信正君） お答えいたします。

馬毛島の市道については、道路台帳に記載されております。以上です。

○一五番（渡辺道大君） 記載がされているということで、これまでの経緯なんですけども、事前の資料等で、馬毛島市道一号線から三号線は、開拓の圃場間を人や家畜の通行、農作物や資材、肥料や飼料などの搬出のために敷設をされて、農林省、現在の農林水産省所管、鹿児島県の国有財産部局の農道であると。

で、昭和四十五年には、市はですね、農林省、県から農地法第七十四条の二に基づいて無償譲渡を受けて、西之表市所有の土地として所有権移転登記をされた。で、その後、防じん舗装や道路整備等、道路管理者としての必要な措置を順次行ってきたわけですね。

そして、昭和五十七年に、市は道路法に基づく区域決定、供用開始を行って、道路用地としての権限を取得して、これらの内容をもとに道路台帳に登録して管理を行ってきたというようなこうした経緯があるわけですけども、この後もずっと続いていくんですね、三月の議会答弁でもありましたけども、地権者は国と会社との売買で市道は消滅していると。対応が違っているということで、市道としての有効性が明らかになれば、市民にとっても通行権は確保できるといふふうにして考えておると。で、そういうことは裁判などでは明らかにするには至っていないと答弁がありましたけども、この市道の有効性ということでありましたけども、その市道は市の行政

財産として登記がされているのか、お答えをいただきたいと思いません。

○建設課長（戸川信正君） お答えします。

市道につきましては、市の行政財産として道路台帳に記載されており、公有財産台帳の調整につきましては、西之表市財産管理規則第九条において、財産管理者は、その所管する固有財産について、その種類及び区分に従い公有財産台帳を調整し、常にその状況を明らかにしておかなければならないとなっています。

しかし、公有財産台帳の整備には特例があり、規則第十条により、道路につきましては、道路法第二十八条第一項の規定による道路管理者が調整する道路台帳をもって公有財産台帳にかえることができることとなっています。

また、地方自治法施行規則第十六条の二に歳入歳出決算書、事項別明細書等の様式が定められていますが、この中の財産に関する調書において、道路及び橋梁、河川及び海岸並びに港湾及び漁港については記載を要しないこととなっております。したがって、道路については、道路法第二十八条に定める道路台帳で管理をしていることとなります。

以上です。

○一五番（渡辺道大君） 道路台帳には記載はされているけれども、登記はされていないというふうにして確認をいたしたいと思えますけれども、やはりこれまでのこの歴史的な経過ですけども、これまで

の資料、前回の議会でも担当課課長の答弁でもありましたように、馬毛島の市道はですね、昭和四十五年に農道から市道に認定されておりまして、道路管理者、これが市ですよ。使用できるものとして市民も通行できると考えていると。しかし、所有者側は、道路は農地法第七十四条の第一項で廃止をされていて存在をしていないと。市道の廃止をですね、市が怠っただけだというふうな主張をしていて、法律上では通行できるというふうにして考えているけれども、相手側との見解が違っているとの答弁がありました。

昭和五十七年にですね、道路法が定めている公道の要件としての要件は満たしているというふうにして思いますが、また、防じん舗装や道路整備等、道路管理をですね、実施してきたことから、農道としての性格から道路法上の公道となったと。したがって、以降、当該土地については農地法上の適用外となっていて、昭和六十年、県知事からの農地法第七十四条の二の第一項に基づく返還命令は、法的適用の誤りであって無効になるのではないかとこのように思っています。

またですね、昭和六十二年三月に、農地法による利用計画が立てられなかったために、農道としては取得が不可能と判断して買い受け辞退を提出しておりますけれども、既に道路法に基づいて公道としての適法に維持管理をしておりますとして、昭和六十一年の目的用途に供していないと、すなわち、道路として使用していないとした返還命令の理由はですね、適正適法の根拠とは言えないのではないかな

というふうにして思いますし、また、この買い戻しの条件付きの返還は、市道として維持管理をしていく意思を明らかにしていたことと推理をされるのではないかと。昭和六十二年の買い受け辞退届については、市道として道路法上の用途廃止の告示行為が出されてから後、初めてその法的効力が発生するというふうにして思います。

また、平成十一年にですね、県が会社側にですね、本地を売り払い処分した契約は、道路法に基づく適法に維持管理してきた公道を処分したというもので、違法な行政処分であつて、これを取り消すべきではないかと、関係者とかですね、市民からですね、よく聞かれるんですね。

で、そこですけれども、所有者が変わっても道路法上適用されると。市民は通行できるというふうにしておっしゃられますけれども、やはりこのことからですね、所有者が通行させないっていうのは、やはりおかしいというふうにして思うんですね。誰でも通行させないというのはおかしいというふうにして思いますけれども、やはりこのことについてですね、市長はどのように思っているか、お答えをいただきたいと思います。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

市道についてのお尋ねであります。

先ほど来お答えしておりますように、市道については、市といたしましては、まだ存続しておるといふふうな立場をとっているところでありまして、これについては土地の所有者との見解の相違がござ

いますので、いずれは解決しなくてはならないことかとは思いますが、今のところは、事業遂行するに当たり、地権者の理解を得ながら協力を求めていくという手法をとっているところでもあります。

○一五番（渡辺道大君） やはりですね、所有者がこう移転しても、市道が廃止されない限り、道路法の制限がですね、敷地所有者に加えられた制限は消滅するものではないと昭和四十四年の最高裁判決が出ていますと、昨年の六月議会でも答弁があります。

やはりですね、道路管理の責任者としてですね、市長は判断をするべきではないかと思うんですね。三月議会で市長は、市民との生活の中で、自分の敷地と隣の敷地があつて争いがあると。境界線については、争いがあるとしたら、隣に住んでいる人と自分との間の顔を合わせるたびに、ああしろこうしろと言つて対立するのはいかがなものかと。それはですね、必ずしも解決には結びつかないということがあるというふうにして答えていますし、近所づき合いの中で、趣味とか地域活動とかそういうようなことを通じて人間関係をつくっていくと。そのような中でですね、根本的な対立の部分は時間が解決することもある。そうしたことからですね、対話を重ねて理解を求めていくという趣旨の答弁をされております。

このようなことはですね、私と相手ですね、私人間の相隣関係の解決に当たっては当然のことといふふうにして思いますけれども、この件はですね、公の法、公法と私、私法間の問題であつて、公法上

ですね、自治体の事務としての義務づけられた道路管理者としてのですね、行政責任、義務を果たすべきだというふうにして、最優先してですね、対処すべき問題ではないかというふうにして考えます。

そう考えてですね、相手側に原状の回復を求める申し入れ、協議をすることを必要と思うんですね。やはりそれでも解決しなければ、公用・公共優先の原則に立って、現在行けないとされている公道としての自由な交通を確保して、市民の利益を守るという立場ですね。毅然とした姿勢で対処すべきと。現状、訴訟というものは考えていないというふうにしておっしゃってましたけども、やはり市道の原状、機能回復を求める法的な措置をですね、やはり行うべきではないかというふうにして考えますけども、市長、改めて答弁をお願いします。

○市長（八板俊輔君） 市道につきましての議員のお考えはもったもなことだと思います。市といたしましては、道路につきましては、所有者が変わっても道路法が適用されると考えております。御提案のその法的な措置については、今のところは考えておりません。

○一五番（渡辺道大君） 今回ですね、市長の構想としてます子どもたちの体験学習ですけれども、やはりそこに至るまでの取組みについてのはですね、やはり行政側、関係者もですね、力を尽くしてきたものだと思います。しかしですね、所有者側もできるもの、できないものというものはあると思うんですね。いわゆる限界があるというふうにして考えますけども、所信表明にもありましたけども、

この馬毛島問題もですね、背景は国際問題に関連していることを意識しながら、今後とも世界の流れを注視していきたいと市長は述べております。

国はですね、ツー・プラス・ツーはですね、合意事項としてあると。で、アメリカとのこの正式な合意事項はですね、これを推進して実現しなければならぬと。つまり、国家間の約束ですよ。また、このFCLP訓練はですね、必要なものと認識をされていて、その施設設置実現については、住民の理解を求めていくというような国の回答も私は聞いております。

市長のおっしゃる相手の理解、協力を求めるんですけども、国はやっぱりですね、そうした姿勢からですね、一気に方向転換、進んでいく可能性があると思うんですね。やはりそういった事態でも相手への理解が求められるのかというふうにして思うと、やはり大いにそこは疑問を感じるところであります。

市長にはですね、ぜひこの馬毛島問題ですね、前に進んだ取り組みを求めていますね、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（永田 章君） 以上で渡辺道大君の質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十五時三十分ごろより再開いたします。

午後三時十八分休憩

午後三時三十分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き、一般質問を続行いたします。

次は、橋口美幸さんの発言を許可いたします。

〔一六番 橋口美幸さん登壇〕

○一六番（橋口美幸さん） こんにちは。今日の午後、最後になりました。よろしく願いいたします。

朝の大阪の地震、大した被害がなければいいというふうに願いつつ、お見舞いを申し上げたいと思います。

そしてまた、同僚議員の体調も心配ですが、一般質問をさせていただきますと思います。

通告に従いまして、まず、国民健康保険制度の広域化問題について質問をいたします。

今年から国民健康保険が、県が国民健康保険財政を管理する制度に移行いたします。しかし、この協議の中で、国民健康保険の構造問題が解決されないうちに都道府県化は進められないという意見が強く出されたとの情報もあります。国民健康保険の構造問題とは何か、その認識を質問し、あとは質問者席からお伺いしたいと思います。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

国民健康保険の構造的な問題は何かという御質問であります。こ

の問題につきましては、被保険者の年齢構成が高く医療費水準が高い。それから、所得水準が低く保険料負担が重いことと認識をいたしております。国民皆保険のために他の医療保険制度でカバーし切れない方々を被保険者としているために、高齢者や無職の方、非正規雇用者の割合が高く、財政基盤が弱いというのが国民健康保険の特徴だと認識いたしております。

以上です。

○一六番（橋口美幸さん） そのような国民健康保険の構造問題についてのがあつて、社会的に本当に皆保険制度を保障しなければいけない。そういう国民のための保険だと思います。そういう保険が、今回県が財布を握るといふ広域化になりました。そういう中で、今までの自治体が担当してた独立採算で運営されてきた国民健康保険制度が、今年度から都道府県の一括でどのように変わっていくのかについてのお話を一つ一つの制度をお聞きしながら深めていきたいと思っております。

まず、納付金の設定についてお伺いしたいと思います。

〔健康保険課長 長野 望君〕

○健康保険課長（長野 望君） お答えいたします。

市町村が県に納付する国民健康保険事業費納付金は、医療給付費の見込み等から求めた県内の保険料収納必要額をもとに、市町村ごとの納付金額を県が算定し決定するものです。

算定に当たっては、医療費水準や所得水準をどのくらい反映させ



るかということとは都道府県の裁量に任ざれているところですが、鹿児島県においては、医療費が高い市町村は納付金が高くなり、逆に低い市町村は納付金が低くなるような方式を採用しているところがございます。また、所得水準につきましては、所得水準が高い市町村ほど所得割保険料分の割合が大きくなるような方式を採用しているところがございます。

平成三十年度の西之表市の納付金額につきましては、五億二千九百九十万八千四十二円となつてるところでございます。

以上でございます。

○一六番(橋口美幸さん) この五億二千九百九十万八千四十二円、この金額は、例えば、先ほど医療水準が低い、所得水準が高い低いという説明がありましたけれども、これはどういう基準のもとにこの金額が出されたんでしょうか。

○健康保険課長(長野 望君) 詳しい説明はちよつと口頭では難しいところがあるんですけども、簡単に言いますと、県内の必要な医療費について、各市町村の人数とか被保険者の数とか、あとは所得がどのくらいだとか、そういったもので各市町村で案分していく方式で計算されていくものです。その際に、医療費が高いところは高くなるような係数を掛ける、低いところは低くなるような係数を掛けるというところで、そのところで医療費が反映されていくと。そういったふうな仕組みになっているところがございます。

以上でございます。

○一六番(橋口美幸さん) 本市は医療費が低いと評価されたのかどうかということもちよつとお聞きしたかったんですけども、イに移りたいと思います。

標準保険料率についてお伺いしたいと思います。県が納付金の額を示すときに、あるべき保険料水準の姿も示すことになっていると思いますけれども、この決め方、保険料率についての詳しい説明をお願いしたいと思います。

○健康保険課長(長野 望君) お答えいたします。

標準保険料率は、国民健康保険法第八十二条の三の規定に基づき、都道府県が毎年度、都道府県内の市町村ごとの保険料率の標準的な水準をあらわす数値として算定するものでございます。

国民健康保険の保険料は、市町村ごとの年齢構成や医療費水準に差があること、保険料の算定方式が異なること、決算補填目的の法定外繰入れを行っている市町村があることなどにより、他市町村の保険料水準との差を単純比較することが困難なことから、標準保険料率を示すことにより標準的な住民負担の見える化を図るものがございます。市町村は標準保険料を参考にしながら必要な保険料率を決定し、賦課徴収を行うこととなっております。

以上でございます。

○一六番(橋口美幸さん) 今示されている標準保険料率というのは、昨年、これまでと比べてどうだったのかをお聞かせください。

○健康保険課長(長野 望君) 今年度県から示されております標

準保険料率については、医療費給付分の所得割率で五・八四％。これは現行のうちの保険料率より二・二六％低いところでございます。均等割額につきましては二万三千七百二十六円。これにつきましては、うちの均等割額よりも千二百円ほど高くなっております。平等割額につきましては、標準保険料率が一万六千六百七十九円。本市は二万一千円ですので、標準保険料率のほうが四千三百二十一円低いところでございます。

このように標準保険料率と実際の率については差はあるんですけども、この分が後期介護納付金。それぞれいろいろ差があるわけですが、実際の保険料率につきましては、標準保険料率を算定するときには算入されていないところがあつたりするので、実際の保険料率とは差が出てくるところでございます。

以上でございます。

○一六番（橋口美幸さん） 標準保険料率については、これまで四方式だったのが三方式になったという大きな違いがあると思います。次に、ウに行きたいと思えます。国民健康保険運営方針についての説明をお願いいたします。

○健康保険課長（長野 望野） お答えいたします。

国民健康保険運営方針は、国民健康保険法第八十二条の二の規定に基づき定められる都道府県及び都道府県内の市町村の国民健康保険事業の運営に関する方針でございます。

今年度から国民健康保険の制度においては、都道府県が財政運営

の責任主体として中心的な役割を担うこととされる一方、市町村においても地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課徴収、保険事業等の地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うこととされており、都道府県とその県内の各市町村が一体となって、保険者として事務を共通認識のもとで実施し、市町村が事業の広域化や効率化を推進できるよう、都道府県が県内の統一的な国民健康保険の運営方針を定めるものでございます。鹿児島県では、策定に当たって市町村や関係機関との連絡協議会や県国民健康保険運営協議会での協議等がなされております。

本県の運営方針に定められている内容につきましてでございますが、国民健康保険の医療に要する費用や財政の見通し、保険税の算定、徴収、保険給付や医療の適正化、事務の広域化、効率的な運営推進、医療と福祉の連携など、県及び県内市町村が保険者として共有し、目指すべき方向について定められているものでございます。

以上でございます。

○一六番（橋口美幸さん） 時間がないのですが質問に移りたいと思うんですけども、目指す方向っていうところでは、これまで各自治体が一般財源から繰入れをして住民負担を回避してきたわけですけども、この県の統一によって一般財源からの繰入れを徐々に減らす。六年間かかって一般財源からの繰入れを減らしていく。それが健全財政だというふうに捉えているというふうには私は理解するんですけども、二〇一五年度決算ですね、全国では二千四百九

十八億円の一般財源から繰入れがあります。そういう中で、どの自治体でも赤字の自治体がほとんどという日本のこの国民健康保険の実情なんですけれども、今、法定外繰入れについて計画的に削減・解消していくことを県が市町村を指導するというのがこの仕組みなんですけれども、この一般財政からの繰入れについて、どのような方向性を持っているかをお聞かせ願いたいと思います。

○健康保険課長（長野 望君） 国民健康保険運営方針の中に示されている赤字の解消というところがありまして、鹿児島県の国民健康保険運営方針では、解消・削減すべき赤字について、決算補填等目的の法定外一般繰入額と繰上充用金の増加額、この二つを解消すべき赤字として示しているところがございます。この赤字につきましては、その赤字が発生した後、赤字の改善計画を県のほうに出し、解消に努めていくというふうなところになってるところでございます。

以上でございます。

○一六番（橋口美幸さん） では、県からの激変緩和という措置がされるのかどうかをお聞かせください。

○健康保険課長（長野 望君） その解消すべき赤字について、県から県の財政指導か何かで激変緩和というところはないところでございます。

以上でございます。

○一六番（橋口美幸さん） 次に進みたいと思えますけれども、今、

保険者協力支援制度というこの項目に進みたいと思うんですけども、今、二〇一五年度から実施している千七百億円の低所得者対策という補助があります。そして、この支援制度の中に採点方法があるんですけども、解消すべき繰入れ、解消すべき繰入れ以外の繰入れがあるというふうにあるんですけども、この解消すべき繰入れ以外の繰入れの中で、保険料の減免、子どもや障害者などへの医療費の無料化というのが解消すべき繰入れ以外の繰入れということになっているというふうに私は認識してらんですけども、今後ですね、この県の国民健康保険運営が進む中で、ぜひ住民負担が、平成三十二年度までは県の激変緩和があるというふうに認識してらんですけども、解消すべき繰入れにはされていない均等割の減免制度を創設してほしいということをお求めたいと思うんですけども、これは先ほどから問題になっております国民健康保険の構造問題の解決策として、全国の役員会の中でも議論をされたというふうに聞いておりますけれども、子育て世帯の国民健康保険税が高くなる。その要因としては、均等割、子どもさんが多いと均等割の部分が多くなるので、負担が多くなるので、この均等割の減額制度をできないかということをお聞かせください。国民健康保険の構造問題の解決策としてお求めたいんですけども、このことについてどのように担当課はお考えでしょうか。すみません。

○健康保険課長（長野 望君） すみません、質問が何項目かわたつていってような気がするのですが、一つずつ。

まず、保険者努力支援制度のことを聞かれたので、まずそちらから答えたいと思います。

保険者努力支援制度につきましては、医療費適正化などの各保険者が行う取組みの支援策として創設されておるもので、評価指標ごとに達成基準が設定されておりまして、その基準を達成した場合に交付金が交付されるという仕組みで、市町村や県の取組みを強化を後押しする制度となっております。

続きまして、解消すべき繰入れ以外の繰入れがというところの御質問がありましたので、そちらのほうをお答えしたいと思います。

まず、解消すべき繰入れについては、国民健康保険運営方針に、先ほど申しましたように、決算補填等目的の法定外の繰入額と繰上充用金の増加額の合計額というところの記載がありますので、議員の質問されてる解消すべき繰入れというのは、決算補填目的の法定外一般会計繰入れのことになるかと思えます。運営方針の中で、法定外一般会計繰入れについては、決算補填目的のもの、保険者の政策によるもの、過年度の赤字の解消によるものの三つが挙げられているところでございます。

解消すべき繰入れ以外の繰入れについては、運営方針の中に記載はありませんが、厚生労働省の運営方針策定要領によれば、保険事業に係る費用について、繰入れなどの決算補填目的以外のものについては、必ずしも解消・削減すべきまでは言えないとしておりまして、先ほどちょっと議員のほうから案内もありました、保険料の減

免額に充てるもの、充填するものですね、それと地方独自事業の波及増等の補填に充てるもの、保険事業に充てるものなどが解消すべき繰入れ以外のものとして例示がされているところでございます。

以上でございます。

○市長（八板俊輔君） 御質問の中の子どもの均等割の減免制度については、ちょっと広範囲の課題に係りますので、私のほうから答弁をいたしたいと思います。

家族の人数に着目した算定方法である均等割につきましては、被保険者であれば子どもに対しても課税されるという仕組みであります。一方、会社員が加入する健康保険組合などの被用者保険は、収入に応じて保険料が決まり、扶養している子どもの数に応じて保険料を負担するという考え方はございません。このため、子どもが多い世帯の場合、国民健康保険の世帯は、被用者保険の世帯に比べ、保険税の負担が重くなる傾向にあります。

こうした中で、保険制度の公平性や子育ての支援の観点から、収入のない子どもにまで保険税を課税するのはいかがなものかという意見が、時代の変化とともに出てきていることも確かでございます。しかしながら、子どもの均等割について減免制度を創設することは、その負担を逆に他の被保険者、あるいは市民全体で負わなければならないという財源の問題も生じてまいります。税は公平であることが求められますので、減免制度創設については、公平性という観点から広く議論を行う必要があると思えます。

議員御提案の均等割減免制度につきましては、現行制度の中で個別の市町村が財源の問題を抱えながら導入するというのではなく、医療保険全体のあり方を検討する中で、国で議論されるべきものであるというふうに考えております。

そういうことから、全国市長会でも国民健康保険制度等に関する提言の中に、子育て世帯の負担軽減を図るため、子どもに係る均等割保険税を軽減する支援制度を創設することを盛り込んで国に働きかけているところでございます。この点をどうぞ御理解いただきましたと思います。

○一六番（橋口美幸さん） すみません、時間を気にして質問がまとまってしまいましたけれども、今の均等割の要望をですね、ぜひ市長会など皆さんの公的な会議の中で、ぜひこの西之表の地域から要望が上がったというふうに伝えていただき、国に対してそういう政策を充実していくということも、ぜひ求めていただきたいと強く要望をいたします。

これまで、やはり国民健康保険はですね、二〇一三年からこの市でも八千万円、五千万円、九千万円と一般財源を投入し、本当に住民負担を回避してきたというすごくありがたい制度だと思えます。そういう意味で、ぜひこの西之表市の制度充実がもつと進むといいなというふうに思いますので、ぜひよろしくお願いします。

今回のこの国民健康保険の狙いというか目指すものというのは、加入者の負担増につながっていくんですね。必ず一般財源から投入

をしないということは、六年後は加入者の負担につながっていくということが予測されますので、ぜひ国庫負担を増やす。これは全国の議会からも知事会からも市長会からも出ていると思いますので、ぜひ求めていただきたいと思います。

病床の削減、そして強引な退院の促進など、医療費の削減は国民に、たくさん医療にかかったらお金がかかるからしょうがないなというふうに国民に我慢をさせる。のませやすくする。こういうことが大きな狙いじゃないかなというふうに思いますので、ぜひ充実をしていただきたいというふうに思います。

では、次の質問に移りたいと思います。  
馬毛島の問題なんですけれども、市長提案の、同僚議員から何回も出されておりますが、市長が提案されました馬毛島活用の方角性について、私のほうでは、②の馬毛島自然保護区及び自然・文化総合学術調査施設の設置という調査が結果が出ています。これをどのように進めていくのか。

計画の中を見てもみますと、平成三十年度には、事業内容を地権者に説明して理解を求め、二、マゲシカや椎ノ木遺跡などの再調査の依頼をする。平成三十一年度には、旧馬毛島小中学校校舎の有効活用も視野に入れ、屋久島にある京都大学の野生動物センターを参考として施設設置を検討するというふうにありました。まず、地権者の理解を求めて調査研究施設の設置が目標というふうにあります。このことについてはどのような展望を持ち、どういうふうに進めて

いくのかという計画をお伺いしたいと思います。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

馬毛島の自然保護区及び自然・文化総合学術調査施設の設置の実現に向けて、具体的な取組内容といたしましては、馬毛島活用の方性という資料において示しております。

現在、その進捗状況としましては、地権者に対し資料をお渡しして、本市が示した馬毛島に係る活用について御理解いただくよう、お願いをしたところであります。

現実問題といたしまして、現時点では、馬毛島での活動については一部を除き地権者の同意が必要でありますので、地権者に本件の重要性について詳しく説明をし、まず御理解を得てから大学や関係機関と連携し、事業を進めていく必要があると考えております。

本件につきましては、昨年度、九州大学や京都大学の関係者と協議し、計画実行の際は御協力いただく方向で了解をいただいているところであります。

以上でございます。

○一六番（橋口美幸さん） 先ほどの同僚議員の質問にもありましたように、こういう計画が絵に描いた餅ではないかという批判もありながら、どのように進めていくのかということはずごく大事なことで、私たちも、やはり馬毛島がこういうふうな教育に活用されたり、歴史や文化を後世に伝えるという馬毛島の活用のあり方が、本当に多くの市民の皆さんがですね、期待しているところだと思

ます。そういうことを地権者の同意を得ることが大変困難ではないかと思いますが、今後、地権者の同意という面については、どのような展望があるのかどうかを感想をお聞きしたいと思います。が、手応えというか、よろしく願います。

○市長（八板俊輔君） 地権者の同意についてどのような展望があるかというお尋ねであります。なかなか難しいところで、同僚議員の御質問の中にもありましたように、この問題の最大の今の課題といえますか、は、土地の売買交渉の行方だろうと思えます。その点が滞っておりますことで結論が出ていないということですね。それがありますので、非常にその推移を見守っているところでありま

す。その中で、今市として何をやるべきかというところで、このお示した利活用案の一つ一つを少しずつ進めていきたいというところでありますが、胸を張って皆様に今の段階で申し上げるような成果というのがなかなかお示しできないところではありますけれども、ただ、今夏、今まで何年も市民が渡ることのできなかつた馬毛島で、子どもたちを、人数は少ないですけども、十人程度を連れて行って、馬毛島の自然、文化あるいは歴史というものに触れる機会を設けることができたということは、自画自賛するわけではございませんが、一定の進歩であろうと。地権者の理解も一定の程度進んだというふうに見えるかと思えます。

また、これ以降の展望など、議員の御心配、あるいは皆さんの、

市民の期待することにつきましては、なるべく早い時点でお示したいと考えておりますが、現状ではなかなか難しいというところを御理解いただきたいと思えます。

○議長（永田 章君） 橋口議員、しばらく、しばらくお待ちください。

ここで議長からお願いをいたします。

本日の会議時間は、議事の都合によって、あらかじめこれを延長いたします。

橋口美幸議員の質問を続行いたします。

○一六番（橋口美幸さん） 本日に今北朝鮮の非核化が進んだということと比較してどうなのかという気もしますが、やはりそういう馬毛島の対応というか、さまざまな問題がありながらも、一歩進んだというふうには評価もできるかなというふうにも思いますが、やはり道は険しいだろうなというふうには思えます。

で、何といつても、やはりFCLPの訓練基地として明記されていますので、そこはまた後ほどの議論になりますが、国や県、関係機関の協議で、国や県からの財源や事業の進め方などの協議というふうにあります。これは具体的にどのような国の補助制度を使えるのかなということをお聞きしたいと思います。

○市長（八板俊輔君） 国や県と関係機関との協議はどのようなものがあるかというお尋ねですが、制度というものが適当なものがあるれば利用したいと考えておりますけれども、今手元にはそういうも

のが具体的にはお示しできないところでありまして、本件に係る調査取組みについては専門的な分野でありますので、国県の担当部局や大学有識者等との協議を重ねていく必要があると考えております。

これまでも馬毛島については本市の調査も少しずつ行っているところですが、過去の調査においても大学や有識者らと連携して事業を進めた経緯がありますので、地権者から本件に係る理解が得られた場合には、速やかに関係機関と事業実施に向けて調整作業を進めていきたいと考えております。

○一六番（橋口美幸さん） ぜひ行政の皆さんのですね、英知とながりやいろんなものを駆使して、ぜひ平和的な馬毛島の活用の仕方が進めばいいなというふうに思っています。

そういう意味でですね、ぜひ地権者が人間ですから、やっぱり武器よりも平和的に馬毛島を使いたいというふうには思えるような説得力というか、感性に訴えるということも大事なかなというふうに思いますので、やはり平和的に馬毛島を使うということが、私たち市民が馬毛島に対する市長の姿勢は市民が支援しているということとで市長につかれたというふうに思いますので、ぜひ頑張っていたきたいと思います。

で、次に、ツー・プラス・ツーで馬毛島がやはり明記されている。

このことは、やはり基本的にそういう明記されたままでしか馬毛島の活用が進まないというところでは、一方で平和的に活用しなが

ら、ツー・プラス・ツーからの明記を外していく。これはやはり私たちの地元の意思をよそに、いきなり明記されたということなんです。そういう意味では、長野市長は本当に私は立派だったなと思います。やっぱり自分たちの頭越しに何も相談もなく馬毛島をFCLPの訓練基地に明記したっていうことに、やはり終始一貫怒ってるわけです。それはやはり市民もずっと一緒だったと思いますので、改めてですね、やはりその平和的な活用をするということと並行して、ツー・プラス・ツーの明記を外していくという運動も市民と一緒にやるべきじゃないかというふうに思いますが、改めて答弁を求めたいと思います。

○市長（八板俊輔君） 二〇一一年の日米安全保障委員会、いわゆるツー・プラス・ツーの共同声明において、本市の馬毛島が米軍のFCLP訓練の恒久的施設の候補地として記載されているということとは、重く認識しているところであります。

これについて、同僚議員の言葉をかりますと、白紙撤回というようになことを求める気がないかと。そういう同じような趣旨の御質問だと思えますけれども、方向性といましては、議員のおっしゃる白紙撤回という方向と一致しているのではないかなと思います。これは表現の問題なのかなと。ただ、私はそういう表現を使わない。繰り返し申し上げておりますけれども、よりふさわしい利用の仕方があるのではないかと。それを言うためには、やはり具体的なものを求めて、それを具体的に提案していくということである

うと思しますので、そういう立場、手法を今後もとっていききたいと考えております。

○一六番（橋口美幸さん） 思いは同じで表現の仕方がちよつと違うところでは、いい答弁をいただいたかなというふうに思います。いろんな形でさまざまな運動のあり方があると思いますので、それは一人一人の表現のあり方で進めていきたい。目的は一致してるということで確認をしたいと思います。

最後に、馬毛島問題最後ですけど、やはり市長の公約は、いろんな表現の仕方がありますが、馬毛島へのFCLP訓練施設はふさわしくない、私は許さないというふうに公約したというふうに受けとめていますけど、そういう市長の公約が指示されました。

馬毛島に訓練施設を許すようなことになったら、今、沖縄、岩国を初めとしてですね、日本の全土の上空を傍若無人に危険なオスプレイ、米軍機が飛び回っています。種子島・屋久島の上空も沖縄や岩国のように飛び回ることになるのではというふうに、私たちの地元の人たちも、日本の軍備拡大の状況を見れば、本当に不安が大きくなるのは明らかではないかと思えます。

特に今ですね、安倍政権になってから、安民法制の強行採決、特別措置法の強行。平和憲法のある国でこんなに憲法を無視して、多くの国民の思いとは違う方向に進んでいいのかというふうに思います。そもそも憲法九十九条では、憲法尊重擁護の義務が国会議員など皆様、公務員の皆さんにも課せられております。それにもか



かわらず、安倍首相は憲法を守らない首相というふうになっております。

日本国憲法前文ではですね、我らと我らの子孫のために、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起きることのないようにすることを決意し、主権が国民にあることを宣言する。日本国民は恒久の平和を念願し、全世界の国民が平和のうちに生存する権利を有するとうたわれております。このように平和憲法を持つ日本で、地元住民を無視して一方的に馬毛島を米軍の訓練基地にする。このことを日本とアメリカの二人代表ですね、決めてしまいました。やっぱり主権が国民にあるとうたわれている平和憲法のもとでは、決して許されないことだというふうに思います。市長の公約と平和憲法への思いと認識を改めてお伺いしたいと思います。

○市長（八板俊輔君） 日本国憲法を尊重するということは、私も同様であります。馬毛島のことは国防に関することでありまして、これは国の専権事項という考え方もあり、また、それについて、我々市民とともに生活する地域に密接にかかわることであれば、自治体の長として意見を述べることも、これまた必要なことであろうと考えております。そんなところでよろしいでしょうか。

○一六番（橋口美幸さん） はい。

やはり自治体の長は、住民の福祉と命と暮らしを守るっていうことが地方自治体第一条に掲げられておりますので、住民の命と暮らしを何としても守るためには、さまざまな努力を惜しまないという

立場で頑張っていたきたいというふうに思います。

それで、次の質問に移りたいと思います。

観光政策についてお伺いしたいと思います。

今、私たちの市として何を観光のメインとしているかということを担当課にまずお伺いしたいと思います。

〔経済観光課長 岩下栄一君〕

○経済観光課長（岩下栄一君） 御説明いたします。

種子島への観光の目的といたしましては、複数の要因が重なって来島いただいていると判断しております。これまで実施した観光アンケートによりまして、イメージとしてロケットの島、鉄砲伝来の島という印象が高い割合を占めておりますが、それだけで来島する目的となりますと、ロケット打ち上げや、サーフィンなどマリンスポーツが多いのではないかと認識しているところでございます。

観光振興を図る上では、これまで西之表市というよりも種子島全体として、一市二町、種子島観光協会などと連携しながら観光PRを行ってきております。種子島で人気のある観光スポットとしては種子島宇宙センターが挙げられますが、この施設と本市にある観光資源を組み合わせることで、宿泊を含めた滞在期間を長くしていただけるような観光地づくりを進めることが重要だと考えております。

また、本市の観光としましては、鉄砲館や月窓亭、浦田海水浴場を含む北部地域、サーフィンなどのマリンスポーツ、グリーンツー

リズムなど、体験型の観光を柱に取り組んでいるところでございます。特に北部観光につきましては、本議会でも補正予算で計上しております県の地域振興推進事業を活用したトイレなど、喜志鹿崎灯台周辺の整備のほか、県が実施主体となります魅力ある観光地づくり事業において、浦田海水浴場周辺、アコウの大木のある奥神社周辺、大田のヘゴの群落周辺を含めた観光地の整備が図られることとなり、今後、重点的に取り組んでまいりたいと考えております。

あわせて、東京オリンピックに向けてサーフィン合宿の誘致、外国人観光客受入態勢につきましても、引き続き取組みを進め、交流人口の拡大に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○一六番(橋口美幸さん) 今本当にさまざま私たちこの西之表市、種子島のいい観光スポットが挙げられて、どこをとつても自慢できる観光地だというふうに思います。

そのこととあわせて、私はずっと思っておりますけど、やっぱりそこに住んでる私たち地元住民が、歴史や文化、種子島、西之表市の歴史や文化にまず誇りを持って、そして地域を大切に思うこと、このことが大事な私たちの地域の財産だというふうに思っていますので、今回要求しますのは、まず、島に訪れる観光客の皆さん、まず一步を港に足を踏み入れるわけですけど、まあ空からもいらつしやいます、港がいつ見てもやはり閑散として、旅行者の皆さん、よくおいでくださいましたという雰囲気は、西之表港を見て一回も

感じたことありません。やはり別の土地に行きますと、その特徴ある花だったり観光メーンだったりいろいろなもの、来て、本当に観光客来てくれてありがたいという気持ちも伝わってくるような感じがします。

そこで、私は、やはり市の花、ここに書いてありますけれども、今ちょうど季節なので、テッポウユリが市のユリとして群生をする場所、プランターでもいいんですけど、やはりこの時期には港に飾るだとか、庁舎の周りに球根を植えれば、今ごろは咲きますよね。だから、来年の今ごろ、どういう花をどこに植えていくかというイメージを、やはり観光課としてですね、ぜひイメージをつくって、この島の印象を深く観光客にいい印象を持ってもらいたいなというふうに思います。

それと、やはり道路の花ですね。道路の花も、やはり花と緑の係の人がいたときは結構あったと思うんですけども、文化祭の間とかですね。そういう意味では、皆さんの担当課、横断的な皆さんが、建設課も港にはかわらないといけないと思いますし、ぜひ対応を答えていただきたいんですけども、どの担当課が答えていただけるでしょうか。

「建設課長 戸川信正君」

○建設課長(戸川信正君) お答えいたします。

本市の市街地の景観整備につきましては、平成二十七年度に開催された国民文化祭へ向けた取組みの一環として、「西之表を花と緑で

彩る」を目的に掲げた花と緑による景観構想を策定をし、市内の緑化に努めてきたところです。

具体的には、市街地を三つのエリアに分けて、西之表港湾エリアはビロウを代表樹とした南国らしさを強調する。商店街エリアは空き地を利用したポケットパークや木陰のできる樹木の植栽や花壇、耐久性のあるプランター設置による美観形成を図る。甲女川、わかさ公園、城ノ浜エリアは松を代表樹とした景観形成に努めることとし、以降、景観づくりを維持管理を行うこととしています。

質問にあるテツポウユリの植栽についてでございますけれども、これまでの取組みを踏まえまして、西之表港湾エリアについては季節風や塩害の影響もあることから、ガザニア等塩害や風に強い植物の植栽を行い、その他のエリアについて、空き地やプランターを利用してテツポウユリを含めた花木の植栽を考えております。

この景観整備の推進につきましては、本市はもとより、港湾管理者である県、商工会や市街地の通り会の協力、そして民間主導による取組みなどが必要であり、市民一体となった景観形成の取組みを考えております。

以上でございます。

○一六番（橋口美幸さん） 花と緑、国民文化祭のときは本当にきれいな花が、プランターがこんなどこにあったんだろうかというぐらいきれいに飾っていただきましたけれども、そのときだけではなくて、ぜひ継続をしていただきたいというふうに思います。

これは予算がつかないといけないと思いますけれども、市長の意気込みというか、計画はできてると思うんですね。この平成二十七年年度のこの計画をどうして継続をできなかったのか。そのことも含めまして、今後どのようにしていくのかという、市長にお伺いしたいと思います。

○市長（八板俊輔君） 国民文化祭以降、なぜ続かなかったかというところ、詳しいところについては承知しておりません。ですが、御提案の花をまちづくりに生かすという考え方については、今後とも手だてを考えながら進めていくことを前向きに検討したいと思っておりますので、そのように御理解いただきたいと思っております。

○一六番（橋口美幸さん） 観光政策は本当に景観が大事だと思えますし、ぜひ進めていただきたいと思えます。午前中、昨日でしたかね、同僚議員も長島町のことを言いましたけれども、私もよく長島町を通ります。本当に秋はツワブキ、春はいろんなそれぞれの花が小さいスペースにも植えてあるんですね。本当にあそこも日本一の景観に表彰されました。長島町ですね。

今回、同僚議員が見せていただいたのは、トイレが日本一になるように頑張ってるという、このいただきましたけれども、この三番の公衆トイレのことに、管理の充実について移りたいと思えますけれども、公衆トイレ、たまたま私もヨットレースのときに、市民が、西町のJAの前の障害者用トイレだったと思うんですけども、そこを利用したときに、こんなに大イベントがあるときにトイレが汚

かったということを聞きましたので、それ一般的に、やはり公衆トイレを観光客の皆さんにいつでもどうぞというような気持ちを込めて、トイレをいつもきれいにしていくということは大事なことでないかなというふうに思いますけれども、この提案についての答弁はよろしく願います。

○経済観光課長（岩下栄一君） 御説明いたします。

議員のおっしゃるとおり、各イベントの前について利用されるトイレの管理というのは非常に大事かと思っておりますので、その点については今後とも心がけていきたいと思っております。

市内の公衆トイレにつきましては、観光施設のほか、公園管理や林業施設のさまざまな用途で設置されております。そのうち指定管理や業務委託しているものを除けば、トイレの清掃管理につきましては西之表まちづくり公社へ業務を依頼している状況でございます。

観光施設でいいますと、鉄浜海岸や石寺海岸のシャワートイレがあり、月二回から四回程度、清掃を行っていたら状況でございます。また、委託している清掃日以外でも、不定期ではございますが、巡視等を行っており、汚れがひどい場合は、その都度対応してるところでございます。今後ともトイレの管理等の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○一六番（橋口美幸さん） ぜひよろしく願います。観光政策と先ほどの馬毛の問題と私は関連して質問してるんですけれど

も、やはり本当に観光政策、農業で私たちこの島が生きていくっていうことのためには、本当に観光政策が今から大事になってくるのではないかなというところで、この提案をさせていただいております。で、それと、四番と五番と一緒に質問をさせていただきたいと思うんですけれども、四番はですね、市内のボランティアの皆さん、これを熊毛支庁からいただいていたんですけど、植栽のボランティアは、本当にたくさんのボランティアの皆さんが、ところどころ島内を頑張ってくださってるんだということがよくわかりました。

で、たまたま海岸清掃のことなんですけれども、海岸清掃は県の予算がついてから、六月の県議会が終わってから海岸清掃の予算がつくということですので、年中海岸清掃の方がいらっしゃるわけじゃないですね。ですので、ボランティアの皆さんが割と海岸清掃してくださってるようなんですね。で、その市民の皆さんが海岸清掃でごみを集めました。だから、市民生活課に願いますと言ったら、ちよつとよくわからない対応だったということなので、市民生活課に相談をいたしたところです。そういう市民に対するボランティアをした後の対応の仕方とか、観光のメインになっている海も大きなメインになっておりますので、そこは市の政策として今後重視をしていかなきゃいけないんじゃないかなということで、今後の市民に対する広報など、具体的に充実していただければいいかなというふうに思います。よろしく願います。どうでしょうか。

「市民生活課長 吉田孝一君」

○市民生活課長（吉田孝一君） はい、お答えいたします。

清掃ボランティアへの対応と改善策についての御質問でございます。まず、この場をおかりして大変恐縮でございますけども、さきの五月二十日、日曜日に実施いたしました市民一斉海岸清掃におきましては、天候が不安定な中にかかわらず、約千八百人以上の方に御参加をいただきました。また、実施に際し、建設業組合及び建築業組合、消防団等多くの方々の御理解と御協力のもと、成功裏に終了いたしましたことに対し、心からお礼を申し上げます。ありがとうございます。

さて、議員御質問の清掃ボランティアでございますけども、市民一斉による取組み以外に、個人やスポーツ団体及び企業等で自主的に行っていたり、生活環境保全や観光振興にも大変寄与しております。ありがたいと思っております。

市の対応といたしましては、基本、事前に実施の御連絡をいただくことで、予算内ではありますけども、回収のごみ袋や軍手の配布、清掃ボランティア実施における注意や手順等の説明、事後の報告書提出など一定ルールをお示しいたしまして、お願いをしているところでございます。

また、実施していただく際、特にお願いしている点は収集方法でございます。御存じのとおり、本市はごみの分別を徹底しております。

可燃と不燃の分別の徹底をお願いしているところでございます。実施後、回収を依頼される場合もございますが、回収においては職員の業務の合間を見て行うこととなりますので、回収には時間を要することがございます。

改善についてでございますが、団体で実施する方については、先ほど述べましたとおり、事前説明等により御理解をいただいているところでございますが、収集における分別の件や回収における時間を要する点などを含め、ボランティア清掃を実施する上でのルールなどが伝わっていないことが課題であろうと考えております。

御厚意で個人清掃ボランティアを実施していただいていることに對しましては、大変感謝を申し上げます。ただ、誤解や行き違いにより取り組まれる方がお気持ちを害されないためにも、実施する際のルールなどを今後周知する方法を検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○一六番（橋口美幸さん） はい、ありがとうございます。せっかくボランティアの方もしていただくので、ぜひそういう広報を私も知る限り伝えていきたいというふうに思います。

続きまして、次の、あ、すみません、最後の種子島一町で広域的に環境問題に取り組むっていうことも、一つやはり大きなことなんじゃないかなと思います。ここは市長に、やはり一市二町の首長さんです。西之表市には空き缶防止条例というものはあります。

れども、やはり種子島を観光の島にする、きれいな島にするっていうことは、一市二町が協力をしていくことがすごく、観光推進の立場からですね、連帯をしていくということが大事なことでないかなというふうに思います。さまざまな会議の中でこの議題を持っていくれば良いと思うんですけども、市長、どのようなお考えでしょうか。

○市長（八板俊輔君） はい、お答えをいたします。

一市二町で環境問題に取り組んではどうかという御質問でありまされども、これは平成九年に一市二町それぞれで同時制定した条例があります。空き缶等散乱防止条例という条例を設定し、種子島三市町空き缶等散乱防止連絡協議会というものを設置いたしました。横断幕の設置や時期を統一してのぼり旗等の設置による啓発活動を実施しているところであります。これは熊毛支庁も中心にいたしまして、各市町の環境部署、衛生自治会とも連絡を取り合って取り組んでいるところです。

こういう広域的な取組みは、引き続き研究しながら進めてまいりたいと思います。これまでどおり衛生自治会との連携も図りながら、意識啓発及び美化活動の強化も行なってまいりたいと考えております。

○一六番（橋口美幸さん） ぜひ充実できるよう、よろしくお願いいたします。

続きまして、子育て支援策の充実と旧榕城中学校跡地について、活用について、お伺いしたいと思います。

まず、「にこにこひろば」の認識と移転の可能性についてお伺いたしますが、本市の子育て支援にとつて、切れ目のない子育て支援体制が重要であるというふうに福祉事務所長からは何回も認識はいただいているんですが、やはりそこに従事する支援体制の保育士の専門職の配置が、やはり不安定雇用の非正規の皆さんでは、なかなか切れ目のない五年、十年と子どもたちの子育て支援、子育て相談というスタッフには荷が重いんじゃないかなというふうに思います。一年一年で保育士がかわっていつてしまうと、本当に子どもたちが成長するときの追えないということがあると思います。そういう意味では、子育て支援の充実ということと、そこに働く専門職が安定して長期に働けるような体制の確立をするべきじゃないかというふうにも思います。担当課からはどのような感想でしょうか。よろしくお伺いいたします。

〔福祉事務所長 下川法男君〕

○福祉事務所長（下川法男君） 御説明をいたします。

まず、現在の子育て支援センター「にこにこひろば」の運営の状況について、再度確認のため報告をさせていただきます。

子育て支援センター係長がセンター長を兼務をして、全体の運営管理を行っております。また、現場のほうには職員一名を配置、そのほかに、先ほど御指摘がありました臨時職員二名、事務補助員一名を配置しております。

臨時職員、事務補助員の雇用形態につきましては、一年間の雇用

契約期間で、市の賃金格付表に基づく賃金のほか、社会保険、雇用保険、通勤手当、有給休暇を付与しているところでございます。

また、平成二十九年四月一日から、臨時職員二名については、保育士から子育て相談員として賃金格付についても見直しを行いまし、就労が継続できるような労働環境の整備に努めているところでございます。

先ほども議員から御指摘があったとおり、市民の皆様が安心して子どもを産み育てていただける環境形成を図るためにも、「にこにこひろば」で働く方にとってもより働きやすい環境づくりにつながるよう、賃金格付等については今後も見直しを図ってまいりたいというふうに考えております。

以上で説明を終わります。

○一六番（橋口美幸さん） やはり再任用という正職員という形ではあるんですけども、やはり継続して五年も十年も再任用の方がそこにいるという状況ではないと思います。継続して働けるような人を正職で雇用していくという体制が、やっぱり唯一子育て支援センターですよ。市の直轄の。もう保育園も全部民間に移行されたわけですし、「にこにこひろば」の位置付けというのは本当に大事な場所じゃないかなというふうに思いますので、ぜひここは正規職員を配置するというのを引き続き私は求めていきたいというふうに思います。

それから、環境の問題なんですけれども、今「にこにこひろば」

が入っているあの建物の移転をですね、ぜひ旧榕城中学校に移転するというのを求めたいと思うんですけども、そのことについて、三月もこのことを提案しましたけれども、この検討がどのように進んでいるのかっていうことを市長にお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

「にこにこひろば」の移転の問題の進捗状況ということですが、この問題につきましては、ほかの質問もあるようですが、子ども、児童クラブですか、未就学児童、それから小学生の児童クラブの問題というのもありまして、現在の施設の老朽化とか手狭であるとか、そういう問題もありますので、何か改善をというふうに考えております。

それで、旧榕城中学校の校舎を使ったらどうかという御提案ですが、けれども、これはこれまでも検討を進めてきたところがありますので、もう少し状況の把握をさらに進めながら検討してまいりたいと考えております。今の時点でいついつどうこうというところまではお答えする段階にはありませんけれども、そういうことで御理解をいただきたいと思います。

○一六番（橋口美幸さん） 続きまして、その旧榕城中学校の跡地活用については、児童クラブの現状についてお伺いをしてから、また一緒にお聞きしたいと思います。児童クラブの現状についてお伺いします。

子どもの発達にとって狭い、庭がないという環境についてですね、やはり一年生から六年生まで大きな集団の子どもたちが放課後を過ごす大事な居場所となっております。そういう子どもたちの発達に關係する場所の保障は、やはり公的な施設としては、今本場に不十分だと思えますので、そこを「にこにこひろば」の移転とあわせてですね、榕城児童クラブの移転も含めて検討をしていただきたいと思っておりますけれども、まず、榕城児童クラブの現状についての認識をお伺いしたいと思います。

○福祉事務所長（下川法男君） 御説明をいたします。

御指摘のとおり、施設の狭さと老朽化及び屋外広場がないということについては、現在の施設が抱える課題であると考えております。このことも含めて、適地への移転が望ましいと所管課としては考えるところでございます。

以上です。

○一六番（橋口美幸さん） 市長にお伺いします。旧榕城中学校跡地の活用のプランっていうのは、本当に今まないたの上ののってるのかどうかっていうことも含めてお伺いしたいんですけども、市民の皆様は、あの旧榕城中学校跡地、本当にもったいないですよという話がよく聞こえてきます。で、そういうまちづくりの観点から、文教地域をどういうふうに生かすかっていうのは大きな市の責任があると思うので、そういう、私は児童クラブ、「にこにこひろば」の移転、そして児童デイサービスも移転してほしいというふう

に思いますが、そういう大きなまちづくりの観点から、いつものような旧榕城中学校跡地の活用が議論されるのか、そういう計画があるのかなのかをお聞きしたいと思います。

○議長（永田 章君） 橋口議員、申しわけございません。時間もありませんけれども、橋口議員は「にこにこひろば」、榕城児童クラブを旧榕城中学校跡地に移転するというところで通告を出しております。総括的なプランというのはないですね。今後、総括的なプラン、質疑、質問は。

○一六番（橋口美幸さん） 質問はそうです。

○議長（永田 章君） ないですね。

○一六番（橋口美幸さん） はい。

○議長（永田 章君） はい。

○一六番（橋口美幸さん） あ、ない。

○議長（永田 章君） ないです。

○一六番（橋口美幸さん） いや、じゃあ、じゃあ、一点だけ。

その榕城児童クラブを旧榕城中学校跡地に移転させるっていうことと、それから、「にこにこひろば」の旧榕城中学校跡地への移転についての検討がどのようにされているのかをお伺いしたいと思います。

○市長（八板俊輔君） これにつきましては、市の保有する財産、公有財産がございますけれども、そのいろいろな施設、現有する施設の利用の仕方については、総合的に検討する仕組みを先ごろとい



うか、今検討を始めたところであります。で、その選択肢の中に、今議員おっしゃるようなこにこクラブ、児童クラブについても、その可能性としてはあり得るということだと思えます。いずれにしても、旧榕城中学校は地理的なことを考えますと文教的なエリアにありますので、それに合った利用の仕方というものが求められると思いますので、今後ちよっとスピードを上げながら検討してまいります。そう考えております。

○一六番（橋口美幸さん） すみません、児童デイサービス、そしてまちづくり公社の質問を残してしまいました。次回の質問に回していきたいと思えます。準備をされた皆さん、すみません。ありがとうございます。また次回、よろしくお願いいたします。

○議長（永田 章君） はい。本人がおっしゃりますので重々わかっていると思えます。今後ともひとつ、この質問の配分については御理解をいただきたいと思えます。

じゃ、自席のほうにお願いします。

ただいまの橋口美幸さんの質問をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

#### △日程報告

○議長（永田 章君） あす十九日は午前十時から本会議を開きます。

日程は市政に対する一般質問であります。

#### △散 会

○議長（永田 章君） 本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後四時三十九分散会

本會議第四号（六月十九日）

# 本会議第四号（六月十九日）（火）

## ◎出席議員（十五名）

一番 下川和博君  
二番 小倉初男君  
四番 永田章君  
五番 木原幸四君  
六番 川村孝則君  
七番 和田香穂里さん  
八番 河本幸男君  
九番 鮫島市憲君  
一〇番 中野周君  
一一番 田添辰郎君  
一二番 生田直弘君  
一三番 橋口好文君  
一四番 長野広美さん  
一五番 渡辺道大君  
一六番 橋口美幸さん

## ◎欠席議員（一名）

三番 竹下秀樹君

## ◎地方自治法第二百二十一条による出席者

市長	八板俊輔君
副市長	中野哲男君
教育長	大平和男君
会計管理者兼 会計課長	毛井文子さん
総務課長兼 選管書記長	大瀬浩一郎君
企画課長	神村弘二君
市民生活課長	吉田孝一君
財産監理課長	奥村裕昭君
地域支援課長	松元明和君
税務課長	長吉輝久君
健康保険課長	長野望君
高齢者支援課長	森真樹君
経済観光課長	岩下栄一君
農林水産課長	園田博己君

◎議会議務局職員出席者

建設課長	戸川信正君
水道課長	上妻敏男君
福祉事務所長	下川法男君
農委事務局長	日笠山昭代さん
監査事務局長	河内時久君
教委総務課長兼	小山田八重子さん
学校給食センター所長	
学校教育課長	内健史君
社会教育課長	松下成悟君
局長	濱尾実君
次長	古市善哉君
書記	中島恵さん
書記	小園啓太君

平成三十年六月十九日午前十時開議

△開 議

○議長（永田 章君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付いたしております議事日程第四号のとおりであります。

議事日程（第四号）

日程第 一 一般質問

六番 川村 孝則 議員

一一番 田添 辰郎 議員

△一般質問

○議長（永田 章君） それでは、日程第一、一般質問を行います。

発言は、別紙一般質問通告書の発言順により行います。

なお、質問は簡潔にしてルールを遵守し、また、当局の答弁につきましても簡潔に要点を絞って行われるよう、議会運営に対する御協力をあらかじめお願いを申し上げます。

順次、質問を許可いたします。

初めに、川村孝則君の発言を許可いたします。

「六番 川村孝則君登壇」

○六番（川村孝則君） おはようございます。

通告順序に従い一般質問をいたします。

まず、商店街の中心拠点施設についてであります。先日も同様の一般質問がございましたが、再度、確認の意味で質問をさせていただきたいと思っております。

平成二十八年十二月議会でこの拠点施設建設費に係る予算が否決をされました。当時、勇退議員も二名おりましたので、実質、議長を除く十三名の採決で、施設建設費予算に反対する議員が七名、賛成が六名という、結果として拮抗した形にはなりませんでしたけれども、現在、この計画はそういう意味で頓挫しているような状態であるというふうには認識をしております。

新しい市長が昨年三月誕生いたしました。私は、この拠点施設問題について、昨年の六月議会で八板市長にどのような見解をお持ちになっているか、そういう一般質問をさせていただきました。

市長答弁は、市長が提唱する港町再生には中心拠点施設は必要だというふうには思っているという答弁をいただきました。そのときは、具体的なことは今後協議を進めていくという答弁だったと思います。そして、一年がたち、今回、一般質問をするわけですが、先日の同僚議員の質問に対する答弁を聞いてみると、遅々として進んでいないのではないかという印象を受けました。残念であります。

先日の担当課長の答弁を聞くと、拠点施設の構想は以前と何も変

わらぬのではないかという印象を受けました。変わったところがあれば、後ほど教えていただきたいというふうに思います。

まず、そういう意味で、先日の答弁を踏まえて伺いますが、場所と施設の中身について現況を伺いたいというふうに通告しております。これは、場所は未定、施設の中身については以前と変わらないというふうな、そういったことで理解してよろしいですか。

続いて二番目のいつごろを目途に提起する予定かという質問であります。これも、先日の市長答弁では、今年度は厳しいという印象を受けました。したがって、いつ提起するかは来年度以降というふうに理解してよろしいか、この二つの質問に対しての答弁をお願いいたします。

あとの質問は質問者席より行います。

〔経済観光課長 岩下栄一君〕

○経済観光課長（岩下栄一君） 御説明いたします。

平成二十八年度に提案いたしました中心拠点施設につきましては、臨港道路沿いの県有地に、観光等の情報発信機能や交通の拠点機能、休憩機能、それから観光文化交流機能、さらに体験施設等の地域交流機能を有する施設として提案された経緯があると認識しております。

昨年度のにぎわい創出実行委員会におきまして実施いたしました港町再生のコンセプトを絞り込む島内外の方を対象にした簡易なアンケート調査では、中心的な施設につきまして、港町再生に必要な

ものとして、情報が集まっている拠点、食を楽しむ場所、その土地を知ることができ、ゆっくり過ごせる場所などを求める声が多かったようでございます。

つきましては、本年度以降の検討の中で、港町再生といたしまして、商店街や歴史、文化、自然、港湾等を生かしながら、地域が活性化するために最適な機能や設置場所等も含め検討してまいりたいと考えているところでございます。

また、いつごろを目途に提起する予定かというところでございませけれども、先ほど説明させていただきましたが、港町再生といたしまして、施設整備が必要であるということも含めまして、必要な機能、場所等も検討してまいりたいというふうに思っております。その上で皆様に御提案したいと考えておりますので、実質的に、施設整備につきましては来年度以降になるかというふうに認識しておりますところでございます。

以上です。

○六番（川村孝則君） 今課長の答弁を聞くと、繰り返しになるかもしれませんが、場所も施設の中身も、で、提起も平成三十一年度以降ということで理解してよろしいですか、それで。もう一度お願いします。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

中心拠点施設ということでありまして。その時期とか場所、まあ、

時期のことですけれども、この中心拠点施設という名称をそのまま使わないようにしないと、誤解が生じるのかなと思っております。ちょっとと言替えが思いつかないんですが、例えば中核施設とかですね。

　　昨今、国土交通省の各局でその地方都市のまちづくりについていろいろ、例えば港湾局はみなとオアシスですとか、それから都市局はコンパクトシティとか、そういう名称でいろいろ地方のまちづくりについて応援するような動きがございます。

　　そういうものを視野に入れながら、これ、さきに否決をされました中心拠点施設のコンセプトというか、その機能についての期待といますか、そういう機能はやはり西之表港の整備に当たって、港町再生の整備に当たって必要であると思っておりますので、その基本的な考え方は引き継いで、また新しい形で機能についても検討するということでありまして、先ほど議員のほうから遅々として進まないというふうなお叱りの言葉もありましたけれども、そういう考え方で、できるだけ早くやり残したまちづくりの仕事をやりたいと思っております。

　　ということで、現時点でもう既に六月でございますので、来年度予算、来年度から。今年度に事業を開始するというのは実務的に不可能に近いところであります。つまり、国の予算とかそういう資金面でのことを考えますと、市単独でやるということで理解が得られて財源も得られれば、今年度着工ということも考えられると思いま

すけれども、そういう意味では、今年度着工は難しい。であれば、来年度以降になるのかなと、そういうことで御理解をいただきたいと思えます。

○六番（川村孝則君）　　まあ、名称はともかく、拠点施設は拠点施設という形ですね、施設の必要性は市長もぜひ理解をいただいているというふうに思います。

　　で、先ほど私が当初申し上げた、遅々として、昨年六月に議会で一般質問したわけですから、その後の経緯をたどると、遅々として進んでいないなというふうな印象を受けたというのは、今年の本定例会の市長のこの所信表明に、団体や地域の方々と連携をとってというか、その協議を進めていくというふうな文言があるということ、今までそういうのをやらなかったのかなと、そういう印象を受けた次第です。

　　で、市長にそういう部分で少し確認をさせていただきたいんですが、昨年、市長就任以降、六月議会も経てですね、この問題を私が取り上げたんですけれども、そういう部分で、この関係団体とか区長会とか、いわゆる各種団体等の会合とか、中で、こういう拠点施設の問題についての聞き取りとか意見交換というか、そういう場はなかったのか。

　　それから、もう一つ質問したいんですけれども、市長が先ほど、来年度、平成三十一年度の予算計上に向けて、協議をある意味迅速に進めていきたいというふうな印象を受けました。それはそれで結

構ですけれども、この協議を進めていく段階においては、またその市民に対していろんな、幅広く、いわゆるパブリックコメントみたいな、そういった意見聴取をまたやるのかどうか、いろいろとその所信表明に団体とか市民の意見を聞きながら、地域の方々等の意見を聞きながらというのがありましたけれども、そういう活動というか行動をまたもう一度やるのか。

で、一点目のやつは、今までそういった関係団体との協議はしてないですか、どうですかという部分の、その二点をですね、ちょっと市長からお伺いしたいと思います。

○市長（八板俊輔君） えっと、市民との新たな組織をというか、協議をしているかどうかということでありませけれども、このために新たな組織を持つてやったというところはまだ稼働しておりませんけれども、常にある、これまでにある、例えば商店街の集まり、商工会ですとか、その他いろんな総会等がございますけれども、そういう中で、どちらからともなく、この拠点施設のことについては、話題に出た場合にはそういう意見を聞きながらですね、今議員がおっしゃったような協議というのはそういう形では続けております。

で、これまで昨年度までに続けてきました市民との協議については、それを御破算にすることではなくて、それを、その基礎の上に検討を加えるというふうに考えております。

○議長（永田 章君） パブリックコメント。

○経済観光課長（岩下栄一君） 補足して説明を申し上げます。

平成二十九年度につきましては、にぎわい創出実行委員会といまして市民の代表方からなる委員会のほうの活動につきましては、平成二十九年度も引き続き行ったところでございます。

この中で、港町再生に係る、西之表市の港町に関する調査研究を行います。港と町の一体化の可能性についての検討会、そういったのにかかわるような方をお招きしての会というのは開かれた経緯がございますので、一定、こういったところの中でも議論はされたのかと認識しておるところでございます。

以上です。

○六番（川村孝則君） それぞれお話を伺ってこれまでの経緯もわかりましたけれども、私はですね、なぜこういった話を今それぞれ市長、課長にお伺いしたというのはですね、一定程度、こういった拠点施設の問題については、自分自身はもう既に集約はできているんじゃないかなというふうな認識のもとにお伺いしたわけです。

で、当然、市長がかわったわけですから、市長自身の考えもあるでしょうし、そういったもとの、新しい考えのもとでまた広く意見を聞きたいというのわかるんですけれども、一定程度のその拠点施設に係る、まちづくりに係る意見集約というのはもう既に私ほでき上がっているというふうに、これまでの経緯がありましたのでそういう認識でした。

で、前回のこの拠点施設問題についても、要するに当該の団体というか、商工会や通り会や区長会も含めて建設業界も観光協会も、



それぞれ前回のこの拠点施設には賛同いただいていたわけですが。いただいた結果なんですけれども、いただいた経過の中でも、議会で否決をされているというふうな状況でありました。

で、拠点施設、そもそもその発端が、商店街ににぎわいを創出するということが目的だという、それはそれでそれぞれ認識のもとなんですけれども、今現在が商店街が寂れてきているとか、それはもう誰もがそう思っていると思います。人口自体が減ってきているわけですから。団体、観光客等も立ち寄れないというか。そのためには、バスが立ち寄るような場所とか駐車スペースとか、いろいろな問題があると思うんです。

で、そのために何をどうしたらいいのか、商店街が寂れてきている状況を見るのであれば、人が集まるような、人通りを多くするような方法は何をどうすればいいのかという、そういう視点のもとで、やっぱり拠点施設、核になるものがある、そこから動線をつなげていく、商店街の流れをつくっていくというのが私はそれが基本、まあ、原案でありましたし、で、私はそれに賛同したわけでありません。

で、これがですね、いずれにしても、考え方は、西町、東町、広くは鴨女町も含むんですけれども、その商店街に活気を取り戻すというのは、やっぱり人が、人通りがないと、なかなかにぎわいがないということだと私は思うんです。

ですから、それを西之表の港から、どうやってその例えば観光客

を商店街に引っ張ってくるのと、商店街に引っ張ってきて、そこで買い物させるような環境をどうやってつくるのと、そういったことをですね、やっぱり真剣に考えていかないと、なかなかこの話は前に進みませんし、手をこまねいていると、商店街はどんどん閉鎖していく店舗が増えていくと。

以前、二、三年前に、商工会の役員の方々が過去三年間で三十件ほど廃業しましたと。一年間に十件ほど廃業しているんです。平成二十七年か平成二十八年かの報告でしたけど。

そういった状況でありますので、やっぱり早急に、時間がないというふうな気持ちも私は持っていますので、市長としては早急にこのことについては急いで精査をしながらですね、判断をしていただきたいというお願いです。

で、最後に、先ほど市長からも触れましたけども、そのお金の問題です。この補助金の問題。私は心配しているんです。以前の拠点施設の補助金は地方創生加速化交付金だったと思うんですけども、そういった交付金を使って建てようと。多分総事業費が三億円程度だったと思うんですが、そのうちの三分の二程度は補助金だったと思うんですけれども。

だから、それが今は、現在は返納していると思いますので、それをもう一度国にお願いをして、で、交付金の交付が受けられるかどうかということについてですね、私は少し心配しているのが、地方創生の趣旨が、人口減少を契機にして、人口減少が地域経済の縮小

を呼んで、地域経済の縮小が人口減少を加速させるという、その負のスパイラルに陥るリスクが高いということで、地方から東京への人口流出に歯どめをかけて東京一極集中を是正するということが大きな目的だったと理解しているんですが、したがって、この全国各地自治体がこの交付金を使ってこれまで各種事業を展開してきたと思うんです。そういう中で、この交付金を西之表市は返納してきたという事実があると思うんですが。

これから先、来年十月は多分政府は消費税の一〇％導入を予定していますし、再来年は七月に東京オリンピックがあるというふうな状況であります。これまで過去の例を言うと、消費税が導入されると経済が冷え込んだりとか、オリンピックが終わった後は経済が冷え込むとか、いろんなそういうふうな過去の事例はあることはあるというふうにいるんですが、そういう中で、国がしっかりと今回西之表市長が申請する補助金に対して交付してくれるのかというのが非常に心配をしているわけです。

ですから、市長も言いましたように、単独でこの拠点施設を建設できるわけでもないし、市単独ではできませんので、国が交付するという確信が得られるように、そういった部分の事業をやっばり進めていくべきだろうと。

ですから、ぜひ急いでしていただきたいというふうに思いますが、市長もそのことは重々理解をされているんじゃないかなと思います。が、その点について、この補助金の心配が私はちよつとありました

ので、市長としてそのことは重々理解をしながら早急に予算計上に努力をするというふうな、私はそういった認識で受けとめたんですけれども、それでよろしいでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

財源のことについて、国の補助金の確保はできるかというようなことだろう、のお尋ねだと思います。

平成二十八年度に提案いたしました折には、過疎対策事業起債の地方創生特別分を確保いたしましたして、市の実質的な負担は三割程度となるように財源も確保されておりました。

港町再生に係る施設建設については、今後議論を深めていくこととしておりますけれども、現状では、どの財源を確保していくかは確定しておりません。施設の機能や運営主体、建設費用等を精査していくのと並行して、国の補助金のみではなく民間活用も含めて検討していくことになるかと思えます。議員御心配の点が払拭できるようなことで取り組んでまいりたいと考えております。

○六番（川村孝則君） 財源の確保の件についてはですね、ぜひ、その点は市長も重々おわかりだというふうに思いますので、早急に、来年度の早い時期にですね、この問題については予算計上をできるように、しっかりと事業を進めていただきたいというふうに思います。

それで、次の高等教育機関についてですけども、調査の現況と課題について、これも先日同僚議員から質問がありましたので、担

当課長に私が確認の意味でもう一度ちょっと伺います。

整理をすると、学生の確保は、一学年八十人という数字から、見込み数でいけば可能性はあると、私はそういうふうに受けとめました。

ただ、課題として、この八十人を継続して確保できるかどうか、その点についてはまだまだ少し時間を要するというふうに受けとめたわけです。

で、場所をどこにするか、それもまだ解決はしていないし、経営についてもどうやるのか、広域的、広域的というのは一市二町か一市三町か、いずれにしても一部事務組合方式だと思えますけれども、そういうことができるのかどうか、それはまだ協議がなかなか進んでいないのではないかといいふうに思いますが、それとあとは学生や先生方、教授の方々の住むところ、宿舍というか寮というか、そういう問題も後から出てくるんでしょうけれども、そういう課題が残っていると。

で、これらを有識者、医師会、専門家の方々を交えて協議を進めていくというふうな、たしかそういうふうな答弁だと思いますが、こういう認識で、課長、よろしいでしょうか。

「企画課長 神村弘二君」

○企画課長（神村弘二君） 御説明をいたします。

今議員御案内いただいたとおりだと思います。えっと、学生の確保については、今、二カ年調査をしておりますが、見込みとしては

八十人というのを確保できるのではないかと、ただ、やっぱりそれが継続的に確保できるかどうかという部分については、その成功事例で学生の確保が可能になっているようなところの広報の仕方とか、あるいは魅力のつくり方というのをやっぱり学んでいかないと、継続的な部分というのはやっぱりなかなか難しいのかなというふうに思っておりますので、そこら辺はやっぱり研究していく必要があるというふうに思っております。

それから、広域連携のための受け皿のあり方ですけども、この前、市立の名寄の学校に行きました。市立でできているというところも確かにありますけども、ただ、あそこの場合は、市立の短大としてやってこれた実績があつて、国がそれだったらいいでしようというような形でやらせてもらったというような流れがありますので、なかなか今から新たに市立という形でやれるのかというのはかなり厳しいというふうに思っておりますので、その広域的な連携が、例えば、産婦人科が母体になつていような一市二町の組織になるのか、あるいは屋久島も入れたような組織の検討ができるのかというのは、やっぱり種子島屋久島振興協議会なりそういったところで協議をしていく必要があるんだというふうに思います。

あと、その立地場所の話ですが、今、候補が三方所ぐらい挙がっておりますが、その部分も含めて、建設費の比較であるとか、あるいは今後のその四大への進んだとき、あるいはほかの学部を取り入れたときの敷地としてどうなんだという部分も含めて検討して

いく必要があるんだというふうに思っています。

あと、大きな課題として、その実習先の受入れの話があります。なかなかやっぱり八十人からの学生となると、実習先をどう確保していくのかということも大事ですし、また八十人卒業した方々が、じゃあ、八十人そのまま地元で受け入れられるかということ、やっぱりそういうふうな就職口はそこまではないんだろうというふうに思うと、やっぱり県内のほかの病院施設とつながりを持って学生が就職ができるような仕組みというのを実習も含めて検討していく必要があるというふうに考えてございます。

あとそれから、住まいの部分についても、実際の寄宿舎等を想定をしておりますけども、ほかにどれぐらいのキャパが必要なのかと、その部分でどうやって確保できるのかという部分についても今後検討していく必要があるというふうに考えてございます。

以上です。

○六番（川村孝則君） 課長に一つ伺いたいですけども、一学年八十人、この定数ですけど、八十人を確保するために、今ほどの課長答弁は、継続してこの八十人を確保するためにいろいろと苦労されていると思いますが、当然、これは短大の経営に地方交付税の算入があるでしょうから、算定基礎があるでしょうから、そういった部分の学生の人数が多いほどにこしたことはないと思いますけれども、これを例えば六十人とした場合には、大学のその経営自体が、財政運営自体が非常にちよつと厳しいというふうになるのか。簡単

な発想ですけども、例えば、学生の確保を何年も継続してできるにはやっぱり少ないほうがいいのかなという、これは少し簡単な発想なんですけれども。それが六十人、数は少ないんだけど、それで大学の経営ができるかどうかという、そういうのが、地方交付税との絡みもあるでしょうから、大学の財政運営上、それがどうなのかというのが少しひっかかったものですから、当局がなぜ八十人というふうな提案をしているのかというのは、こういう理由があつて八十人しているというふうな、そういった答えというか答弁をいただきたい。

で、当面、継続して何年を目指してというか、継続して学生の確保は当面何年まで、何年先を見越してというか、そういった具体的なところまでは今の段階はどうでしょう。考えているかいらないか、答えられるところで結構ですが、教えていただきたいと思えます。

○企画課長（神村弘二君） お答えいたします。

えっと、八十人の根拠ということなんですけれども、御承知のとおり、平成二十七年ですかね、国の事業を活用して高等教育機関の可能性について調査をしております。

で、その中で、業者のそういう、大学の設立とかそういう部分を手がけている業者にその調査とかいうのをお願いをしておりますけど、そのときに出てきた数字、具体的に今資料を持っていないのと言えませんが、八十人だったら運営的に黒字ということと経営ができる。で、六十人と八十人のシミュレーションをさせていただきます。

ますけど、六十人だとなかなか厳しいというような指標が出ているというようなことでございます。

名桜大学のことがよく引き合いに出されますけども、名桜大学については、公立になって、学生の確保ができるようになってうまくいっている事例として挙げられますけど、ただ、中身を聞きますと、この前、事務局長さんに来ていただいてお話をいただきましたけども、それなりにやっぱり人を集める努力をかなりされていいます。全国的にその広報を打ったりとかですね、いろんなことをやりながら確保してきているというような状況もあるようですので、やっぱりそこら辺は勉強していかなくちゃいけないというふうに思っています。で、あと、何年先を見越しているかということについては、なかなか今の段階では難しいというふうには思いますけど、ただ、最低、やるんであれば、十年先はそういう形は確保できるよというふうなところの見通しも立てたいなというふうに個人的には思っています。以上です。

○六番（川村孝則君） 定数の問題、将来的に学生の確保の、当面のそういう見込みでの形ですけれども、課長が言うこともよく理解できますし、継続して安定的に短大を、大学を経営するためにはそういうことを、学生の確保についてはですね、やはり考えていかなければならぬというふうに思いますので、それはそれで進めていただきたいなというふうに思います。

で、二番目に、そのいつごろを目途にというふうなことでありますが、そういった部分で思うんですが、以前、市長がこの問題について触れたときに、やっぱり若者がこの西之表市に定着を、大学がもし開学した場合ですよ、短大が開学した場合に、西之表市に若者が増える、定着をする、そのことによって市に活性化をもたらす、で、教授、先生の方々も居住するわけですから、少なくとも、いかほどかわかりませんが、その税収は税収で入ってくるわけでありまして、いろんな意味で西之表市に経済効果を与えると。私もそう思っております。

ですから、そういった部分ですね、この魅力ある学部とか学科とかいろいろと今検討されているようですけれども、そういったことも踏まえてですね、私自身は期待をしているんですが、市長としては、この問題については今の段階ではどういうふうにご判断をする時期を探っていらっしゃるのか、その辺はどういうふうにご今お考えでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

高等教育機関の開学の時期についての御質問であります。さまざま課題がありますので、一つ一つクリアして、なおかつ行政だけ先走っても、例えば、宿舎一つのことについてもやはり民間の協力が必要ですし、さまざまところでやる気を出していただくということを踏まえた上で、時期についても探っていくということになると思いますけれども、現段階ではまだ明確にお答えできる

状況にはありませんけれども、今年度、今年から次年度までには目途が立つ、あるいは立てなければいけないだろうというふうに考えております。

○六番（川村孝則君） 今年度から次年度ということを一応目途にしているというふうな市長の答弁でありましたが、ここでですね、市長にも一応紹介をしておきたいんですが、これは南日本新聞の記事なんです。市長も御存じかもしれません。

先日、十四日のこの南日本新聞に議会のいろんな紹介がありますけれども、始良市の市長が、新しい市長ですよ、始良市の市長は、で、公言をしていますよね。これ、短大の設立に向けて、時代に即した力を養成する高等教育機関が必要だと、活気あるまちづくりに貢献できるということ、この方はもう選挙公約でこの短大の設立を訴えていらっしゃるようで、この始良市長は、つくるんだと、この短大を、そういった形で事業を今検討を、協議を進めているようです。

で、この市長も、高等教育機関をつくることで子供たちが市外に流出するのを防ぐと。市の人口がなかなかでありますので、一部事務組合の手段も使いながら、隣接市町と協議をして連携を進めていきたいというふうなことでありますけれども、いずれにしても、やっぱり人口流出を防ぐというのは本市と全く考え方は一緒だと思いますので、その一つの手段として、この始良の市長も大学の開学に取り組んでいきたいというようなことを公言をしているということ

だけはお伝えをしておきたいと思えます。

そういうことで、この問題についても、私が申し上げたその拠点施設の問題、高等教育機関のこの短大の問題もですね、本市の経済には大きく影響を与える問題でありますので、早急に結論も出していただきたいんですけれども、その中でもいろいろと協議はですね、協議でいろんな方々の意見も踏まえた中でですね、判断をして出していきたいというふうに思います。

次のですね、企業誘致についてです。

本市のこれまでの状況を見ると、経済の活性化、雇用の創出等々を含めて、条例も制定をして、企業誘致に積極的に歴代の市長はいろいろと手段を使いながらやってきたと思うんですが、現八板市長は、今現在、この誘致する、こういった会社を誘致したいとか、こういった企業を誘致したいとか、何か自分自身そういう構想があるんであれば、御紹介をいただきたいなと思えますが。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

企業誘致についての考えということでありませけれども、現段階で特定の企業について誘致を固めているところはございません。

そのほかの種々誘致の活動はしておりますので、詳細については担当課のほうからお答えをいたします。

○経済観光課長（岩下栄一君） 御説明いたします。

企業誘致につきましては、本市が離島に位置するという特性や地

域支援等も考慮いたしましたして取り組んでいることとしております。

離島特有の輸送コストにつきましては、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金や離島活性化交付金の活用支援により一定の軽減がなされているものの、依然として企業側には課題となっております。そして、製造業等の誘致は非常に難しくなっております。

そのため、離島でもコストがかからず、離島であることの優位性を生かせる業種といたしまして、ITやICTを活用した情報通信や情報処理サービス業に対する誘致を進めていくこととしております。

本市は高速インターネット通信網が整備しておりますので、環境は整備されております。また、本市での雇用は、首都圏と比べますと、賃金などの人件費が抑えられるといった企業側の利点もあるかと思っております。

現在、若い世代で首都圏等の就業者や求職者は、豊かな自然環境で働くことや自分らしいライフスタイルを求める方、地域を自ら興したいと考える方が多いということから、本市の優位性を生かせるのではないかとというふうに思っております。

また、宇宙センターを有する地理的特性を生かしまして、宇宙関連産業の誘致も視野に入れ、取り組んでいく必要もあるかと思っております。

特定有人国境離島地域社会維持推進交付金の雇用機会拡充事業の活用や、あわせまして人員不足も問題となっておりますので、ター

ゲットとなるような企業に就業可能な人材の育成にも取り組み、誘致のみではなく複合的な対策を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○六番（川村孝則君） ちなみに、担当課長に伺いたいんですが、これまで過去の実績として、今現存する誘致企業は何社いるのか、またその誘致して実際にここで、西之表市で経営している会社が何社あったのか、今伺いするわけですから答えられる範囲で結構ですけれども、答弁お願いしたいんですが、ありますか。

○経済観光課長（岩下栄一君） 把握している中では十八社以上の企業立地の協定の企業はあったと思いますけれども、特にIT関係といえますと、バリユーストリームという会社のほうが一番最初の立地企業としてございました。

そして、雇用も、一応これまでで八十名以上の雇用が生まれているところでございます。

直近で、企業立地とは関係ないんですけども、この有人国境離島の雇用機会拡充事業の補助事業を活用いたしまして、今年度、電力会社ですね、バックオフィス機能というのをこの本市のほうで事業に取り組むという事業所が出てまいりまして、そういったところをいいますと、先ほど申しました、こういった高速の通信回線を整備しております本市の誘致企業の中にはそういった企業も入っておりますので、そういった動きを今後ともまた進めていきたいと

いうふうを考えております。

○六番（川村孝則君） 今の担当課長の話を聞けば、過去、十八社実際に経営した事例があるということですが、いざれにしても今後のお話になってくるわけで、この企業というか、いわゆるように、製造業とかそういう部分はかなり厳しいような状況もありますし、情報処理、ICTというか、そういった部分の会社というか企業が割とそういう部分の誘致についてはしやすい部分もあるかと思いますが、で、私が少しなぜこういった問題を取り上げたかという点、実際にここに来て業を興しても長続きをしないのはなぜなんだろうという、要は、情報処理にしてもですよ、そういった部分があったもんですから。

ですから、やっぱり行政としてはぜひ来てくださいと、誘致する側としては来てくださいというふうな姿勢を会社側に示すためには、行政ができる範囲は何かというと、どうしてもやっぱりそういう支援の部分で、今ある支援策以上に拡充できる余地は何かないのかという点にどうしてもそこに行き着いていくわけなんです。現在、こういった部分については、市長はそういう、今後、企業誘致に対して、支援策については現行いろいろ現状ありますけれども、それ以上に、誘致する側はやっぱり来てくださいというお願いする側でありますので、そういった部分でこの支援策についてはどのようなお考えになっていらっしゃるのか、伺いたいと思います。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

企業を誘致する上での拡充方法は何か考えてはいないかという点とありますけれども、支援策といたしましては、現状では市の企業立地促進条例に基づく奨励措置として事業所奨励金、それから雇用促進奨励金、事業所貸借奨励金というものがございまして。

また、昨年度から特定有人国境離島法の地域社会維持推進交付金の雇用機会拡充事業というものがございまして。こういう既存の国のお金を使って支援するところをまず探り当てて、それに沿った支援というのがまず我が自治体としてはそれを最優先にしていくということになるかと思えます。

その他の財政的なことにつきましては、貯金もありますので、そういうものを発動するかどうかということもありますが、それも難しいとすれば、そのほかの知恵を、税の減免ですとか、あるいはそのほかのいろいろなソフト面での支援ということも考えられると思います。

先ほどの課長の説明の中にもありましたけれども、例えば、この種子島はロケットの宇宙センターの、日本で二カ所しかない宇宙センターロケット基地の大きなものがありますし、そういう立地上、歴史的な利点もあるかと思えます。そういうものを、いろいろなフアクターを武器として企業誘致を図ってまいりたい。

そのほかにも景観ですとか、そういう自然の条件ですとか、そういうものも誘致する際の我々の武器になると。固定的に考えないで、いろいろなものを我々の資源として誘致に役立ててまいりたいと考



えております。

○六番（川村孝則君） 支援策はですね、いろいろ当局でも知恵を出し合いながら、またいろんな人からいろんな知恵もいただきながら、支援策はいろんな方法があるとは思いますが、確かにおっしゃるようになります。

だけど、現実的に、会社が来て、社長が喜ぶその支援策というのは何かというのは、やっぱりどうしても財政に係る部分が私は大きいんじゃないかなと。

そういう部分で、現行、固定資産税を例えば三年間免除したりとか、市有地の貸借料を一定期間無償とかいろんな、従業員の賃金補助とか、条例でいろんなことは出していますけども、そういうのほかに何かないのかというのは当然知恵を出していただきたいし、なければない中で、市長が言うように、ソフト面で何かあるのかという部分もいろいろあるでしょうし、そこはですね、ぜひ考えていただきたいと思うんです。

で、とにかく市長も御存じのように、私も議員をやって長くなるんですけども、今の西之表市で一番何が重要かというのは、どうしてもこの雇用の場を創出することが一番大事だと。これはずっと昔から言われていることです。これは歴代の市長もずっと市民から言われていると思います。

で、よく聞く話ですよ。やっぱりU・Iターン者はいまですけども、種子島に帰ってきたいなと言うんだけど、どうしても働くところ

がないからなかなか帰れないと。定年して六十歳、七十歳になつてから帰ろうかなという人も中にはいるとは思いますが。

で、今現在は、農業や漁業をやってみたいという若者も出てきました。出てきましたけれども、それはわずかな人数だと思うんです。やっぱり安定した形で仕事をしたいというのがあるでしょうし、で、そういう中では、どうしても雇用の場をつくらなければならないと。

で、先ほどの高等教育機関も、そういった部分では、人口が増えるという部分は経済活性化につながるというふうに思っていますし、で、企業誘致も、長年、これまで歴代の市長も取り組んできた中ではありますけれども、永遠の課題ではあるとは思いますが、ぜひ八板市長にはですね、これはもう念頭に入れていただいて、やっぱりどうしても働く人の数を増やす努力をしていかなければならないと思うんです。そのことはですね、ぜひ、農業や漁業も大事ですけども、それ以外の部分ではどうしても企業誘致にもやっぱり力を入れてやっていただきたいなと思います。

で、次のボウリング場の誘致ということを出しています。

ボウリング場の誘致、びっくりされるかもしれませんが、これは本当に真面目な話ですね。一言で言えば、本市にはスポーツ施設はありますよ。体育館であるとかあつぱららんとあるとかいうふうにあります。で、ほかに若い人たちが遊ぶようなところがないと。で、サーフィンとか釣りは、する人はいいいと思いますけども、それ以外ないんですよ。それ以外何があるかといったら、もうパチン

コシかないわけでありまして。

そういう中で、数十年前、多分昭和の終わりから平成の初めぐらいには石寺にボウリング場がありましたけれども、あれが潰れてからというか、潰れてと言ったら失礼ですけども、閉鎖になってから何もなくなつて、そういった部分で、若い人が集まつて、集つて遊ぶ場がないと思います。

で、これはですね、今、市当局も婚活を一生懸命やっています。結婚してくださいと。若い人たちに。男性に、女性に声かけて。だけど、そういう人たちが集つて遊ぶ場というのはどういふところがあるのかと。だから、今までのその婚活事業の中身を見ると、どうしてもどこか集まつていろいろと話をし、あとは夜その交流会をしてというか、何かどうしてもそういう形でありますので、それ以外に何かみんなでわいわい遊べるような場、当然、例えば、社会教育課でレクリエーションを何か企画してですよ、こういうゲームをやりましょうとかそういうのはあるかもしれませんが、それ以外の選択肢の一つとしてこういう場はどうかかなというふうに思つたわけがあります。

で、家族や壮年の方々、高齢者の方々も、好きな人はやると思いますし、できたら、種子島にはない施設ですから、中種子町、南種子町からも集客は見込めるというふうに思っております。

ですから、ぜひ市長にお願いなんですけども、このことはですね、これから先、もし大学も設立、開学すれば、若者が増えてくるわけ

ですから、そういった方々も視野に入れながらですね、こういったボウリング場という、こういった施設もですね、これから先必要ではないのかと。

で、ボウリング場自体は一度は冷え込みましたけども、今はまた少しづつ上がってきているんじゃないかなと私は思っているところです。

ですから、これはもう八板市長が御理解いただければ、それでもきれいなというふうに思っていただけですね、ぜひトップセールスマンになって、やっぱりそれぞれの企業にいろいろとそういった部分ですね、誘致活動をお願いできないかという私からお願いであります。どうぞしよう。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

若者の遊ぶ場所がないということで、何とかならんかというお尋ねだと思えます。

私の子供のころはボウリング場もありましたし、それから映画館はこの市内に四カ所ありました。中種子町、南種子町にも映画館は一つずつありましたので、そういうものがやはりあつてしかるべきだなというふうには思います。

やはりデートスポットとかですね、風紀が乱れるとか何とか、そういう意見が出てくることもありますけれども、やはりそういう若者が集う施設というものは、何か機会が、ボウリング場という今御提案ですけれども、それも含めまして考えて、機会があれば導入

という誘致に向けて力を尽くしていきたいと思えます。

また、この点についての皆さん、市民からの提案ですとかいうものは広く受けて一緒に考えていきたいと思えます。

○六番（川村孝則君） ぜひですね、市長にも一定御理解をいただいたというふうに思いますので、いろんな機会をつくって、そういった誘致活動をですね、ぜひやっていただきたいというお願いであります。

次に移ります。

勤労青少年ホームと、これは城ヶ浜と書いていますけども、昨日の課長答弁でいけば、城ノ浜と言っていましたので、城ノ浜が正確なのかなど。訂正します。城ノ浜についてということですから伺いますけれども。

私が思うに、本予算を見ても、道路の補修工事が予算計上されておりましたけれども、城ノ浜の施設が以前台風の影響で損壊をして危険ということで、長い間、この下西地区の地元の住民の方々が使用できない期間がありましたけれども、この四月から城ノ浜を使用できるようになったというふうに伺っております。大変よかったですと思っております。

あの場所は、夏はもちろんですけども、夏以外にも海を眺めるこの景観としては悪くはないと、いいところだというふうに思っております。

そういったことで、先ほど申し上げました本予算にそういった工

事予算が計上をされていることもあって、よりこの整備を、この地区をですね、この場所を図つていこうというふうに私自身も思いますし、ぜひ当局もそうしていく旨の予算計上ではないかなというふうに思っています。

ですから、簡単に申しますと、この青少年ホームとあの海岸一帯をですね、一つにして一体として海浜公園的な位置付けをしながら今後PRしていくのも一つの方法ではないのかなと思うんですが、市長はどのようにお考えでしょうか、見解を伺いたいと思えます。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

城ノ浜公園については、私が若いころはあの辺はやはり海水浴場もございました。それで、景色と景観としても、この西之表市の中心的な代表するような景観を有するところで、今もその片りんといえますか、名残といえますか、は十分に残していると思えます。

議員御提案のその周辺を一体化して公園の様相を高めるというようなことは視野に入れていろいろ検討を重ねてまいりたいと思えます。スポーツ関係の施設もありますし、歴史的な記念碑などもありますので、そういう総合的な観点から、この地区は海浜も加えて重要な地域になると思えます。

○六番（川村孝則君） 今市長がおっしゃるようになりますね、この場所はですね、私は非常に恵まれた立地場所だというふうに思っているんです。で、さっきおっしゃったように、近くには市営プールがあつて、市営グラウンドがあつて、市民体育館があると。そうい

ったスポーツ施設も隣接をしておりますし、そういった意味で、先ほど申し上げた海浜公園的な、そういった整備ができれば、一つの観光スポットになるのではないかなというふうに思っておりますので、市長も前向きに捉えていらっしゃるというふうに受けとめましたので、ぜひそういう形ですね、進めていただきたいというふうに思います。

で、その際に、どうしても今の現存する青少年ホームの改修改築も必要ではないのかなど。多分昭和の時代に建てられた建物でありますので、いずれにしても経年劣化しているのは間違いありませんし、いずれかの時期には改修をしなくちゃいけないと。

ですから、こういった形で、一つそういった海浜公園的な構想がですね、出てくれば、それとあわせた形でこういった建物の改修改築も視野に入れながら一体として進めていって、いくべきではないのかなと思うんですが、その点についてはいかがでしょうか、伺います。

〔社会教育課長 松下成悟君〕

○社会教育課長（松下成悟君） お答えいたします。

勤労青少年ホームは、勤労青少年の健全な育成と福祉の増進に寄与している目的で昭和五十年に開設されましたが、勤労青少年数の減少や個人の余暇活動の変容と時代の変遷とともに勤労青少年ホームの利用は減少しており、利用形態も多様化してきております。

また、築約四十年を経過し施設も老朽化しており、改修改築の時

期には来ていると考えているところでございます。

このようなことから、勤労青少年ホームの運営委員会や利用者の意見等を聞きながら、城ノ浜公園を含め周辺のスポーツ施設等との融合を図り、今の時代に合った社会教育施設としての活用計画を検討しています。その検討結果を踏まえ、今後どのような改修改築が必要なのかということを考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○六番（川村孝則君） ぜひ、今課長答弁にありましたようにですね、当然、築後四十年も経過をしているという古い建物でありますし、そういう部分では改修改築の時期は確かに来ていると思えますので、あとは、今後、将来に向けてどのような施設の活用の方についてはやはり今の時代に合った活用のあり方、で、私が先ほど申し上げたその海浜公園と一体的な施設のあり方で、隣接するスポーツ施設とのこの活用のあり方等々、青少年が中心としてそういった形で使う施設としてですね、そういったものを捉えていただいて、ぜひ、市民の意見も当然聞くであるでしょうし、そういったことを踏まえてですね、ぜひ進めていただきたいというふうに思っております。

それでは、最後の質問になりますけれども、西之表市史の編さんであります。

で、この問題は、私はもうずっと以前から当局にこの問題については質問してきたわけですから、とにかく歴代の市長は産業振興

をですね、優先的に予算を計上して執行をしていくと。文化的な取組みは予算配分上なかなか厳しいという現実がこれまでであったわけです。当然といえば当然かもしれませんが。市民生活の向上のためには、所得を上げるためには、それは当然産業振興に力を入れていくというのは必要、それは当然のことといえれば当然のことでもあります。

ただ、文化的な面というのはですね、これはこれで市長として考えていただきたいというのが、私はもう以前から歴代の市長には申し上げてきたところですけれども、そういった部分で、八板市長が今回市制施行六十周年を契機に市史編さんに取り組むというような姿勢を明らかにしていただきましたので、そのことは私は大変評価をしております。

で、産業ももちろん大事ですけれども、西之表市の歴史をですね、やっぱり後世に残す書物は何もないというのは大変残念なことでもありますし、それをどうしても未来の西之表市民にやっぱりしっかりとした西之表市のこれまでの歴史を記す書物を残すということは大事なことであると、これは行政として、当局として責務だと私はそう思っております。

そういう考えから、私の考えでは今年度中にこの作業に、編さんの作業に取り組むであろうというふうに認識しておるんですけれども、現況はどうなっているのかというのをちよつと伺いたいというふうに思います。

○企画課長（神村弘二君） 御説明をいたします。

議員今お話をしていただいたとおり、今年度、市史編さんに取り組むということになってございます。種子島が種子島である根拠、理由というのは、やっぱりその歴史とか文化だとかそういうものであるし、また長期振興計画をつくる際もいろんなアンケートを住民にしましたけども、じゃあ、種子島、西之表の魅力は何なのかというふうにお尋ねをすると、やっぱり自然だとか歴史、文化が根拠になるといような結果も出てございます。

ただ、これについては、議員からも御案内あったように、どこかで記録を残していかないと失われていくものだというふうに捉えてございますので、ぜひこの機会にですね、記念誌の編さんというのに取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

えっと、市制施行の六十周年を迎えるに当たりまして、今申し上げました本市の歴史、民俗、自然、行政等をまとめた市史編さんについて着手の年というふうに位置付けているところでございます。

現在の状況でございますけれども、四月に歴史文化活用係という係ができました、その中で、ほかの市町村の編さんの内容等の調査や有識者に意見を承りながら、作成期間、制作の規模、編さん委員、編集委員、執筆委員等の大枠の案を作成をしているところでございます。

その大枠の案が作成をされましたら、本年度中に庁内で準備委員会を立ち上げまして、市史の大まかな基本構想であるとか発行内容、外部を入れた組織体制を決定をし、最初の編さん委員会を来年の五

月に開催をしていこうということで今のところ計画をしてございます。

以上です。

○六番（川村孝則君） 第一回目が来年の五月に編さん委員会を開催するというですけれども、で、次の、これまでの経緯とか今の状況は理解しましたけれども、実質、これがいつごろで上がるのかというのは、多分その執筆には相当な時間がかかるというのは、年数がかかるというのは重々承知しておりますけれども、大まかに例えば当局では何年度までぐらいには完成したいとか、何かそういう希望的な予測、あれは、今のところはその用途は何もないんでしょうか。いつごろまでには完成させたいというか、そういったのはどうなんでしょうか。

○企画課長（神村弘二君） お答えをいたします。

あくまでも今の段階という話になるかと思いますが、この市史編さんを取り扱う業者は、ぎょうせいという会社がございますが、そこにお尋ねをすると、大体五年から七年というようなことで聞いてございます。

ただ、つくる際にいろんな、通史だけではなくて、資料であるとか、あるいはダイジェスト版だとか、いろんなものが付随をするようなどころもございますけれども、一応本市の場合はまず通史をつくるということを基本に考えてございます。

加えて、本市に関しては、いろいろな資料の研究だとかそういう

部分は結構進んでございまして、それぞれに先生方が御本を出しているというようなところもございまして、そういった分を普通の人にもわかりやすいような形でやっぱり修正をしていただくなり、もちろん足らないところもございまして、そこを加えていくというような手法でやっていくことであれば、ほぼ五年ぐらいで何とかなるのではないかなということで今のところは見通しを立ててございます。

ただ、編集委員会を實際来年からやっていく中で、例えば資料集も一緒につくらないといけないんじゃないのというような議論がひよっとしたらなるかもしれないんですけど、そういったときにはまた時期が若干変わってくる可能性はあろうかと思えます。

以上です。

○六番（川村孝則君） ぜひ市史編さんについては、時間がかかることは以前から重々承知しておりましたけれども、よろしく願いをしたいというふうに思います。

市長、今定例会で、私、いろんな一般質問です、市長に要望しましたけれども、いずれにしましても時期を急ぐような本当に大事な案件を提起したと私自身は思っています。市長はどう受けとめたかわかりませんが、そういう部分です、早急に精査をしていただいて、なるべく私が申し上げたことは、ですね、酌んでいただいて、踏まえていただいた上でですね、いい方向に導かれたらありがたいなということをお願い申し上げて一般質問を終わりたい

と思います。

○議長（永田 章君） 以上で川村孝則君の質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十一時二十分ごろより再開いたします。

午前十一時六分休憩

午前十一時二十分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

次は、田添辰郎君の発言を許可いたします。

「一一番 田添辰郎君登壇」

○一一番（田添辰郎君） おはようございます。

通告書のほうに従いまして一般質問をさせていただきます。

昨日、大阪のほうで地震がございました。幼い子供が犠牲になったわけであります。違法建築かと思われませんが、東日本大震災を受けて我が国日本のほうも国土強靱化という方針をつくり、その方針で進めてまいりました。本日に国民の命を守るための強靱化対策が打たれてきたのか、今回の事件の場合は学校の施設であります。八時前という登校時間の出来事でありました。

昔、コンクリートから人へという言葉がはやったことがございます。本来、コンクリート、堅固な建物は、大規模災害時や何かがあ

ったときに、その堅牢性、強固さから、人間の命を守るものであります。今回、コンクリート擁壁というものが、違法行為かどうかはわかりませんが、強度を保たないまま放置をされたということ犠牲になられた方がいるということは、当然お亡くなりになった方にお見舞い申し上げるわけですが、やはり行政、国としても反省すべきところがあるのではないかと思っております。

市長のほうにも、通告書にはございませんでしたが、昨日の地震を受けまして、ぜひとも西之表市の管理する行政財産、学校財産、万が一のときに備えあれば憂いなしですが、備えをしなかったばかりに悲しい事故が起きないような対策を早急にお願ひできればと思います。

また、阪神淡路大震災では、皆様御存じのとおり、高速道路が壊れ、倒れておりました。東日本大震災では、町や集落が津波によって流されました。そのことを考えれば、国もそうではありますが、地方自治体も、役割は違いますが、国民、市民、町民、村民の住民の命を守るということは同じかと思えます。市長のほうといたしまして、やはり市民の生命、財産を守るための強靱化対策というものを県のほうにも国のほうにも機会があれば訴えていただければと思います。

では、一般質問の一番目に移らせていただきます。

骨太の方針というものが十五日に発表されました。経済財政運営と改革の基本方針二〇一八というものであります。今年度当初予算、

平成三十年度の予算は、地方財政計画によってそれに基づいてつくられたものであります。この地方財政計画のもとになるものが、来年度の財政運営の基本方針ともいえるものがこの骨太の方針であります。

今年度のもとになった地方財政計画、骨太の方針、今回のものは、プライマリーバランスの黒字化というのが二〇二五年になりました。私のほうはプライマリーバランス黒字化は撤回すべきだと思っておりますが、延長ということで、まずまずではないかと思えます。

しかしながら、来年度十月の消費税値上げのほうはやるといふうにはつきりと明記されております。それに対して国のほうも経済対策を打たれるようではありますが、先ほど同僚議員からありましたように、東京オリンピックのほうもございます。また、働き方改革ということで残業が大幅に減る、そのような見通しであります。

そのようなことを考えると、今回の骨太の方針によって、二十年以上続いた日本のデフレはこれからも続くのではないか、そのように思うわけであります。

そういたしますと、西之表市の人口は毎年二百名ぐらいが減っているわけでありまして。当然その分税収も減っていくわけでありまして。税収が増える見通しがあるのかどうか、先々数年間の予想は立てているようではありますが、今回の骨太の方針、デフレ脱却の方向に向かっていないとは思えないものであります。ブレーキを強く踏みながらデフレ脱却のためのアクセルを踏んでいる。そして、今後五年、

長くいけば十年デフレが続いていき、地方財政計画の中でも地方のほうに出るお金は減っていく、そのように思えるわけですが、財政局としてはどのようにお考えなのか、教えていただければと思います。

以下の質問は質問者席から行います。

〔財産監理課長 奥村裕昭君〕

○財産監理課長（奥村裕昭君） お答えします。

本市においても、平成三十年当初予算は、ただいま議員御案内のとおり、地方財政計画に基づき予算を編成してございます。

また、骨太方針については先週十五日に閣議決定されましたが、地方に関しては、地方行財政改革・分野横断的な取組みなどの基本的な考え方として、地方歳出についても、国の取組みと基調を合わせて歳出改革等の加速、拡大に取り組む中で、臨時財政対策債などの発行額の圧縮、さらには臨時財政対策債など債務の返還に取り組む、国、地方を合わせたプライマリーバランス黒字化につなげるとございます。

政府歳出に占める地方財政のウェイトは、平成二十八年度決算ベースで約五分の三となっており、国のプライマリーバランス黒字化には地方財政がかなめになっているということは確かでございます。したがって、地方に対する財政の健全化はなお一層強まると予想されます。

地方財政計画は毎年度の財政運営の指針であり、骨太の方針から



地方自治体の将来の財政見直しを行うことは難しいというふうにかえませんが、財政状況が好転すると思われる材料に乏しいことから、今後とも国の動向を注視するとともに、周囲の御意見を十分に伺いながら、長期振興計画との連動を図りつつ、事務事業の優先度により予算を執行するとともに、基金の造成や地方債残高の抑制を図り、安定的な財政運営を行わなければならないというふうを考えております。

以上でございます。

○一 一番（田添辰郎君） ありがとうございます。

今日、ちよつと資料のほうを用意してきました。A三ですので見にくいかと思えます。

デフレ、二十年続きまして、デフレ脱却ということで、経済成長なければ財政のほうの安定化もないということで安倍総理はやってきたわけですが。

本来、税収のほうは、景気が上がっていけば、GDPのほうが増えていけば、国民の総所得、GDPですから、それが増えるわけですから、それをもとにしての税収のほうも増えていくわけでありませぬ。

しかしながら、デフレ脱却に失敗したということで、我が国日本はいまだに国民の所得も増えてこない、そのような状況であります。

そのために、南海トラフ地震もあります。大規模地震、そのようなものを想定しておりますので、冒頭も述べました強靱化対策と打

たれて、やはり公共的な投資をしなければならないのではないかと、そのような方向に来ているわけでありませぬ。

そして、ちまたに流れる、話しておりますと、私も好きな先生であったわけですが、人口が減っているんだから成長はしないんだというお話がございます。こちらの表のほうにあります、人口が減っていても、成長している国家はございます。当然であります。

こちらの表は、幾つかの表を載っているわけでありませぬが、二〇一六年GDP、二十年前の一九九六年と比較した図であります。

中国のほうは十三倍になっております。インドのほうも五・七倍。それぞれがですね、平均でいうと、二・二三倍になっているわけです。成長をしているわけでありませぬ。そして、日本の場合が一・〇倍でそのままであります。あの儉約、切り詰めの厳しいドイツであっても一・四倍はあるわけでありませぬ。

このような状況の中で、やはり昨日の事故も、地震の被害も人災と言えるものであるかもしれませぬが、我が国日本のこの長期化したデフレのほうも、人災の面も、政策的な判断のミスもあつたのではないかと、そのように考えるわけでありませぬ。

こちらのほうが今五百兆円であります。これが二十年間変わっておりませぬ。もし他の国と同じように二%ずつ経済成長すれば、GNPのほうはこれくらいになるんじゃないかと、順調にいけば一千二百兆円を超えているんじゃないかと、そのような統計データもございませぬ。一千二百兆円、国民の数は減ってきておりますが、ほとんど

変わっておりません。国民の所得が増えるということであり、GNPが増えるということは、国民の所得が増えて、僕らの所得も本来は二倍以上になったかもしれない可能性があるということでございます。池田内閣の所得倍増以上のものをもたらした可能性もあったわけであり、

この表のほうは日本の実質賃金の推移であります。二〇〇五年から二〇一七年まで。

我々の自民党は、他の政党の政策よりは真つ当なものをきちっと国民のために打ってきたかと思いますが、国民の一人一人を貧困化してきた、そして公共事業、コンクリートから人へという言葉で国民の皆さんがそうだと思つたわけであり、本来、公共事業というものは経済を發展させ、国民の命を守るためのものであります。そのことを忘れて、そういった公的資本の形成は以前と比べたら半分以下になってきております。そのような状況の中で、財政監理課長もおっしゃったように、地方のほうにしわ寄せが来るわけであり、

さらに、ちよつとまた例を用意しましたんで、科学技術関係予算の推移であります。科学技術の關係の予算、研究調査でございますから、今すぐ成果が出るわけではありません。今、ノーベル賞をとる先生方がいっぱい輩出されるのは、やはり三十年、四十年前のこの科学技術關係の予算、研究費があつたからでござい、

図を見ていただきましても、中国の伸びがものすごい勢いで伸び

ているわけです。韓国はもう伸びております。日本はというと、一番下のほうの赤いほうであります。二〇〇〇年度を一〇〇とした場合一〇六ということ、よく財政問題で、現役世代の負担を、現役世代が借金をしたから若手の世代に負債を残していくんだという議論がございます。本当にそうなのかということも考えていかなければならないと思つて、

教育予算のほうも、請願・要望書のほうも出されておりますが、日本は少ないほうでございます。こういった予算は、僕らの未来の子供たち、孫への土産であります。二十年後、三十年後、この日本に住む国民が、若者が、子供たちが豊かに暮らすための礎をしなければならぬ時期、我が国はこのような状況でございます。

このようなことを考えれば、課長がおっしゃられたように、本当に厳しい状況にあるかと思つて、

また、地方自治体のほうは国とは全く違ひまして、二十年前の資料を昨日見ましたが、国のほうは、財政のほうを国の借金ということで政府の借金を言っております。そして、国の借金を我々の家計と同じように例えております。

我々の家計は、田添辰郎家であれば、私も寿命があります。二十年、三十年のうちには、少なくとも五十年以内には確実に死んでいくかと思つて、そのため、子供たちに借金も残しちゃいけない、それは当たり前であります。ですから、収入に合わせて支出をしていく、当然であります。

では、国家はどうなんでしょうか。国家に寿命というものがあるんでしょうか。ポーランドのように、百何十年も国家がなくなつた国もあります。日本というこの国は、占領はありましたが、二千年以上続いているわけであり。そのように考えれば、我が国日本は、一人の人間と同じように死んだりするということはないわけであり。

また、借金をしている、負債を持っていると言いつつも、通貨発行権というものも持っているわけであり。そして、国債を発行し、未来への投資のために公共事業もやり、科学技術予算も使い、教育のためにも投資をしていくわけであり。

そのことをどう考えればいいのか。国債を引き受けては、金利のほうは低いままです。低いままで、国内の金融機関また日本銀行、ほとんどが、九八%ぐらいは日本国内で賄われているわけであり。

西之表市が破綻する可能性は大いにありますが、日本という国は破綻しないというのも事実であります。そのような危機感を持ちながら、市長も国に対して西之表市をどうするか、これまで以上に積極的に要望していただきたいんですが、まず、市の細かい話に移らせていただきます。

今後の税収の見通しでございます。先ほど少し述べていただきました。税収全体でどれくらい滞納分があるのか、ギャップのほうはありますが、この辺の数字のほうを教えてください。

〔税務課長 長吉輝久君〕

○税務課長（長吉輝久君） お答えいたします。

平成二十九年度の市税は、現年度分と滞納繰越分の合計調定額は十五億二千九百六十七万二千六百六十七円で、収入未済額は六千三百九十三万六千二百六十三円で、前年度と比較しますと、額で四十五万五千六百四十七円、率で〇・六三ポイントの増となっております。

一方、平成二十九年度国民健康保険税の調定額は五億三千七百五十八万二千二百四十八円で、収入未済額は八千二十八万五千七百三十三円で、前年度と比較しますと、額で七百九万六千五百二十四円、率で八・一二ポイントの減となっております。

今後の税収の見通しについては、人口減少や高齢化等により大幅な税収増加は見込めないものの、市税及び国民健康保険税の過去三年の合計収納率は、平成二十七年八八・四五%、平成二十八年九一・四三%、平成二十九年九二・五〇%と推移しているため、今後も収納率は微増傾向が続くのではないかと考えられます。

以上でございます。

○一一番（田添辰郎君） ありがとうございます。

えっと、百億円の予算で十五億円の市税ということなんですが、一億四千万円ぐらいですか、滞納されているお金があるということを受けとめてよろしいんですかね。はい。合計で一億四千万円あるということになります。

課長がおっしゃるとおり、これからも税収のほう、増えていく予

想は立てられません。

市長のほうも、今回、施政方針でもお話しされました。農家の極めて大変な状況であります。施政方針にもございました。詳しく市長のほう、述べられましたので、私のほうは申し上げませんが、農業、自然環境にすごい影響を受けるわけであります。

また、作物をつくって売って所得を得るわけでありますから、所得を得る時期にも期間がやはりかかるわけであります。サラリーマンとは違って、納税をしたとしても、その時期にきっちり納税できるかというのはなかなか難しい部分もある。また、昨年のように農作物の被害が多いときには、ある意味、そのような配慮も必要ではなかったのか、私のほうはそう思うわけであります。

そういった意味で、自然災害、そのような場合、税の納入率のほうは農家単独ではわかりません。漁師の皆さん単独ではわかりません。これは以前から確認しているところでございます。

しかしながら、特に農家の場合は台風災害、そのようなものがございます。そのようなときに、さまざまな国会議員の先生方も、また市長のほうも努力をされて対策を打っていただいているわけであります。それには感謝するわけでありますが、税的な面でも緩和するということ考えはないのか、その辺もお伺いできればと思います。

○**税務課長（長吉輝久君）** お答えいたします。農家、漁家への徴収のあり方について御説明いたします。

市税の収納状況につきましては、現年分と滞納繰越分の合計が九

五・四四％で、前年度と比較しますと、〇・九三ポイントの増となっております。

一方、国民健康保険税の収納状況につきましては、現年分と滞納繰越分の合計が八四・二八％で、前年度と比較しますと、一・〇六ポイントの増となっております。

納税の緩和策につきましては、災害や病気、倒産等により納税が困難な方ややむを得ない理由がある方につきましては、個々の状況に応じた納税相談を行った上で、納税の猶予期間を取り入れております。

農家、漁家などの収納状況につきましては、兼業農家の所得もあることから、把握は大変難しいところですが、

また、さとうきび、モジヤコ漁など、時期的な収入でしか納税が見込めない方につきましては、延滞金が加算される場合があるため、納税者には延滞金についての説明を十分に行い、納付していただいているところです。

市民負担の公平性の観点から、滞納を未然に防止するとともに、納期内納付が大原則でありますので、納付がされず、納税相談もない場合には、これまでどおり財産調査の強化を図り、預貯金、給与、所得税還付金、出資金等の差し押さえを実施していきたくと考えております。

今後、収納率の低下を招かないよう、職員一同、努力していく所存であります。

以上でございます。

〇一 番 (田添辰郎君) ありがとうございます。

税務課でございますから、職務に熱心で、公平に市民の皆様へ負担していただくというのは当然なのかもしれません。

以前から私のほう、申し上げております。同僚議員の方も何人か言っていたわけでありまして。税務課、福祉事務所、水道課、そのようところで連携をとって行って、市民の方たちが本当に生活が困窮化する前に気づくような仕方はないのか、本当に困つてもうどうしようもない場合は、福祉事務所のほうに窓口相談するとかそういう方法はないのか、私だけではなく私の同僚議員たちも言ってきましたかと思えます。

ここ数年、税金の徴収のほうが大変厳しくなっております。法にのっとってやっているのだからしょうがないのかもしれないが、延滞金の問題もそうでありまして、数年前、五、六年前には、延滞金は免除されていた現実もございます。これは、きちっと払いたいがけど払えない、本当に毎月五千円ずつ積み立てて、今年の税金に毎月滞納金の分を積み立てて払っていて、そういうことで税務課のほうもそういう温情とか配慮をきかせたわけでありまして。

法にのっとってやる県の指導もあるかと思えます。いたし方ないんですが、その場合に対する、特に今回は農家の方からお話を聞いたわけでありまして、本当に大変な思いをしているときに、たった一つ気をつけなければいけないんですが、相手がどのような状況かき

ちつとわきまえた上で、同じことを言うにもどのように理解していただけるか。税金を払わない市民は悪者ではありません。犯罪者じみたものすごい悪質な方もいるかもしれませんが、それは本当に一握りの例外であります。滞納をしている市民の皆さんも我々と同じ市民であり、子供たちを育て、そしてこれからの未来をつくる仲間でもあります。

そういったところでですね、一般質問の通告に書いていないんで言っているのかわかりませんが、やはり徴収のときの言葉遣い、対応のあり方、そして相談体制、そのようなものをですね。今、本当に市民のほうは厳しい財政状況になっております。昨日、国民健康保険財政について、同僚議員のほうがすばらしい質問をしていただきました。国民健康保険財政においては、頑張れば頑張るほど、子供を一生懸命育てれば育てるほど厳しい思いになっている状況もあります。さまざまに市民の思いを酌んであげて、そして酌んだ、それに見合った言葉を投げかけながら徴収業務を行うべきだと思っておりますが、答弁いただければ答弁していただきたいと思えます。

〇 税務課長 (長吉輝久君) 御説明いたします。

徴収強化を行っている一方で、税務課においては、口座振替の推進、平成二十九年度からコンビニ収納の導入など納付環境の整備を行い、納税交渉の場においては、先ほど御説明したようにですね、生活状況を十分に聞き取って、必要があれば、納税猶予する制度も活用しております。

また、納税者の方が多重債務に陥っている場合は、状況をしっかりと聞き取り、無料法律相談等の専門家に引き継ぎなどそういった配慮も行っておりますので、御了承いただければと思っております。以上です。

〇一番（田添辰郎君） ありがとうございます。

もう本当に徴収業務は大変だと思います。御苦労もわかるんですが、まず最初にですね、けんか腰になったりとかすると、前に進んでまいりません。僕ら西之表市民、そんな悪い人は余り多くはないと思います。本当にちよつと行き違いがあつて問題が起きたり嫌な感情を持つたりすることがありますので、その辺は御配慮のほうをこれからもお願いできればと思います。

続きまして子ども医療費の無料化の成果と窓口負担の解消でございます。

虫歯のほうはですね、昨日、慌てて榕城小学校、種子島中学校、種子島高校のほう、資料をいただいてまいりました。

小学校のほうは、虫歯の治療率のほうは、平成二十八年度が八四％、平成二十九年度が八〇％ということになっております。平成二十三年三二・七％とかそういう時期もありましたので、治療率も上がってきたのではないか、そのように思うわけであります。

また、中学校のほうは、子ども医療費の無料化が直接関係あるのかわかりませんが、学校の指導方針として、部活をやる子は虫歯の治療を行つてからということ指導をされたということで、かなり

の勢いで、八〇％ぐらいですね、に治療率のほうがなっております。また、これからは一〇〇％を目指して、部活に参加していない子供たちの、どうやって虫歯の治療をしてもらうか、その辺に知恵を出していきたいということでありました。

高校のほうも、本当にこれは市長にお礼を言わなければなりません、十月一日から高校生までの医療費無料化のほうを実施していただきました。本当にありがとうございます。親御さんも喜んでいらっしゃるわけですが、そのことによつて、やはり治療率のほう、一〇％ほど上がりました。制度のほうはまだ周知徹底される必要性はあるかと思うんですが。

虫歯の治療もそうなんです、歯周病のほうもそうであります。学校で歯磨きをするということで、きつちりやることでインフルエンザの閉鎖学級が減つたという事例も東京のほうでございます。お年寄りにおいては糖尿病にかかる率が減つたりとかいうこともございます。やはり歯は万病のもと、歯は本当健康のもとでもあるかと思えます。そのようなことで、ありがたい成果が出たことを感謝するわけであります。

担当課のほうに、このほかの部分の成果のほうをですね、簡単に結構ですので、教えていただければと思います。

「福祉事務所長 下川法男君」

〇福祉事務所長（下川法男君） 御説明をいたします。近年の子ども医療費に係る状況について御説明を申し上げることで御回答にな

るかどうかわかりませんが、説明をさせていただきたいと思えます。  
先ほど議員からもありましたとおり、本市では、平成二十九年十月一日からの診療分から子ども医療費助成の対象年齢を十五歳から十八歳に拡大したところであります。

この際、三百十八名の方に申請手続の御案内をさせていただきましたけども、本年三月三十一日現在で二百九十四名、九二・五%の方が登録手続を終えている状況でございます。

全体では二千七十一名の方が登録をされてございます。

十八歳まで拡大した医療費の申請が反映されている平成二十九年十二月分から平成三十年二月分までの子ども医療費の支給額については四千四百八十件、八百六十九万三千四百二十九円で、このうち高校生の支払い分については二百八十八件、百五万六千三百七十五円でございます。また、前年度同時期に比べて四十一件、九十二万三千百三円増加している状況でございます。

また、現物給付方式による窓口での自己負担無料化については、本年十月一日診療分から住民税非課税世帯の未就学児を対象に実施されることが決定をされております。平成二十九年課税状況での試算で、対象となる未就学児童の方は八十六名であるというふうな把握をしております。

以上で説明を終わります。

〇一番（田添辰郎君） 最新のデータのほうもありがとうございます。

今、高校生まで医療費の無料化というのをやっているのは、全国の市町村の中で三割ぐらいになっているようであります。本当に人口減少の激しい、子供の減っていつている、そういう過疎地を中心として三割のところをやっているわけでありまして。鹿児島県下においても、鹿児島市のような大きいところでは中学生までの医療費無料化という、そこまでしか行けない現状があります。

もう当然担当課のほうは御存じのとおりであります。子ども医療費の無料化というのをなぜ推し進めているのか。親御さんの世帯の負担を軽くしたい、そういう思いも当然あるのかもしれませんが、やはり一番は僕らの子供たち、孫たちの世代に必要な医療を必要ときにきちつと受けさせてあげたい、そういう思いから始まった制度かと思えます。親御さんの経済的な問題、さまざまな事情、兄弟姉妹が多い少ない、そういうことに関係なく、必要な医療は受けさせなければならぬのではないかとということで始まった制度だと思っております。

さまざまな事情がありまして、窓口負担のほうは一旦はしなければなりません。一月、二月たつてから親御さんなりの銀行口座のほうに振り込まれる制度であります。いつも申し上げるわけでありまして、その現金が準備できない御家庭があるのも事実であります。本来、親御さんの経済的な事情やさまざまな事情があつて医療を受けられない子供たちのためにつくった制度がこの子ども医療費の無料化という制度かと思えます。本当に困った人、一番助けなければ

ならない人を助けるためには、窓口負担の解消というのも図っていかねばならないかと思えます。

種子島のほうでは一市二町、高校生までの医療費無料化を行っております。他の自治体でも行っているところがあるわけでありまして、そして、担当所長のほうから以前説明がありましたように、この件で遅れているのは鹿児島県、沖縄だという話もあります。

市長のほうにおかれましては、ぜひともですね、一市二町の首長で高校生までの医療費無料化進めているわけでありまして、窓口負担の解消の問題、またほかの自治体とも連携をとって県のほうに、また国のほうに、本当に必要な子供たちを救うためには窓口負担が障害になっているんだ、このことを訴えていただきたいと思うんですが、市長のほう、どうお考えでしょうか。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） 子ども医療費無料化におきましての窓口負担の件についてのお尋ねであります。

このいわゆる現物給付方式による窓口の自己負担というのがやはり家庭の負担になっているという状況は私も認識しております。全ての対象者に対する窓口無料化を望む声は非常に根強いと考えております。

昨年五月に県が行いました住民税非課税世帯の未就学児を対象としました新たな医療費助成制度に係る意見照会に対しまして、非課税世帯だけではなく全ての世帯を対象にしてほしい旨の要望を出

したところであります。

今後、対象範囲の拡大について、県への働きかけも続けながら、費用負担や他自治体の動向を踏まえつつ検討を進めて続けてまいりたいと思えます。

既に県もこの要望を国に向けて出しておるところであります。それから、市長会でも、全国の市長会というのがございますけれども、そこら辺でもそういう要望を出していると認識しております。

島内の他の自治体につきましても歩調をそろえて、議員の御要望に沿う形での努力を続けてまいりたいと考えております。

○一 番（田添辰郎君） 県知事のほうもですね、選挙のときの公約に訴えられたかと思えます。八板市長におきましても何とかしたいという思いは一緒だと思えます。本当に厚い壁でございます。ぜひとも今おっしゃったように御尽力をお願いできればと思っております。

では、続きまして。

○議長（永田 章君） 田添議員、間もなく正午となりますが、ここで休憩をとりたいと思えますが。

○一 番（田添辰郎君） 二分で、一つだけ終わります。

○議長（永田 章君） 大丈夫ですか。

○一 番（田添辰郎君） はい。

人権啓発ビデオの「めぐみ」についてなんですけど、めぐみさんの事件、米朝の会談がございました。どう動くかは、今、バトンが日



本に与えられたわけであり。そういう意味で、本当に日本国民が拉致事件というものを、象徴的なめぐみさんの事件というものをどういうふうに考えるのか、そういうことが必要だと思います。

人権問題といえば、今大きなものはやはりウイグルとかチベットの人権弾圧の問題もござります。ほかのところもさまざまな事情があつて人権弾圧があるわけであり。

今、グローバリズムと言われ、人、物、金、自由な移動がいいものだと言われておりました。しかしながら、本当にそうなのか。私も二十年前は地球市民という言葉が大好きでした。環境問題を考えても、地球規模で考えなければ何も結果は出せない。エネルギー問題にしてもそうです。アマゾンのほうの森林破壊、とんでもない状況であります。地球市民を標榜していたんですが、この拉致の事件、二十年たったわけであり。その二十年前からあつたわけであり。四十年たつて、十四歳の子供は今五十四歳になりました。このビデオの取扱方、どのようにしているのか。人、物、金、人の自由な移動というものは、その人の生まれながらに持っている人権を守る者がいなくなるということにも通じるかと思ひます。人権、生まれながらに持っている権利であります。今の現状の世界の状況では、国があつて、国民としてその人権が守られているという状況もあるかと思ひます。

人権の問題、国の問題、地球の問題を考える上で、このめぐみさんのビデオというのは重要かと思ひますが、どのように考えられ、

活用されているか、教えてください。

「学校教育課長 内 健史君」

○ 学校教育課長（内 健史君） お答えします。

北朝鮮当局による拉致問題等は、県及び市の人権教育・啓発基本計画にも人権課題として明確に位置付けられ、学校においては教職員への周知を図るとともに、児童生徒の発達段階に応じて正しい理解と認識を深めるよう指導がなされております。

平成二十九年度の本市における人権啓発ビデオ「めぐみ」の取扱状況は、十一の小中学校全てにおいて、授業や研修等の中で活用されております。

以上です。

○ 一 番（田添辰郎君） 午前中の部は終わらせていただきます。ありがとうございます。

○ 議長（永田 章君） この歴史教科書選定。

○ 一 番（田添辰郎君） また後で。もうオーバーするから。

○ 議長（永田 章君） いいですか。

○ 一 番（田添辰郎君） いいです。

○ 議長（永田 章君） じゃあ、ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十三時ごろより再開をいたします。

午後零時休憩

午後一時開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

○一番（田添辰郎君） 引き続き一般質問をさせていただきます。人権教育と歴史教科書の選定に関して、歴史教科書の選定のあり方についてであります。

今回、一般質問の中にこの内容を含めましたのは、今、戦後七十年ということで、アメリカのほうもですが、ロシアを初めイギリスもフランスもですね、公文書のほうが戦争時のものかなり出てきております。日本のほうも出てきているかと思いますが。特に戦時中、アメリカの大統領、フーバー大統領の回顧録等も出てまいりまして、第二次世界大戦、日本の名前でいいますと大東亜戦争、このことに対してやはり歴史認識が少し変わってきたのではないかと、そのように考えるわけであります。歴史修正主義というふうに言う方もいらつしやいますが。

我々日本人、おてんとうさまが見ているとか、やおよろずの神であります。神も仏もいるわけがあります。そういう誰かが見ているという発想上で、やはり自分に都合よく歴史をねじ曲げたり、不当なものを受け入れたりする必要はなく、やはり客観的な歴史の事実に基づいて教科書のあり方も考えなければならぬと思うわけであります。

今、歴史教科書のほう、幾つかありますが、やはりそれぞれの個性がございます。できる限り戦後七十年出てきた資料もあわせて、

勘案した上でつくられた教科書を使うべきだと思っておりますが、その辺の御解答をお願いいたします。

○学校教育課長（内 健史君） お答えします。

本市における中学校社会科歴史分野の教科書採択は、他の教科と同じく、無償措置法により西之表市、中種子町、南種子町、屋久島町の一市三町が教科用図書採択協議会を設置して行っております。

協議会では、学校における巡回展示や地区教科書センターにおける法定展示を実施し、教職員や地域住民等、広くから意見を聞き、あわせて教科用図書研究会からの研究報告をもとに公平、公正な立場から教科用図書を選定いたします。

各市町教育委員会では、それに基づいて採択を決定することとなります。

以上です。

○一番（田添辰郎君） 来年、尼港事件というのが、共産パルチザンですか、この方たちが戦前にですね、日本人居留民を惨殺したという事件もあります。皆さん御存じのとおり通州事件というものもございます。こういった、加害をしたほうもそうですが、被害を遭ったほうも客観的に見て事実として述べられた教科書が望ましいのではないかと考えておりますので、御検討のほど、お願いしたいと思います。

では、漁業振興についてであります。

ちよっとパネルのほうを用意させていただきました。こちら、イ

ンターネットで拾ったやつなんで。「漁業は世界の成長産業、日本は宝の持ち腐れ」と書いてあります。このグラフ、一九八四年千二百八十二万トンのやつが、今二〇一五年現在ですね、四百六十九万トンになります。ピーク時の四割以下になっているわけでありませう。

こちらの資料のほう、こちらのほうはですね、世界の漁業生産量の推移であります。三十年間で約二倍になっております。

そして、反対側が日本の漁業生産量の推移であります。三十年間で二分の一になっております。

皆さん御存じのとおり、二百海里の問題もありまして、EEZの問題で、漁業ができる面積というのは、日本の国土は狭いですが、EEZの場合は世界六位だったかと思っております。

これは簡潔にまとめたものであります。上のほう、世界の漁業生産量の推移は右肩上がりであります。さまざまな要因があるわけでありませう。

そして、二〇二五年までの主要国・地域の漁業生産量の成長率は、中国が二〇%を超えて、日本のほうがマイナスになっております。経済成長もそうでありましたが、漁業生産量のほうも日本は、唯一と言えるかもしれませぬ、欧州平均より大分低いですから、マイナスになっております。

今回一般質問させていただいたのは、鹿児島大学水産学部のほうと十年以上前から、落合市長のころからですね、おつき合いをさせていただき、さまざまな協力をさせていただいております。東海岸の

ほうのトコブシのほうの関係もございませうが、さまざまなことをしております。

今示した資料はですね、鹿児島大学のほうでもどうやったら多くとれるかという研究もしていただいているわけなんです。やはり世界的な状況を見ると、モジヤコ等一部取り入れられておりますが、資源管理という問題を考えていかなければならないのではないかと、そのように思うわけでありませう。

日本の場合は、種類も少ないわけですが、オリンピック方式というって、期間を決めてとれるだけとおしまいということでありませう。既に東シナ海のほうは取り尽くして、ほとんどだめだという状況になっております。中国船の話云々、水温の問題もあります。

やはり海外ではその漁獲量が増えている。増えている地域は、養殖もそうなんです。きちつと資源管理をしている。船に割り当て、これ以上はとらせないという制限を決めている。そのことによって資源量を確保しながら、そして希少性も確保しながら、船乗りの方の給料も上がっていくという方向になっております。

我々の西之表市、これは全国的なやり方が必要なんです。新潟県の佐渡のほうでは日本で初めて本格的に個別漁獲割り当て制度というものを導入しております。そういう事例もですね、勉強した上で、どうやって漁業をこれからも成り立たせていくか。本当に、落合市長のころですね、漁業が、漁師という生き方が成り立つのかという思いがございました。その当時から漁獲量は激減してお

りました。今もあれです。取り尽くして東シナ海、北海道のニシンと同じようにならないような施策が必要だと思っております。

また、このような個別割り当てもそうなのですが、台湾のほうではトコブシのほうの養殖のほうも盛んであります。そういった研究のほうも鹿児島大学のほうにお願いできないかと思うわけでありませんが、その辺、市長はどうお考えでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

漁業資源に関するお尋ねでございます。

県内におきましては、水産系の教育機関としましては鹿児島大学の水産学部と鹿児島県水産技術開発センターがあります。本市の水産振興のために、漁業、藻場の造成ですとか資源管理等、さまざまな課題において連携してまいりたいと考えております。

資源管理と同様に、また漁業者の収入をアップさせるためにはですね、このほか、例えば、販路拡大のための鮮度保持技術の研究等もこれら研究機関と一緒に取り組んで、漁協とも取り組んで一緒に考えていきたいと考えております。

また、熊毛海区の漁業調整委員会というのもございますして、西之表市長も委員として参加しております。これ、養殖業のあり方、それから沿岸漁業と沖合漁業の関係についての協議がこういうところ でなされておるわけです。こういったところでの情報収集なども努めてまいらねばなりません。

それから、国の事業といたしまして、大隅海峡に魚礁、マウンド

礁というものを設置する動きもございます。これが我々種子島の漁業者にとっても大変関係の深いことだと思しますので、その動向等についても注視してまいりたいと、そういうふうと考えております。

○一番（田添辰郎君） ありがとうございます。

親となる卵を産む魚までとっては漁業は成り立つわけがないわけでありまして、漁獲量を増やす努力、またさまざまな施策があるわけでありまして。東京大学においては、藻場の造成とかそういうことで鉄を使つたこともいろいろ研究されておるようであります。しかしながら、なかなか結論は出てまいりません。漁業という職業が、漁師という生き方が成り立つような努力のほうをお願いしたいと思 います。

続きまして馬毛島の問題につきまして、馬毛島の自衛隊施設、FCLP訓練について質問させていただきます。

えっと、先日、自衛隊の訓練がございました。海上自衛隊のほうとですね、陸上自衛隊のほう、離島奪還のための訓練だということ で、中種子町のほう、南種子町のほうでやられたわけであります。四百五十人規模、海上自衛隊のほう、人数のほう、ちよつとわからないんですが、それくらい規模にはなつたかと思うんですが。

当然、離島奪還の訓練、西之表市のほうも手を挙げて誘致すべきではないのか。以前から言われているように、西之表市のほうでも、国上で訓練のほうをやっていたこともありました。やはり毛嫌いをするのではなく、いざというとき、まさかのときに助けてく

れる、そういうものであります。ふだんは何事もない、役に立っているように見えないように見えるのが自衛隊の本来の姿だと思います。あってもなくてもいい。でも、いざとなったら助けてくれる、役に立つというのが自衛隊だと思いますんで、やはり市長のほうもですね、こういう訓練に積極的に誘致に働くべきだと思うんですが、どうでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

自衛隊の訓練についてのお尋ねであります。

自衛隊の訓練に関しましては、三年ほど前より種子島で鎮西という名称での訓練などが行われております。その都度、自衛隊の担当のほうからこちらに、当市のほうに連絡をいただいているところでもあります。

西之表市での訓練に関しましては、最初、国土地区での訓練がありました。その後、訓練は行われておりません。島内では、中種子町、南種子町では引き続きあるようであります。市内では、その後、訓練がございませんので、特筆されるようなことも特に要請は来ておりません。

しかしながら、災害時のための訓練等は、昨年度も鹿児島県の総合防災訓練のときのように協力していくことも考えられます。

今後、状況、内容等を見ながら、協力すべきところは協力してまいりたいと考えております。

○一一番（田添辰郎君） ありがとうございます。

物言いのほうがちよつと、協力していくところは協力していくつて。いざとなって助けられるのは我々市民であります。その辺も考えていただければと思います。

自衛隊の訓練につきまして、鎮西二十一から始まりまして。今年度もある予定であります。昨年度は鉄砲まつりのほうに自衛隊の方も参加していただきました。今年度もそういう要請をしてですね、緊密な関係をつくりながら、いざというときにやはり自衛隊の方たちのお世話になるのは私たちであります。

市長も御存じのとおり、南海トラフ地震も今後三十年以内、以前は七〇以上の確率と言われておりましたが、今、八〇%になりました。ぜひともそういう要請活動のほうもお願いしていただければと思います。

馬毛島の利活用の状況につきましては、同僚議員のほうから一般質問ございましたんで結構でございます。

次の三、四、五、六、七、八、こちらはですね、馬毛島の自衛隊施設、FCLP訓練について基本的なことでありまして。

市長も、馬毛島の事例については防衛省のほうにも伺いしているように聞いております。我々議員のほうも防衛省のほうに伺って説明を受けております。また、前市長のほうも受けているわけでありまして。防衛省の説明を聞いて、市長はどのようにその説明を聞いたのか、防衛省が市長にどのように説明したのかを確認させていただければと思います。

三番目です。三番目の国、防衛省はなぜ馬毛島を自衛隊施設、FCLP訓練の候補地としているのか、説明は当然受けられておりませんので、どのように考えているか、教えてください。

○市長（八板俊輔君） 自衛隊施設ないしはFCLP訓練の候補地として防衛省、国が定めて、決めているのはどういうことかということであろうかと思えます。

平成二十三年七月の防衛省の説明におきましては、南西諸島における防衛態勢の充実の観点から、大規模災害を含む各種事態に対処する際の活動を支援するとともに、通常の訓練等のために使用し、あわせて米軍の空母艦載機の離着陸訓練の恒久的な施設を馬毛島に整備したいという説明がなされております。

一方で、二〇一一年のツー・プラス・ツーの共同発表文からの動きといたしましては、その当時は、要するに、自衛隊の施設の拡充という意味と日米の両国の防衛、軍備のあり方との観点、両方の観点があると思いますけれども、そのFCLPが先なのか自衛隊が先なのかというところでは、今のところは、国のこれまでの説明等を伺っておりますと、どっちが先だかわからないようなところもございます。その辺のところをまた確かめたいと思っておりますのでありますが、これまでの状況を見ますと、FCLPの施設ができなければ、自衛隊の施設、配備というのものないのかなと、そういうような印象を持っているところがございます。

○一一番（田添辰郎君） 国のほうはですね、ツー・プラス・ツー

にのっとって説明されたということなんですが、南西諸島の防衛ですから南西諸島にあること、周辺に影響が少ないこと、無人島であるということがいいわけですね。十分な地積を有することが必要、そして空母の艦載機の基地のほうは岩国に移りましたから、それからの距離がどれくらいかと。

これまでは厚木基地から千二百キロメートル離れた硫黄島でありました。岩国基地から硫黄島になりますと千四百キロメートルになるわけですね。何も滑走路がない、緊急時、とまるような滑走路がない海上を千四百キロメートル行くということは、当然これまでも危険で、米軍のほうから言われてきたわけです。

岩国に基地が移設されることに伴って、その近くにということで馬毛島になったわけであります。このように自衛隊、また国の防衛省、国からのほうは説明があつたと思えます。

また、FCLP、今言ったように岩国基地から一定のエリアにあること、騒音等の影響が少ないことを考慮して馬毛島がこの検討の対象になったんだと思えます。

そしてですね、いろいろ、人によつては、米軍基地を許してしまえば、将来的に米軍基地になるんだという話があるんですが、防衛省のほうからこの件については確認しているでしょうか。

○市長（八板俊輔君） えっと、ちよつと早口過ぎて聞き取れなかったところもあるんですが、恐らく、通告書のあれから見ますと、米軍基地に将来なるというようなことが言われているけれども、そ

れはどうかというような御質問かと思えますけれども、その前段となる部分の米軍基地に将来的になるとかいうようなものの根拠というのが私どもはつきりしておりませんので、さまざまな風評や臆測のある中で、根拠のない仮定の話について全てお答えするということは差し控えようかなと思います。

〇一番（田添辰郎君） ありがとうございます。

米軍基地に将来的になるんだという方はたくさんいらっしゃいますが、国、防衛省としてはそういうふうな説明はしておりません。なるんじゃないかと聞かれたとき、そういうことは、これ、絶対一〇〇％ということは、未来の話ですから言えないわけですね。公務員、官僚さんでありますから、その辺までは絶対にかさそうということとは言えません。何事もそうです。あす地震があるかないかも一〇％とか一〇％なんか言えないわけでありますから。そういうところであって、はっきりとしたところはないんですが、米軍基地になるなどということはあり得ないと思います。市長がおっしゃるように、根拠のないお話だというふうに確認させていただきたいと思えます。そして、五つ目です。米国人がやってきて、さまざまな事件、事故を起こすというお話もあるんですが、この件についてやはり防衛省のほうに確認されたと思うんですが、その辺はどのように思っているのかわかるでしょうか。

〇市長（八板俊輔君） お答えいたします。

これも先ほどの質問と同様の意味合いから、米軍基地についての

さまざまな考えがあるのかと思えますけれども、臆測の範疇にあることについては発言を差し控えさせていただきたいと思えます。

〇一番（田添辰郎君） 厚木基地のほうでFCLP訓練が昨年ですかね、行われたことがありました。厚木基地から十二キロメートル離れたところというのと、ちょうど新幹線の新横浜駅になります。その地域で事故とかそういうことが起きたというお話は聞いておりません。

また、事件に関しましては、米軍人が何らかの問題を起こしたというのでも、当地に行ってお伺いいたしましたが、少しはあるのかもしれないませんが、説明された担当職員の方はそういうことはないというお話でありました。

そしてですね、六点目であります。すさまじい騒音で夜も眠れない、牛の乳の出も悪くなるというふうに言われております。この件については調査をされ、何らかの見解を持っていらっしゃるのか、防衛省のほうには当然騒音の問題は確認されていると思えますが、どうでしょうか。

〇市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

先ほど来と同じようなことになると思いますが、騒音の問題につきましては、実際に馬毛島で行われることになるであろう訓練の飛行経路なり、それから昼夜の訓練形態等が不明確な状況であります。具体的にどれほどの騒音のおそれがどれほどの頻度でなされるのか、どういう調査をしたかというお尋ねに対してもお答え

しにくい状況にあると思います。

これは、手元に平成二十八年の六月に議会の馬毛島対策特別委員会の事務調査で委員長報告という資料をいただいておりますけれども、この中で、この騒音問題についての国の説明といたしまして、引用ということでありますけれども、示している飛行ルートはあくまでも机上で想定したものであるため、空港と同じようになるかもしれないし、ならないかもしれないとのことであるという委員長報告の資料がございますけれども、こういう状況ですので、私どもとしても判断できる明確な根拠となるものがない状態ですので、やはり答えにくいかなというふうに考えています。

○ 一番 (田添辰郎君) ありがとうございます。

えつとですね、僕のほうの持っている資料と市長のほうも同じような資料で説明されたのかもしれませんが、確認したいのはですね、防衛省のほうからどのような説明を受けたかということであります。我々の議会のほう、伝統的にですね、反対の方が多くてですね、なかなかきちつと事実が伝えられているのかどうか、私は疑問に思っているところであります。

防衛省がどのように説明されたかです。FCLP訓練の回数は年に何回あり、及び日数ほどのような説明され、どのようなものか聞いていますか、確認したいと思います。

〔企画課長 神村弘二君〕

○ 企画課長 (神村弘二君) お答えをいたします。

えつと、平成二十三年の防衛省の説明から変わっていないというふうに思っておりますので、事務的なこととして私のほうで説明をさせていただきましても、年に二、三回の訓練としておりまして、硫黄島で実施している訓練については、一回当たり十日程度、訓練は日中から深夜に及び、厚木飛行場での事前準備や訓練を含めても一回の訓練期間はおおむね三十日程度ということで説明を受けてございます。

ただ、実際にやっていく中ではなかなかその統制の及ばないところもあって、時によってはその期間を超えるというか、そういうこともあり得るといような話を聞いてございます。

以上です。

○ 一番 (田添辰郎君) ありがとうございます。

えつとですね、三十日。前後、準備のため、片付けのための期間が必要になります。十日間ずつね。実際に訓練を行うのは十日間だといふふうに聞いております。横須賀を母港とする空母が出港するときに、その直前に合わせて訓練を行うわけですから、期間が限られているわけでありまして。

そして、今、三十日とかいうのは、やはり国防の機密にも当たる問題であります。なかなか情報がないわけなんです、以前、国会の中で、質疑の中です、ね、共産党議員の方が質問されております。

防衛省のほうは三十日とか説明されているわけですが、七日であったり十日であったり、ばらばらであります。そのときのパイ



ロットのほうの技量が向上すれば、その時点で終わるといふあれでありますから、その辺は確認させていただきたいと思えます。当局としての説明では三十日というふうに受けとめている、確認させていただきました。

では、自衛隊施設の大規模災害時の効用についてのどのように考えるかでございます。防衛省からどのような説明を受けているのか、教えてください。

○市長（八板俊輔君） 答えをいたします。

自衛隊施設の大規模災害時の効用についてというお尋ねでございます。

自衛隊施設と言われましてもさまざまなものがあるわけですが、馬毛島に設置予定のものがどういふ規模のものか、示されないうちでお答えすることは困難と考えます。

以上です。

○一 一番（田添辰郎君） 今ですね、質問させていただきました三、

四、五、六、七、八、こちらの資料のほうにも載っております。

市長のほうは、これまで調査研究した上で市民のほうに広報をして御理解を求めていくというふうなことをおっしゃっております。そのために、今日、簡単な項目、僕にとつては常識的なことであります。防衛省の考え方、意見であります。今日ですね、確認させていただいたところは、一年と何カ月たつんですかね、市長になられてから。

馬毛島に反対なのは構いません。賛成、反対という言葉は自分に似つかわしくないということでは使いたくないのはよろしいわけではありますが、活用方法に馬毛島の自衛隊施設、FCLPを除くということ、馬毛島の自衛隊、FCLPについて反対するということと同義であります。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

今回のですね、三、四、五、六、七、五つ、六つの質問において、僕らのレベル、議員と同じレベル、それ以上にきつちりと防衛省に確認したという事実は認められないですね。その辺を言わせていただいでから次の質問をさせていただきます。

当然このような状況の中では自衛隊に賛成すべきだと私は考えるんですが、人口、税収を考えたとしても、市長のように、似つかわしくないだけではなくて、きつちりと公正、中立の立場からメリット、デメリットを検討すべきだと思います。

市長が反対だとして、まあ、どちらでもいいです。似つかわしくないでもよろしいわけですが、デメリットを教えてください、また誘致された場合のメリットをどう考えているのか、これを比較考慮をされているのか、先ほどの答弁ではとてもそのようには思えません、とりあえずいただきたいと思えます。

○市長（八板俊輔君） 議会の中での答弁、発言については、言葉を選んで発言をしているつもりであります。例えば、議員がおっし

やいましたような、似つかわしくないというような言葉は私は一切使っておりません。

それから、勉強していない、防衛省が公表している内容について私が目を通していないかのような発言は訂正いただきたい、そういうふうに思いますけれども、今の御質問の趣旨といたしましては、ちよつと聞き取りかねた部分がございますので、もう一度、質問の趣旨を簡潔に言っていたきたいと思います。

○一番（田添辰郎君） デメリットとメリットです。

○議長（永田 章君） 休憩します。

午後一時二十七分休憩

午後一時三十分開議

○議長（永田 章君） 一般質問を続行いたします。

○一番（田添辰郎君） 先ほど議場で議場の中では不適切と思われるような発言をしてしまいました。その発言につきまして撤回させていただきたいと思ひます。

今回、馬毛島について質問をさせていただきます。

あ、すみません。ちゃんと改めて撤回させていただきます。申しわけありません。

今回、馬毛島について説明させていただきました。私自身の考え方はですね、市長もきつちりと勉強されて調査をされているかと思ひます。私も調査勉強させていただいております。メリット、デメ

リットをわかった上で、きつちりと市民に説明する責務が市長にはあるのではないかと思ひます。

南海トラフの問題もございます。東日本大震災でわかるように、救出活動、国民の命を守る活動は数カ月にもわたるものであります。あの屈強な自衛隊員といえども、三月の寒さの厳しい中、長期間にわたつての作業では心身的に参つた自衛隊員もいたわけでありまして。そのときに、やはり自衛隊員がきつちりと休養をとり、元氣を取り戻してまた災害の現場に行くという場所もございませんでした。これは東日本大震災の前から民主党政権下にできた計画なんです。そういうものをやはり大規模災害時の基地としても、自衛隊、どこかにつくらなければならぬ、そういう考えがあつたわけでありまして。

そのようなこともですね、市長既に御存じかもしれませんが、市長自らの、前市長の長野力市長は自らの考えをきつちりと説明されました。今現在の市長のほうはですね、自らの考えが曖昧でわかりにくいところがあると思ひます。市長たる者、選挙で選ばれた者であります。きつちりと説明責任を果たしていただければと思ひます。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

デメリット、メリットについて、自衛隊施設とFCLP施設との、一緒にしてのことであろうかと思ひますけれども、平成二十三年に防衛省。

午後一時三十四分散会

○議長（永田 章君） 市長、申しわけございませんが、時間がな  
いんです。端的に。最後の○○の項目を。

○市長（八板俊輔君） えっと、何でしたっけ。メリット、デメリ  
ット。

○議長（永田 章君） 市長、時間です。

○一番（田添辰郎君） 市長、どうもすみません。

○議長（永田 章君） どうぞ田添議員、自席にお願いします。

ただいまの田添辰郎君の一般質問をもって、本日の日程は全て終  
了いたしました。

#### △日程報告

○議長（永田 章君） あす二十日から二十八日まで本会議は休会  
となりますが、付託案件審査のため、二十日から二十一日までは予  
算特別委員会、二十二日は産業厚生委員会、二十五日は総務文教委  
員会、二十六日は各常任委員会です。二十七日は各特別委員会及び  
議会運営委員会です。二十九日は午前九時三十分から全員協議会、  
午前十時から本会議を開きます。

日程は議案審議等であります。

#### △散 会

○議長（永田 章君） 本日はこれにて散会いたします。  
御苦労さまでした。

本会議第五号（六月二十九日）

本会議第五号（六月二十九日）（金）

◎出席議員（十五名）

一番 下川和博君  
二番 小倉初男君  
四番 永田章君  
五番 木原幸四君  
六番 川村孝則君  
七番 和田香穂里さん  
八番 河本幸男君  
九番 鮫島市憲君  
一〇番 中野周君  
一番 田添辰郎君  
二番 生田直弘君  
三番 橋口好文君  
四番 長野広美さん  
五番 渡辺道大君  
一六番 橋口美幸さん

◎欠席議員（一名）

三番 竹下秀樹君

◎地方自治法第二百一十一条による出席者

市長	八板俊輔君
副市長	中野哲男君
教育長	大平和男君
会計管理者兼 会計課長	毛井文子さん
総務課長兼 選管書記長	大瀬浩一郎君
企画課長	神村弘二君
市民生活課長	吉田孝一君
財産監理課長	奥村裕昭君
地域支援課長	松元明和君
税務課長	長吉輝久君
健康保険課長	長野望君
高齢者支援課長	森真樹君
経済観光課長	岩下栄一君

◎議事事務局職員出席者

農林水産課長	園田博己君
建設課長	戸川信正君
水道課長	上妻敏男君
福祉事務所長	下川法男君
農委事務局長	日笠山昭代さん
監査事務局長	河内時久君
教委総務課長兼	小山田八重子さん
学校給食センター所長	
学校教育課長	内健史君
社会教育課長	松下成悟君
局長	濱尾実君
次長	古市善哉君
書記	中島恵さん
書記	小園啓太君

平成三十年六月二十九日午前十時開議

△開議

○議長（永田 章君） おはようございます。

それでは、定刻、定足数に達しましたので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付いたしております議事日程第五号のとおりであります。

議事日程（第五号）

日程第一 議案第三六号 西之表市税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第二 議案第三七号 西之表市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第三 議案第三八号 西之表市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

日程第四 議案第三九号 平成三十年西之表市一般会計補正予算（第一号）

日程第五 議案第四〇号 平成三十年西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）

日程第六 議案第四一号 平成三十年西之表市介護保険特別会計補正予算（第一号）

日程第七 議案第四二号 平成三十年西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第一号）

日程第八 議案第四三号 平成三十年西之表市水道事業会計補正予算（第一号）

日程第九 請願第七号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度二分の一復元、複式学級解消をはかるための、二〇一九年度政府予算に係る意見書採択の要請について

日程第一〇 請願第八号 国民健康保険制度に関する請願書

日程第一一 議案第四四号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度二分の一復元、複式学級解消をはかるための、二〇一九年度政府予算に係る意見書の提出について

日程第一二 議員派遣の件

日程第一三 閉会中の継続審査

△議案審議

○議長（永田 章君） それでは、これより議案審議を行います。

△議案第三六号 西之表市税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（永田 章君） 初めに、日程第一、議案第三六号、西之表市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。総務文教委員長の報告を求めます。

〔総務文教委員長 鮫島市憲君登壇〕

○総務文教委員長（鮫島市憲君） 皆さん、おはようございます。

本委員会が付託を受けました議案第三六号、西之表市税条例の一部を改正する条例の制定について、審査の結果を御報告します。

本案は、地方税法の改正により、生産性革命・集中投資期間中における臨時・異例の措置として、地域の中小企業における設備投資の促進に向けて、生産性向上特別措置法の規定により、固定資産税の軽減を図るため、西之表市税条例の一部を改正しようとするものです。

第一条の改正は、中小企業の設備投資を促進するための税制措置として、生産性の向上に重点的に取り組む業種として、導入促進基  
本計画に定める業種で、市町村の認定を受けた中小企業の設備投資を支援するものです。

この特例措置は、中小企業等が取得した一定の機械設備等の設備投資について、固定資産税を二分の一からゼロまで軽減することを可能とする三年間の時限的な措置であります。

本市においては、生産性向上特別措置法の目的である労働生産の向上を目指すため、認定を受けた中小企業の設備投資の軽減割合をゼロとする特例率を定めたことでした。

第二条は、条例の項のずれが生じたことによる改正です。

附則として、施行期日を定めております。

本委員会は審査の結果、全会一致で可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、総務文教委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第三七号 西之表市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改



正する条例の制定について

○議長（永田 章君） 次に、日程第二、議案第三七号、西之表市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

産業厚生委員長の報告を求めます。

〔産業厚生委員長 木原幸四君登壇〕

○産業厚生委員長（木原幸四君） おはようございます。

本委員会が付託を受けました議案第三七号、西之表市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、審査の結果を報告いたします。

本案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する条例の制定に伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

主な内容といたしまして、第十条第三項第四号は、「教育職員免許法第四条に規定する免許状を有する者」に改めるもので、これは、教員免許状の更新を受けていない場合の取扱いを明確にし、有効な教育免許状を取得した者を対象とするため改正するものです。

同項第十号は、「五年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市長が適当と認めたもの」を加えるもので、放課後児童支援員の支援要件を拡大するための改正であります。

なお、附則といたしまして、公布の日から施行するものとしていたします。

本委員会は審査の結果、全会一致で可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、産業厚生委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よつて、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、委員会開催のため、しばらく休憩をいたします。開催時間については庁内放送等でお知らせをいたします。休憩に入ります。

午前十時六分休憩

午前十時四十五分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。  
議案審議を続行いたします。

△議案第三八号 西之表市子ども医療費助成条例の一部を改正  
する条例の制定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第三、議案第三八号、西之表市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

産業厚生委員長の報告を求めます。

〔産業厚生委員長 木原幸四君登壇〕

○産業厚生委員長（木原幸四君） 本委員会が付託を受けました議案第三八号、西之表市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、審査の結果を報告いたします。

本案は、鹿児島県乳幼児医療費助成事業補助金交付要綱の一部改正に伴い、平成三十年十月一日から、市町村民税非課税世帯の乳幼児を対象に医療機関等における自己負担金の支払いを求めない給付方式が導入されることにより、子ども医療費助成の対象者の見直し及び字句の整理のため、条例を改正しようとするものです。

第二条第二項は、助成対象子供の定義中、市町村民税非課税世帯の乳幼児以外の子供及び生活保護法による保護を受けている子供を助成対象の子供から除くために改正するものです。

同条第六項を加える改正は、市町村民税非課税世帯を定義するために改正するものです。

同条第七項を加える改正は、乳幼児の定義を「六歳に達する日以降、最初の三月三十一日までの者」とするもので、本市においては、子ども医療費が五十五名、ひとり親医療費が二十九名、重度心身障害者医療費が二名の合計八十六名が対象となっております。

第四条第一項は、助成の規定について、ただし書きを加え、改正するものです。

第七条第二項は、助成金の申請があつたとみなす機関として、鹿児島県国民健康保険団体連合会に社会保険診療報酬支払基金鹿児島支部を加えるために改正するものです。

附則第一項として、この条例は平成三十年十月一日から施行するものと規定し、附則第二項として、経過措置を規定し、附則第三項として、西之表市個人番号の利用等に関する条例の一部改正を規定しています。

なお、附則第一項のただし書きにより、附則第三項の改正は、平成三十年七月一日から施行するものです。

本委員会は審査の結果、全会一致で可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「一五番 渡辺道大君登壇」

○一五番（渡辺道大君） 議案第三八号、西之表市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告に賛成の立場で討論を行います。

本市におかれましては、子ども医療費の無料化が十八歳まで拡充をされ、また、子育て支援策としても、給食費の一部無償化も始まり、県内でも進んだ取組みとなっております。

これまで子ども医療費の窓口負担なしが実施されていなかったのは、九州管内でも沖縄と鹿児島県だけと、全国でも遅れた状況でした。

今回、乳幼児を対象に、本市では八十六名が対象とのことですが、それでも手持ちのお金がないと病院にかかれぬ状況がなくなるということは前進をしたことであります。

今後は、乳幼児全世帯や子ども医療費無料化を実現した年齢まで事業が拡大していくことを期待し、賛成の討論といたします。

○議長（永田 章君） 反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、産業厚生委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

△議案第三九号 平成三十年度西之表市一般会計補正予算（第

一号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第四、議案第三九号、平成三十年度西之表市一般会計補正予算（第一号）を議題といたします。

初めに、予算特別委員長の報告を求めます。

「予算特別委員長 小倉初男君登壇」

○予算特別委員長（小倉初男君） 本委員会が付託を受けました議案第三九号、平成三十年度西之表市一般会計補正予算（第一号）について、審査の結果を報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ一千四百四十五万三千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ百二億一千六百四十五万三千円とするものです。

地方債の変更は、辺地対策事業ほか変更四件で、限度額を七億七

千七百二十八万三千円と定めるものです。

次に、歳入から説明いたします。

国庫支出金の教育費国庫補助金一千四百五十九万二千円の減額は、中学校トイレ改修工事を平成二十九年度の繰越事業としたことによるものです。

同じく土木費国庫補助金二千三百九十九万二千円並びに県支出金の総務費県補助金、地籍調査事業費補助金一千二百九十七万五千円の減額は、国及び県の補助金交付決定によるものであります。

商工費県補助金は、北部観光整備事業により喜志鹿崎灯台にトイレの設置及び駐車場を整備するためのもので、県の補助金交付決定に伴う追加であります。

次に、歳出について説明します。

総務費の一般管理費には、機構改革に伴う庁舎修繕や備品購入にかかる経費など、六百六十二万五千円を追加計上しています。

同じく地域振興費のコミュニティ助成補助金の追加は、現和上之町自治会の備品購入等にかかるものです。

民生費の児童館費四百四十四万九千円の追加は、かもめ児童館、美浜児童センターの空調設備設置工事に伴う経費であります。

農林水産業費の農業委員会費には、新規事業として、農業者等が遊休農地を活用して生産活動を行うために、遊休農地の解消に要する経費の一部を助成する遊休農地解消対策事業百二十五万九千円が計上されています。

同じく農業振興費には、農家からの要望が多い鳥獣被害防止さくの資材に対する交付金、鳥獣被害防止総合対策整備に九百八十四万八千円を追加計上しております。

商工費の商工振興費には、新規事業として港町再生検討推進事業を計上しており、事業内容は、市民と観光客でにぎわう港町の再生、これにより中心市街地の活性化を図ることを目的として、本年度は基本方針を策定するための経費を計上しているとの説明を受けました。

同じく観光費には、これまで多くの要望が寄せられていた喜志鹿崎灯台へのトイレの設置及び駐車場の整備を行うために、北部観光整備事業として五千三十七万五千円を計上しております。

教育費の外国青年招致費の減額は、本年度より外国語指導助手の二名体制を予定していましたが、一名が七月着任となったことによるもので、一学期については中学校の英語教諭が巡回することで対応していることとなりました。

同じく学校管理費の工事請負費の減額は、中学校トイレ改修工事が平成二十九年度繰越事業となったことによるものです。

同じく市民会館管理費三百十八万四千円の増額は、市民会館二〇一会議室空調機修繕料が主なものです。

本委員会は審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、予算特別委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第四〇号 平成三十年度西之表市国民健康保険特別会計

補正予算（第一号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第五、議案第四〇号、平成三十年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）を議題といたします。

予算特別委員長の報告を求めます。

「予算特別委員長 小倉初男君登壇」

○予算特別委員長（小倉初男君） 本委員会が付託を受けました議案第四〇号、平成三十年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算

（第一号）について審査の結果を報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ六百八十一万二千元を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十二億八千六百八十八千円とするものです。

予算の主なものにつきまして、歳入から説明します。

県支出金の保険給付費等交付金の増額は、特別調整交付金分等の変更によるもの、繰入金の一般会計繰入金の減額は、歳出の人件費補正に伴うものです。

次に、歳出について説明いたします。

総務費の一般管理費の減額は、職員の人事異動に伴うものです。保健事業費の疾病予防費の増加及び医療費適正化費の減額は、生活習慣病予防対策強化のため予算を組み替えたものです。

本委員会は審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、予算特別委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第四一号 平成三十三年度西之表市介護保険特別会計補正

予算（第一号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第六、議案第四一号、平成三十三年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第一号）を議題といたします。

予算特別委員長の報告を求めます。

〔予算特別委員長 小倉初男君登壇〕

○予算特別委員長（小倉初男君） 本委員会が付託を受けました議案第四一号、平成三十三年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第一号）について御報告します。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ一千三百二十二万四千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十一億二千五百二十二万四千円とするものです。

予算の主なものについて、歳入から説明します。

国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金の増額については、歳出予算の補正に伴い、地域支援事業交付金等の再算定を行っ

たものとの説明を受けました。

次に、歳出について説明します。

総務費の一般管理費の増額は、職員の人事異動に伴うものです。

地域支援事業費のサービスマネジメント費の増額は、訪問介護士のうち一人を非常勤から常勤とすることによるものです。

同じく地域包括支援センター運営事業費の増額は、職員の人事異動に伴うもの及び介護保険制度改正に伴う共同利用型システム改修の経費です。

同じく任意事業費の増額は、成年後見制度利用支援事業に係るものです。

同じく認知症総合支援事業費の増額は、人事異動に伴うもので保健師等が研修等を受講するための負担金です。

本委員会は審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、予算特別委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第四二号 平成三十年度西之表市後期高齢者医療保険特

別会計補正予算（第一号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第七、議案第四二号、平成三十年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第一号）を議題といたします。

予算特別委員長の報告を求めます。

〔予算特別委員長 小倉初男君登壇〕

○予算特別委員長（小倉初男君） 本委員会が付託を受けました議案第四二号、平成三十年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第一号）について、審査の結果を報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ二百十五万四千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二億二千六百十五万四千円とするものです。

予算の主なものについて、歳入から説明いたします。

繰入金の事務費繰入金増額は、歳出の人件費補正に伴うものです。

次に歳出について説明いたします。

総務費の一般管理費の増額は、職員の人事異動に伴うものです。

本委員会は審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、予算特別委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第四三号 平成三十年度西之表市水道事業会計補正予算

（第一号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第八、議案第四三号、平成三十年度西之表市水道事業会計補正予算（第一号）を議題といたします。

予算特別委員長の報告を求めます。

〔予算特別委員長 小倉初男君登壇〕

○**予算特別委員長（小倉初男君）** 本委員会が付託を受けました議案第四三号、平成三十年度西之表市水道事業会計補正予算（第一号）について、審査の結果を報告します。

第二条の収益的収入及び支出は、事業収益を三十九万四千円増額し、四億五千三百七万二千円に、事業費を四百三十万四千円減額し、四億四千二百八十一万一千円とするものです。

事業収益の営業収益の増は、経済観光課から依頼される喜志鹿崎灯台給水管の設計施工管理の委託料です。

事業費の減は、人事異動に伴う人件費が主なものですが、営業費用の原水及び浄水費の委託料の増は、浄水処理の過程で発生する濃縮汚泥が貯留施設の許容量に達するため、産業廃棄物として処分を行うためのものです。

第三条の資本的支出は、三百四十四万二千円増額し、三億三千五百三十二千円とするものです。

増額の内容は、能野地区の減圧槽用地、武部地区の浄水場用地、深川地区の取水口用地に係る取得費等で、いずれも昨年度までに取得完了する予定であったものを登記事務に時間を要し、本年度での執行となったものです。

第四条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費を七百三十九万二千円減額し、七千二十八万二千円とす

るものです。

第五条の他会計からの補助金は、一千二百三万四千円を一千二百五万三千円に改めるものです。

本委員会は審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○**議長（永田 章君）** これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（永田 章君）** 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（永田 章君）** 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、予算特別委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**議長（永田 章君）** 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△**請願第七号** 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度二分

の一復元、複式学級解消をはかるための、二〇一九年度政府予算に係る意見書採択の要請につ



いて

○議長（永田 章君） 次は、請願・陳情の審議を行います。

日程第九、請願第七号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度二分の一復元、複式学級解消をはかるための、二〇一九年度政府予算に係る意見書採択の要請についてを議題といたします。

総務文教委員長の報告を求めます。

〔総務文教委員長 鮫島市憲君登壇〕

○総務文教委員長（鮫島市憲君） 本委員会が付託を受けました請願第七号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担金制度二分の一復元、複式学級解消をはかるための、二〇一九年度政府予算に係る意見書採択の要請について、審査の結果を報告いたします。

本請願書は、川村孝則議員を紹介議員として、西之表市安納九七六番地、鹿児島県教職員組合熊毛地区支部西之表地区協議会会長、榎園智香子氏より提出されたものです。

趣旨は、子供たちの教育環境改善、教職員の長時間労働改善のために計画的な教職員定数改善を図ること、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を二分の一に復元すること、離島・山間部の多い鹿児島県において教育の機会均等を保障するため、国の学級編制基準を改めて、学校統廃合によらない複式学級の解消に向けて適切な措置を講ずること。

以上の趣旨に基づき、政府関係機関への意見書の提出を求めるものであります。

本委員会は審査の結果、全会一致で採択すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

〔七番 和田香穂里さん〕

○七番（和田香穂里さん） 全会一致ということではあるんですけども、これに対して賛成の理由というものが述べられたようなことがあればお聞かせいただきたいんですが。

○総務文教委員長（鮫島市憲君） 別にそのような意見はありませんでした。

以上です。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

〔七番 和田香穂里さん登壇〕

○七番（和田香穂里さん） 請願書、教職員定数改善と義務教育国庫負担、失礼しました。義務教育国庫費負担制度二分の一復元、複式学級解消をはかるための、二〇一九年度政府予算に係る意見書採択の要請についてを採択すべきとの立場から討論いたします。

ただいま委員長の報告にもありましたように、全会一致ではございませんでしたが、請願理由に述べられていることに、ぜひつけ加えたいことを述べさせていただきます。

日本政府は、一九九〇年に子どもの権利条約を批准し、一九九四年に発効しました。

この条約の根幹にあるのは、全ての子供の最善の利益を図るというものです。日本政府の見解にあるような、戦争や飢餓や貧困の状態に置かれている子どもだけが対象ではなく、全ての子供が対象であり、求められているのはベターではなくベストです。

小中学校の教職員の多くが、過労死ラインと言われるような時間を超える長時間労働にあつて、子供の最善の利益が図られるはずはありません。子供の最善の利益を図り、守る者には、そのための十分な時間的精神的余裕が確保されなければなりません。

また、条約では、教育の機会の均等も子どもの権利としてうたわれています。教育環境が著しく異なることによって教育の機会の均等が確保されていない現状は、即刻改善されなければなりません。そして、条約は国・政府に対してしかるべき措置を講じることを求めています。

自治体の教育に必要なことは、学習指導要領による教育内容の管理統制などではなく、自治体の財政力によって教育に格差が生じないための措置であるべきです。

十分に整った環境の中で子どもの最善の利益が図られるためには、

本来の理念としては、全額国庫負担が望ましいとあります。

以上の点から、総務文教委員会での決議を支持し、引き続き、またより強く政府の対応を求めていくことを訴え、賛成討論いたします。

○議長（永田 章君） 反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本件を採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、請願第七号は採択と決しました。

#### △請願第八号 国民健康保険制度に関する請願書

○議長（永田 章君） 次は、日程第一〇、請願第八号、国民健康

保険制度に関する請願書を議題といたします。

産業厚生委員長の報告を求めます。

「産業厚生委員長 木原幸四君登壇」

○産業厚生委員長（木原幸四君） 本委員会が付託を受けました請

願第八号、国民健康保険制度に関する請願書について、審査の結果を報告いたします。

本請願書は、橋口美幸議員を紹介議員として、西之表市安納三六一三番地、西之表市生活と健康を守る会会長、沖田一元氏より提出されたものです。

請願の趣旨は、国民健康保険制度の都道府県化によって国民健康保険制度のあり方が変わることに伴い、市民負担が増えることを懸念し、市民や国民健康保険加入者にとって、支払い可能な保険税、安心して使える医療制度にしてほしいとの内容であります。

また、国の国民健康保険財政への支援を大幅に増やすよう国庫負担の増額を国へ求めること、県独自の財政支援や本市が行っている一般会計から国民健康保険会計の繰入れを続けてほしいなどの要望であります。

本委員会は、審査の結果、請願の趣旨と内容について、国民健康保険運営が都道府県に移管したばかりで判断するには時期尚早であり、市当局も、減免制度の導入や相談による保険証の発行など実際に対応していると判断し、賛成少数で不採択と決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

本件に対する委員会での採決結果は不採択でありますので、初め

に原案に賛成する討論を行います。

賛成討論はありませんか。

「一六番 橋口美幸さん登壇」

○一六番（橋口美幸さん） 請願第八号、国民健康保険制度に関する請願書について、原案に対し賛成の立場から討論を行います。

本請願書の趣旨は、委員長報告の中にもありましたとおりですが、本市では、これまで国民健康保険税の値上げを抑えるために一般会計からの法定外繰入れを行ってまいりましたが、今後、国民健康保険の運営を県が統一して行う広域化などによって、一般会計からの繰入れを認めない方向にあるように感じられますが、国民健康保険の値上げが大変懸念されるところでございます。

市民にとっても、払いたくても払えない状況の改善を求めています。

国民健康保険税の国及び都道府県の義務には、国は、国民健康保険事業の運営が健全に行われるように努めなければならない。また、都道府県は、国民健康保険事業の運営が健全に行われるように必要な指導をしなければならぬとされています。

本定例会におきまして、市長答弁にもありましたように、国民健康保険は構造的な問題を抱えており、抜本的な改革が国には求められております。

国の支援で安心して使える医療制度に変えていくべき、市民の思いに応えるためにも、西之表市議会としても、この請願を採択すべ

きではないでしょうか。

請願の三番の一番にあるように、「西之表市が行っている国保会計への一般財源からの繰り入れは今後必ず継続してください」という項目があります。

この項目についても、一般財源からの繰り入れについては、昨年二〇一七年九月の説明会でも、厚労省は自治体に対して、法定外繰り入れについては繰り入れの維持を含めて検討をするようにと各市町村には指示をしております。

本市は、住民負担増を回避するために一般財源からの投入をしてまいりました。今後も一般財源からの繰り入れを排除するものではないことを国は認めております。

国民健康保険の構造的な問題、一つは低所得が多く、低所得の皆さんが多く加入する制度であること、子供の被保険者への支援策もまだ十分ではないこと、このようなことが解決されないまま、広域化を決定いたしました。

三千四百億円の公費支援はあるものの、全国知事会では、この前に、昨年、一兆円が必要だという要求をしております。

国民健康保険の構造的な問題を解決されない。そして、国庫負担も増えない。こういうことをする前に広域化を決定したということ、もう既に国庫負担を増やすべきではないか。このことを強く指摘をいたしまして、請願書に対して賛成の立場で討論を行います。

○議長（永田 章君） 原案に反対する討論はありませんか。

「六番 川村孝則君登壇」

○六番（川村孝則君） 請願第八号、国民健康保険制度に関する請願書について、原案に反対の立場で討論をしたいと思っております。

今回、この請願書の審査については、本市の国民健康保険制度の現況も伺った上で請願書の診断に当たりたい、そういう委員会の合意のもとに担当課にも委員会に出席をしていただいて、市の取組み、現況を伺いながら、私としては、その結果、原案に対して反対という判断をさせていただいております。

先ほど、原案に賛成する人の討論もありましたけれども、私は、それぞれ請願項目を大きく三つ挙げておりますが、自分の考え方をですね、各項目ごとに述べていきたいと思っております。

一点目、財政基盤強化のために国庫補助の増額を国に意見書を出してくださいという趣旨です。二点目が、県独自の財政支援強化を強く求めてくださいという趣旨です。

この二項目は関連しますので、一括して申し上げますけども、今年度から、先ほど話があったように、県が運営主体として保険者として国民健康保険制度の運営が始まりました。

これは、これまで各市町村の国民健康保険制度に係る財政運営が厳しい状況を踏まえ、やっと始まった制度でもあります。

今年度から始まった県自体も、一年間の歳入歳出の財政健全化を図るべく財政運営を進めていくというふうには私は確信しておりますが、今後将来、高齢化に伴い、医療費が高騰し、その抑制がままな

らない状況にあれば、当然、国に対し、財政の補填対策等も含めて、全国知事会でも議題になると思われます。

そういう意味では、県が運営主体としてスタートした、この時期早々に財政補填の要望を上げること自体が、私は時期尚早と言わざるを得ません。

三点目の西之表市の国民健康保険制度の取組みについて、四点ほど要望が出されております。

一点目、国民健康保険会計へ一般会計からの繰入れは今後も必ず継続してくださいという趣旨であります。

繰入れは、法定内・法定外がありますが、法定内は人件費等必要経費があり、これは今後も継続されると思いますけれども、法定外は、決算時に赤字を解消する趣旨で各法定外繰入れを行ってきた経緯があります。

これは、法定外繰入れを行わなければ、翌年度の保険税に直接影響し、国民健康保険税の値上がりにもつながってきたと言えます。

また今年度から、なぜ県が主体となって国民健康保険制度を始めた、その理由は、今日、各市町村の国民健康保険に係る給付費が上がり、財政を圧迫し、一般会計からの繰入れを行い、苦しい財政運営を余儀なくされている各市町村の要望でもあったからだと思います。

これを継続することは、私は、県にこの国民健康保険制度を移管した意味がないと思います。

また、行政は、法定外繰入れについて、災害等の突発的な事由による市民の所得減の場合、一時的に行うこともあり得るという説明もされております。

したがって、一点目の一般会計からの法定外繰入れは継続する必要があると私は判断しております。

二点目、三点目、四点目の項目については、ほとんど減免措置の創設拡充という内容の趣旨と受けとめました。

私は、国民は納税は義務であります。税は公平公正にあるべきであります。そうした中で国民それぞれの所得に応じて税額が決定していると思います。

国民健康保険は、所得の低い人たちの加入が多い保険制度でもあります。だからこそ、所得に応じて、減免制度も七割や五割、二割とあります。

国民健康保険制度も、収入を確保しなければ、病院に支払う給付費も確保できません。所得が下がり、厳しい生活をされている市民の方々もいらつしやると思います。

ただ私たちは、納税の義務があります。したがって、市民各自が今の生活を鑑みたときに、納税が厳しいと考えたときは、ぜひ行政に相談してほしいと思います。

これまで担当課は、相談に来る市民に対しては丁寧な相談に応じてきたと思っております。そして、今日では、納付者の環境整備として、コンビニでも税の納付ができるようになりました。これも、

市民が税を納めてもらう手段として利便性を追求している結果と言えます。

資格証明書の交付にあつては、公平公正に交付しているという報告もありました。

税金を支払う能力があると思われる市民においても、滞納されている方もいるようであります。そうした方は、担当課にも相談にも来ないそうであります。

西之表市は、税の収納率は上がってきており、県内でも上位に位置しておりますが、医療費も上がってきております。

したがって、国民健康保険は、低所得者に対する必要な減免措置や窓口での相談業務をこれまで同様行いながら、市民に国民健康保険制度を理解していただき、収納率の向上と医療費の抑制で健全な国民健康保険財政ができるよう努力していただきたい。これが県全体の運営にも影響するというふうに思っております。

こうした観点から、これまでの低所得者に対する現行の減免措置を維持しながら、そしてまた県の財政運営をしばらく注視をしながら、懸念事項が出てきたときには、そのときに市議会として判断すればよいというふうに考えます。

以上、私の原案に反対する討論といたします。

○議長（永田 章君） 原案に対し賛成討論はありませんか。

〔七番 和田香穂里さん登壇〕

○七番（和田香穂里さん） 国民健康保険制度に関する請願について

て、原案に賛成の立場から討論いたします。

産業厚生委員会においても、また、ただいまの反対討論においても、時期尚早であるという意見、あるいはまた、時間をかけて状況を調査し検討する必要があるとの意見も出されました。

しかしながら、国民健康保険制度の課題、問題点は、先ほどの賛成の討論の中にもありましたように、さきの一般質問において、同僚議員への答弁で市長が示されたとおり、被保険者の年齢層が高く、医療費も高い反面、被保険者の所得水準が低いことから、そもそも財政基盤が弱いという構造的なものであります。

したがって、保険者が都道府県にかわったことで改善されるものではありません。

健康保険税の負担が市民の懐を直撃している状況がよくなることは、今後も期待できず、市民の不安は増すばかりです。国民皆保険制度の底辺を支える、なくてはならない制度でありながら、国庫負担が減額され続けている現状においては、決して時期尚早とは言えないと考えます。

また、日本国憲法第二十五条「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」、二「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」とあります。

国民健康保険は、年金、雇用保険、介護保険等の社会保険制度として、この憲法二十五条に定められた社会保障の中核をなす制度で

あり、国の生存権保障義務を明確にうたっていることから、国庫負担を求めていくのは当然のことだと考えます。

また、保険者となった県に対してですが、財政運営の責任主体としての独自の取組み、殊に財政支援を求めること、これは市民の負担を少しでも軽減して、年をとつても、病気になるつても、不安のない暮らしを支えるためにまた当然必要なことと言えると思います。

本市において、関係所管課が真摯な姿勢と非常な労力をもって制度の最前線を守っておられることは、さきの委員会においても、しっかりと確認させていただきました。

しかしながら、制度の谷間で苦しんでいる市民が、少数ではあつても存在する限り、そういう方々の困窮を把握し、直接手を差し伸べられるのは、最前線である関係所管課を初めとする本市の行政です。

制度が誰のために、何のためにあるのかを身をもって感じ、保険料の徴収率を上げることだけが制度の本来の目的ではないことを最も理解しているのが地元自治体の行政であると考えます。

だからこそ、厚生労働省も自治体の裁量として認めている一般会計からの繰入れを初め、市独自の血の通った施策や対応に力を尽くしていただきたいという思いから、原案に賛成いたします。

以上です。

○議長（永田 章君） 原案に対し反対討論はありませんか。

「一一番 田添辰郎君登壇」

○一一番（田添辰郎君） 私は、国民健康保険制度に関する嘆願書について反対の立場から討論させていただきます。

請願項目、大きく一、二、三、三のほうは細かく四つでございます。私の自らの考え方を国・県・市レベルで少しお話しさせていただきたいと思えます。

国民皆保険制度、本当にありがたい仕組みでございます。この国民健康保険会計が厳しいというのは、高齢化もそうなんでありますが、加入者の平均年齢が平成二十六年度では五十一・五歳、協会けんぽでは三十六・七歳、このような問題もございます。

高齢化が進んでいる市町村国民健康保険でありますから、加入者一人当たりの医療費のほうも三十三・三万円。ほかの保険が十六万円、そして、加入者一人当たりの平均所得のほうも、市町村国民健康保険にあつては八十六万円、一世帯当たり百四十四万円。他の協会けんぽ、組合健保等では百四十二万円、二百七万円、一世帯当たりは二百四十六万円、三百八十四万円、このような差になってまいります。

そして、加入者一人当たりの平均保険料でいきますと、国民健康保険のほうは八・五万円、一世帯当たり十四・三万円、協会けんぽ一人当たり十八・七万円、組合のほうは二十二万円、このような数字になってまいります。

実際、所得が少ないわけでありますから、保険料負担率のほうは国民健康保険のほうは一〇％近くあるということで、負担をするほ

うも大変な制度でございます。

しかしながら、一番目の国の負担でございます。

公費負担のほうは、給付費等の五〇%を国が見、そして低所得者のための、また、突発的な災害等、事情の変更のための保険料軽減等のお金も国が面倒を見ることになっております。

協会けんぽのほうでは、給付費等の一六・四%。

そして、公費負担額でいきますと、市町村国民健康保険は四兆三千三百十九億円、このうち国が三兆九百五十八億円を持っておりません。

協会のほうは、一兆一千七百八十一億円、全額国費で見ているところでございます。

一番目の、これまで以上に国庫負担を増やしていただきたい、私も国民健康保険に加入しておりますから、当然の意見かと思えます。

しかしながら、国民健康保険に入っていない方、先ほどの討論者もおっしゃってりましたが、その方たちもきつちりと負担をしているわけでありませぬ。

また、議員の皆様御存じのとおり、国民健康保険会計、水道事業と同じように特別会計であります。その中でやりくりをやっていくのが基本であります。

そのようなことを考えれば、国が、余裕があればですね、負担を増やしていただきたい、そう思うのは当然であります。今の制度を見比べたときに、要望するのはできますが、本当にそれを国に求

めることができるのか、そのようにも思うわけでありませぬ。

少子高齢化を迎え、まだまだ財政のほうは厳しくなっております。医療費のほうは高くなってまいります。

その中で国のほうも、国民健康保険のほう、ほかの保険制度とどのような兼ね合いを持っていくのか、今、検討している段階であります。

そのような中で、国の国民健康保険財政、社会保障制度、理解せずに無理を言うのはどうなのかと思うわけでありませぬ。

先進国一億人以上の国において、国民皆保険制度をやっているところはほとんどないわけでありませぬ。

アメリカにおいては、オバマケアと言われましたが、アメリカの医療費は二〇一五年で国民一人当たり百四万円です。日本は約四十六万円で、国民一人当たりの医療費は、アメリカが四倍あるわけでありませぬ。

個人負担、民間企業の負担となりますと、日本は六万九千円、アメリカは五十二万六千円、七・六倍の開きがあるわけでありませぬ。

このような状況の中、医療費負担が多いアメリカでございます。民間の保険制度が発達したアメリカでございますから、さぞや国民の皆さんは、憲法二十五条ではありませぬが、健康で文化的な健全な生活を我々日本国民よりやっているのではないかと思うわけでありませぬ。ところが、健康寿命というものがございませぬ。

健康寿命、日本が一番であります。七十四・九歳まで健康で過ご



されるということでございます。

では、これほど医療費のかかる、一人一人の負担が大きいアメリカはどうかと言うと六十九・一歳であります。最低レベルということであります。

我々の日本におきましては、国民皆保険制度が他の国に誇れるような制度であるのは間違いないかと思えます。

しかしながら、北欧のほうでは寝たきり、寝せたきりが無いと言われております。

そのような問題点も、そして負担の問題もさまざまあるわけですが、日本の皆保険制度、どう維持するか。単純に自分たちが楽になるために負担を楽にしてくれ、その要望も重要かもしれませんが、やはりそれぞれの制度の違いを理解した上で建設的な意見を述べるべきではないか。そのように思うわけです。

県のほうは、財政基盤の安定化ということで、市町村よりは県のほうがいいのではないか、そのような議論の中で、市町村もお願いする中でこのようになってまいりました。

平成二十七年の本県の国民健康保険医療費は千八百三十七億円となっております。

本県の国民健康保険被保険者一人当たりの医療費は、全国平均の一・二三倍になっています。三十三万五千二百七十九円が全国平均であります。本県は四十一万一千四百三十八円となっております。一・二三倍であります。そして、医療費の伸びも全国平均より高い

率で伸びている現状がございます。

なぜ鹿児島県が全国で六位という、ワーストであります。なぜ鹿児島県がこのような高い医療費になっているのか。県の資料のほうを拝見しますと四つのことが書かれております。

被保険者の高齢化。入院医療費の占める割合が高い。病床数が多く、長期入院の割合が高い。生活習慣病の受診率が高い。このような四つのが原因でなっているわけです。

平均在院日数でいきますと、全国二百七十四・七日、本県は三百八十一・〇日、これは精神病棟でございます。

感染症病棟、結核病棟、療養病棟、一般病棟、これもやはり平均より高いところがあるわけですが、鹿児島県の中で平均在院日数といいますと、鹿児島と高知のほうですが、以前にも一般質問で取り上げさせていただきましたが、平均在院日数が百日以上長いという結果になっております。

そのような中で、国民健康保険医療費の状況を見ますと、資料におきましては、高いところ、お金がかかるところ、かからないところ、いろいろあります。赤、黄色、緑とかしているわけです。平均を一としたときに、西之表市は〇・九〇以上、一・〇〇未満ということで緑色になっております。

国民健康保険税が、医療費が高い鹿児島県でありますから、当然これまでより医療費が高くなる可能性もあるのかもしれませんが、そのことは念頭に置きながらも、我々西之表市、長野力市政のもの

とから保健師の採用を多くしております。すこやかなほうも一生懸命活動しております。

そのかいなく、残念ながら、健診の受診率はなかなか上がらないわけですが、病気が重くなる前に、慢性病が重くなる前に、早期に解決しよう、そのような努力をしているわけです。

県独自の財政支援、県にも今言った四点の問題を解消するように求めていかなければなりません。西之表市の財政と同じように、新たな財政支援というものは期待できるような状況なのか、私は疑問に思うわけです。

また、三点目の、西之表市が行っている国民健康保険会計への一般会計への繰入れ、法定外繰入れのことだと思いますが、今後必ず継続してくださいということではございます。討論者もおっしゃいましたように、同じ意見であります。

これを前もって、法定外繰入れをやりますとして、そのようなことを市民の皆さんに、県の皆さんに訴えてよろしいものかどうかを私は疑問に思います。

やむを得ず、国民健康保険税値上げを避けるために、やる場合は、やむを得ずの場合であります。最終最後の場合であります。これの前もって、初めからやるというてどうなんでしょう。その辺を考えたいただければと思います。

また、②の低所得者が加入する制度でございます。この辺は、考え方の違いであります。

国民健康保険制度、加入者が助け合ってやる仕組みでございます。そして、特別会計でもございます。誰かの負担を軽くすれば誰かの負担が重くなる。そのような仕組みでございますから、きつちりと我々市議会としても、行政当局としても、議論を重ねながら行うべき施策ではないか。そのように思うわけです。

そして、三番、四番目でございます。悪質な場合を除き、資格証明書の発行や滞納処分等の強行をしないでくださいとなっております。四番目、医療費の支払いが困難な被保険者、病気やけがで治療が必要になった場合、無保険や資格証明書の保持者であったとしても、治療が受けられるよう、保険証を発行し、医療費の減免の措置をとってください。

三番、四番目ではありますが、三番目につきましては、担当課から説明がありましたように、私も徴収業務を行う上での物言いの問題はたびたび指摘させていただいております。しかしながら、強行はしていません。これも事実であります。

四番目の医療費の支払いが困難な場合、国民健康保険料を払わなくても無料で医療が受けられる。それでいいんでしょうか。助け合いの制度であります。

また、国民皆保険制度のもとでは、制度上は無保険者は出てまいりません。

そして、担当課もおっしゃるように、きちっと相談をし、支払いの約束をすれば、医療が受けられるような施策を打っているわけで

あります。

三番、四番、今、必死になって西之表市全体で取り組んでいるこの国民健康保険の問題、また、市民の健康の問題、それに誤解を与えるものではないか。そのように私は思います。

世界に誇れる国民皆保険制度です。このよさを十分と理解した上で、もっとよくするために提案をすべきであると思います。

国・県・市が、やりようが足りない。国民のため、県民のため、市民のため、何とかしようというのはどの立場においても同じであること。そのことを認識していただければ幸いです。

この国民健康保険制度、これからもさまざまな問題点が発生するかもしれませんが。これは、我々地方議員としても、一行政としても、さまざま知恵を出し合いながら、世界の中でまれに見る国民皆保険制度、未永く子供の世代にも、孫の世代にも残せるように一致団結すべき、そのように申し上げまして、私の反対討論とさせていただきます。

○議長（永田 章君） ほかに討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより採決いたします。

本件に対する産業厚生委員長報告は不採択とのことでありますので、原案について採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 起立少数であります。

よって、請願第八号、国民健康保険制度に関する請願書は不採択と決しました。

△議案追加上程・議案審議

○議長（永田 章君） 次は、議案の追加についてお諮りいたします。

ただいま、会議規則第十四条第二項の規定により、総務文教委員会から、議案第四四号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度二分の一復元、複式学級解消をはかるための、二〇一九年度政府予算に関する意見書の提出についてが提出されました。

この際、議案第四四号の議案一件を追加上程し、直ちに議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

それでは、直ちに議案審議を行います。

△議案第四四号

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度二

分の一復元、複式学級解消をはかるための、

二〇一九年度政府予算に係る意見書の提出

## について

○議長（永田 章君） 日程第一一、議案第四四号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度二分の一復元、複式学級解消をはかるための、二〇一九年度政府予算に係る意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

〔総務文教委員長 鮫島市憲君登壇〕

○総務文教委員長（鮫島市憲君） 西之表市議会会議規則第十四条第二項の規定により提出します。

提出者、総務文教委員会委員長、鮫島市憲。

読み上げて説明にかえさせていただきます。

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度二分の一復元、複式学級解消をはかるための、二〇一九年度政府予算に係る意見書（案）。

学校現場における課題が複雑化・困難化する中で、子どもたちのゆたかな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠である。特に小学校においては、一八年度から新学習要領の移行期間に入り、外国語教育実施のため授業時間の調整など対応に苦慮する状況になっている。ゆたかな学びの実現のためには、教職員定数改善などの施策が最重要課題である。また、明日の日本を担う子どもたちを育む学校現場において、教職員が人間らしい働き方ができるための長時間労働は正が必要であり、そのためにも教職員定数改善は欠かせないものである。

また、離島・山間部の多い鹿児島県においては二学年の子どもが一つの学級で学ぶ複式学級が多く、単式学級で学ぶ子どもたちと比較したとき、憲法が保障する教育の機会均等が保障されているとは言えない。子どもの教育の機会均等と学びの保障の観点から、複式学級の解消は、極めて重要な課題である。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が二分の一から三分の一に引き下げられた。いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われているが、地方自治体の財政を圧迫している。国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。

よって、国会及び政府におかれましては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるようにするために、下記の措置を講じられるよう、強く要請する。

一つ、子どもたちの教育環境改善、教職員の長時間労働改善のために計画的な教職員定数改善を推進すること。

二つ、教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を二分の一に復元すること。

三つ目に、離島・山間部の多い鹿児島県において、教育の機会均等を保障するため、国の学級編制基準を改めて、学校統廃合によら

ない複式学級の解消に向けて、適切な措置を講ずること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成三十年六月二十九日、鹿児島県西之表市議会。

なお、提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣であります。

議員各位の御賛同方よろしくお願いいたします。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま本案が議決されましたが、その字句、数字その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に一任されたいと思います。御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、字句、数字その他の整理は議長に一任することに決しました。

#### △議員派遣の件

○議長（永田 章君） 次は、日程第一二、議員派遣の件を議題と

いたします。

お諮りいたします。

お手元に配付しております議員派遣一覧表のとおり、議員を派遣したいと思いますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。  
よって、そのように決しました。

△閉会中の継続審査

○議長（永田 章君） 次は、日程第一三、閉会中の継続審査を議題といたします。

閉会中、各常任委員会、議会運営委員会及び各特別委員会が所管事務調査等に出向、または委員会開催の申し出があります。これを許可することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、閉会中、各常任委員会、議会運営委員会及び各特別委員会が所管事務調査等に出向、または委員会開催の申し出については、これを許可することに決しました。

これもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

△市長挨拶

○議長（永田 章君） 閉会に当たって、八板市長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

「市長 八板俊輔君登壇」

○市長（八板俊輔君） 平成三十年第二回定例市議会の閉会に当たりまして御挨拶を申し上げます。

本定例会に提案いたしました予算や条例などの議案につきまして、慎重審議を賜り、全議案、可決、同意いただきました。まこと

にありがとうございます。

本議会の冒頭、平成二十九年度の各専決処分の報告をいたしました。内容について御審議等もいただきました。課題に關しましては、今後の行政運営にしっかりと反映させ、事務事業の適正執行に努めたいと考えております。

会期中の六月十八日に大阪で発生しました地震により、学校のブロック塀が倒壊し、女子児童が亡くなる痛ましい出来事がありました。

この事故を受けまして、施設の緊急点検を実施いたしました。公施設については、おおむね安全を確認したところです。ただ公営住宅の一部などで危険箇所を発見し、撤去するなど、緊急に対応をしたところでございます。

本定例会におきまして、理事者側には新たに五人の課長が加わりました。市議会の議場は、議員の皆様を通じて市民の意見をお聞きする上で非常に重要な場であり、かつ緊張する場でもございます。理事者一同、今後とも研さんに励み、市民の福祉向上に努めてまいりたいと思います。

さて、もうすぐ夏を迎えます。鉄砲まつりなど、恒例のイベントを通じ、市民の皆様や関係の皆様、それと観光客の皆様方とも、さまざまなお話をしながら、西之表市のまちづくりに励みたいと思います。

また、馬毛島についても動きが出てきました。本市の将来にかか

わる重要課題の一つとして、今後の動きを引き続き注視してまいります。

本議会を通じて、議員各位から御指摘をいただきました諸課題につきましても、真摯に向き合い、改善の努力を積み重ねてまいります。

本日未明、サッカーワールドカップで西野ジャパンが決勝トーナメント進出を決めました。一層の活躍を期待するところであります。

議員の皆様におかれましても、くれぐれも健康に御留意いただき、今後とも市政発展のために御活動いただけますようお願い申し上げます。まして、閉会に当たつての御挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございました。

#### △議長閉会挨拶

○議長（永田 章君） 閉会に当たり、私からも御挨拶を申し上げます。

六月十四日開会、延べ十六日間にわたる市議会定例会が、皆様の御協力のもと、全ての日程を終えることができました。心よりお礼を申し上げます。

今定例会に付議された議案・請願について、慎重審議の上、請願において不採択一件と決しました。

今後とも、市民の付託に応えるべく、各委員会での十分な議論を尽くし、その役割を果たしていただきたいと思います。

さて、開会冒頭、八板市長の所信表明の中で報告がありました。平成二十九年年度農業分野において、前年度と比較して十五件の減少、特にさとうきびについては、対前年度比三億五千万円の減収とのことであります。

これまでも、議員各位におかれましては、一般質問等でその対応策について議論をいたしました。農家の皆さんの生産意欲につながるよう、担当部署におかれましては、今後とも、引き続き、関係機関と連携をとりながら、対策を講じていただきたいと思います。

なお、今回の補正予算の中に道路改良における社会資本整備交付金が拡充されたことは高く評価するものでありますが、この件については、地元県議、県選出の国会議員等への要望活動が不可欠と思われるので、引き続き、事業推進に努めていただきたいと思います。

平成三十年度から第六次長期振興計画がスタートいたしました。その計画に基づき、一つ一つ取り組んでいくものと思いますが、農林漁業の振興、社会資本整備事業、どれも市民生活に大きく影響するものであります。

八板市政の重要課題として、各課連携のもと、早急な対応を求めたいと思っております。

最後になりますが、大阪を中心としたマグニチュード六クラスの地震により、五名のとうとい命が失われ、また、多くの被害が続出いたしました。

犠牲に遭われた皆様に改めて哀悼の意を表したいと思えます。一日でも早く復旧できることを願うものであります。

私どもの種子島も、南海トラフ地震はもとより、政府地震予測委員会の発表した三十年以内にマグニチュード六以上発生する地域に種子島も含まれているとのことであり、台風災害をあわせて防災に対する心構えをいま一度考えてみたいものであります。

議員、理事者の皆様には、健康に十分に留意をいただき、今後とも市政発展のために御尽力を賜りますようお願いを申し上げ、私の挨拶といたします。

#### △閉 会

○議長（永田 章君） 以上をもちまして、平成三十年第二回西之表市議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでございました。

午後零時四分閉会



地方自治法第二百二十三条第二項の規定によつてここに署名する。

議 長

二 番 議 員

三 番 議 員